

令和5年度
矢巾町地域防災計画



令和6年2月16日
矢巾町防災会議

矢巾町地域防災計画の構成

■ 本 編

■ 例規編

■ 資料編

■ 様式編

本 編 目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1-1
第2節 町民の責務	1-1
第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	1-1
第1 岩手県地域防災計画との関係	1-1
第2 他の法令に基づく計画との関係	1-1
第3節の2 災害時における個人情報の取扱	1-2
第4節 矢巾町防災会議	1-3
第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-6
第1 防災関係機関の責務	1-6
第2 防災関係機関の業務の大綱	1-6
第6節 町の概況	1-11
第7節 災害の発生状況	1-12

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	2-1
第1 基本方針	2-1
第2 防災知識の普及	2-1
第2節 地域防災活動活性化計画	2-4
第1 基本方針	2-4
第2 自主防災組織の育成強化	2-4
第3 消防団の活性化	2-5
第4 住民等による地区内の防災活動の推進	2-5
第3節 防災訓練計画	2-6
第1 基本方針	2-6

第2	実施要領	2-6
第4節	避難対策計画	2-8
第1	基本方針	2-8
第2	避難計画の作成	2-8
第3	避難場所等の整備等	2-14
第4	避難所の運営体制等の整備	2-16
第5	避難行動要支援者名簿の作成、更新	2-16
第6	避難に関する広報	2-17
第7	避難訓練の実施	2-17
第4節の2	通信確保計画	2-18
第1	基本方針	2-18
第2	通信施設・設備の整備等	2-18
第5節	要配慮者の安全確保計画	2-20
第1	基本方針	2-20
第2	実施要領	2-20
第6節	孤立化対策計画	2-23
第1	基本方針	2-23
第2	災害時孤立化想定地域の状況	2-23
第3	孤立化想定地域が指定された場合の対策推進	2-23
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	2-25
第1	基本方針	2-25
第2	町の役割	2-25
第3	町民及び事業所の役割	2-25
第7節	防災施設等整備計画	2-26
第1	基本方針	2-26
第2	防災施設等の機能強化	2-26
第3	公共施設等の整備	2-26

第4	消防施設の整備	2-26
第5	防災資機材等の整備	2-27
第8節	建築物安全確保計画	2-28
第1	基本方針	2-28
第2	建築物の耐震性の向上の促進	2-28
第3	建築物の不燃化の促進	2-30
第4	がけ地近接等危険住宅移転事業の推進	2-30
第5	土地区画整理事業	2-30
第6	建築物の安全確保	2-30
第7	宅地の安全確保	2-30
第8	防火対策の推進	2-30
第9	文化財の災害予防対策	2-30
第9節	交通施設安全確保計画	2-32
第1	基本方針	2-32
第2	道路施設	2-32
第3	鉄道施設	2-32
第10節	ライフライン施設等安全確保計画	2-33
第1	基本方針	2-33
第2	上下水道施設	2-33
第3	電力施設	2-34
第4	ガス施設	2-34
第5	電気通信施設	2-34
第11節	危険物等施設安全確保計画	2-35
第1	基本方針	2-35
第2	石油類等危険物	2-35
第3	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	2-36
第12節	風水害予防計画	2-37

第1	基本方針	2-37
第2	風水害に強いまちづくり	2-37
第3	河川の状況	2-37
第4	河川改修事業	2-38
第5	砂防事業	2-38
第6	農地防災事業	2-38
第7	施設の管理	2-38
第8	浸水想定区域の把握及び周知	2-39
第9	風害予防の普及啓発	2-40
第10	タイムライン（防災行動計画）の把握及び周知	2-40
第11	関係者間の密接な連携体制の構築	2-40
第13節	雪害予防計画	2-41
第1	基本方針	2-41
第2	雪崩防止対策	2-41
第3	道路交通の確保	2-41
第4	雪害予防の普及啓発	2-43
第14節	土砂災害予防計画	2-44
第1	基本方針	2-44
第2	土石流対策事業	2-44
第3	山地災害予防事業	2-44
第4	土砂災害予防事業	2-44
第5	土砂災害警戒情報の発表	2-45
第6	土砂災害緊急情報の発表	2-47
第7	土砂災害発生時における情報収集及び報告系統	2-48
第15節	火災予防計画	2-49
第1	基本方針	2-49
第2	出火防止及び初期消火体制の確立	2-49

第3	消防力の充実強化	2-49
第16節	林野火災予防計画	2-53
第1	基本方針	2-53
第2	林野火災防止対策の推進	2-53
第17節	農業災害予防計画	2-55
第1	基本方針	2-55
第2	予防対策	2-55
第3	病虫害防除の計画	2-56
第18節	防災ボランティア育成計画	2-57
第1	基本方針	2-57
第2	防災ボランティア及びリーダー等の養成	2-57
第3	防災ボランティアの登録	2-57
第4	防災ボランティアの受入体制の整備	2-57
第5	関係団体等の協力	2-58
第19節	事業等継続対策計画	2-59
第1	基本方針	2-59
第2	事業等継続計画の策定	2-59
第3	企業等の防災活動の推進	2-60

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	3-1
第1	基本方針	3-1
第2	町の活動体制	3-1
第3	職員の動員配備体制	3-16
第4	防災関係機関と連携した活動体制	3-17
第5	防災関係機関の活動体制	3-18
第1節の2	広域防災拠点活動計画	3-19

第1	基本方針	3-19
第2	広域防災拠点の開設等	3-19
第3	広域防災拠点	3-20
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	3-22
第1	基本方針	3-22
第2	実施責任者及び部・課	3-22
第3	実施要領	3-22
第3節	通信情報計画	3-48
第1	基本方針	3-48
第2	実施要領	3-48
第4節	情報の収集・伝達計画	3-51
第1	基本方針	3-51
第2	実施責任者及び担当部・課	3-51
第3	実施要領	3-53
第5節	広報広聴計画	3-62
第1	基本方針	3-62
第2	実施責任者及び担当部・課	3-62
第3	実施要領	3-63
第6節	交通確保・輸送計画	3-66
第1	基本方針	3-66
第2	実施責任者及び担当部・課	3-66
第3	交通確保	3-67
第4	緊急輸送	3-71
第7節	公安警備計画	3-74
第1	基本方針	3-74
第2	実施責任者及び担当部・課	3-74
第3	協力体制	3-74

第4	実施要領	3-74
第8節	消防活動計画	3-76
第1	基本方針	3-76
第2	実施責任者及び担当部・課	3-76
第3	実施要領	3-76
第9節	水防活動計画	3-81
第1	基本方針	3-81
第2	実施責任者及び担当部・課	3-81
第3	実施要領	3-81
第10節	県、市町村等応援協力計画	3-82
第1	基本方針	3-82
第2	実施責任者及び担当部・課	3-82
第3	実施要領	3-86
第11節	自衛隊災害派遣要請計画	3-90
第1	基本方針	3-90
第2	実施責任者及び担当部・課	3-90
第3	実施要領	3-90
第12節	防災ボランティア活動計画	3-95
第1	基本方針	3-95
第2	実施責任者及び担当部・課	3-95
第3	実施要領	3-96
第13節	災害救助法の適用計画	3-99
第1	基本方針	3-99
第2	実施責任者及び担当部・課	3-99
第3	実施要領	3-100
第4	救助の実施	3-102
第5	救助の種類、程度、期間等	3-103

第14節	避難・救出計画	3-108
第1	基本方針	3-108
第2	実施責任者及び担当部・課	3-108
第3	実施要領	3-110
第15節	医療・保健計画	3-128
第1	基本方針	3-128
第2	実施機関（責任者）	3-128
第3	初動医療体制	3-129
第4	傷病者の搬送体制	3-132
第5	健康管理活動の実施	3-132
第6	災害救助法を適用した場合の医療、助産	3-133
第7	愛玩動物の救護対策	3-133
第16節	食料・生活必需品等供給計画	3-136
第1	基本方針	3-136
第2	実施責任者及び担当部・課	3-136
第3	実施要領	3-136
第17節	削除	3-141
第18節	給水計画	3-142
第1	基本方針	3-142
第2	実施責任者及び担当部・課	3-142
第3	実施要領	3-142
第19節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	3-145
第1	基本方針	3-145
第2	実施責任者及び担当部・課	3-145
第3	実施要領	3-146
第20節	感染症予防計画	3-150
第1	基本方針	3-150

第2	実施責任者及び担当部・課	3-150
第3	実施要領	3-150
第21節	廃棄物処理・障害物除去計画	3-153
第1	基本方針	3-153
第2	実施責任者及び担当部・課	3-153
第3	実施要領	3-154
第22節	行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画	3-160
第1	基本方針	3-160
第2	実施責任者及び担当部・課	3-160
第3	実施要領	3-160
第23節	応急対策要員確保計画	3-164
第1	基本方針	3-164
第2	実施責任者及び担当部・課	3-164
第3	実施要領	3-164
第24節	文教対策計画	3-167
第1	基本方針	3-167
第2	実施責任者及び担当部・課	3-167
第3	実施要領	3-167
第25節	農畜産物応急対策計画	3-171
第1	基本方針	3-171
第2	実施責任者及び担当部・課	3-171
第3	実施要領	3-171
第26節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	3-174
第1	公共土木施設	3-174
第2	鉄道施設の応急対策	3-175
第27節	ライフライン施設応急対策計画	3-176
第1	基本方針	3-176

第2	実施責任者及び担当部・課	3-176
第3	実施要領	3-176
第28節	危険物等施設応急対策計画	3-181
第1	基本方針	3-181
第2	実施責任者及び担当部・課	3-181
第3	実施要領	3-181
第29節	林野火災応急対策計画	3-185
第1	基本方針	3-185
第2	実施責任者及び担当部・課	3-185
第3	実施要領	3-186
第30節	防災ヘリコプター要請計画	3-191
第1	基本方針	3-191
第2	実施責任者及び担当部・課	3-191
第3	実施要領	3-191

第4章 特殊災害対策計画

第1節	地震災害対策計画	4-1
第1	基本方針	4-1
第2	断層と地震活動	4-1
第3	地震被害の想定	4-1
第4	町の活動体制	4-3
第5	ため池防災対策	4-4
第1-2節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	4-5
第1	推進計画の目的	4-5
第2	岩手県内の推進地域	4-5
第3	防災関係機関が行う地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-5
第4	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項	4-5

第5	関係者との連携協力確保に関する事項	4-6
第6	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	4-7
第7	防災訓練に関する事項	4-8
第8	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	4-9
第2節	火山災害対策計画	4-11
第1	基本方針	4-11
第2	岩手山の概要	4-11
第3	町の活動体制	4-12
第3節	原子力災害対策計画	4-14
第1	基本方針	4-14
第2	災害の想定	4-14
第3	隣接県に立地する原子力事業所	4-15
第4	防災知識の普及	4-15
第5	町の活動体制	4-16
第6	特定事象発生情報等の伝達	4-17
第7	住民等への情報提供	4-19
第8	モニタリング体制の整備	4-19
第9	避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等	4-19
第10	警戒区域の設定	4-20
第11	避難誘導等	4-21
第12	健康管理活動の実施	4-21
第13	低減措置・廃棄物等の処理等	4-22

第5章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	5-1
第1	基本方針	5-1
第2	災害復旧事業計画	5-1

第3	激甚災害の指定	5-2
第4	緊急災害査定の促進	5-2
第5	緊急融資等の確保	5-2
第2節	生活の安定確保計画	5-5
第1	基本方針	5-5
第2	被災者の生活確保	5-5
第3	中小企業への融資	5-10
第4	農林業関係者への融資	5-10
第3節	復興計画の作成	5-11
第1	基本方針	5-11
第2	復興方針及び計画の作成	5-11
第3	復興事業の実施	5-11
第4	災害記録編纂計画	5-13

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、矢巾町の全域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、矢巾町防災会議が作成する計画で、本町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第 2 節 町民の責務

町民は、法令又はこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

第 3 節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第 1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画との整合性を有するものとする。

第 2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本町の地域に係る防災対策として、総合的、かつ、基本的な性格を有するものであつて、災害対策基本法第 42 条第 1 項に掲げる防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

また、この計画は、本町における他の計画と矛盾し、又は抵触することがあつてはならない。

第3節の2 災害時における個人情報の取扱

1 基本方針

町は、災害対応や平時の準備における個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び「矢巾町個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年矢巾町条例第10号。以下「条例」という。）等の適切な運用等により、個人情報の適正な取り扱いを図り、町民の生命、身体及び財産の保護を最大限図る。

2 町における取扱い

(1) 個人情報の保有

町が個人情報を保有するにあたっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、かつ利用目的を適切に特定する。

(2) 保有個人情報の利用目的

- 町の事務を行う場合
- 町の事業（被災者支援を目的とするものに限る。）を行う場合で、利用にあたっては次の事項に留意する。
 - ・ 被災者の負担軽減を図るものであること。
 - ・ 被災者の生活再建に資すること。
 - ・ 被災者個人の権利利益を損なわないこと。

(3) 保有個人情報の利用及び提供

- 保有個人情報の利用・提供にあたっては、法第69条第1項の規定に基づき、特定した利用目的の範囲内で運用することを原則とする。
- 利用目的以外の目的で利用・提供することについては、法令に基づく場合を除き、法第69条第2項各号の規定に該当する場合に限るものとする。
- 国、県、他の地方公共団体、矢巾町社会福祉協議会又は町における前号に掲げる以外の法人その他の団体等に対し、前号に準じて、必要に応じ保有個人情報の提供を図る。

(4) 災害対策基本法に規定される個人情報の取り扱い

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保や被災者支援を目的として規定される。
- 規定される内容
 - ・ 避難行動要支援者に関する名簿情報の利用及び提供（災害対策基本法第49条の11）
 - ・ 個別避難計画情報の利用及び提供（災害対策基本法第49条の15）
 - ・ 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）
 - ・ 被災者の安否情報の提供等において、被災者の氏名等を取り扱う業務（災害対策基本法第86条の15）

(5) 保有個人情報の管理

- 前各号における保有個人情報の管理は、法の規定に基づき適切に管理するものとする。
- 災害対策基本法に規定のないものについては、法の規定である安全管理措置（法第66条第1項及び第2項）、漏えい等報告義務（法第68条第1項及び第2項）に基づき適切に管理するものとする。

第4節 矢巾町防災会議

1 所掌事務

矢巾町防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 矢巾町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 矢巾町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 矢巾町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する災害応急対策及び災害復旧、復興に関し、町並びに指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

[矢巾町防災会議条例 例規編1]

2 組 織

矢巾町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を行うため、女性委員の割合を3割以上とすることを目指す。

職名	区 分	防災機関等
会 長	—	矢巾町長
1号委員	指定地方行政機関	仙台管区気象台盛岡地方気象台 東北農政局岩手県拠点 東北森林管理局盛岡森林管理署 東北地方整備局岩手河川国道事務所
2号委員	岩手県知事部局	盛岡広域振興局保健福祉環境部 盛岡広域振興局土木部 盛岡広域振興局農政部
3号委員	岩手県警察本部	紫波警察署

(矢巾町防災会議)

職名	区 分	防災機関等
4号委員	町長部局	副町長 政策推進監 総務課長 未来戦略課長又はその指名する者 企画財政課長又はその指名する者 税務課長又はその指名する者 町民環境課長又はその指名する者 福祉課長又はその指名する者 健康長寿課長又はその指名する者 産業観光課長又はその指名する者 道路住宅課長又はその指名する者 文化スポーツ課長又はその指名する者
5号委員	教育長及び議会事務局、 教育委員会事務局、教育 機関、農業委員会事務局 並びに公営企業の職員	教 育 長 議会事務局長又はその指名する者 学校教育課長又はその指名する者 子ども課長又はその指名する者 学校給食共同調理場 農業委員会事務局長又はその指名する者 上下水道課長又はその指名する者
6号委員	盛岡地区広域消防組合	盛岡南消防署 盛岡南消防署矢巾分署
7号委員	矢巾町消防団	矢巾町消防団長 消防団長の指名する者3名（うち1名は女性消防団 員とする。）
8号委員	指定公共機関及び 指定地方公共機関	東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室 岩手県交通株式会社矢巾営業所 鹿妻穴堰土地改良区 山王海土地改良区 自衛隊岩手地方協力本部盛岡募集案内所 陸上自衛隊東北方面特科連隊本部中隊 （福）矢巾町社会福祉協議会 株式会社ラデオ・もりおか 日本郵便株式会社矢幅郵便局

(矢巾町防災会議)

職名	区 分	防災機関等
9号委員	自主防災組織を構成する者または学識経験のある者	自主防災会連絡協議会 婦人防火クラブ連絡協議会 (一社)紫波郡医師会 岩手医科大学医学部災害医学講座教授 矢巾町建設業協議会 岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センター 矢巾町商工会 矢巾町地域包括支援センター 岩手県行政書士会

3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示し、委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

2 指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等を行う。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町、消防機関

機関名	業務の大綱
町	1 矢巾町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災知識の普及及び教育に関すること。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 6 他の市町村及び関係機関等に対する応援要請に関すること。 7 災害応急対策の実施に関すること。 8 被災施設の復旧及び被災地域の復興に関すること。

(防災関係機関の責務及び業務の大綱)

機関名	業務の大綱
盛岡地区広域消防組合、盛岡南消防署及び矢巾町消防団	1 消防活動に関すること。 2 救急活動及び救助活動に関すること。 3 災害予防対策の実施協力に関すること。 4 災害応急対策の実施協力に関すること。

2 岩手県の組織の出先機関等

機関名	業務の大綱
盛岡広域振興局	1 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 2 管内区域の県管理の道路、橋梁、河川及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 3 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整に関すること。 4 災害時における情報の収集等に関すること。 5 管内区域の農林業施設等の被害調査に関すること。 6 災害救助法等による救助活動に関すること。
紫波警察署	災害時における警備に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
気象庁盛岡地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。

(防災関係機関の責務及び業務の大綱)

機関名	業務の大綱
東北森林管理局盛岡森林管理署	1 国有林野の保安林及び保安施設等の整備に関する事。 2 山火事防止対策に関する事。 3 災害復旧用資機材の供給に関する事。
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事。 2 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関する事。 3 水防活動の指導に関する事。 4 災害時における交通規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 5 直轄公共土木施設の復旧に関する事。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関する事。

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 矢幅駅	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関する事。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関する事。
日本郵便(株) 矢幅郵便局	1 災害時における郵便局の業務の運営確保に関する事。 2 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 3 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募及び配分に関する事。
東北電力ネットワーク(株)盛岡電力センター	1 電力施設の整備、災害防止及び災害復旧に関する事。 2 災害時における電力供給に関する事。 3 電力施設の災害復旧に関する事。

(防災関係機関の責務及び業務の大綱)

東日本電信電話(株) 岩手支店 NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
岩手県交通(株)矢巾営業所 (公社)岩手県トラック協会	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
鹿妻穴堰土地改良区 山王海土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 2 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	1 ガス施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
岩手県石油商業協同組合 盛岡支部	災害時における応急対策用石油等燃料の供給に関すること。
(一社)紫波郡医師会	1 医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(福)矢巾町社会福祉協議会	防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
(株)ラヂオ・もりおか	1 気象予報・警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 緊急割込み放送の運用に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
岩手中央農業協同組合 岩手中央森林組合 岩手県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
矢巾町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院・診療所	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等の保安措置に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
矢巾町婦人防火クラブ 連絡協議会	災害時における奉仕活動及び協力に関すること。
自主防災会連絡協議会	自主防災会の連絡調整等に関すること。
岩手医科大学	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関すること。
矢巾町建設業協議会	1 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。
矢巾町地域包括支援 センター	要配慮者等の連絡調整等に関すること。
岩手県行政書士会	1 災害時における行政書士業務の実施に関すること。 2 被災者相談窓口の開設運営等被災者支援に関すること。

第6節 町の概況

1 位 置

本町は岩手県のほぼ中央部に位置し、西は雫石町、北と東は盛岡市、南は紫波町に隣接し、東西 13.3km、南北 9.8km で、標高は最高点（赤林山）857.60m、最低点（土橋）98.50mである。

東端	土橋権現堂（北上川）	東経	141° 12′ 02″
西端	広宮沢南昌山（国有林）	〃	141° 02′ 50″
南端	太田高林	北緯	39° 34′ 02″
北端	赤林釜淵谷地（湯沢川）	〃	39° 38′ 52″

2 面 積

本町の面積は 67.32 km²である。

[地目別面積 資料編 1-6-1]

3 地 勢

本町の地形は、西に高く、東に低い、侵蝕の進んだ比較的急峻な西部山岳地帯、その東方に広がる洪積台地、北上川、雫石川の流路移動によって形成された沖積平野に大別される。南昌山を主峰とする西部山岳地帯は洪積世の埋め残し地形であり、本町の約 20%を占める。山岳地帯の東縁に南北に走行する断層崖によって、洪積台地とほぼ境を形成し、雫石川の流路移動によって形成された河岸段丘（洪積台地）と北上川の流路移動による河岸段丘（沖積平野）で形成されている。

河川は、西部山岳地帯を水源とし、比較的軟弱な第三紀凝灰岩地帯を侵蝕し、深い溪谷や、断層崖後方に滝をつくり、山麓地帯に各河川が干渉して複合扇状地を広げ開析地帯を形成し、沖積平野を横切って北上川に流入している。

4 地 質

本町の地質は、第3紀中世期以後の海底火山の噴出物によって堆積生成された軽石火山灰が化石化した凝灰岩地帯であり、噴出物の堆積した火山岩からなっている。

[岩手県の活断層帯の概略位置図 資料編 1-6-2]

5 気 象

本町の気象は、中緯度気象帯の温帯に属し、奥羽山脈と北上山地に挟まれている関係から、冬寒く夏暑い内陸盆地型気候である。

[気象状況 資料編 1-6-3]

6 交 通

交通網は、国道4号、東北自動車道、J R 東北本線、東北新幹線、主要地方道盛岡・和賀線、県道不動・盛岡線、県道盛岡・石鳥谷線、県道矢巾・西安庭線、県道矢巾停車場線及び県道不動・矢巾停車場線等が町の交通機能の円滑な流動を図り、さらに、東北自動車道矢巾パーキングエリアには矢巾スマートインターチェンジが設置され、町民の日常生活における需要にんでいる。

第7節 災害の発生状況

[町における主な災害発生記録 資料編1-7-1]

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及及び徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

- 防災関係機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 災害に関する基礎知識
 - エ 災害を防止するための技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ コミュニティFM、インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の擬似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

[災害時における災害情報等の放送に関する協定 資料編2-1-1]

- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 矢巾町地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味、内容及び執るべき行動
 - ウ 平常時における心得
 - ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難道路を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ④ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑥ 災害時の家庭内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
 - エ 災害時における心得
 - ① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 災害危険箇所に関する知識
 - ク 過去における主な災害事例
 - ケ 災害に関する基礎知識
- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるように取組を推進する。
- 町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- 町は、児童及び生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員及び父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- 町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

- 防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

- 町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい者支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者・児の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

- 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から矢巾町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の結成促進及び育成

- 町は、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的、かつ、組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

[自主防災組織の現況 資料編2-2-1]

- 町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導及び援助を行う。

2 自主防災組織の活動

- 町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を班編成等により、明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備及び器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

イ 災害時の活動

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 住民に対する避難指示等の伝達、確認

- ④ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第3 消防団の活性化

- 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。
 - ア 「消防団活性化総合計画」の策定
 - イ 消防団の施設・設備の充実強化
 - ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
 - エ 報酬・出動手当の引き上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
 - オ 消防団総合整備事業等の活用
 - カ 競技会、行事等の開催
 - キ 学生、青年層、女性層及び公務員の消防団への加入の参加促進
 - ク 地域防災、消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区内に事業所を有する事業者が地区防災計画を作成する場合においては、当該計画の内容や計画の実践及び検証等に関して、町が当該地区等を積極的に支援する。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- 町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、矢巾町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、矢巾町安全・安心の日及び防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。
- 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。また、地震発生時の対応行動の習熟を図るため、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるよう努める。
 - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実際に防災活動に習熟するため実施する。
- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 災害対策本部設置・運営訓練	イ 通信情報連絡訓練
ウ 職員非常招集訓練	エ 避難訓練
オ 避難所開設・運営訓練	カ 救出・救助訓練
キ 医療救護訓練	ク 消防訓練
ケ 水防訓練	コ 自衛隊災害派遣要請訓練
サ 要配慮者を対象とした訓練	シ 遺体対応訓練
ス 多言語対応訓練	セ 施設復旧訓練
ソ 交通規制訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

- 町は、訓練の企画及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。

イ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

ウ 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

エ 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

オ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実地的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 町は、火災及び水害等の災害から住民の生命、身体を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

[災害時における避難所施設利用に関する協定書（岩手医大） 資料編2-4-1]

[災害時における避難所施設利用に関する協定書（岩手トラックターミナル） 資料編2-4-2]

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

- 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

[指定緊急避難場所一覧表 資料編2-4-3]

[指定避難所一覧表 資料編2-4-4]

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの。）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持

(避難対策計画)

	⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	① 給水 ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要事項
カ 避難行動要支援者に対する救護処置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集、共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定の締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 避難計画作成に当たっては、町の防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防署、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険サービス事業者等、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう、特に配慮する。
 また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

- 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、矢巾町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。

また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

- 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。

この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定見直しを支援する。

- 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

- 発令基準は、次のとおりとする。

種 別	発 令 基 準		
警戒レベル3 「高齢者等避難」	ア 避難指示より前の気象予報・警報の段階から、要配慮者等が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供等を行うことが適当であると判断される場合		
	イ 北上川上流洪水予報の「氾濫警戒情報」が発表された場合		
	ウ 北上川上流洪水予報基準水位観測所（明治橋水位観測所）において避難判断水位（2.6m）への到達が予想される場合		
	エ 岩崎川北矢幅水位観測所において、避難判断水位（岩崎川上流で1.2m、岩崎川下流で2.6mへの到達が予想される場合		
	オ 次の河川で、観測水位がそれぞれの水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（観測水位の計測は、橋の底板から水面までの距離とする。）		
	河川名	観測地点	観測水位
	岩崎川	下海老沼橋	－0.3m
	岩崎川	山王茶屋前橋	－1.2m
	太田川	西小泉橋	－1.2m
	大白沢川	久保屋敷橋	－0.8m
	芋沢川	大沼1号橋	－0.5m

種 別	発 令 基 準																		
	カ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、水防団から避難の必要に関する通報があった場合 キ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、浸水の発生に関する情報が住民等から通報があった場合 ク 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現する場合 なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も発令の判断材料とする。 ケ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現する場合 コ 避難情報の発令を要する強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合																		
警戒レベル4 「避難指示」	ア 警戒レベル3「高齢者等避難」より状況が悪化し、危険な場所から全員避難を要すると判断される場合 イ 北上川上流洪水予報の「氾濫危険情報」が発表された場合 ウ 北上川上流洪水予報基準水位観測所（明治橋水位観測所）において氾濫危険水位（3.0m）を超えることが予想される場合 エ 岩崎川北矢幅水位観測所において、氾濫危険水位（岩崎川上流で1.4m、岩崎川下流で3.1mへの到達が予想される場合 オ 次の河川で、観測水位がそれぞれの水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合（観測水位の計測は、橋の底板から水面までの距離とする。） <table><tr><th>河川名</th><th>観測地点</th><th>観測水位</th></tr><tr><td>岩崎川</td><td>下海老沼橋</td><td>－0.0m</td></tr><tr><td>岩崎川</td><td>山王茶屋前橋</td><td>－0.8m</td></tr><tr><td>太田川</td><td>西小泉橋</td><td>－0.8m</td></tr><tr><td>大白沢川</td><td>久保屋敷橋</td><td>－0.5m</td></tr><tr><td>芋沢川</td><td>大沼1号橋</td><td>－0.0m</td></tr></table> カ 堤防に異常な漏水等が発見された場合 キ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ク 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 ケ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現する場合 コ 土砂災害の前兆現象（湧き水、流水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 サ 災害（水害、土砂災害を除く。）の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合	河川名	観測地点	観測水位	岩崎川	下海老沼橋	－0.0m	岩崎川	山王茶屋前橋	－0.8m	太田川	西小泉橋	－0.8m	大白沢川	久保屋敷橋	－0.5m	芋沢川	大沼1号橋	－0.0m
河川名	観測地点	観測水位																	
岩崎川	下海老沼橋	－0.0m																	
岩崎川	山王茶屋前橋	－0.8m																	
太田川	西小泉橋	－0.8m																	
大白沢川	久保屋敷橋	－0.5m																	
芋沢川	大沼1号橋	－0.0m																	

種 別	発 令 基 準
警戒レベル5 「緊急安全確保」	ア 警戒レベル4「避難指示」より状況が悪化し、避難指示により避難場所等への立退き避難が安全にできない場合、又は危険なおそれがあり、緊急的に安全確保を促す必要があると判断される場合 イ 各河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合 ウ 堤防の異常な漏水の進行や亀裂、すべり等により堤防の決壊のおそれが高まった場合 エ 堤防の決壊や水位が堤防高を超えた場合 オ 洪水等により樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合 カ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 キ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現した場合 ク 山鳴りや流木の流出が確認された場合 ケ 土砂災害が発生した場合 コ 災害（水害、土砂災害を除く。）の発生を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると判断される場合 サ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫」（黒）が出現した場合 シ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ス 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）が出現した場合

- 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、矢巾町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 学校、幼稚園、保育所においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。

3 広域避難及び広域一時滞在

- 町は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の準備に努める。
- 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 町は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所を指定するとともに、その整備に努める。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。
- 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所	ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね3平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。 オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 カ 水害に対する避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所	ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。 キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものであること。 ク 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
- 町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。
- 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

[指定福祉避難所 資料編 2-4-5]

[矢巾町避難行動要支援者の支援に関する協定書 資料編 2-4-6]

- 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町に設けるものとする。

2 避難道路の整備等

- 町は、次の事項に留意し、地区ごとに避難道路を選定するとともに、その整備に努める。

- ア 道路付近に延焼危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路があること。
- ウ 浸水・がけ崩れ等の危険がない道路であること。
- エ 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定める。

3 避難場所等の環境整備

- 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- ウ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- エ 避難所における停電時に対応するための可搬式発電機の整備及びその燃料の備蓄
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布、暖房器具及び暖房施設等の整備
- キ 要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保及び男女のニーズの違い、性的マイノリティ（L G B T等）等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴施設及び洗濯場等の環境の整備

- 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

第4 避難所の運営体制等の整備

- 町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、町のマニュアル等の作成を支援する。

第5 避難行動要支援者名簿の作成、更新

- 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 名簿に登録する対象者の範囲及び登録する情報並びに名簿の更新、提供等については、「矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱」に定める。

[矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱 例規編6]

- 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画において概ね次の事項を定める。
 - ア 避難支援者となる者
 - イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - エ 名簿の更新に関する事項
 - オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮

キ 避難支援者の安全確保

- 町は、避難支援者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

第6 避難に関する広報

- 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難所、避難経路、危険箇所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、さらに、講習会及び避難訓練の実施、ホームページやアプリケーションの活用など、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路 ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう、意識高揚を図り、避難経路や避難場所等を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第4節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

[特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 資料編2-4の2-1]
(災害時用公衆電話(特設公衆電話))

- 3 情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S など、I C Tの防災施策への積極的な活用が必要である。

第2 通信施設・設備の整備等

1 防災行政無線

- 町においては、防災行政無線の整備に努める。

[防災行政用無線設備配置一覧表 資料編2-4の2-2]

2 防災相互通信用無線の整備

- 本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

3 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設(災害優先電話を含む。)、コンピューター等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化及び耐震化に努める。

4 災害時優先電話の指定

- 町及び防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

5 通信運用マニュアルの作成等

- 町及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 町は、県等の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導体制づくりを進める。
- 2 町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び個別避難計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を策定する。
- 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
- 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

[矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱 例規編 6]

2 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

浸水想定区域内の福祉施設等の状況は「資料編 2-12-3」に記載

- 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

3 避難誘導

- 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の防災関係機関と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

4 避難生活

- 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイト※を含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

※オストメイトとは、人工肛門保有者・人工膀胱保有者のことをいう。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性、耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて修繕等に努める。特に、スロープ等の段差解消設備を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災活動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
また、施設の構造や利用者の心身の特徴を考慮した避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。この際、個別避難計画の検証を行い、その成果を反映する等、計画の実効性を高める。

7 外国人の安全確保対策の実施について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加も呼びかける。なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

- 町は、第2章第4節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内表示板等の整備

- 町は、災害時において外国人が迅速、かつ、的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。
また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(4) 情報の提供

- 町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
- 町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとマッチング）を行うよう努める。

(5) ボランティアの育成等

- 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

- 町は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

- 町内には、現在災害時孤立化想定地域の指定はないが、今後においても実態の状況把握に努める。

第3 孤立化想定地域が指定された場合の対策推進

1 通信手段の確保

- 町は、災害時優先電話、衛星携帯電話等のみならず簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法的の習熟を図る。
- 町は、県の防災ヘリコプター等による空中偵察に対し、県が定めた住民側から送る合図の周知に努める。

(県統一合図)

- | |
|---------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） |
| イ 黄旗（負傷者等はないが、救援物資を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |

- 町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話するなど、住民の安否確認を行う体制及び連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

- 町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

- 町は、孤立の可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所（以下この節「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合等は、隣接する地域において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

- 町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

- 町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導及び避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から食料、飲料水、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 町の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難場所等に分散して備蓄し、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

- 各家庭において、家族3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

【家庭における備蓄品の例】

食料（アレルギー対応含む。）、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、タオル、毛布、軍手、カセットコンロ（カセットガスを含む。）、石油ストーブ（灯油を含む。）等

2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄または確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - ア 災害応急対策活動における中枢機能
 - イ 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - ウ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動の支援を受けるための防災ヘリポート機能
 - エ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
 - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
 - キ 自家発電装置、太陽光発電その他の再生利用可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
 - ク 被災住民の避難、収容機能
 - ケ 警察・消防・自衛隊等の部隊展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

- 町は、避難道路、避難場所等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

- 町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備の整備を拡充するとともに、常時点検整備を行う。

[消防力一覧表 資料編2-7-1]

第5 防災資機材等の整備

- 町は、広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を実施するため、資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

[防災資機材設備状況 資料編2-7-2]

第8節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化等の促進、防災空間の確保等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の耐震性の向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

○ 町施設の耐震化強化

ア 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ 災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠地となる建築物が要求されることから、町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。

(ア) 災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設

(イ) 災害時の緊急救護所、被災者の一時収容施設となる学校、病院等

ウ 防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

エ 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

○ 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

○ 設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品等の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

- 木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

- 建築物の耐震性の確保について、広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については、必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- 通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。
- 通学路及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検及び補強を指導する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により、町民への啓発普及を図る。

8 地震保険の加入促進

- 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及や加入促進に努める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

2 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅不燃化を積極的に促進する。

第4 がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区においては、県及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

第5 土地区画整理事業

町内の公共施設の整備とともに、宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路及び公園緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第6 建築物の安全確保

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第7 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害及び洪水、出水、液状化等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第8 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業所、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第9 文化財の災害予防対策

1 文化財の現況

- 本町には各種の文化財が数多く所在しているが、その歴史上、学術上あるいは芸術価値により、文化財保護法、県及び町文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

[文化財指定状況 資料編2-8-1]

2 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火及び防災意識の高揚に努める。

3 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。また、電気火災が多発していることから、定期的な電気配線の点検やコンセント周りの清掃など、電気設備の適正な維持管理に努める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	ア 自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 イ 町（県）指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備に努める。 ウ 定期点検の継続的な実施及び一定期間の記録の保存
史跡、名勝、天然記念物	ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の火災予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

4 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質及び保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設及び災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所の調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
 - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策を実施する。

2 橋梁の整備

- 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。
- 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を除去して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、障害物除去用資機材の配備、増強に努める。

第3 鉄道施設

災害時における鉄道施設の応急対策については、東日本旅客鉄道㈱の計画により実施されるが、鉄道は、災害応急用物資等の輸送手段としても重要であるため、町内における応急復旧が円滑に行われるよう協力する。

第 10 節 ライフライン施設等安全確保計画

第 1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、設備及び災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第 2 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

水道管路	○ 配水管等は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ○ 既設管は、更新計画を策定し、重要度等の優先順位に基づき耐震性を有する管種への交換を推進する。
浄水施設、取水井	○ 浄水施設等は、被災時の停電に考慮して、必要最小限の自家発電設備及び燃料タンクの整備を図る。

(2) 給水体制の整備

- 町及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（1人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、町内の重要施設を災害時の給水拠点として位置づけ、これに係る配水管の耐震化を推進する。
- 災害時他からの応援給水が円滑に行えるよう給水車用給水拠点の整備を図り、併せて迅速な応援給水要請のため必要な手順等を定期的に確認する。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	○ 新たな下水管渠の布設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化に考慮し、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修及び交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

マンホールポンプ、 処理施設	○ マンホールポンプ、処理施設は、停電時に可搬式発電機からの受電が可能な構造とし、既設の施設についても必要に応じて改修を行う。 ○ 既設のマンホールポンプ、処理施設は、耐震性を有する構造であることを確認し、必要がある場合は改修を行う。

第3 電力施設

- 町は、災害を未然に防止するため、電力事業者が行う予防措置等に協力する。
- 電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気の事故防止を図る。

第4 ガス施設

- 町は、災害を未然に防止するため、ガス事業者が行う予防措置等に協力する。
- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

第5 電気通信施設

- 町は、災害時における通信の確保を図るため、電気通信事業者が行う応急復旧が円滑に行われるよう協力する。

1 設備の整備

電気通信事業者は、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計の充実を図る。

2 電気通信設備等の点検調査

電気通信事業者は、電気通信設備等を常に法令に定める技術基準に適合するよう、保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備等の巡視点検（災害発生のおそれがある場合は、特別巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努めるものとする。

第11節 危険物等施設安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

- 町は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習の受講を関係者に推奨する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ 危険物施設の所有者等及び危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 危険物施設からの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町は、施設の所有者等に対し、災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の強化の促進を図る。

1 保安意識の高揚

- 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬取締等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

2 自主保安体制の整備指導

- 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第12節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 町その他防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政指導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3 河川の状況

本町の河川は、西部奥羽山脈に源を発した一級河川岩崎川、太田川、大白沢川、芋沢川、見前川の各河川、その他普通河川として湯沢川、向田川、新川、小白沢川、宮手川等があり北上川に合流している。

[河川の状況 資料編2-12-1]

第4 河川改修事業

県管理河川については、未改修河川の早期改修を促進する。また、市街地の拡大に伴い降雨の流出量が激増し、在来の排水施設では、十分な排水機能を果たすことが次第に困難となり、浸水、湛水の被害の発生が予想されるため、市街地及びその周辺の小河川、排水路について、緊急度の高い箇所から必要に応じて改良整備を推進するものとする。

[河川改修事業の状況 資料編2-12-2]

第5 砂防事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から、人命及び財産を守ることが目的として、国及び県と連携して堰堤工、流路工等の整備を進める。
- 土石流対策の砂防事業を重点的に推進する。

第6 農地防災事業

- 洪水による災害を防止し、農地の保全を図ることを目的として、農林水産省東北農政局により煙山ダムが整備されている。
- 煙山ダム管理受託者である町は、既存施設の定期的な管理点検及び整備を実施するとともに、放流の際の住民への周知体制を万全に整えるものとする。

施設名	河川名	位 置	集水面積	調節流量	施行年度
煙山ダム	岩崎川	煙 山	10.43 km ²	最大 6.0 m ³ /s	昭和 34～42 年

- 国から指定された防災重点ため池については、鹿妻穴堰土地改良区を含めた各ため池の管理者と町が連携して監視及び管理体制を整備するほか、地域住民への周知体制を万全に整えるものとする。
- 農地、農業用施設等における洪水等の災害防止と緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業用の水路施設等整備と機能保全を推進する。

第7 施設管理

- 町は、洪水防ぎょ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時における緊急操作の必要性に鑑み、県から委託された管理事務について適正に管理する。
- 町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
- 町は、水防のための資機材等について常時点検し、不足するもの及び追加を要するものは、補充し、常に活用できるように整備しておくものとする。

第8 浸水想定区域の把握及び周知

- 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。
- 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の雨量により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。
- 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定情報を提供するように努める。
- 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。
- 町は、矢巾町地域防災計画において、浸水想定区域にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等伝達方法について定める。

[浸水想定区域内の福祉施設等の状況 資料編2-12-3]

- 町は、矢巾町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

- 町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められたときは、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第9 風害予防の普及啓発

- 町及びその他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第10 タイムライン（防災行動計画）の把握及び周知

- 町は、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示等の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を把握し、関係機関に周知するよう努める。
[台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示等の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) 資料編2-12-4]

第11 関係者間の密接な連携体制の構築

- 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、町民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

- 町は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

[雪崩危険箇所一覧表 資料編2-13-1]

実施機関	調査対象
矢巾町	1 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの 2 町道に危険を及ぼすもの

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

- 各実施機関は、次により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。

実施機関	調査対象
矢巾町	1 地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの 2 町道に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所	国道4号
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道

- 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検及び除雪要員の確保等を図る。

[除雪機械設備状況 資料編2-13-2]

- 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

- 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- 町は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- 町は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- 町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- 町は、関係機関と連携し、大雪等の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。
- 町は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表をするものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- 町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- 町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

2 凍雪害防止対策

- 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、視線誘導標の設置や消雪施設の管理に万全を期す。
- 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

3 除雪作業開始時期

- 除雪作業の開始は、次のとおり実施するものとする。
 - ア 指定観測点の降雪の深さが 10cm 以上に達する場合及び委託業者の車庫付近の降雪の深さが 10cm 以下であっても風速 15 m/s 以上の場合
 - イ 風等により、吹き溜り等が生じ、車両の通行が停止又は困難となったとき
 - ウ その他の状況又は必要に応じて実施する。

第4 雪害予防の普及啓発

- 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第 14 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、土石流等対策を実施するとともに、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為を制限するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 土石流対策事業

- 土石流危険渓流等は、10 渓流となっている。

[土石流危険渓流箇所一覧表 資料編 2-14-1]

- 砂防工事（ダム工、流路工等）は、国や県の計画と並行して、特に、土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流で、緊急度の高い箇所から、年次計画をもって事業を推進するものとする。

[治山事業の実施状況 資料編 2-14-2]

第 3 山地災害予防事業

民有林地内における山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区は、3 箇所となっている。

[崩壊土砂流出危険地区一覧表 資料編 2-14-3]

第 4 土砂災害防止対策の推進

- 県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、矢巾町地域防災計画に当該警戒区域ごとに次の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

[土石流危険区域内の福祉施設等の状況 資料編2-14-4]

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 国土交通省、県及び町は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

第5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨により、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 発表対象地域

- 土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内のすべての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち 大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発表に当たっては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域や、状況に応じてその周辺の発令区域も含めて検討する。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5 緊急安全確保の発令を検討すること。なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報の指標に用いる基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

5 情報の伝達体制

- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務づけられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を補足する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- 伝達先及び系統図については、第 3 章第 2 節・別図 2 に示すとおりである。

6 避難指示等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

【土砂災害警戒情報の補足情報】

危険度	標示	状況
災害切迫 【警戒レベル 5 相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達 （「緊急安全確保」発令の検討が必要な状況）
危険 【警戒レベル 4 相当】	紫	2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （「避難指示」発令の検討が必要な状況）
警戒 【警戒レベル 3 相当】	赤	2 時間先までに警報基準に到達すると予想 （「高齢者等避難」発令の検討が必要な状況）

危険度	標示	状況
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

※ 警戒避難判定情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

第6 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

- 県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

- 県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

【重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関】

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	- 河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による 湛水	- 河道閉塞の高さ概ね20m以上ある場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因 する土石流	- 河川勾配10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	- 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 - 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

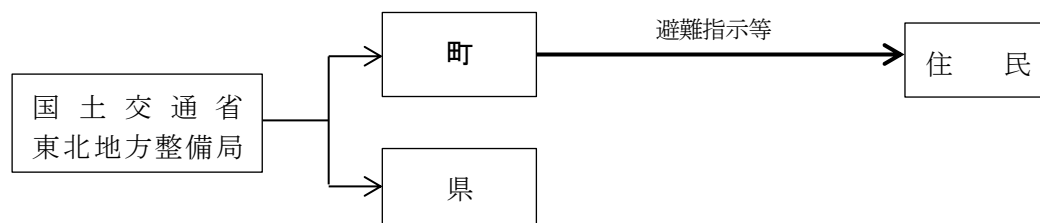
3 土砂災害緊急情報

- 県又は国土交通省は、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

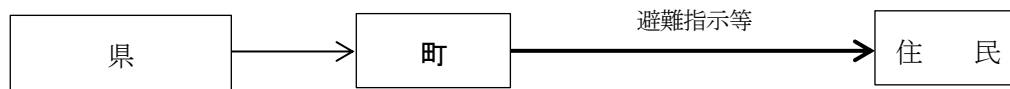
4 情報の伝達体制

- 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

【国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



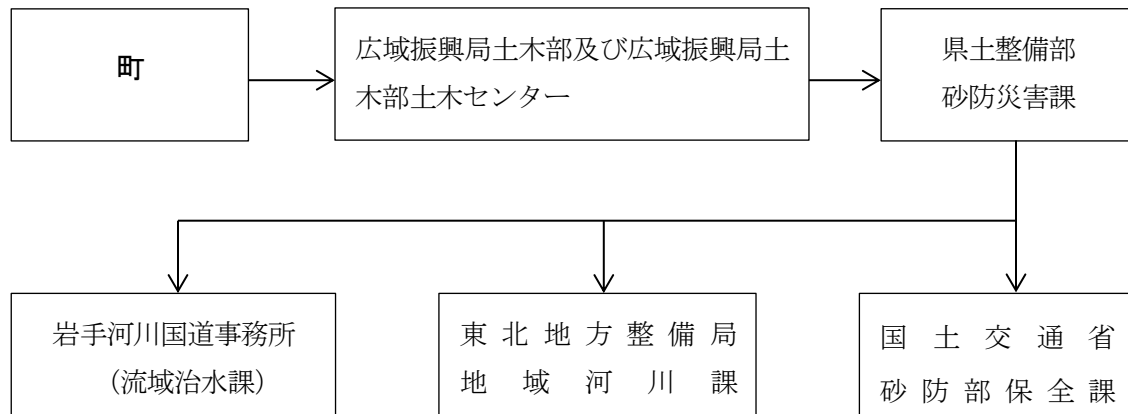
【県が緊急調査を行う場合の伝達系統図】



第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

【土砂災害発生時における報告系統図】



第 15 節 火災予防計画

第 1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止及び初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第 2 出火防止及び初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 町は、出火防止等重点とした講演会、講習会、座談会等の実施及びポスター、パンフレット等印刷物の配布並びにその他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 町は、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	○ すべての住民が参加できるよう、全区域を対象に防火指導等を行い、火災や地震のおそろしさ、出火防止及び初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、各家庭への巡回指導を実施し、重点的に次の事項に関し、適切な指導啓発を行う。 - ア 火気使用設備の取扱方法 - イ 消火器の設置及び取扱方法 - ウ 耐震自動消火装置石油ストーブの普及促進及び点検の履行 - エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法並びに維持管理 - オ 放火火災の予防対策の方法 - カ 電気配線の点検やコンセント周りの清掃の方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、指導を行う。
職場	○ 予防査察、火災予防週間及び防火指導等の機会をとらえ、関係者に対し、次の事項の普及啓発及び高揚を図る。 - ア 災害発生時における応急措置要領の作成 - イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法等の徹底 - ウ 避難誘導體制の確立 - エ 終業時における火気点検の励行 - オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練及び自主防災組織の育成

- 町は、火災発生時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や自主防災組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識及び技術の普及を図る。

(2) 自主防災組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭の防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼少年消防クラブの育成

幼少年期から、火災予防思想の普及を図るため、園児及び小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

ウ 自主防災会の育成

地域の防火防災思想の普及啓発を図るため、行政区等の地域に自主防災会の組織づくりの推進や育成に努める。

3 予防査察の強化

- 防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。
- 火災発生時において、人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、一般査察のほか、随時特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

- 町は、多数の者が出入りする防火対象物については、次の事項を重点に指導し、防火体制の推進を図る。
 - ア 防火管理者の選任
 - イ 消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
 - ウ 消防用設備等の設置及び維持管理
 - エ 火気の使用及び取扱方法

5 危険物等の保安確保指導

- 本章第 11 節 危険物等施設安全確保計画によるほか、次の事項を重点的に指導し、危険物等の保安確保の推進を図る。
 - (1) 危険物等による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造、設備及びその他の管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されるように指導する。
 - (2) 危険物施設の所有者、管理者及び占有者に対し、施設の定期的な点検及び点検記録の作成並びにその記録の保存について、指導する。

第3 消防力の充実強化

- 町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の作成

- 消防活動に万全を期すため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

警防活動計画	消防機関が、適切、かつ、効果的な警防活動を行うため、消防職員の非常招集、消防隊の出動等の基準及びその他警防活動要領等の計画を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地及び消防水利の不備等により、火災が発生した場合、延焼拡大が予想される地域の活動計画を定める。
特殊建築物等の火災防ぎょ計画	建築物の構造、業態及び規模から判断して、火災が発生した場合、特に、人命救助の必要がある高層建築物等の活動計画を定める。
危険物の火災防ぎょ計画	爆発、引火、発火及びその他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵取扱いする建築物及び場所等の活動計画を定める。
ガス事故対策計画	ガスの漏えい及び爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の連携活動計画を定める。

2 消防活動体制の整備の強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防屯所等の適正配置及び消防機械装備の近代化等に努めるとともに、消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防力等の増強

- 消防団は、常備消防機関と並んで、地域社会における消防防災の中核として、消火活動及び人命の救出救助等防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えていることから新規入団の促進、その育成強化を図る。
- 施設及び資機材の整備を促進する。
 - ア 老朽化している消防屯所については、整備計画により、改修又は建替え等の整備を図る。
 - イ 防火水槽については、国の補助制度等を活用して積極的に整備を行う。
 - ウ 消火栓については、町水道計画と併せて整備を図る。
 - エ 消防ポンプ自動車の更新については、整備計画により、更新整備を図る。
 - オ 災害時に防災関係機関との連絡体制の確保をするため、通信施設の整備を図る。
 - カ 資機材の整備については、整備計画を策定し、計画的に増強を図る。

4 消防施設等の点検と水利の確保

- 町及び消防団は、迅速、かつ、円滑な消防活動が実施できるよう、日頃から消防施設の点検に努める。
- 消火栓、防火水槽及び河川等の自然水利について、現状を把握するとともに、有事の際、円滑に使用できるよう、日頃から点検に努める。

第 16 節 林野火災予防計画

第 1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第 2 林野火災防止対策の推進

1 盛岡地区山火事防止対策推進協議会との連携

- 町は、盛岡地区山火事防止対策推進協議会と連携し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

- 山火事を防止するため次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ウ たき火、たばこの完全消火
- エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火あそびの禁止

[矢巾町火入条例 例規編 4]

[矢巾町火入条例施行規則 例規編 5]

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による広報
- ウ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報
- エ 子供会行事等を通じた防火指導

3 予防及び初期消火体制の整備

- 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の配備等その整備に努める。

4 組織の強化

- 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成強化に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各関係機関別の実施事項

機関	実施事項
町	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	ア 火災警報等の伝達及び巡回警戒 イ たき火、火入れの把握と行為者等への指導
森林管理署 等	ア 強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止対策 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア 火入れの許可、指示事項の遵守 イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報等の情報を収集するための携帯ラジオの携行
農業関係 団体	ア 火入れの許可、指示事項の遵守 イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 広報誌等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の 機関	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第17節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

○ 気象災害を必要最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における燃料等の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策・排水路の整備・補修	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい病虫害等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予防	県病虫害防除所等からの病虫害発生予察情報の早期伝達

- 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。
 - ア 生鮮食品の輸送力の確保
 - イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
 - ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
 - エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
 - オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第3 病虫害防除の計画

- 農作物に発生した病虫害を速やかに防除するため、関係機関の協力を得て、対策を講ずるものとする。

第18節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

町は、矢巾町社会福祉協議会（以下本節中「町社協」という。）その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、防災ボランティア活動の啓発、リーダー等の養成及び受入体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア及びリーダー等の養成

- 町は、日本赤十字社岩手県支部（以下本節中「日赤県支部」という。）、日本赤十字社岩手県支部地区支部及び分区（以下本節中「日赤地区等」という。）、岩手県社会福祉協議会（以下本節中「県社協」という。）及び町社協等と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など研修を行う。
- 町は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- | |
|------------------------|
| ア 地域の事情に関すること |
| イ 要配慮者の状況 |
| ウ 要配慮者に対する心構え |
| エ 避難所の状況 |
| オ 行政機関及び関係団体との連絡調整の方法等 |

第3 防災ボランティアの登録

- 町社協は、あらかじめ災害時において、防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体等の登録を行う。
- 防災ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

第4 防災ボランティアの受入体制の整備

- 町は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

- 町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め防災ボランティアの受け入れ体制を整備する。

ア 防災ボランティアの受入担当課
イ 防災ボランティアに提供する情報
ウ 防災ボランティアに提供する装備及び資機材
エ 防災ボランティアの宿泊する施設
オ 防災ボランティアの活動拠点
カ 防災ボランティアとの連絡調整方法
キ その他必要な事項

- 町は、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡及び負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害時特約付）」への加入について配慮する。

第5 関係団体等の協力

- 町は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア 婦人会
イ 自主防災組織
ウ 自治会等
エ その他必要と思われる団体

第 19 節 事業等継続対策計画

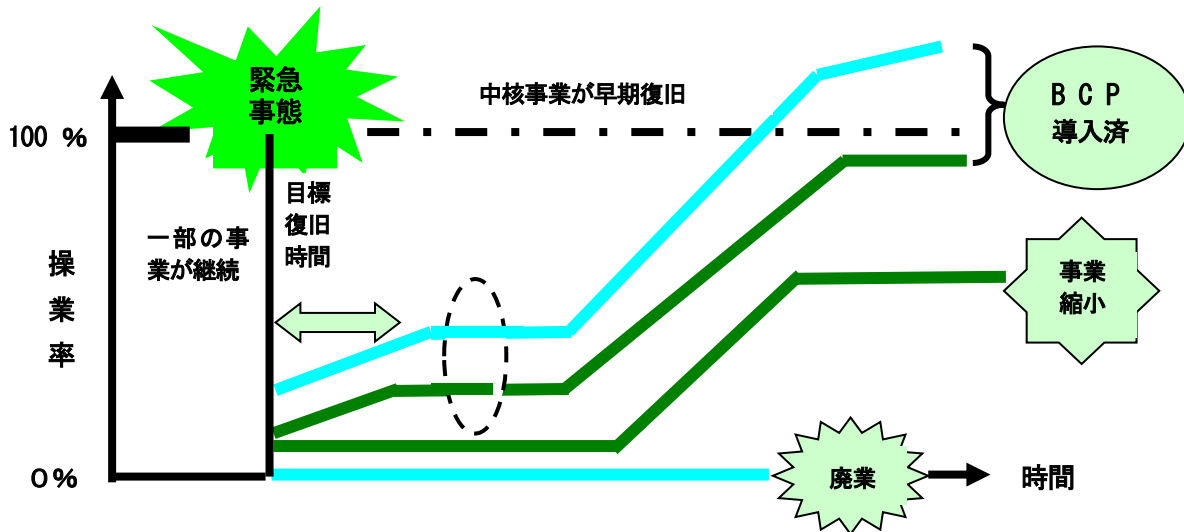
第 1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）※を策定するよう努める。
- 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）※の策定に資する情報提供等を進める。
 - ※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
- 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。
 - ア 災害時において優先して実施すべき業務
 - イ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - オ 通信手段の確保に関する事項
 - カ 行政データのバックアップに関する事項

【企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ】



第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- 町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速、かつ、的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣するなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互支援体制や連帯体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

[災害時における地図製品等の提供に関する協定書 資料編3-1-1]

- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 町の活動体制

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、矢巾町災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）又は矢巾町災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

[災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書 資料編3-1-2]

[災害時における支援協力に関する協定 資料編3-1-3]

[災害時における物資の供給に関する協定書 資料編3-1-4]

[災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 資料編3-1-5]

[緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 資料編3-1-6]

1 災害警戒本部

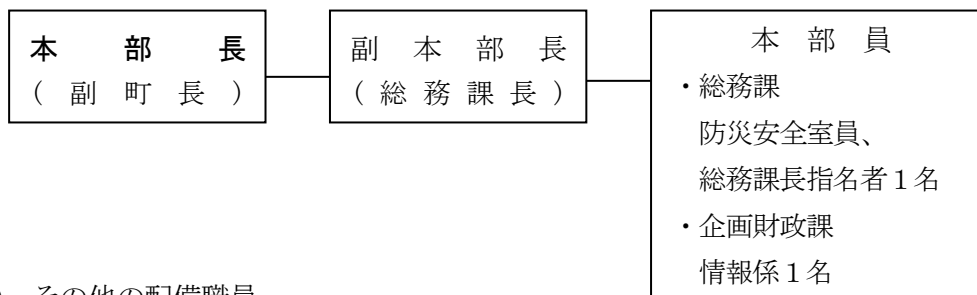
災害警戒本部は、「矢巾町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。[矢巾町災害警戒本部設置要領 例規編3]

(1) 設置基準

- ア 気象警報又は洪水警報が発表された場合
- イ 北上川上流洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合
- ウ 岩崎川上流又は下流において、氾濫注意水位に達し水防警報が発表された場合
- エ 町内の地域で震度4又は震度5弱を観測する地震が発生した場合
- オ 日本海溝・千島海溝周辺でM7級以上の海溝型地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合
- カ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき
- キ 大規模な火災、爆発等による災害が発生した場合において、副町長が必要と認めるとき
- ク その他、副町長が特に必要と認めるとき

(2) 組 織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



- その他の配備職員

本部長が災害警戒本部の運営に特に必要と認めるその他の配備職員は、全管理職員及び施設を管理している場合は、担当職員とする。

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事項は、次のとおりである。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係各課への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係各課への伝達
- ウ 被害発生状況の把握
- エ 応急措置の実施
- オ その他情報の収集等

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

課	担 当 内 容
総務課	1 災害警戒本部全般の処理（各課からの情報収集）に関すること。 2 気象情報の収集、伝達に関すること。 3 関係機関（電力、警察、消防等）の情報収集、伝達に関すること。 4 県、報道機関への伝達に関すること 5 町民センター内施設の確認、報告に関すること。

課	担 当 内 容
未来戦略課	総務課と連携した情報収集、伝達に関する事。
企画財政課	総務課と連携した情報収集、伝達に関する事。
税務課・出納室	総務課と連携した情報収集、伝達に関する事。
町民環境課	矢巾斎苑の状況確認、総務課への報告に関する事。
福祉課	総務課と連携した情報収集、伝達に関する事。
健康長寿課	さわやかハウスの状況確認、総務課への報告に関する事。
産業観光課	1 ダム施設及び農林畜産業の被害状況確認、総務課への報告に関する事。 2 保養センターの状況確認、総務課への報告に関する事。
道路住宅課	1 道路、河川、活動交流センター及び矢幅駅東西自由通路等の状況確認、総務課への報告に関する事。 2 町道の応急処置に関する事。
文化スポーツ課	公民館、体育館、サブ体育館、田園ホール及び資料館の確認、総務課への報告に関する事。
上下水道課	旧保健センター及び上下水道施設の状況確認、総務課への報告に関する事。
議会事務局	総務課と連携した情報収集及び町議会議員への情報伝達に関する事。
学校教育課	町立小中学校の状況確認、総務課への報告に関する事。
子ども課	煙山保育園及び各児童館の状況確認、総務課への報告に関する事。
農業委員会事務局	産業観光課と連携した被害状況の確認、総務課への報告に関する事。
学校給食共同調理場	共同調理場施設の確認、総務課への報告に関する事。
環境施設組合	ごみ処理場等の施設確認、総務課への報告に関する事。
その他本部長が必要と認める課等	本部長が指示する事務

(5) 廃止基準

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

また、本部長は必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

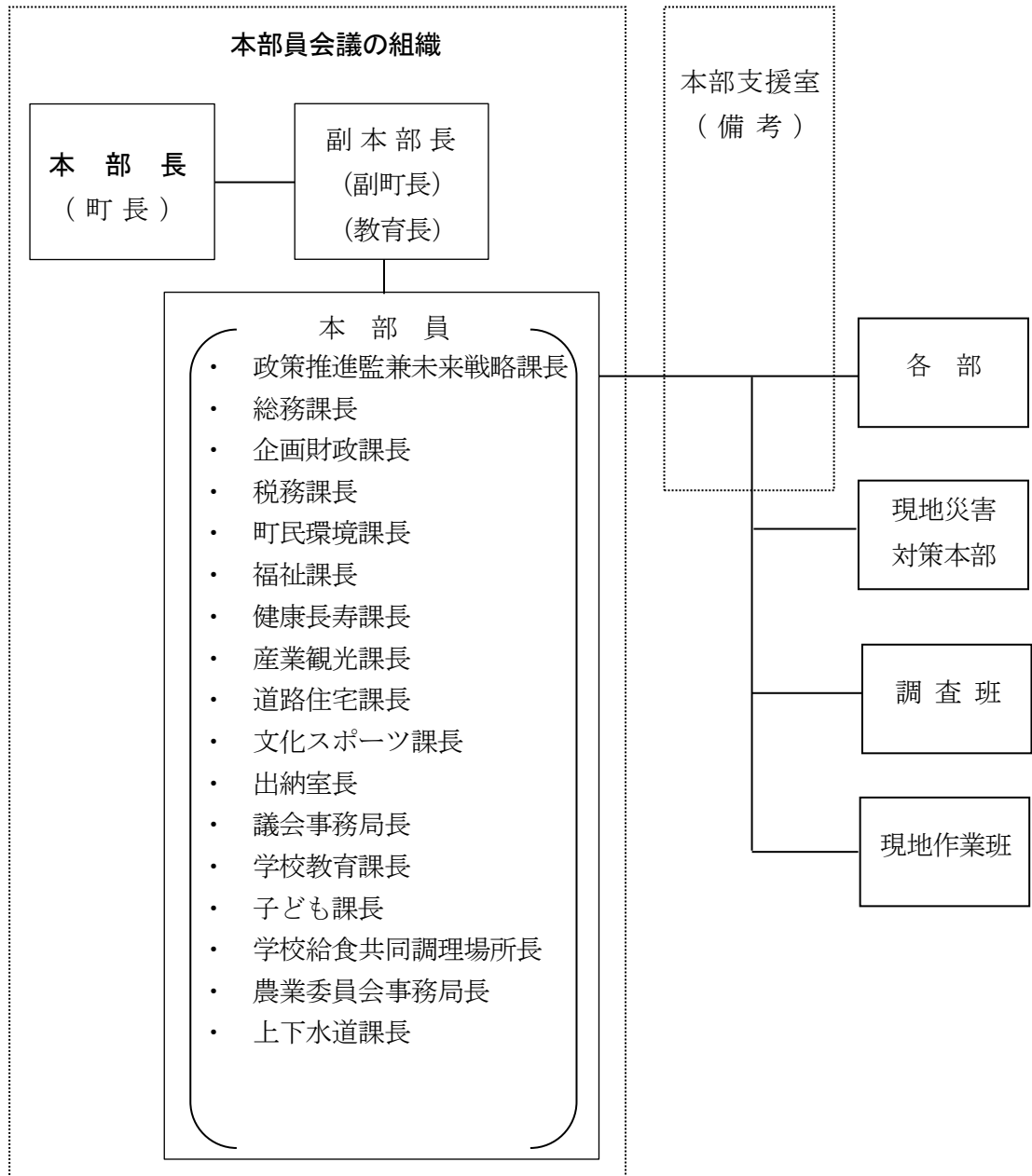
[矢巾町災害対策本部条例 例規編 2]

(1) 設置基準

区 分	設置基準	配備職員の範囲
1 号 非常配備	・ 気象特別警報が発表された場合 ・ 気象警報、洪水警報及び北上川上流洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合 ・ 大規模な火災及び爆発等により相当規模の被害が発生した場合において、災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 ・ 町内で震度 5 強を観測する地震が発生した場合 ・ その他、本部長が特に必要と認める場合	・ 全管理職 ・ 本部支援室要員 ・ 所属長が指名する職員
2 号 非常配備	・ 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 ・ 町内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合	全 職 員

(2) 組 織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



(備考) 本部支援室の機能(班)は次のとおりとする。

- ・ 総括班
- ・ 情報班
- ・ 対策班
- ・ 広報班
- ・ 受電班
- ・ 受援班

※本部支援室の活動については、別に定める。

(活動体制計画)

		部 名	部 長	副 部 長	部 員
本 部 長 (町 長) 副本部長 (副町長) (教育長)		総務部	総務課長	政策推進監兼未来戦略課長 企画財政課長 税務課長 出納室長 議会事務局長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 税務課長補佐 出納室長補佐	総務課員 未来戦略課員 企画財政課員 税務課員 出納室員 議会事務局員
		住民部	町民環境課長	町民環境課長補佐	町民環境課員
		保 健 福 祉部	福祉課長	健康長寿課長 福祉課長補佐 健康長寿課長補佐	福祉課員 健康長寿課員
		産 業 振 興部	産業観光課長	農業委員会事務局長 産業観光課長補佐	産業観光課員 農業委員会事務局員
		建設部	道路住宅課長	道路住宅課長補佐	道路住宅課員
		教育部	学校教育課長	子ども課長 文化スポーツ課長 煙山保育園長 学校給食共同調理場所長 学校教育課長補佐 子ども課長補佐 文化スポーツ課長補佐	学校教育課員 子ども課員 文化スポーツ課員 煙山保育園職員 学校給食共同調理場職員
		上 下 水 道部	上下水道課長	上下水道課長補佐	上下水道課員

ア 本部員会議

- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

なお、必要に応じて外部の関係機関の者を出席させることがある。

- 本部員は、会議の開催が必要と認めるときは、総務部長を通じて本部長に対し、その旨を申し出るものとする。

イ 各部

- 各部は、災害活動組織としての本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員の内から指名する本部連絡員を置く。
- 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、県本部長に対し、速やかに報告するものとする。

ウ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集及び現地作業班等の指揮監督を行う。

エ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現地における被害状況を調査の上、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

オ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上、必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

カ 本部支援室

- 本部長は、発災当初の段階から災害応急対策、災害復旧・復興の段階に至るまで、災害対策本部の活動を終始一貫して支援するための組織として、本部支援室を設置する。
- 本部支援室要員は、各部長等の推薦に基づき、総務部長が指名する。
- 本部支援室は、総務部長直属の組織とし、次の各班で構成する。

班 名	分 掌 事 務
総括班	・ 災害対策本部の設置及び運営 ・ 本部員会議の開催 ・ 本部支援室の業務予定表の作成 ・ 本部支援室内各班への指示等、室全体の統括業務の実施 ・ 本部支援室の運営 ・ 避難所等の運営及び現況把握

班 名	分 掌 事 務
情報班	・ 災害や被害情報の収集・整理 ・ 収集した情報の評価・分析 ・ 情報に関する将来的な見積 ・ 関係班・部署等に対する情報の伝達 ・ クロノロジーの作成・管理 ・ 災害状況図の作成 ・ 会議資料（災害状況、被害状況等）の作成
対策班	・ 災害応急対策に関する方針の案出、行動計画の作成 ・ 避難行動に関する検討及び避難情報の発令 ・ 防災関係機関、関係団体等との連絡調整 ・ 自衛隊に対する災害派遣要請 ・ 各部が実施する災害応急対策の調整 ・ 活動状況図の作成 ・ 会議資料（対応状況）の作成
広報班	・ 災害広報活動の実施 ・ 放送事業者に対する放送要請及び報道要請 ・ 報道機関等からの問い合わせへの対応 ・ 会議資料（P R 状況）の作成
受電班	・ 庁舎代表への電話を受け、本部支援室または必要な部署への取次 ・ 総務課に設置してある F A X、J - A L E R T に関する情報を本部支援室に伝達
受援班	・ 被災者のニーズの把握 ・ 人的支援・物的支援の要請 ・ 人的支援・物的支援の受入

- 本部支援室要員は、本部から配備指令があった場合又は災害対策本部設置基準 2 号非常配備に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。

(3) 分掌事務

○ 災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。

部	課	分掌事務
総務部	総務課	1 災害対策本部会議の開催及び庶務に関すること。 2 防災機関等との連絡調整に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 4 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること。 5 指定避難所（町内全域）の設置に関すること。 6 指定避難所における安否情報の調査確認の総括に関すること。 7 気象の予報・警報の伝達に関すること。 8 防災ヘリコプターの要請に関すること。 9 町有財産の被害調査及び被害対策に関すること。 10 町有車両の配車及び借上げ車両の配車に関すること。 11 自動車燃料及び暖房用燃料（プロパンガス含む。）の調達、確保及びあっせんに関すること。 12 危険物の保安に関すること。 13 防災行政無線局の管理及び運用に関すること。 14 交通安全対策に関すること。 15 自主防災組織との連絡調整に関すること。 16 被災者の救出及び行方不明者、遺体の捜索に関すること。 17 各部との連絡調整に関すること。 18 その他、他部に属さないこと。
	未来戦略課	1 町の政策に関すること。 2 都市計画、市街化区域及び市街化調整区域に関すること。 3 開発行為及び土地区画整理事業に関すること。 4 企業等の誘致に関すること。 5 他課等に対する応援に関すること。
	企画財政課	1 職員の非常配備に関すること。 2 災害応急対策予算の調整等に関すること。 3 災害復旧長期計画の総合調整に関すること。 4 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 5 災害広報に関すること。 6 記録写真等の整備提供に関すること。 7 他課等に対する応援に関すること。

(活動体制計画)

部	課	分掌事務
総務部	税 務 課	1 災害情報の収集及び伝達等に関すること。 2 被害状況の確認及び報告に関すること。 3 人的被害及び建物等の被害調査に関すること。 4 被災者に対する町税の減免等に関すること。 5 罹災証明の発行に関すること。 6 他課等に対する応援に関すること。
	出納室	1 応急食料の調達に関すること。 2 災害対策等の会計に関すること。 3 災害見舞金の出納保管に関すること。 4 他課等に対する応援に関すること。
	議会事務局	1 避難指示等、誘導及び確認に関すること。 2 町議会との連絡調整に関すること。 3 他課等に対する応援に関すること。
住民部	町民環境課	1 遺体の火葬に関すること。 2 遺体の処理及び埋葬に関すること。 3 廃棄物処理及び清掃に関すること。 4 被災者の相談受付に関すること。 5 環境衛生に関すること。 6 愛玩動物の救護対策に関すること。 7 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 他部に対する応援に関すること。
保健福祉部	福祉課	1 障害者支援施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災者に対する厚生援護対策に関すること。 3 要配慮者の安否確認、福祉避難所の連絡調整に関すること。 4 防災ボランティア、町社会福祉協議会との連絡に関すること。 5 義援物資及び義援金に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 他課に対する応援に関すること。
	健康長寿課	1 老人福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医療の応援要請等の総合調整に関すること。 4 医療品及び医療資機材の確保及び配分に関すること。 5 患者の搬送に関すること。 6 被災地の防疫に関すること。 7 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 応急医療の総合調整に関すること。 9 災害時における応急医療及び助産に関すること。

(活動体制計画)

部	課	分掌事務
保健福祉部	健康長寿課	10 町内の指定避難場所における健康相談に関すること。 11 指定避難所（さわやかハウスに開設するものに限る。）における安否情報の調査確認に関すること。 12 食品衛生に関すること。 13 保健指導に関すること。 14 さわやかハウスの被害調査及び建物の復旧に関すること。 15 その他所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 16 他課に対する応援に関すること。
産業振興部	産業観光課 農業委員会 事務局	1 農作物及び農業施設被害調査及び応急対策に関すること。 2 農地・農業用施設被害調査及び応急対策に関すること。 3 家畜、家きん及び家畜飼料の被害調査及び応急対策に関すること。 4 被災農家の営農指導に関すること。 5 農作物の病虫害防除に関すること。 6 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 7 農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること。 8 農業災害補償及び災害融資に関すること。 9 森林、林産物及び林業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 10 農林関係の金融対策に関すること。 11 森林火災の発生状況の把握に関すること。 12 煙山ダムの洪水調整及び応急対策並びに広報に関すること。 13 災害用木材の払い下げに関すること。 14 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 15 商工業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 16 一般労働者及び技術者の確保並びにあっせんに関すること。 17 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 18 商工業者に対する融資に関すること。 19 生活物資の調達及びあっせんに関すること。 20 所管施設の建物以外の復旧に関すること。 21 その他所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 22 他部に対する応援に関すること。
建設部	道路住宅課	1 道路、河川、橋梁、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 交通不可能箇所の調査及び迂回路線に関すること。 4 建設機械の緊急使用と確保に関すること。 5 応急復旧用建設資材の確保に関すること。 6 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。

(活動体制計画)

部	課	分掌事務
建設部	道路住宅課	7 町営住宅の入居のあっせんに関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 河川の洪水予報・警報の情報収集に関する事。10 所管する道路の除雪対策に関する事。 11 住宅関係の金融対策に関する事。 12 都市計画施設の被害調査及び応急対策に関する事。 13 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 14 他部に対する応援に関する事。
教育部	学校教育課 子ども課 学校給食共同調理場	1 被災児童及び生徒に対する応急教育に関する事。 2 学用品等の調達、支給に関する事。 3 被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関する事。 4 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口設置に関する事。 5 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 6 町立小中学校の職員の非常招集及び配置に関する事。 7 町立小中学校の施設の被害調査及び応急対策に関する事。 8 町立小中学校の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策にすること。 9 指定避難場所（町立小中学校に開設するものに限る。）の設置及び管理に関する事。 10 指定避難場所（町立小中学校に開設するものに限る。）における安否情報の調査確認に関する事。 11 災害時の給食に関する事。 12 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 13 他課等に対する応援に関する事。
	文化スポーツ課	1 文化財、社会教育施設、社会文化施設、社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害応援活動に関しての関係団体に対する協力要請に関する事。 3 他課等に対する応援に関する事。
上下水道部	上下水道課	1 飲料水等の供給確保に関する事。 2 被災世帯への応急給水に関する事。 3 給水応援要請に関する事。 4 消火栓の機能確保に関する事。 5 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 8 他部に対する応援に関する事。

(4) 活動マニュアルの作成

- 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速、かつ、円滑な災害応急対策の実施方針を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 事 項
災害発生前	1 事前情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象の予報・警報等の迅速な伝達 (3) 各防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ及び警戒態勢の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 公安警備体制	高齢者等避難、避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	本部員となる課長等による対策会議の設置
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (3) 災害応急対策用車両等の確保 (4) 各部の配備状況の把握 (5) 各部に対する被害速報の収集報告の指令(人的及び住家被害情報の優先)
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察機関との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集

区 分		活 動 事 項
災 害 発 生 後	4 公安警備対策	(1) 高齢者等避難、避難指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策	(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害派遣 要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食、給水活動
	7 県及び他の市町村 に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及 びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 防災ボランティア 活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付及び登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備
	9 災害救助法適用 対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法に基づく救助の実施
	10 現地災害対策本 部の設置並びに調査 班及び現地作業班の 派遣	(1) 編成指示 (2) 編 成 (3) 派 遣
	11 機動力及び輸送 力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 航空輸送の確保
	12 医療・保健 対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
	13 食料、生活必需 品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
	14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保

区 分		活 動 事 項
災 害 発 生 後	15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防用資機材の調達あっせん
	16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施
	17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
	18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	19 県及び国等への陳情要望対策	県及び国等への要望書及び陳情書の提出
	20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全半壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全半壊家屋）への見舞金等の措置
	21 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入及び配布

(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 本部長が、町内に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
 - イ 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき
- 総務部長は、本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

- 矢巾町災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

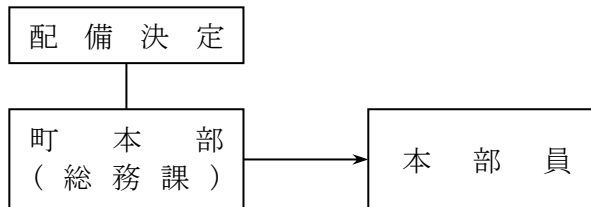
配 備 体 制		配 備 課 公 所 ・ 職
災害警戒本部		総務課、企画財政課及びその他本部長が必要と認める課
災害 対 策 本 部	1号非常配備	・ 全管理職 ・ 本部支援室要員 ・ 所属長が指名する職員
	2号非常配備	全 職 員

- 後発災害の発生が懸念される場合は、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

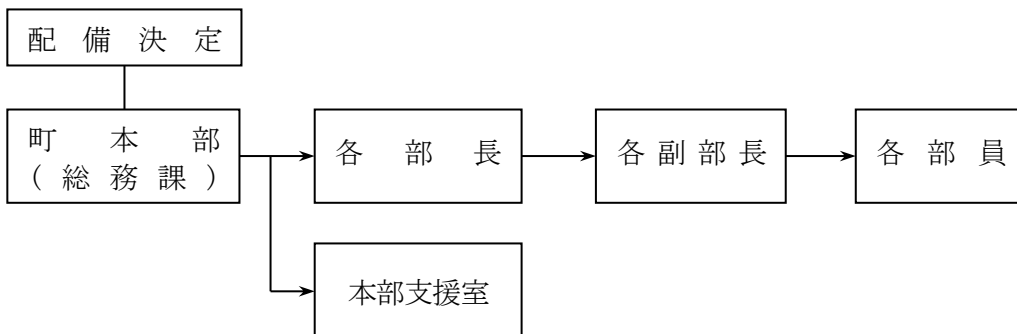
2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員方法

- 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤 務 時 間 内	庁内放送、電子メール、電話等
勤 務 時 間 外	電子メール、携帯電話、電話、コミュニティFM、音声多重放送屋外放送設備等

- 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速、かつ、円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ その他必要な事項
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに勤務場所等に参集する。

5 勤務場所に参集できない場合の対応

災害発生時において職員自身、家族又は住居が被害をうけ、勤務場所へ参集できない場合は、必要な措置を講ずるとともに、その状況を所属長に報告をして指示を受ける。

第4 防災関係機関と連携した活動体制

- 町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。
- 本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。
- 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び矢巾町地域防災計画に定めるところにより、その所管する災害対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対応できる体制を構築する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市町村との連携を図る。
- 防災関係機関等は災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第 1 節の 2 広域防災拠点活動計画

第 1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第 2 広域防災拠点の開設等

本部長は、県本部長とともに、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3 号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベル 4 以上）され、県災害対策本部全職員配備（3 号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

2 広域防災拠点の開設

- 県本部長は広域拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を行うため必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設するときは、災害の発生場所を考慮して、開設する広域防災拠点を選定する。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、開設に向けた必要な調整を行う。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、必要に応じて職員を派遣する。
- 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、応急対策を実施する防災関係機関等の長に対し、具体的な場所、施設名等を明らかにして、広域防災拠点施設の利用可能状況等を連絡する。

3 広域防災拠点の運営

- 県本部長は、開設した広域防災拠点を運営するため、各広域防災拠点施設の管理者、市町村その他の防災関係機関等と連携を図る。
- 広域防災拠点施設の管理者は、県による運営に必要な協力体制の確保を図る。

4 廃止基準

- 県本部長は、県の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、又は、概ね災害応急対策を終了したと認めるときは、広域防災拠点を廃止する。
- 県本部長は、広域防災拠点を廃止しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、廃止に向けた必要な調整を行う。

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

- 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を、盛岡・花巻エリアに配置する。

(1) 主な機能

NPO・防災ボランティア等への情報提供機能、支援部隊の現場活動支援機能、災害医療活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能

(2) 施設名

盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館

2 後方支援拠点

- 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点を、下記(2)に記載のエリアに配置する。

(1) 主な機能

支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能、支援部隊の現場活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能、情報伝達収集機能

(2) 施設名

ア 二戸エリア

堀野近隣公園、二戸市労働環境施設運動広場（大平球場）、二戸地区空中消火等補給基地、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）、一戸町総合運動公園

イ 葛巻エリア

ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき交流館プラトー、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原（道の駅）

ウ 遠野エリア

遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘

エ 北上エリア

北上総合運動公園、森山総合公園、トヨタ自動車東日本（株）岩手工場事務棟

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達及び通報を、迅速、かつ、確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施責任者及び部・課

実施責任者	活動の内容
本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表

【町本部の担当】

部	課	担当内容
総務部	総務課	気象予報・警報等の伝達
建設部	道路住宅課	北上川上流洪水予報等及び北上川上流水防警報等伝達

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類		発表基準
気 象 に 関 す る 情 報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警報レベル1
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。
	顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報として警戒レベル4相当以上の状況で気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方は、町から発令されている避難情報に従い直ちに適切な避難行動をとる必要がある。周囲の状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、身の安全を確保する。避難情報が発令されていない場合でも、今後、急激に状況が悪化することから、キキクルや水位情報等を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する必要がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報 (備考1)	大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

種 類		発表基準
気象に関する情報	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 ○ 雪を伴い、平均風速が11 m/s以上と予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 平均風速が11 m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 ○ 表面雨量指数基準(注1)「8」 ○ 土壌雨量指数基準(注2、注3)「77」 (注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 (注2) 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 (注3) 土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、ここでは町内における基準の最低値を示す。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 12時間の降雪の深さが、平野部で15 cm以上、山沿いで20 cm以上と予想される場合

種 類		発表基準
気 象 注 意 報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下となると予想される場合
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害の注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。 ○ 最小湿度が40%以下、実効湿度65%以下で、風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度が35%以下、実効湿度60%以下
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表する。 ○ 早霜、晩霜期に、最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表する。 ○ 夏期： 最高、最低、平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合 ○ 冬期：① 最低気温が－6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いと予想される場合 ② 最低気温が、－6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くと予想される場合
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等に被害が発生するおそれがあるとときに発表する。 ○ 大雪注意報の条件下、気温が－2℃より高いと予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等に被害が発生するおそれがあるとときに発表する。 ○ 大雪注意報の条件下、気温が－2℃より高いと予想される場合

種 類		発表基準
気象注意報	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 山沿いで 24 時間の降雪の深さが 40cm 以上と予想される場合 ○ 積雪が 50 cm 以上あり、日平均気温 5℃ 以上の日が継続すると予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。
洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 ○ 流域雨量指数基準（注 1、注 3） 大白沢川流域＝4.9、太田川流域＝7.2、 岩崎川流域＝4.9、芋沢川流域＝2.9、 向田川流域＝2.8 ○ 複合基準（注 2、注 3） 北上川流域＝（5, 55.6）、大白沢川流域＝（6, 4.8）、 岩崎川流域＝（6, 4.9）、芋沢川流域＝（6, 2.3）、 向田川流域＝（6, 2.2） ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流 [明治橋] （注 1）流域雨量指数とは、降雨による洪水危険度の高まりを把握するための指標で、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を指数化したもの。 （注 2）複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。 （注 3）流域雨量指数基準及び複合基準は、すべての地点に設定しているが、ここでは主要な河川における代表地点の基準値を示す。
土砂崩れ注意報 （備考 1）		大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 （備考 1）		浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考 1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類と発表基準

種 類		発表基準
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 平均風速が 16 m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 雪を伴い平均風速が 16 m/s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ○ 表面雨量指数基準（注 1）「11」 ○ 土壌雨量指数基準（注 2、注 3）「114」 （注 1）表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 （注 2）土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。 （注 3）土壌雨量指数基準は、1km 四方毎に設定しているが、ここでは町内における基準の最低値を示す。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ○ 12 時間の降雪の深さが平野部で 40 cm以上、山沿いで 50 cm以上と予想される場合
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当

種 類	発表基準
洪水警報	○ 流域雨量指数基準（注１、注３） 大白沢川流域＝6.1、太田川流域＝9.1、 岩崎川流域＝6.1、芋沢川流域＝3.8、 向田川流域＝3.6 ○ 複合基準（注２、注３） 大白沢川流域＝（6, 5.6）、岩崎川流域＝（6, 6.1）、 芋沢川流域＝（6, 3.3） ○ 指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔明治橋〕 （注１）流域雨量指数とは、降雨による洪水危険度の高まりを把握するための指標で、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を指数化したもの （注２）複合基準とは、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。 （注３）流域雨量指数基準及び複合基準は、すべての地点に設定しているが、ここでは主要な河川における代表地点の基準値を示す。
土砂崩れ警報 （備考１）	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 （備考１）	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

備考１ 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

２ 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認める場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

３ キキクル（警報の危険度分布）等の種類と概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」（黒）：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ○ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」(黒)：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」(黒)：命の危険、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○ 「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○ 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○ 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数 の予測値	各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分毎に更新している。 水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類と発表基準

種 類		内 容
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧に より暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴 風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程 障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び かける。 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧に より雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警 報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水 害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に 警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫してい る状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確 保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
土砂崩れ特別警報 (備考1)		大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる 大雨が予想される場合

備考1 土砂崩れ特別警報は、気象特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

- 2 発表の判断にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由による防災行政無線等を通じて住民に伝達される。
- 震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源・震度情報	・震度 1 以上・大津波警報・津波警報・注意報発表又は海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地名を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で 1 回発表）。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内 容
地震解説資料	津波警報等（大津波警報、津波警報及び津波注意報を指す。以下同じ。）の発表又は震度 4 以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

○ 噴火警報(居住地域)又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置付けられる。

種類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から少し離れた所まで、又は火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の降下範囲を予測して発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ク その他

(消防法に基づくもの)

種類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で、風速 7 m/s以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が 11 m/s以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の気象条件が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種類	内 容
国 管 理 河 川 水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの。
県 管 理 河 川 水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの。
県 管 理 河 川 氾濫危険水位 情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの。
県 管 理 河 川 避難判断水位 情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を、特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し、避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの。

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(イ) 北上川上流洪水予報

種類	概 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

種類	概 要
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下まわったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方气象台	気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図（別図1）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方气象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（別図2）のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図（別図1）のとおり。
北上川上流洪水予報	盛岡地方气象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報伝達系統図は（別図3）のとおり。
北上川上流水防警報 [情報・警報]	岩手河川国道事務所	国土交通省が行う北上川上流水防警報伝達系統 図（別図4）のとおり。

種類	発表機関	伝達系統
火山に関する予報、警報及び情報	仙台管区気象台	火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図（別図５）のとおり。
火災警報	市町村長及び管轄する消防長	気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図（別図１）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- 気象予報・警報等の発表機関は、気象予報・警報等の発表、伝達及び周知等が、迅速、かつ、正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間及び休日等の勤務時間外における体制は別図７のとおりとする。
- 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信及び伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

- 町長は、気象予報・警報等を受領した場合又は自ら知った場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発する場合、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民及び団体等に対して広報を行う。
- 町長は、気象特別警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係課に通知する。
- 町長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、盛岡地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 町長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民及び団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア コミュニティFM	カ 自主防災組織等の広報活動
イ 音声多重放送屋外放送設備	キ 携帯端末の緊急速報メール機能
ウ 電 話	ク ソーシャルメディア
エ 広報車	ケ ホームページ
オ サイレン及び警鐘	

(5) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話（株）

警報又は特別警報を受理した場合は、一般通信に優先して電話回線により町に伝達する。

イ 放送事業者

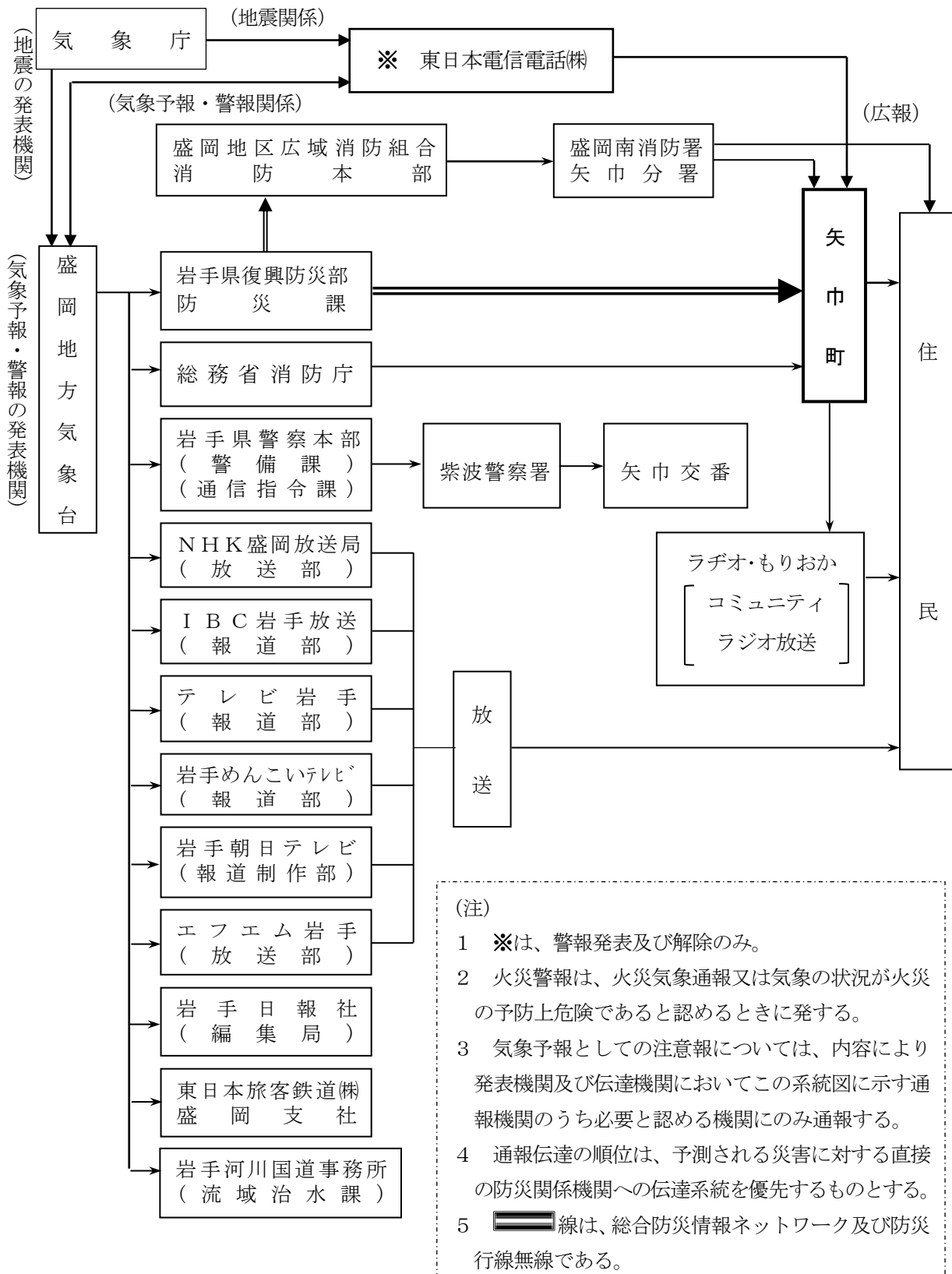
ラジオ放送においては、番組を利用し、また、緊急の場合は中断し、テレビ放送においては、字幕、スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体に通知する。

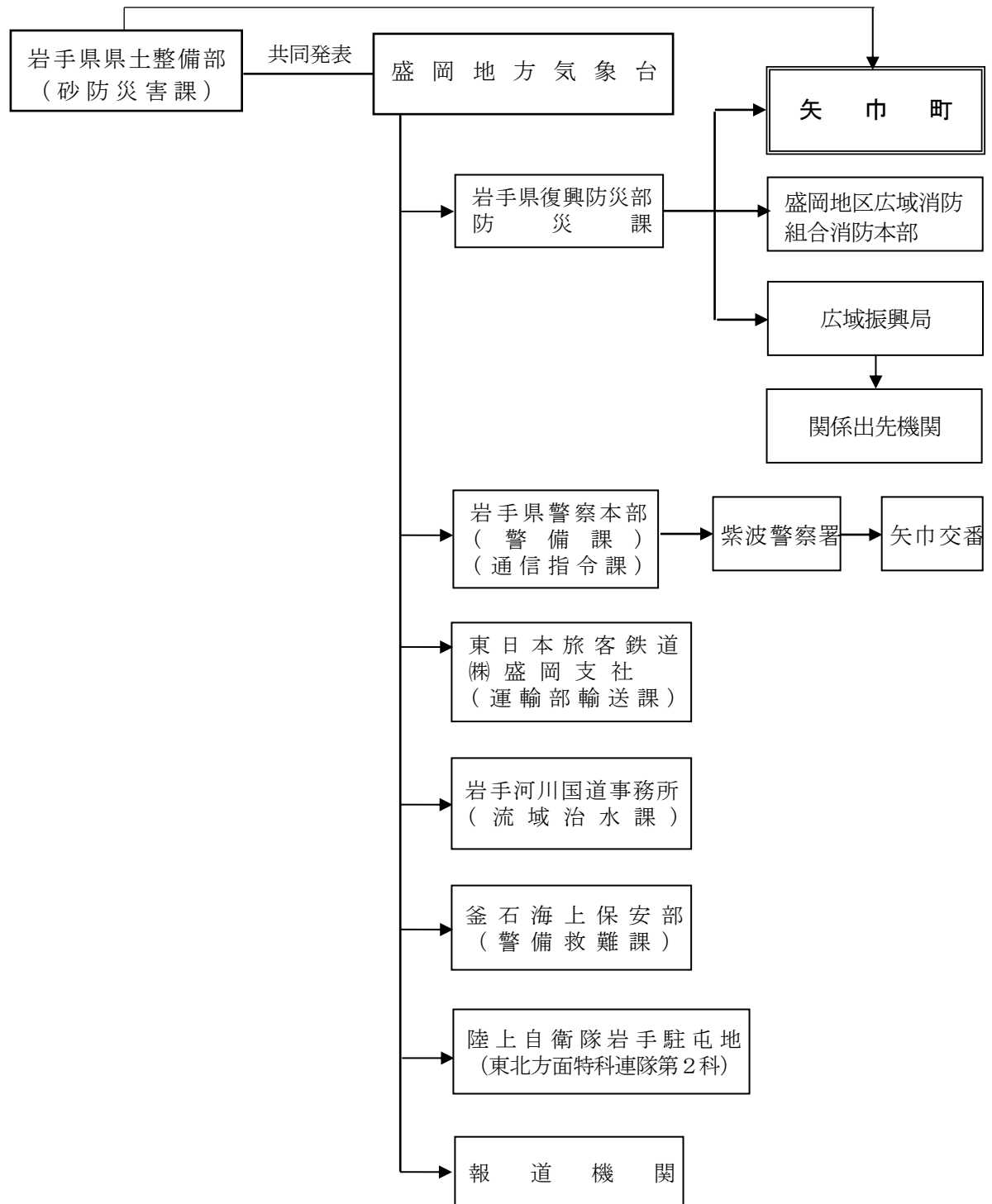
別図 1

気象予報・警報、地震情報及び火災警報伝達系統図

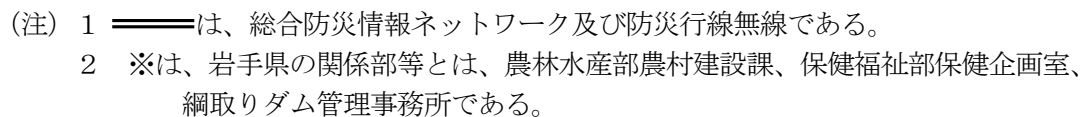


別図2

土砂災害警戒情報伝達系統図



北上川上流洪水予報伝達系統図



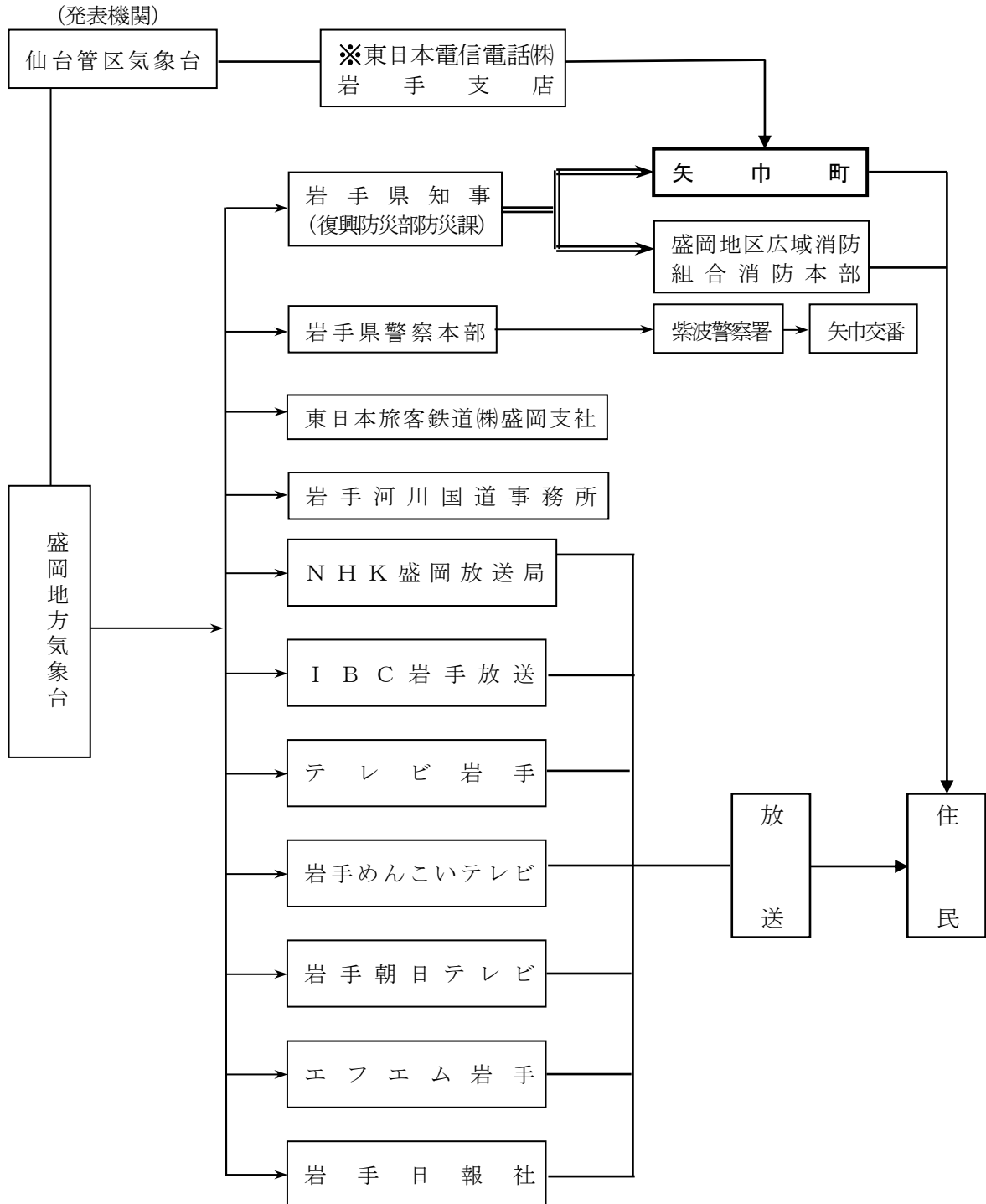
```

graph LR
    A["(発表機関)  
岩手河川国道事務所  
流域治水課"] --> B["岩手県土整備部  
河川課"]
    B --> C["岩手県警察本部  
(警備課)  
(通信指令課)"]
    B --> D["東日本電信電話(株)  
岩手支店"]
    B --> E["東日本旅客鉄道(株)  
盛岡支社"]
    B --> F["陸上自衛隊岩手駐屯地"]
    B --> G["NHK盛岡放送局  
(放送部)"]
    B --> H["IBC岩手放送  
(報道部)"]
    B --> I["テレビ岩手  
(報道部)"]
    B --> J["岩手めんこいテレビ  
(報道部)"]
    B --> K["岩手朝日テレビ  
(報道制作部)"]
    B --> L["エフエム岩手  
(放送部)"]
    B --> M["岩手県復興防災部防災課"]
    B --> N["※岩手県の関係部等"]
    C --> O["紫波警察署"]
    O --> P["矢巾交番"]
    P --> Q["(水防管理団体)  
矢巾町"]
    Q --> R["住民"]
    R --> S["放送"]
    S --> T["パターン文電送"]
  
```

- 3 - 4 1

別図5

火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図



- (注) 1 ※は、警報の発表及び解除のみである。
2 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行線無線である。
3 岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報も含む。

別図6

気象予警報通知計画（勤務時間内）

通知先 区分		政策推進監兼未来戦略課長	総務課長	企画財政課長	税務課長	議事事務局長	町民環境課長	福祉課長	健康長寿課長	産業観光課長	農業委員会事務局長	道路住宅課長	文化スポーツ課長	学校教育課長	学校給食共同調理場所長	子ども課長	煙山保育園長	上下水道課長	盛岡・紫波環境施設組合事業所長
		気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報	気象情報
注 意 報	風雪	○	○							○	○	○						○	
	強風	○	○							○	○	○						○	
	大雨	○	○							○	○	○						○	
	大雪	○	○							○	○	○						○	
	洪水	○	○							○	○	○						○	
	濃霧	○	○									○							
	雷	○	○									○						○	
	乾燥	○	○																
	霜	○	○							○	○								
	低温	○	○							○	○	○						○	
	着雪	○	○							○	○	○						○	
	雪崩	○	○							○	○	○							
	融雪	○	○							○	○	○						○	
警 報	暴風	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	暴風雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火災警報		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北川上流洪水情報		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別図 7

気象予警報通知計画（勤務時間外）

通知先 区分		政策推進監兼未来戦略課長	総務課長	企画財政課長	税務課長	議会事務局長	町民環境課長	福祉課長	健康長寿課長	産業観光課長	農業委員会事務局長	道路住宅課長	文化スポーツ課長	学校教育課長	学校給食共同調理場所長	子ども課長	煙山保育園長	上下水道課長	盛岡・紫波環境施設組合事業所長
気象情報	気象	○	○							○	○	○						○	
	地震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
注意報	風雪	○	○									○							
	強風	○	○							○	○								
	大雨	○	○							○	○	○						○	
	大雪	○	○							○	○	○						○	
	洪水	○	○							○	○	○						○	
	濃霧	○	○																
	雷	○	○																
	乾燥	○	○																
	霜	○	○							○	○								
	低温	○	○							○	○							○	
	着雪	○	○																
	雪崩	○	○																
	融雪	○	○																
警報	暴風	○	○							○	○	○						○	
	暴風雪	○	○							○	○	○						○	
	大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火災警報		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北上川上流洪水情報		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの防災関係機関等に通報する。
- 異常現象の通報を受けた防災関係機関等は、町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町の通報先

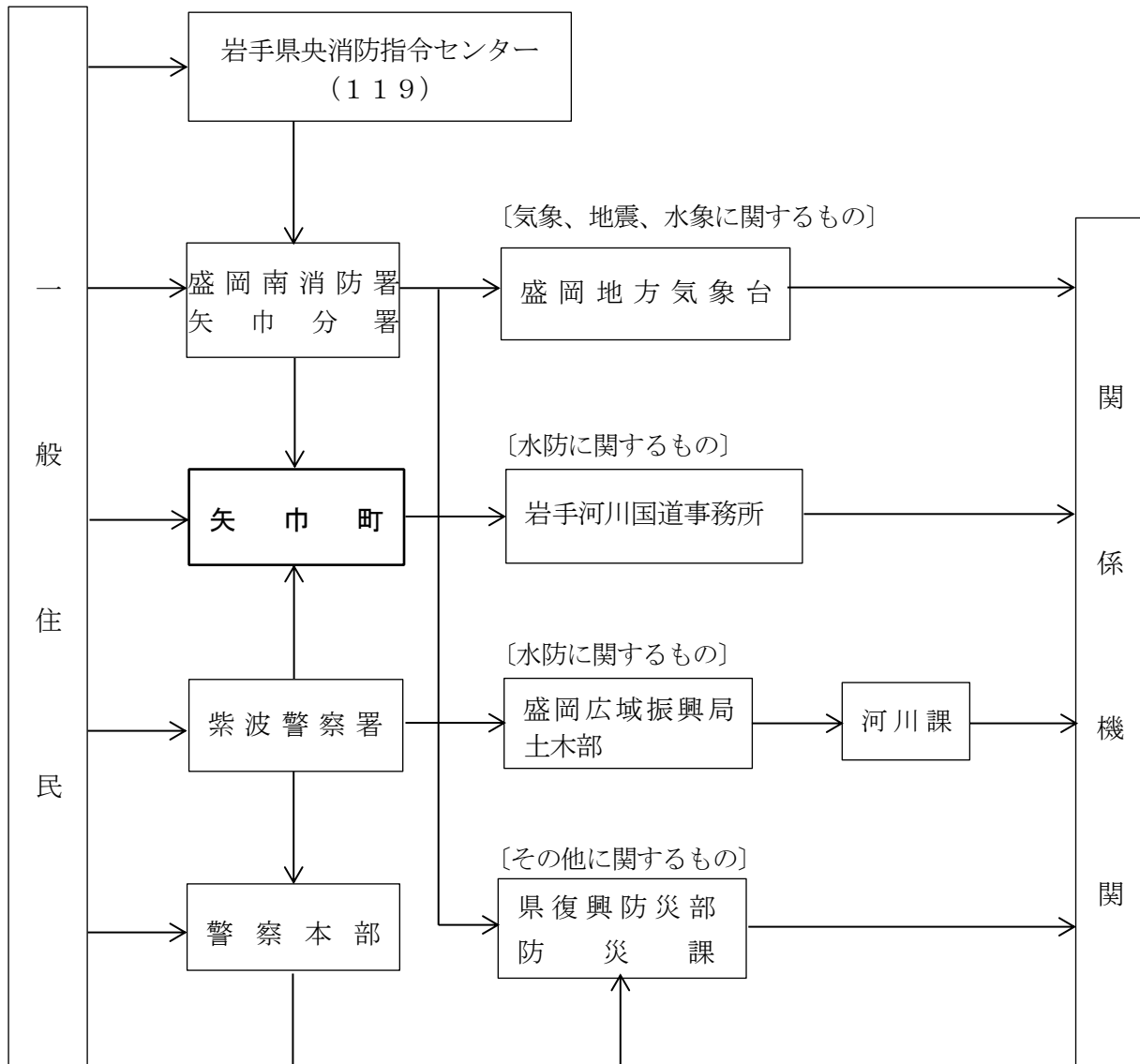
- 通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 盛岡広域振興局土木部 県復興防災部防災課	国又は県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県復興防災部防災課	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県復興防災部防災課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

- 異常現象の通報伝達系統図（別図8）のとおり。

別図 8

異常現象の通報伝達系統図



(3) 異常気象の種類

○ 通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分		異常現象の内容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 象 に 関 す る 事 項	火山関係	(1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧水量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により、使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信施設の利用

災害時において通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

2 専用通信施設の利用

- 本部長は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

[防災行政無線設備配置一覧表 資料編2-4の2-1]

- 本部長は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより通信を確保する。

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、 電力通信設備、自衛隊通信設備

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア	利用し、又は使用しようとする通信施設	エ	発信者及び受信者
イ	利用し、又は使用しようとする理由	オ	利用又は使用を希望する期間
ウ	通信の内容	カ	その他必要な事項

(2) 応急、復旧通信設備の利用又は使用

孤立防止用無線電話

災害時に通信手段が途絶した場合において、町は、孤立防止を図るため、東日本電信電話㈱が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- 本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」（昭和 26 年制定）に定めるところによる。
- 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ協議を行う。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア	あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
イ	字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
ウ	本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
エ	用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

- 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(4) 東北総合通信局による通信支援

本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

- 本部長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 放送の利用

- 本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請、気象予報・警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

〔災害時における放送要請に関する協定書（岩手県） 資料編3-3-1〕

- 本部長は、主として矢巾町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）について要請する。
- 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5 丁目 2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

第４節 情報の収集・伝達計画

第１ 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑、かつ、的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接な連携を図る。

〔災害時の情報交換に関する協定（国土交通省） 資料編３-４-１〕

- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるように、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２ 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1－1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2 2-1・2-2	2 2-1・2-2
	4 庁舎等の被害状況	3	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	BC 5・5-1	BC 5・5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9
	11 農業施設の被害状況	F	1 2
	12 農作物等の被害状況	F	13・13-1

(情報の収集・伝達計画)

本部長	13 家畜等の被害状況	F	1 4
	14 農地農業用施設の被害状況	F	1 5
	15 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	1 6
	16 河川、道路、橋梁及び都市施設等の被害状況	G－1	1 7
	17 公営住宅に係る被害状況	G－1	1 8
	18 学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	1 9
	19 町立学校の被害状況	H	2 0
	20 指定文化財の被害状況	H	2 1

〔町本部の担当〕

部	課	担当内容
総務部	総務課	庁舎等の被害報告
		消防施設の被害報告
		高圧ガス・火薬類施設関係の被害報告
	税務課	被害発生報告
	議会事務局	避難指示の実施状況
住民部	町民環境課	火葬場等の被害報告
保健福祉部	福祉課	障害者支援施設の被害報告
	健康長寿課	老人福祉施設の被害報告
		医療施設の被害報告
産業振興部	産業観光課 農業委員会事務局	農業施設の被害報告
		農作物等の被害報告
		家畜等関係の被害報告
		農地農業用施設の被害状況
		林業施設、林産物及び森林の被害報告
		観光施設の被害報告
		自然公園施設の被害報告
		商工関係の被害報告
建設部	道路住宅課	公共土木施設及び都市公園施設の被害報告
		公営住宅の被害報告
教育部	学校教育課 子ども課	児童福祉施設の被害報告
		町立学校の被害報告
		小中学校児童、生徒及び教職員被害報告
	文化スポーツ課	社会教育施設、体育施設及び文化施設の被害報告
		文化財の被害報告
上下水道部	上下水道課	上下水道施設の被害報告

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 町

- 本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 本部長は、災害情報の収集に当たっては、紫波警察署と緊密な連絡を行う
- 本部長は、災害の規模及び状況により、本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、盛岡地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 本部長は、被害状況を盛岡地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- 本部長（消防機関の長を含む。）は、町内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び総務省消防庁（以下、本節中「消防庁」という。）に対して原則として、覚知後30分以内に可能な限り迅速に報告する。
- 本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- 本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報については、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
- 本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 県及び防災関係機関

- 県本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速、かつ、正確に報告又は通報する。

[無人航空機活用等に係る連携協力協定書 資料編3-4-2]

2 災害情報収集の優先順位

- 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施においては、重要な被害情報を優先的に収集する。
- 災害発生当初においては、住民の生命、身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。
 - ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
 - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ウ 町が災害対策本部を設置したもの
 - エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの、又は町内における災害が軽微であっても、県内及び全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
 - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

- 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね、次によるものとする。

被害区分			判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みのもの

被害区分			判定基準
住家の被害	全壊、全焼、 全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	一部損壊		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失・埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び町道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(3) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。

(4) 災害情報の種類

○ 災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容と進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(5) 災害対策基本法に基づく報告

- 災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準ずる。）

ア 県において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

- 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

- 確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法に基づく、内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく、消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

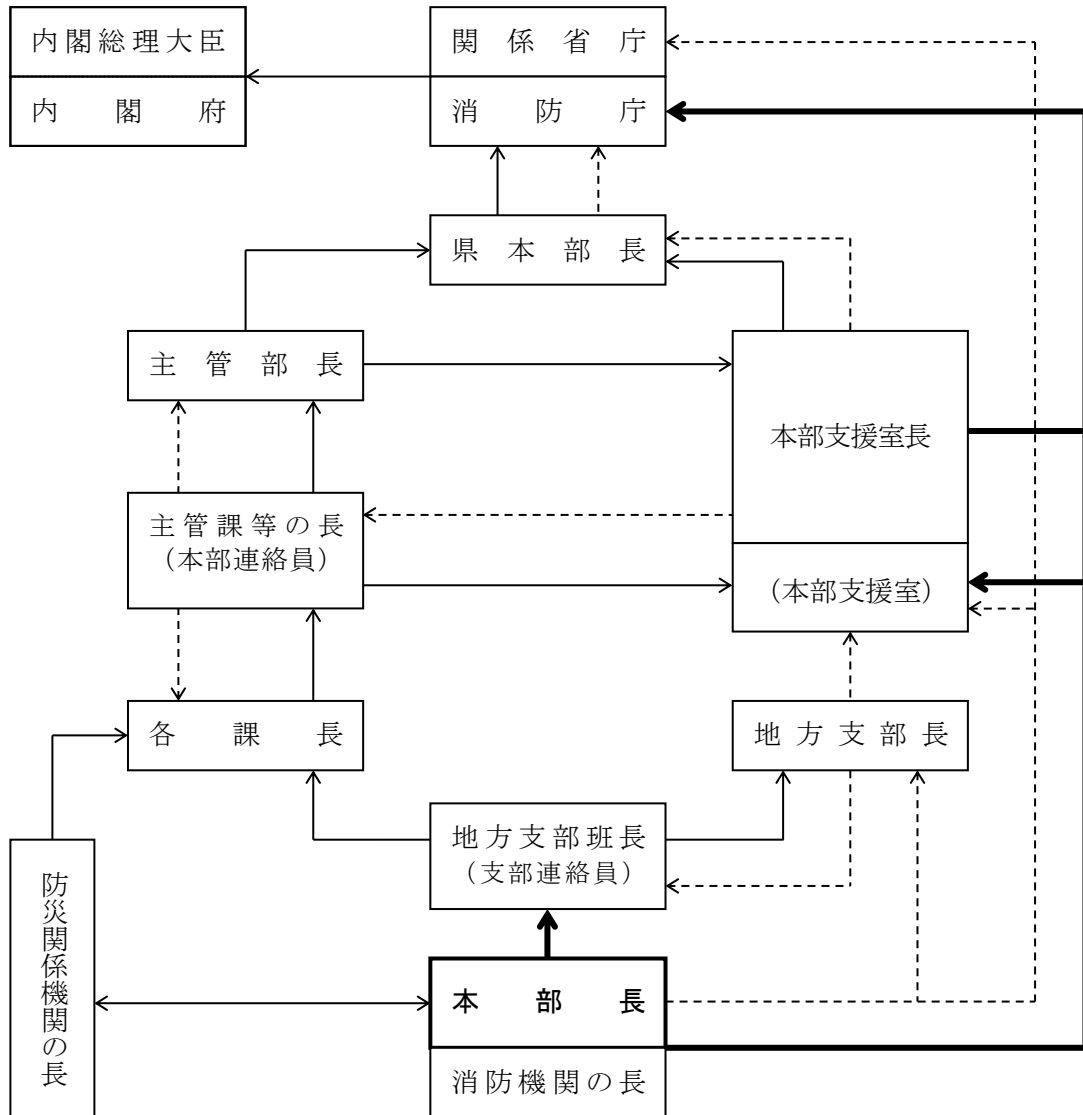
- 消防庁への報告先は、次のとおりである。

区分 回線別	平日【 9 : 30～18 : 15 】 [消防庁応急対策室]	左記以外 [消防庁宿直室]
N T T回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	T E L (51-) 500-90-49013 F A X (51-) 500-90-49033	T E L (51-) 500-90-49102 F A X (51-) 500-90-49036

(注) () は、矢巾町役場から発信の場合

(6) 報告の系統

- 本部長は、地域内の災害情報を収集、分析し、次に掲げる災害情報報告系統図に従って県本部長（別記報告区分表による。）に報告するものとする。



報 告 区 分 表

様式	報 告 区 分	報 告 系 統
1	被害発生等報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 総 務 班
1-1	避難指示・報告等の状況報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 総 務 班
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 福 祉 環 境 班
3	庁舎等被害報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 総 務 班
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	本 部 (教 育 部) (保 健 福 祉 部) → 盛岡地方支部 福 祉 環 境 班 教 育 事 務 所 班
B・C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	本 部 (保 健 福 祉 部) → 盛岡地方支部 保 険 医 療 班 福 祉 環 境 班
6	消防施設被害報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 総 務 班
D 7	観光施設被害報告	本 部 (産 業 振 興 部) → 盛岡地方支部 総 務 班 福 祉 環 境 班
E 8	商工関係被害報告	本 部 (産 業 振 興 部) → 盛岡地方支部 総 務 班
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	本 部 (総 務 部) → 盛岡地方支部 総 務 班 福 祉 環 境 班
F 12	農業施設被害報告	本 部 (産 業 振 興 部) → 盛岡地方支部 農 林 班
F 13 13-1	農作物等被害報告	本 部 (産 業 振 興 部) → 盛岡地方支部 農 林 班

(情報の収集・伝達計画)

様式	報 告 区 分	報 告 系 統
F 14	家畜等関係被害報告	本 部 (産業振興部) → 盛岡地方支部 農 林 班
F 15	農地農業用施設被害報告	本 部 (産業振興部) → 盛岡地方支部 農 林 班 土 木 班
F 16	林業関係被害報告	本 部 (産業振興部) → 盛岡地方支部 農 林 班
G-1 17	土木施設等被害報告	本 部 (建設部) → 盛岡地方支部 土 木 班
G-1 18	公営住宅等被害報告	本 部 (建設部) → 盛岡地方支部 土 木 班
H 19	児童、生徒及び教員等被害報告	本 部 (教育部) → 盛岡地方支部 教 育 事 務 所 班
H 20	学校被害報告	本 部 (教育部) → 盛岡地方支部 教 育 事 務 所 班
H 21	文化財被害報告	本 部 (教育部) → 盛岡地方支部 教 育 事 務 所 班

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及び通信機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 本部と県本部及び支部との場合

防災行政情報ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ 本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常通信

ウ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 5 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	広報広聴活動の内容
本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 町等が実施した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入等に関する情報 15 その他必要な情報

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 報道発表、報道協力要請等報道機関への対応 3 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	企画財政課	1 被災地における広報 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
住民部	町民環境課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当課への仕分け
教育部	学校教育課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災児童、生徒に対する教育相談窓口設置
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

- 本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
 - ア 本部広報担当職員が撮影した災害写真及び災害ビデオ等
 - イ 現地災害対策本部調査班が撮影した写真及びビデオ等
 - ウ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真及びビデオ等
 - エ 災害応急対策活動状況を取材した写真及びビデオ等
- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 本部長及び防災関係機関は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 町民等に対する広報

ア 広報の実施

- 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。
- 報道機関は、県及び市町村が災害情報システムからＬアラートへ送信した情報について、県民等に広報を行うよう努める。
- 本部長は、その収集した情報及び(1)より提供を受けた広報資料等を取りまとめて、必要な広報を行う。

イ 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受け付け
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報

ウ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

広報車、ホームページ、メール、コミュニティFM、屋外放送設備、広報紙、テレビ、ラジオ、新聞等

【災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー） 資料編3-5-1】

(3) 報道機関への発表

- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、行う。
- 発表は、原則として、総務部長が報道機関に対して行う。
- 総務部長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める本部各部に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に対して提供する。
- 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、総務部長と協議の上、行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を総務部長に報告する。

2 広聴活動

- 本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

自衛隊

航空機、車両等による広報

町民被灾者

県本部
(復興防災部防災課)

ヘリコプターによる広報

盛岡地方支部

広報

広報車・ホームページ
掲示板・回覧板

警察署

ヘリコプター・掲示板
回覧板・広報誌・回覧板
車両等による広報

県本部
(広報班)

県各課

伝達

県本部
(広聴広報課)

伝達

本部

広報

広報車・ホームページ・
メール・コミュニティFM・
広報誌等

本部各部

報道機関

発表

報道協力要請

発表

報道協力要請

防災関係機関

伝達・協議

発表

報道

テレビ・ラジオ・新聞等

広報車等

伝達

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急物資ネットワークの形成を図る。
- 5 町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課 企画財政課 税務課 議会事務局 出納室	1 町有車両等の集中管理及び配車 2 町有車両等に係る燃料の確保 3 緊急通行車両確認証明書の交付 4 自衛隊機による航空輸送の要請 5 運送事業者に対する航空輸送の要請 6 運送業者に対する陸上輸送の要請
産業振興部	産業観光課	営業用トラックによる陸上輸送の要請
建設部	道路住宅課	町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
各部	各課	所掌応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。
- 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- 本部長は、災害応急対策を迅速、かつ、効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下この節及び第21節において「防災拠点等」という。）を定める。
- 本部長が指定する防災拠点等は次のとおりとする。
 - ア 防災拠点
町庁舎、矢巾町防災コミュニティセンター
 - イ 輸送拠点
岩手流通センター
 - ウ 交通拠点
 - (ア) 矢巾スマートインターチェンジ
 - (イ) 重要物流道路及び代替・補完路が連結する道路

3 緊急輸送道路の指定

- 本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 県内の他市町村を結ぶ一般国道及び主要地方道を中心とする幹線道路
 - イ 防災拠点等へのアクセス道路
 - ウ 重要物流道路及び代替・補完路が連結する道路
 - エ 上記道路の代替道路

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、町内における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

- 道路上の瓦礫等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。

5 交通規制

(1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にはいない場合に限る。）。
- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」の標示を設置する。
- 標識を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。

また、警察官等が現地において指導に当たる。

- 規制標識には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	エ 規制する理由

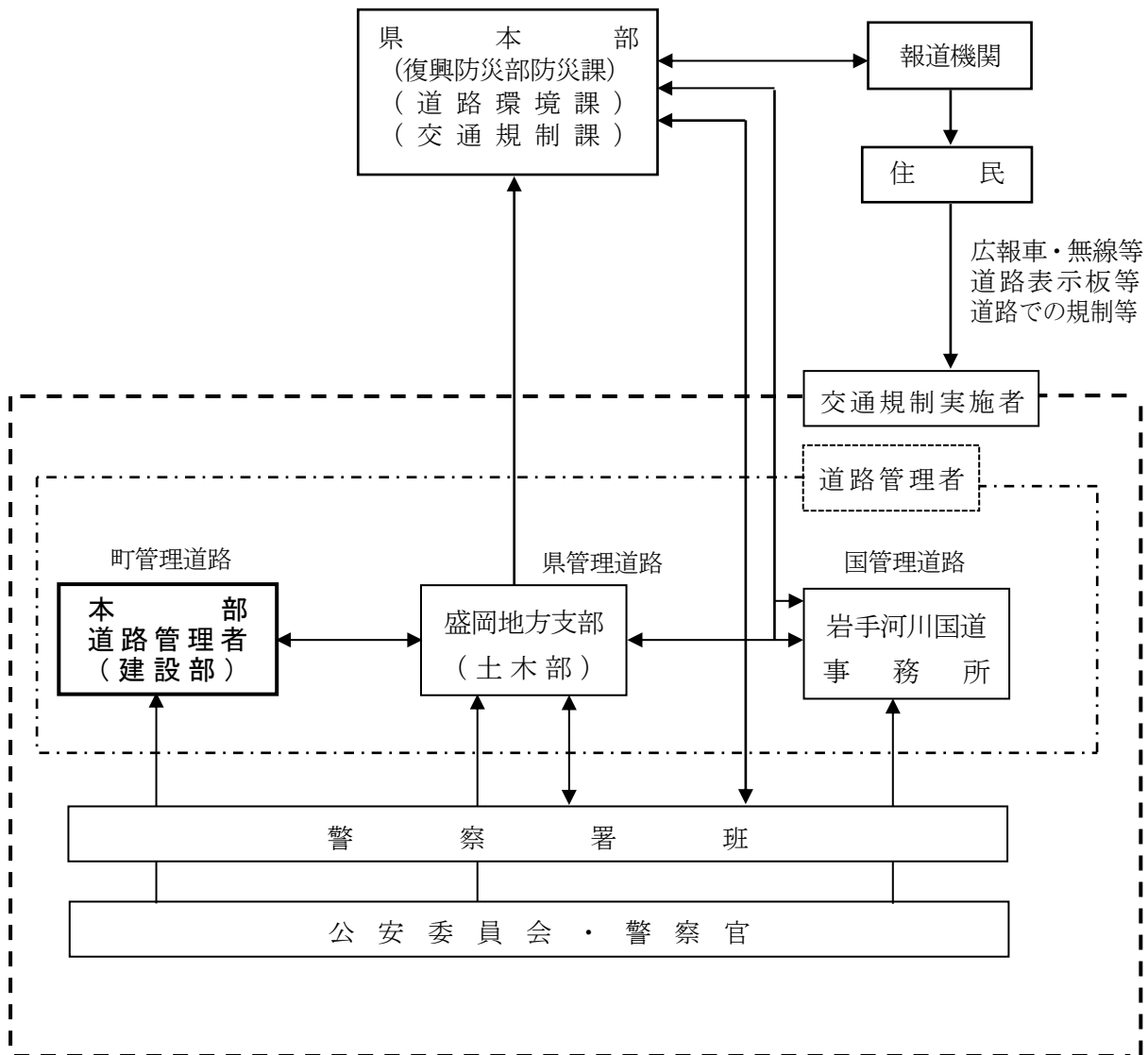
- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、盛岡地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び盛岡地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。また、盛岡地方支部土木班は、町管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。
- 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
- 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。
- 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。
- 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね、次による。

- | |
|------------------------------|
| ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条） |
| イ 道路法に基づく規制（同法第 46 条） |
| ウ 道路交通法に基づく規制（同法第 4 条―第 6 条） |

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により、交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

- 町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、あらかじめ届出済書の交付を受ける。

【緊急通行車両事前届出状況一覧 資料編3-6-1】

- 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（復興防災部防災課）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課又は紫波警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 通行日時
イ 輸送人員又は品名	オ 通行経路（出発地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

6 災害時における車両の移動

- 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がいらない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- 町及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

【災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書(ヤマト運輸)資料編3-6-

- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- ア 応急復旧対策に従事する者
- イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
- ウ 食料、飲料水その他生活必需品
- エ 医療品、衛生資材等
- オ 応急復旧対策用資機材
- カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- 町及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- 町及び防災関係機関は、保有又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせん要請する。

(2) 燃料の確保

- 町及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- 1号非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。

[矢巾町役場公用車の状況 資料編3-6-3]

- 本部各部は、1号非常配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管及び運転技師の配置換えを行う。ただし、本部各部は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- 各部長は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	エ 輸送日時	キ その他参考事項
イ 輸送貨物の内容、数量	オ 荷送人	
ウ 輸送先	カ 荷受人	

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。
 - ア 人命、身体のプロテクト上緊急を要するとき
 - イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

- 本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあつせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着地希望場所及び状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、本部長に対し、荷送人、荷受人、空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

4 知事への輸送関係の依頼

本部長は、輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより、県本部長に対して従事命令の執行を依頼し、その確保を図る。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。

なお、本計画に定めのないものについては、県計画によるほか、「岩手県警察大規模災害警備計画」の定めるところによる。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	県本部が行う矢巾町の地域における災害警備に対し、協力体制をとるものとする。

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	町の地域における災害警備に対し、協力体制をとるものとする。

第3 協力体制

- 本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。
- 上記における関係機関は、次のとおりとする。
 - ア 矢巾町消防団
 - イ 矢巾町防犯協会
 - ウ 矢巾町交通安全対策協議会

第4 実施要領

1 災害に関する情報の収集

- 本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

- 本部長が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害種別	キ 主要交通機関、通信機関の被害状況及び復旧状況
イ 災害の発生した日時	
ウ 災害の発生した場所又は地域	ク 被害予想地域（山崩れ、地すべり、洪水等）の状況
エ 当該地域の気象状況	ケ 主要道路の状況
オ 被害の概要及び主要被害の状況	コ 町内における治安状況
カ 避難者の状況	

2 情報通信の確保

- 本部長が、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第 2 章第 4 節の 2「通信確保計画」及び本章第 3 節「通信情報計画」に定めるところによるものとする。

3 救助活動

- 本部長は、警察官及びその他の防災機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び病気にかかった者の応急救護に当たるとともに、状況により警察官に対し、災害救助活動の協力を要請する。
- 本部長は、警察官及びその他の防災機関と協力して、危険にひんしている者の発見に努め、かつ、全力を尽くしてこれを救出するものとする。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

[消防相互応援協定 資料編3-8-1]

- 4 本計画に定めのないものについては、「矢巾町消防計画」に定めるところによる。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

1 本部長の措置

- 本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を要請する。
- 本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、第 30 節「防災ヘリコプター要請計画」に定める受入体制の整備を図る。

[ヘリポート及び補給基地 資料編 3-8-2]

[ヘリポートの設置基準 資料編 3-8-3]

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

- 消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速、かつ、的確に防止する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要、かつ、消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待出来ない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

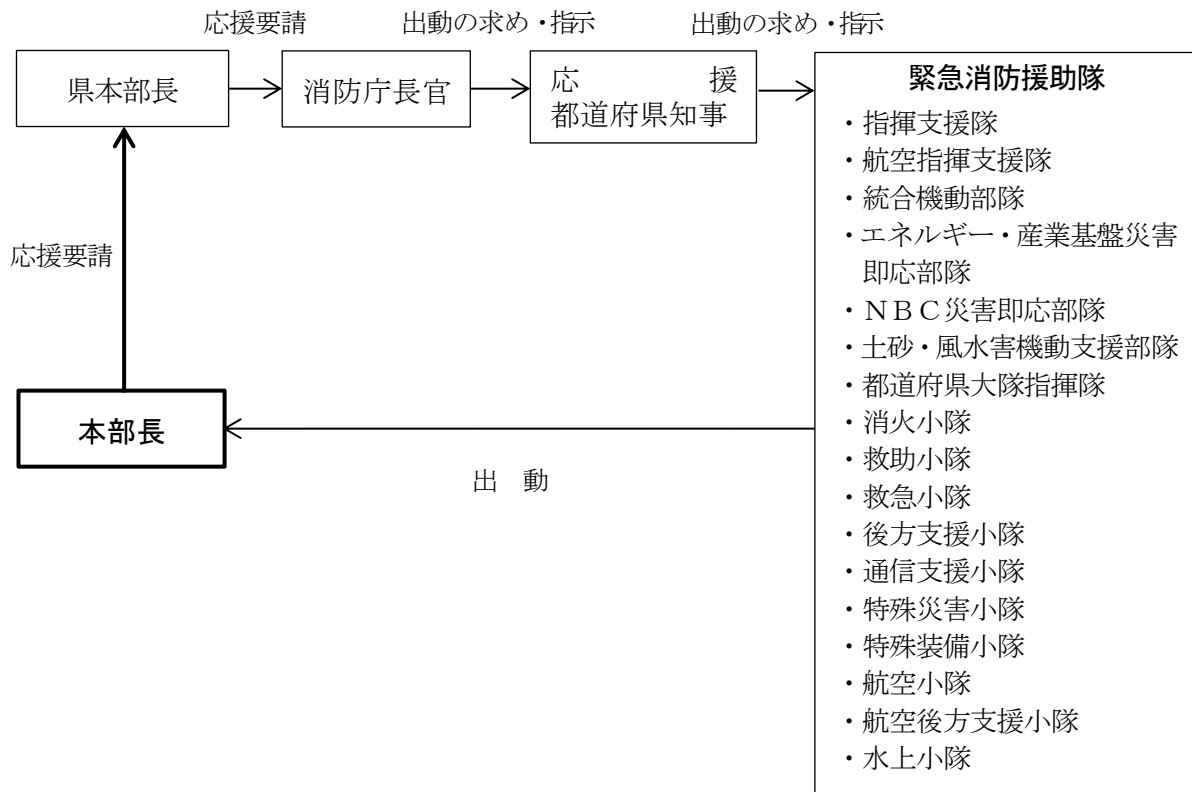
- 消防機関の長は、あらかじめ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
 - 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
 - 要配慮者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等のコミュニティ組織等と連携を図り、居所の把握及び連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集及び広報活動
- 消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
- 消防吏員及び消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

- 県本部長は、本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。
- 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動に当たるものとする。
- 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

【緊急消防援助隊の出動】



第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水・内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	区域内の河川等における水防活動の実施

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	水防活動の連絡調整
建設部	道路住宅課	河川管理等

第3 実施要領

- 1 洪水・内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく、「矢巾町水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。
 - (3) アンダーパスの安全は、道路管理機関、警察機関及び消防機関が連携して、巡視等により確保する。
- 3 本部長は、大雨又は洪水、若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第14節「避難・救出計画」に基づき実施するものとする。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ、応援部隊の活動拠点を確保、訓練の実施など、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- 3 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 4 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 5 町及び防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 町内の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援 2 大規模災害時の近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 3 県・他の地方公共団体に係る受援に関する調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 県内の消防広域応援に係る連絡調整 6 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 7 他課等に対する応援
	企画財政課	1 報道機関に対する報道協力要請 2 他課等に対する応援
	税務課 議会事務局 出納室	他課等に対する応援
住民部	町民環境課	1 廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に係る建設リース業者及び各市町村に対するあっせん要請 2 埋葬用品等の調達に係る葬祭業協同組合に対するあっせん要請 3 上記物資の県本部に対するあっせん要請 4 他課等に対する応援
保健福祉部	福祉課	1 義援物資及び義援金の受付け及び配分 2 他課等に対する応援
	健康長寿課	1 県本部に対する医療救護班及び歯科医療救護班の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材及び遺体処理を行うために必要となる医薬品、医療用資機材等の調達に係る県医薬品卸業協会、県医療機器販売業会及び（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部に対するあっせん要請 3 上記物資の県本部に対するあっせん要請 4 他課等に対する応援

産業振興部	産業観光課	1 生活物資の確保に係る生活協同組合に対する協力要請 2 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3 肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4 農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 5 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等関係団体等に対するあっせん要請 6 米穀の調達に係る農林水産省政策統括官に対するあっせん要請 7 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等関係団体等に対するあっせん要請 8 畜産副食物の畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 9 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 10 水産食品の調達に係る岩手県漁業協同組合連合会及び岩手県水産加工業協同組合連合会に対するあっせん要請 11 プロパンガスの調達に係る(一社)岩手県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 12 木材の調達に係る岩手県森林組合連合会及び岩手県材産業協同組合に対するあっせん要請 13 木炭の調達に係る岩手県木炭協会及び岩手県木炭移出協同組合に対するあっせん要請 14 上記物資の県本部に対するあっせん要請 15 県本部に対する輸送車両等のあっせん要請 16 他課等に対する応援
	農業委員会事務局	他課等に対する応援

建設部	道路住宅課	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る(一社)プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2 上記物資の県本部に対するあっせん要請 3 他課等に対する応援
教育部	学校教育課	1 学用品の調達に係る取扱い業者に対するあっせん要請 2 被災児童生徒の受入に係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る(公財)県学校給食会に対するあっせん要請 4 上記物資の県本部に対するあっせん要請 5 他課等に対する応援
	子ども課 文化スポーツ課 煙山保育園 学校給食共同調理場	他課等に対する応援
上下水道部	上下水道課	1 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る(公社)日本水道協会岩手県支部に対する応援要請 2 上記物資の県本部に対するあっせん要請 3 他課等に対する応援

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- 町は、県内に地震及び津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

[大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 資料編3-10-1]

[大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目 資料編3-10-2]

- 町は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

キ その他、特に要請のあった事項

- 町は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況

イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 応援場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ その他参考事項

- 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

[矢巾町と普代村の交流に関する協定書 資料編3-10-3]

2 県による応援要請

- 本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として盛岡地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。
- 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ	応援を希望する職種別人員
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

3 支援の受入体制の確立

- (1) 町は、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。
- (2) 受入として次の対応をとる。

ア	受入窓口
イ	支援の範囲、区域
ウ	担当業務及び支援内容
エ	交通手段及び交通路の確保

4 防災関係機関の相互協力

- (1) 防災関係機関の応援要請

- 防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部復興防災部防災課総括課長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
ウ	応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

5 団体等との協力

- 町及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

6 経費の負担方法

- 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第 18 条に定めるところによる。
- 防災関係機関及び団体等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

7 義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

- 本部長は、被災地のニーズを確認し、受入を希望する物資を把握して県本部長に報告する。
- 本部長は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- 受付けに当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

イ 配分及び輸送

- 本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(2) 義援金

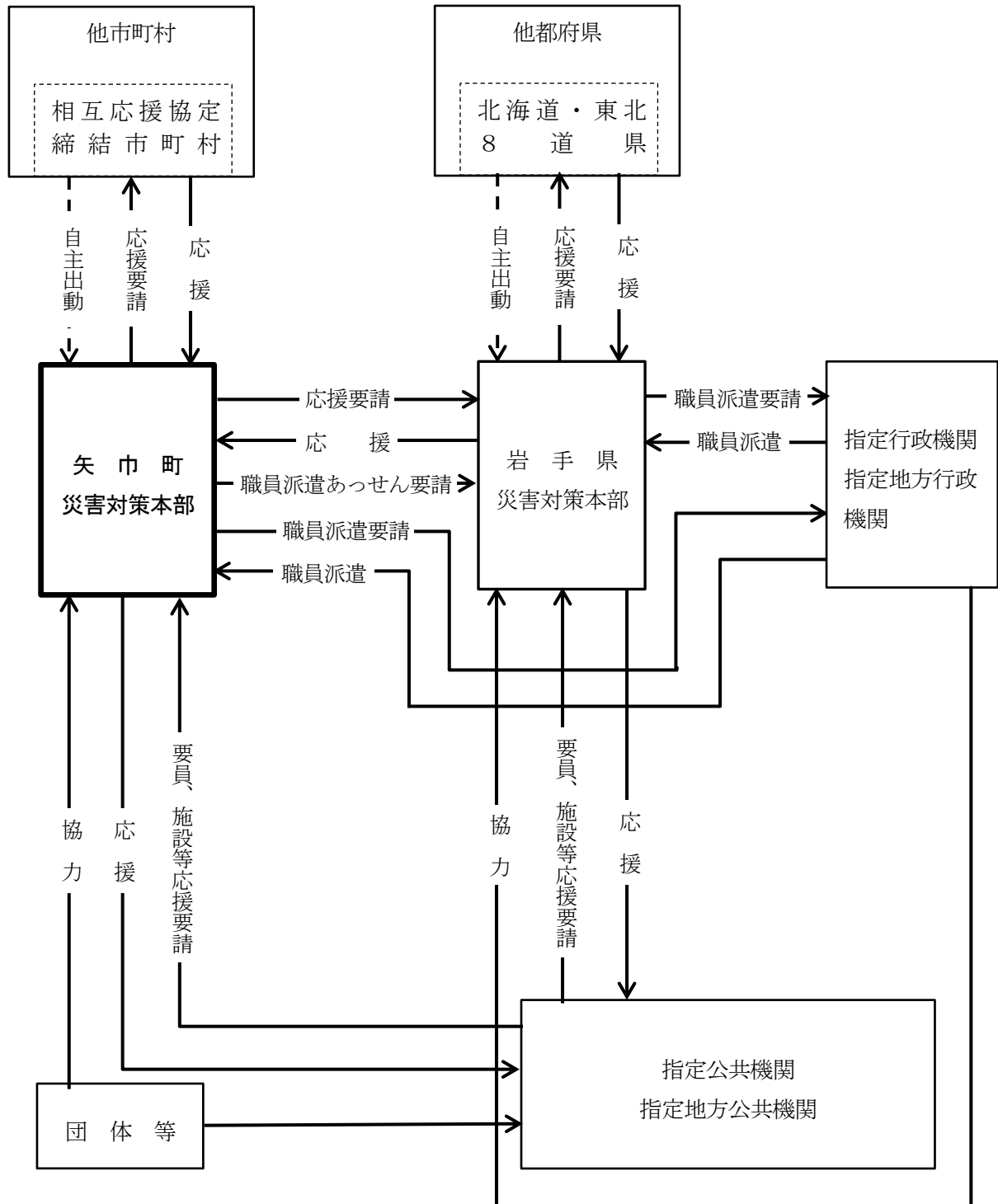
ア 義援金の受付

- 本部長は、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

イ 配分

- 受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

災害時における相互応援体制



第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 基本方針

本部長は、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣を要請するとともに、災害派遣の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	町内全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 災害派遣に係る県との連絡調整 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊の受入体制の整備

第 3 実施要領

1 災害派遣の基準

- 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

- 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第 83 条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第 3 科 滝沢 (019) 688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常次のとおりである。

項 目	内 容	町計画の 該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第 3 章 第 4 節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難 を援助する。	第 3 章 第 14 節
遭難者等の捜索 救助活動	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、他の救援活動 に優先して捜索救助を行う。	第 3 章 第 14 節 第 22 節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積 込み等の水防活動を行う。	第 3 章 第 9 節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火 用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機 関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係 機関が提供するものを使用する。	第 3 章 第 8 節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、 それらの啓開又は除去に当たる。	第 3 章 第 21 節
応急医療・救護 及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行 うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第 3 章 第 15 節 第 20 節
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認 められるものについて行う。	第 3 章 第 6 節

項 目	内 容	町計画の 該当章節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第 3 章 第 16 節 第 18 節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第 3 章 第 16 節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第 3 章 第 28 節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第 3 章 第 3 節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- 本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

[自衛隊災害派遣要請依頼書 様式編]

- 本部長は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の 2 の規定により、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、その旨及び町の地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合において、本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

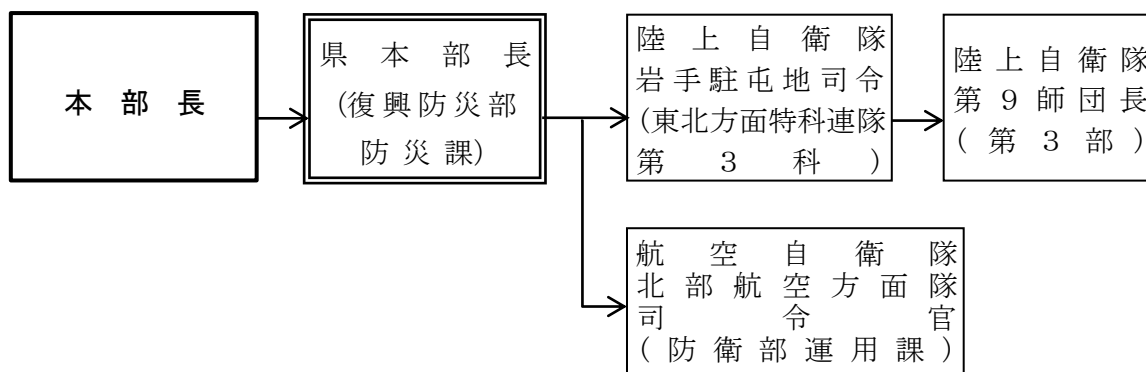
- 本部長及び防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。
- 本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- 本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 撤収の要請

- 本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に撤収要請を依頼する。

[自衛隊災害派遣隊撤収要請書 様式編]

[要請系統]



(注) 1 は、災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

- 2 本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
- ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間地区等についての調整
- ③ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

- 本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、第 30 節「防災ヘリコプター要請計画」に定めるところによる受入体制の整備を図る。

[ヘリポート及び補給基地 資料編 3-8-2]

[ヘリポートの設置基準 資料編 3-8-3]

6 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町及び防災関係機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理工
 - エ 有料道路の通行料
- 負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう、支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に対する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下本節中「日赤地区等」という。）並びに町社会福祉協議会（以下本節中「町社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付、登録、情報提供及び連絡調整
町社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付、登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア団体等	防災ボランティア活動に係る日赤地区等、岩手県社会福祉協議会（以下本節中「県社協」という。）及び町社協との連絡調整

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	自主防災組織など関係団体等との連絡調整
保健福祉部	福祉課	1 町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 2 防災ボランティア活動に係る総合調整 3 防災ボランティア活動に係る日赤地区等との連絡調整

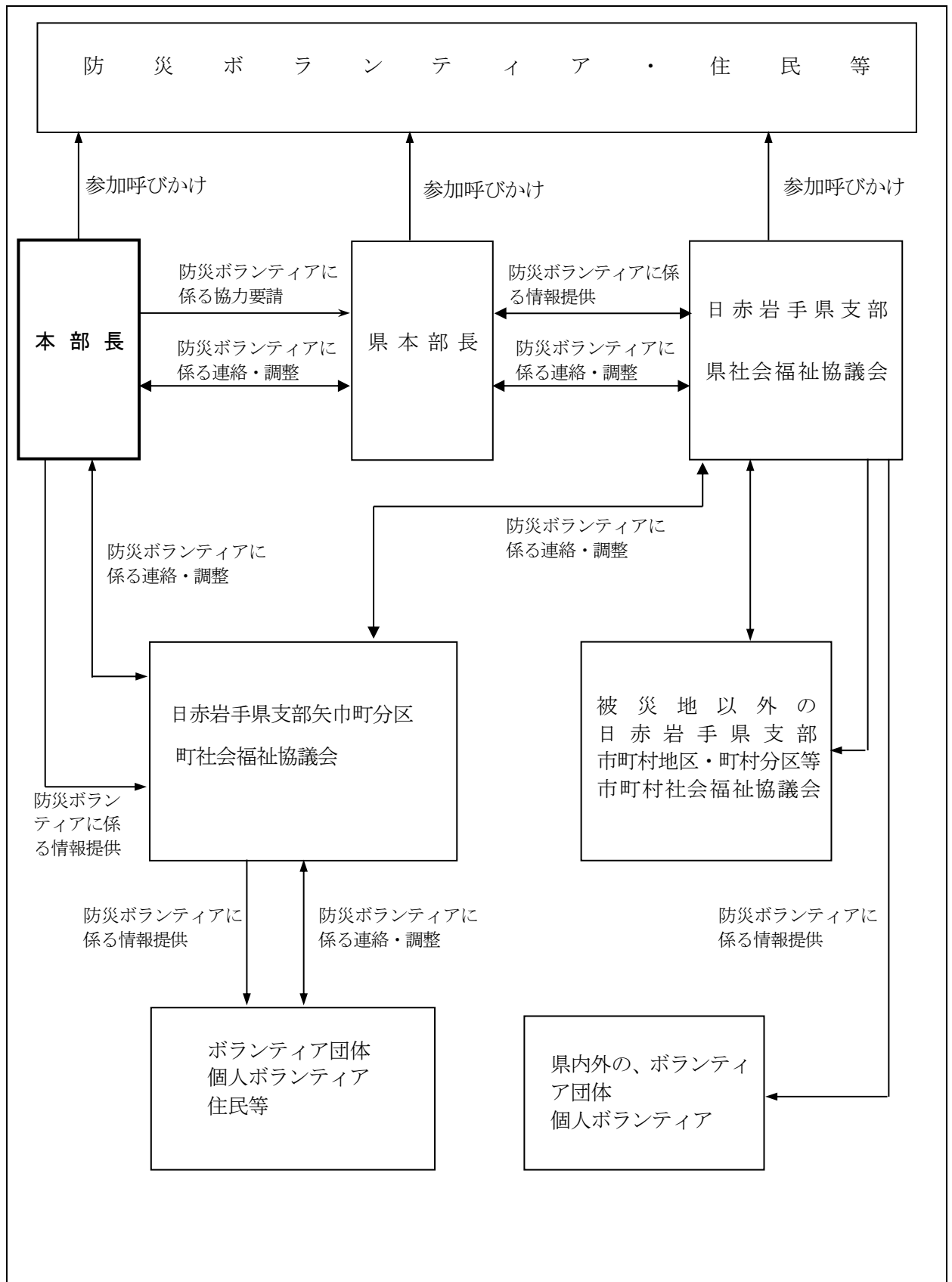
第3 実施要領

1 防災ボランティアに対する協力要請

- 本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。
- 本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日本赤十字岩手県支部（以下本節中「日赤岩手県支部」という。）、日赤地区等、県社協及び町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- 本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

防災ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- 本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- 日赤岩手県支部矢巾分区等及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の時期及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

3 防災ボランティアの活動内容

- 防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- ・炊き出し ・給食サービス ・後片付け ・安否確認、調査活動
- ・募金活動 ・入浴サービス ・介 助 ・避難所の運営
- ・話し相手 ・理容サービス ・清 掃 ・引っ越し
- ・物資仕分け ・洗濯サービス ・シート張り ・負傷者の移送
- ・物資搬送 ・移送サービス
- ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を生かした活動

4 関係団体等の活用

- 本部長は、次の団体等が防災ボランティア活動に参加する場合について、あらかじめ協議した活動内容等について連携を図る。

- ア 日本赤十字社奉仕団 イ 自主防災組織等 ウ 自治会
- エ 消防後援会 オ 婦人会

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町は、その補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、その職権の一部を県本部長から委任を受けて本部長が救助活動を実施する。
- 3 町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の供与 7 埋葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	法に基づく救助の総括

第3 実施要領

1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）

○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき実施する。

ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

（市町村人口は、令和2年国勢調査に基づく）

市町村人口 区分	左の区分に該当する市町村	法 適 用 基 準		小災害内規 運用基準(滅 失世帯)
		市町村人口に 応じた滅失世 帯数	県内1,500世 帯滅失で、市 町村人口に応 じた滅失世帯 数	
5,000人未満	田野畑村、普代村、野田村	30世帯以上	15世帯以上	15世帯以上 30世帯未満
5,000人以上 15,000人未満	葛巻町、岩手町、平泉町、 住田町、大槌町、岩泉町、 軽米町、九戸村、西和賀町、 一戸町	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田 市、二戸市、雫石町、矢巾町、 金ケ崎町、山田町、洋野町	50世帯以上	25世帯以上	25世帯以上 50世帯未満
30,000人以上 50,000人未満	大船渡市、久慈市、釜石市、 紫波町	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、滝沢市、 花巻市	80世帯以上	40世帯以上	40世帯以上 80世帯未満
100,000人以上 300,000人未満	盛岡市、一関市、奥州市	100世帯以上	50世帯以上	50世帯以上 100世帯未 満
300,000人以上		150世帯以上	75世帯以上	75世帯以上 150世帯未 満
・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合(令1-1-3) ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合(令1-1-4)				

(注) 被災世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能の状態となった世帯3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

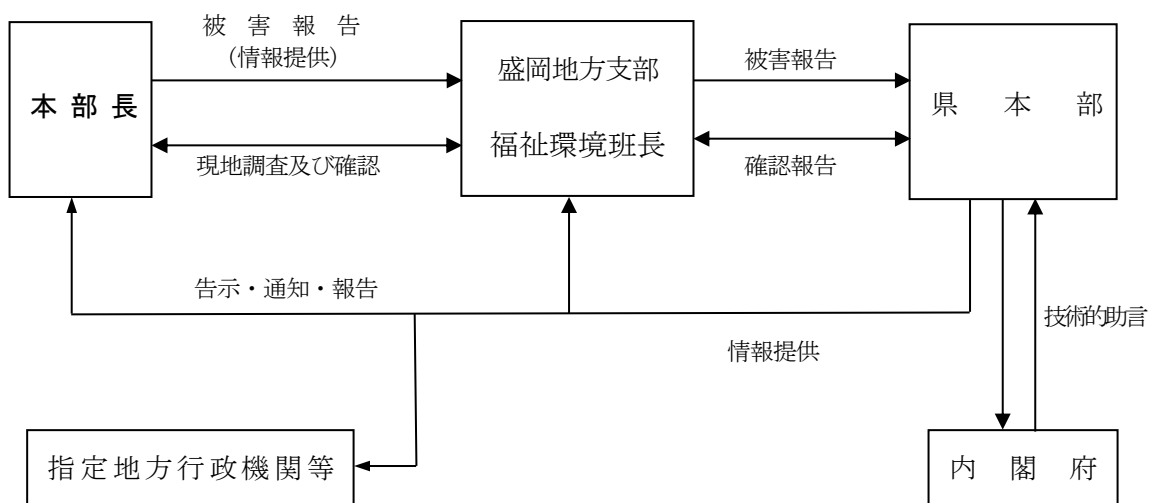
- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

本部長の措置

- 本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨、盛岡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。

災害救助法適用の手続



第4 救助の実施

- 法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応 急 対 策 計 画 の 該 当 節
避難所の設置	第 14 節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第 16 節「食料・生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第 18 節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	第 16 節「食料・生活必需品等供給計画」
医療	第 15 節「医療・保健計画」
助産	
被災者の救出	第 14 節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第 24 節「文教対策計画」
埋葬	第 22 節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
死体の搜索	
死体の処理	
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」

第5 救助の種類、程度、期間等

○ 災害救助法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

なお、実費弁償に関しては、法施行令第5条により、知事の定める災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）による。（平成27年4月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費1人1日当たり320円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が、限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

(災害救助法の適用計画)

救助の種類	対象		費用の限度額				期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲以内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人増す毎に加算
	全壊 全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
		冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
医療	医療の途を失った者(応急的措置)		1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者。)		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

(災害救助法の適用計画)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から(教科書)1カ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

(災害救助法の適用計画)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の検索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力で除去することができない者	1世帯当たり 134,300 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

(災害救助法の適用計画)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり ・ 医師及び歯科医師 21, 200 円以内 ・ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14, 600 円以内 ・ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14, 800 円以内 ・ 救急救命士 14, 500 円以内 ・ 土木技術者及び建築技術者 16, 300 円以内 ・ 大工、左官及びとび職 23, 200 円以内	救助に実績が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は、別途定める金額
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料として 100 分の 3 の額を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者、鉄道事業者及びその従業者、軌道経営者及びその従業者、自動車運送事業者及びその従業者、船舶運送業者及びその従業者、港湾運送業者及びその従業者		

第 14 節 避難・救出計画

第 1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速、かつ、的確な避難指示及び緊急安全確保の発令のほか、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難（以下本節中「避難指示等」という。）を発令するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第 2 実施責任者及び担当部・課

1 避難指示等

実施責任者	担 当 業 務
本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条]

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	自衛隊の災害派遣要請
	企画財政課	避難のための立退き指示

2 警戒区域の設定

実施責任者	担 当 業 務
本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第 63 条]

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	自衛隊の災害派遣要請
	企画財政課	避難のための立退き指示

3 救出

実施責任者	担 当 業 務
本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 消防機関及び自衛隊の派遣要請 2 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索救出 3 災害救助法の適用時における救出の事後処理
保健福祉部	福祉課	災害救助法の適用時における救出の事後事務
建設部	道路住宅課	救出に係る重機等の確保

4 指定避難所の設置、運営

実施責任者	担 当 業 務
本部長	指定避難所の設置、運営

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（町内全施設）の設置 2 指定避難所における安否情報の調査確認の総括 3 災害救助法の適用時における避難所の設置事務と事後処理
保健福祉部	福祉課	本部支援室及び社会福祉施設と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定福祉避難所の設置及び運営 2 指定福祉避難所における安否情報の調査確認
	健康長寿課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（さわやかハウス）の設置及び運営 2 指定避難所（さわやかハウス）における安否情報の調査確認
産業振興部	産業観光課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（勤労者共同福祉センター、町農村環境改善センター）の設置及び運営 2 指定避難所（勤労者共同福祉センター、町農村環境改善センター）における安否情報の調査確認
土木部	道路住宅課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（やはぱーく）の設置及び運営 2 指定避難所（やはぱーく）における安否情報の調査確認

実施責任者	課	担 当 業 務
教育部	学校教育課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（町立小中学校）の設置及び運営 2 指定避難所（町立小中学校）における安否情報の調査確認
	文化スポーツ課	本部支援室と連携し、次の事項に関する業務を行う。 1 指定避難所（町民総合体育館、町公民館）の設置及び運営 2 指定避難所（町民総合体育館、町公民館）における安否情報の調査確認

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- 本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- 国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
- 本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で警戒レベル3高齢者等避難を発令することを検討する。
- 本部長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、警戒レベル4避難指示を発令することができる。
- 本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことによりかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための行動を促すため警戒レベル5緊急安全確保を発令することができる。
- 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- 県その他防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、町の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる町及び助言内容を検討する。

- 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、町長等へ伝達する。
- 町は、県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。
- 本部長は、避難指示等を発令した場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 本部長は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。
- 県その他の防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(2) 避難指示等の内容

本部長は、次の内容を明示して、避難指示等を発令する。

ア 発令者	オ 避難対象者及び取るべき行動
イ 避難指示等の理由	カ 避難先
ウ 避難指示等の日時	キ 避難経路
エ 避難対象地域	ク その他必要事項

(3) 避難指示等の周知

- 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- 本部長は、避難指示等の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 本部長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 避難指示等の周知にあたっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知にあたっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

- 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容			備考	
	鐘音	サイレン			
火災	(連点) ○－○－○－○－○	3秒2秒 △	3秒2秒 △	3秒 △	近火信号をもって 避難信号とする。
水災	(連点) ○－○－○－○－○	3秒2秒 △	3秒2秒 △	3秒 △	水防法に基づく避難信号

- 本部長は、避難指示等を発令した場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を関係機関相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

ア 避難指示等を行った者	エ 避難対象地域
イ 避難指示等の理由	オ 避難先
ウ 避難指示等の発令時刻	カ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
市町村長	知事	災害対策基本法第 60 条第 4 項
	公示	災害対策基本法第 60 条第 5 項
知事又はその指示を受けた職員	紫波警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者		水防法第 29 条
警察官	市町村長	災害対策基本法第 61 条第 3 項
	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(4) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全、かつ、適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- 本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- 本部長は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全、かつ、迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 幼稚園、保育所、小学校、病院、社会福祉施設等の幼児、児童、患者、入居者等の避難
 - イ 在宅の避難行動要支援者の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

- 町職員、消防団員、民生児童委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
- ア 避難場所（避難所）
 - ① 避難した住民等の確認
 - ② 特に自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
- イ 避難対象地域
 - ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難道路の確保

- 本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援者の安全確保

- 本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- 本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 本部長は、警戒区域設定の内容を、市町村防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を関係機関相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

[本部長以外の者が、警戒区域を設定した場合の、法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

3 救出

(1) 救出班の編成

- 本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- 本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする救出班を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 搜索の実施に当たっては、民生児童委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

- 本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、盛岡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- 本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- (3) 救出したときの措置
 - 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
 - 救出班は、遺体を発見した場合は、第 22 節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

- 本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- 本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- 本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

- (1) 指定避難所の設置
 - 本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
 - 本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
 - 本部長は、町が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、指定避難所の確保に努める。
 - ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
 - ウ 本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

- 本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

- ア 開設日時及び場所

- イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

- ウ 開設期間の見込み

- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等をしないが、緊急に避難することが必要である者

- 本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

- 本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

- 本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

- 本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 指定避難所の運営

- 本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の開設及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、本部長は、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保を講じるなど、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

(注) 岩手県災害派遣福祉チームは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、災害救助法が適用となる程度の大規模災害発生時に4～6人程度で1チームを組織し、災害時に指定避難所等において支援活動を行うこととしている。

なお、チームは本部長からの要請や被災状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動することとしている。

- 本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じる。

- 本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

- 本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有するNPO・ボランティア等外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - 本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
 - 本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - エ ホームヘルパー等による介護の実施
 - オ 保健衛生の確保
 - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
 - ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- [災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書（ルートインジャパン株式会社）資料編3-14-1]
- 本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて、他の避難者の同意を得るよう努める。
 - 本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、教育の支障とならないよう、校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
 - 本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等を含むすべての避難者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等
- 被災市町村以外の市町村による避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)定めを準用する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置
- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

- 本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して必要な情報の提供その他帰宅のための支援を行う。
- 本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

- 本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
- 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

- 本部長は、役場における配布や在宅避難者等がいる行政区又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

- 本部長は、災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた場合は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- 本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 6 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 7 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 4 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項
		本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 5 項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 8 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 1 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議元市町村本部長又は協議先市町村本部長からの報告又は通知の受理

(2) 県外広域避難

- 本部長は、県外広域避難の必要があると認める場合は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 3 項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 9 項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 61 条の 5 第 12 項

協議元市町村長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 10 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 11 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 61 条の 5 第 8 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 13 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 6 項
		県本部長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 7 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 14 項 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- 本部長は、災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めたときは、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長(以下本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受け入れを協議する。
- 本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設(以下本号中「受入施設」という。)を決定し、提供する。
- 本部長及び協議先市町村長は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。
- 本部長は、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し、県本部長に対して助言を求めることができる。
- 県本部長は、大規模な災害により当町が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、本部長に代わって当該要求を行う。

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関の等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項 災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞必要がなくなると認めるとき	1 協議先市町村長 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項 災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項
		本部長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 5 項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 1 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議元市町村本部長又は協議先市町村本部長からの報告

(2) 県外広域一時滞在

- 本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認めたときは、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、本部長に通知する。
- 県本部長は、大規模な災害により当町が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、本部長に代わって当該要求を行う。
- 本部長及び県本部長は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項

本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたと	1 公示 2 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項、 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項
	県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項、 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	1 本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- 県本部長は、他の都道府県知事（以下本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。
- 県本部長の協議を受けた町長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 町長は、受入施設を決定し、提供する。
- 町長は、災害対策基本法に基づく報告又は通知を行う。

(避難・救出計画)

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	町長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項
本部長	受入施設を決定したとき	1 受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 2 県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項 災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び町長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項 災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項

(県本部の担当)

部	課	地方支部班	担当業務
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等

10 住民等に対する情報等の提供体制

- 県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 県及び町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危険を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易、かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。
- 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第 15 節 医療・保健計画

第 1 基本方針

- 1 救急及び救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下「岩手DMAT」という。）、医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速、かつ、適切な医療活動を行う。

（注）DMATとは、災害急性期（おおむね発災後 48 時間以内）に活動できる機能性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

被災地での広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動などを主な活動とする。

- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

（注）DPATとは、大規模災害等の後に、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。

- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 6 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

実施責任者	担当業務
本部長	1 災害救助法が適用されないとき、又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 町内医療機関に係る医療班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請

〔町本部の担当〕

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請

実施責任者	課	担 当 業 務
保健福祉部	福祉課	1 救護所の設置 2 県、市町村等に対する医療救護班の派遣要請並びに医療品、衛生材料及び医療資機材の調達及びあっせん要請 3 他の医療機関に対する協力要請 4 日本赤十字社医療救護班の派遣要請 5 応急医療の総合調整 6 保健指導の実施
住民部	町民環境課	1 保険及び医療関係制度手続き及び給付 2 被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施 3 被災した愛玩動物の救護対策

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- 本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

[矢巾町内医療機関一覧表 資料編3-15-1]

- 災害時における医療、助産の救助を実施するための医療救護班の編成基準は、次のとおりである。

町内医療機関	医師数	1 個 班 編 成 基 準
病 院 3 機関	5 5 1 人	医 師 1 名
一般診療所 1 7 機関	3 0 人	歯科医師 1 名
歯科診療所 1 4 機関	2 1 人	看護師 3 名
合 計 3 4 機関	6 0 2 人	職 員 1 名
		合 計 6 名

- 応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、それぞれ、第10節「県、市町村等応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

- 本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設

3 岩手DMAT及び医療救護班等の活動

(1) 岩手DMATの活動

- 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施することとし、おおむね次の業務を行う。
 - ア 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
 - イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
 - ウ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
 - エ 県災害対策本部内に設置するDMAT県調整本部等における被災地域内のDMATに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
 - オ DMAT県調整本部等における統括DMATの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）
- （注） ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

(2) 医療救護班の活動

- 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 輸送困難な患者及び軽傷患者等に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認
 - カ 遺体の検案及びその後の処置
 - キ その他必要とされる措置
- 医療活動の実施に当たっては、岩手DMAT及び健康管理活動班と連携を図る。
- 医療救護班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(3) 歯科医療救護班の活動

- 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
- 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ウ その他必要とされる措置

(4) 県薬剤師会班の活動

- 県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。
 - ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
 - イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
 - ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

4 岩手D P A Tの活動

- 岩手D P A Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。
- 岩手D P A Tは、次の業務を行う。
 - ア 情報収集とアセスメント
 - イ 精神科医療機能に対する支援
 - ウ 住民及び支援者に対する支援
 - エ 精神保健に係る普及啓発
 - オ 活動実績の登録
 - カ 活動情報の引継ぎ
- 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- 本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- 医薬品等は、岩手D P A Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により、大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

第4 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- 岩手DMA T及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 岩手DMA T及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配及び配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

2 傷病者の搬送体制の整備

- 本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
- 本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 本部長は、傷病者を、迅速、かつ、的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第5 健康管理活動の実施

- 本部長は、被災者の災害による精神的、身体的ダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、健康管理活動班を編成し、健康管理活動を行う。

医療機関名等		1 個班編成基準	
町	1 機関	保健師	1 名
病 院	3 機関	看護師	1 名
一般診療所	1 7 機関	管理栄養士（栄養士）	1 名
歯科診療所	1 4 機関	合 計	3 名
合 計	3 5 機関		

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

- 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

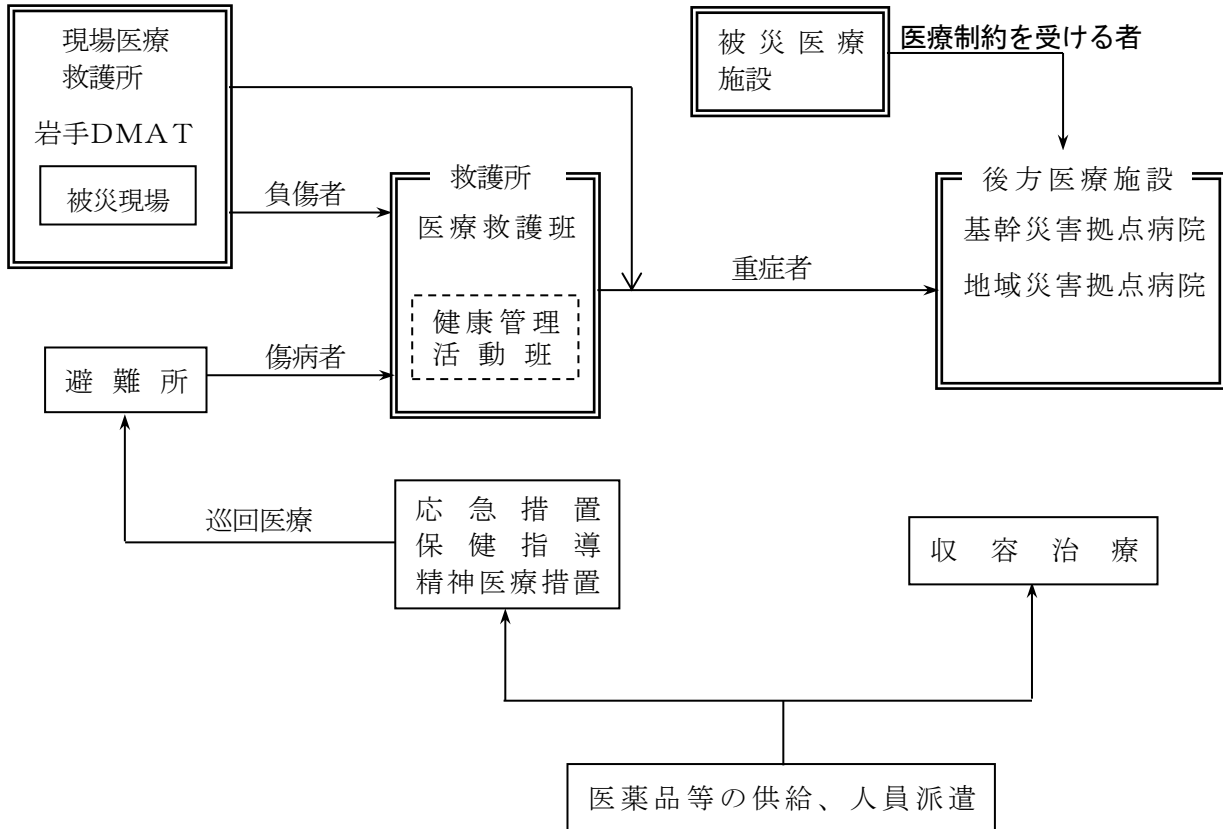
第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度及び期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第7 愛玩動物の救護対策

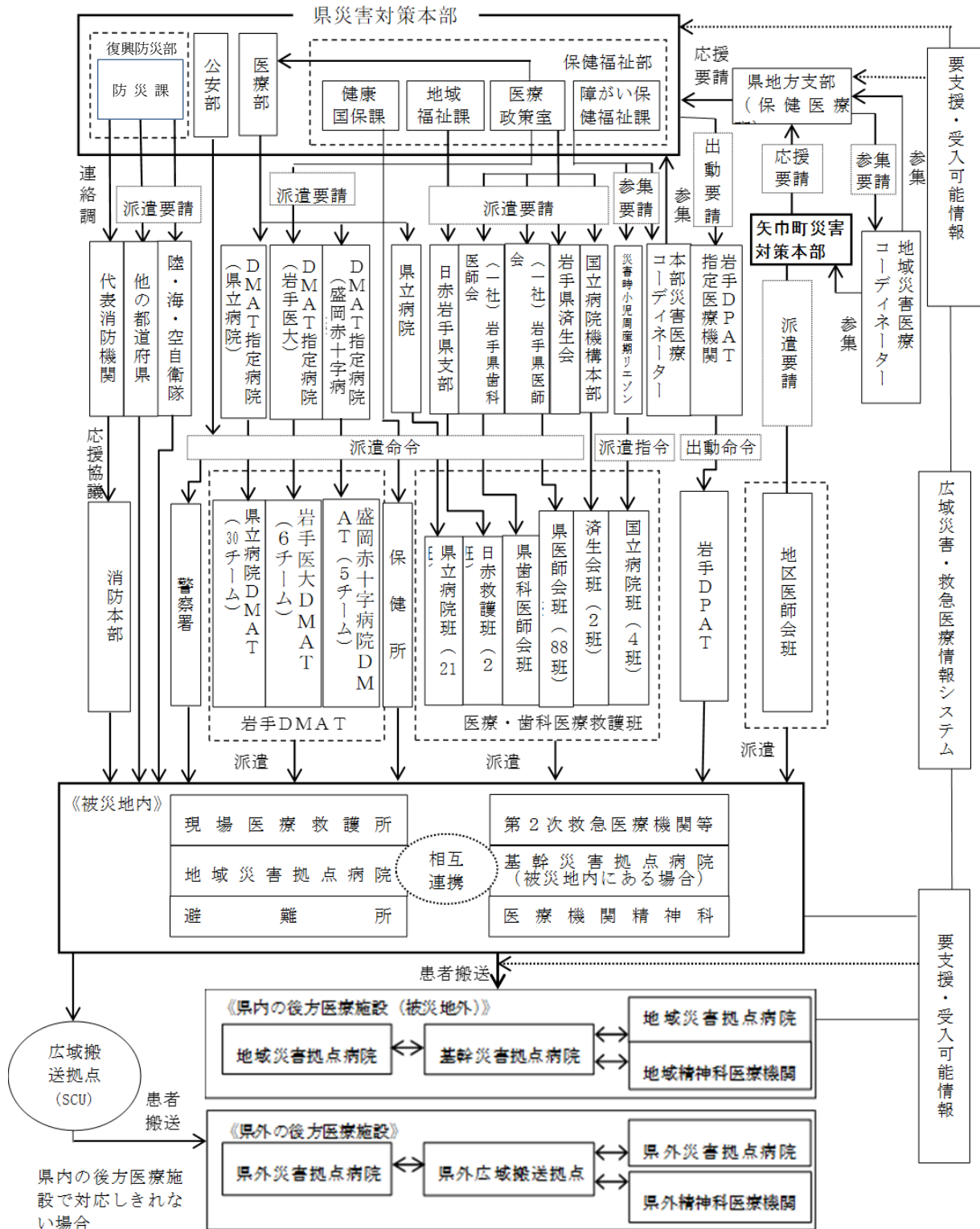
- 本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の対策を講じる。
 - また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が、施設から逃走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（イメージ）



(注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により、医療を受ける機会を失った者をいう。

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会と重複

第 16 節 食料・生活必需品等供給計画

第 1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下この節「物資」という。）を、迅速、かつ、円滑に供給できるよう、関係業者及び団体等の協力が得られる体制の整備等により物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請 3 自動車用燃料、自動車用燃料の調達及びあっせん要請 4 災害救助法による物資供給に係る費用弁償等の総括 5 他課の担当以外の物資の調達及びあっせん
	出納室	応急食料の調達及び供給
保健福祉部	福祉課	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん要請
	健康長寿課	要配慮者に対する特殊栄養食品、食物アレルギー対応食品等の調達及びあっせん
産業振興部	産業観光課	生活物資の調達及びあっせん要請

第 3 実施要領

1 物資の支給対象者

- 物資の供給は原則として、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者

- エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 物資の種類

- 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

[支給物資の種類、支給基準数量等 資料編 3-16-1]

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。
なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、乳児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

3 物資の確保

- 本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- 本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- 本部長は、必要な物資を調達できない場合は、盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあつせんを要請する。
- 県本部長は、大規模な災害により、町が被災し、物資の調達ができないと推測される場合又は連絡を取ることができない場合には、本部長からの要請を待たず物資の供給を行う。
- 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続きについては、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 本部長は、物資の調達可能な数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係者及び団体等の協力を得られる体制を整備する。

[災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書（モリレイ） 資料編 3-16-2]

[災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書（グリーンデリカ） 資料編 3-16-3]

[災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング） 資料編 3-16-4]

[災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書 資料編 3-16-5]

[災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書
資料編 3-16-6]

[災害時における応急対策用燃料（エルピーガス）等の供給に関する協定 資料編 3-16-7]

[大規模災害発生時における支援協定書 資料編 3-16-8]

[地方創生の推進及び災害時における協力に関する連携協定書（薬王堂） 資料編 3-16-9]

[災害時の物資の供給に関する協定書（東北紙器株式会社） 資料編 3-16-10]

4 物資の輸送及び保管

- 県本部長は、次により物資の輸送を行う。
 - ア 県本部の担当課長は、本部又は輸送拠点（町と連絡が取れない場合あつては、あらかじめ、指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 物資の引渡しは、別記様式「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- 本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関及び消防機関の警備を要請するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、本部長が指定したものに限り、貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、役場、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる行政区又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- 本部長は、あらかじめ、炊出し方法等を定める。
- 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

- 本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

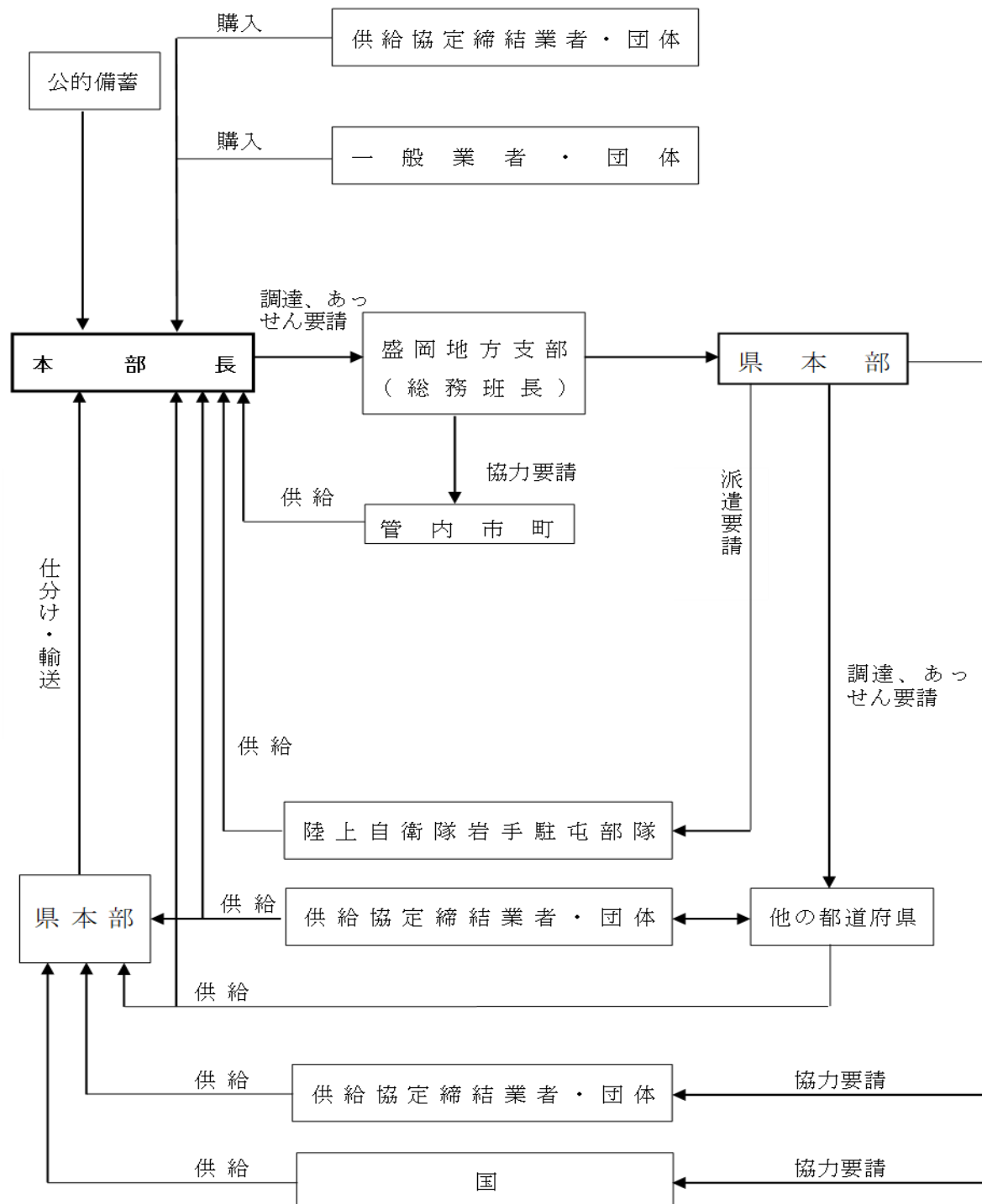
7 物資の需給調整

- 本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別及び避難所別に、迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難場所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- 本部長は、各避難所等からの報告に基づき、被災地域における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者、団体及び他の市町村からの物資の供給量を取りまとめの上、需要バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、機関等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

物資の調達・供給系統図



3 - 1 4 0

第 17 節 削除

第 18 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を、迅速、かつ、円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者及び団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括
上下水道部	上下水道課	1 県及び(公社)日本水道協会岩手県支部等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 3 住民への広報及び被害情報の収集と整理 4 断水世帯に関する情報収集等 5 その他災害の際の全般的給水

第 3 実施要領

1 給 水

(1) 水源の確保

- 本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援要請

- 本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのあるものが出た場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

[公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画 資料編3-18-1]

- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- 本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- 本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

- 本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、応援を要請する。

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素剤濃度が0.2mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において、消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/ℓ以上に確保する
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- 給水車、給水袋及びポリエチレン容器等に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

[矢巾町水道施設災害別対応計画 資料編3-18-2]

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水を給水袋、ポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

[災害時の人工透析液用水道水提供に関する協定書 資料編3-18-3]

- 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者の措置

- 水道事業者は、災害による給水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちに、その使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達成することができる認めるときは、その使用範囲の制限を行う。
 - ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 本部長の措置

- 本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、水道技術管理者と協議の上、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、応援を要請する。

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 19 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第 1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県、他市町村等に対する応急仮設住宅建設に係る技術員の派遣要請 2 県、他市町村等に対する被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん要請 3 県に対する被災宅地の危険度判定に係る技術員の派遣要請 4 県に対する被災建築物の応急危険度判定に係る技術員の派遣要請 5 災害救助法による被災住宅の応急修理に係る事務総括
産業振興部	産業観光課	被災住宅の応急修理に係る木材の確保及びあっせん要請
建設部	農業委員会事務局	1 応急仮設住宅の設計、施行、監理及びレンタル業者等へのあっせん要請 2 公営住宅の入居あっせん

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
 - イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
 - ウ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯について、民生児童委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要が高いと認められる世帯

(2) 供与対象者の調査、報告

- 本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査する。
 - ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の意向及び住宅に関する要望事項
 - ウ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ 供給対象者における要配慮者の有無及びニーズ
 - オ その他住宅の応急対策上の必要事項
- 本部長は、前記の調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

- 本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。
- 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 資材の調達

- 本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定を締結するなど、関係業者及び団体等との協力体制を整備する。
- 本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき、又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を県本部長に要請する。
- 本部長は、大量の建築用木材及び建築用資材が必要と認める場合は、県本部長に要請の上、調達及び確保する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- 本部長は、県本部長の行う、応急仮設住宅の入居者の選定に協力をする。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、本部長が選定する。

- 本部長は、応急仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- (6) 応急仮設住宅の管理運営
 - 本部長は、県本部長の行う、応急仮設住宅の管理運営に協力をする。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は、本部長が管理運営をする。
 - 本部長は、県本部長から委任を受けた場合は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。
 - 本部長は、県本部長から委任を受けた場合は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。
 - 応急仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口は、県本部長が設置する。
- (7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与
 - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

- (1) 供与対象者
 - 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が半壊、半焼又は一部流失したため当面の日常生活を営むことのできない世帯
 - イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯について、民生児童委員、その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要が高いと認められる世帯
 - ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯
- (2) 供与対象者の調査、選考
 - 本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。
- (3) 修理の範囲
 - 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (4) 修理期間
 - 修理期間は、災害発生の日から1カ月以内とする。
 - 本部長は、1カ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは、期間を延長する。
- (5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理
 - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居あっせん

- 本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- 本部長は、要配慮者の入居を優先する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

- 本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、県本部長に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(2) 本部長の措置

- 本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 本部長が判定実施を決定した時は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
 - イ 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ① 宅地に係る被害情報の収集
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 被災宅地危険度判定士、被災宅地危険度判定調整員の受け入れ及び組織編成

- ④ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布
- (3) 被災宅地危険度判定士の養成
 - 本部長は、県が主催する危険度判定に関する講習会に、町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

6 被災建築物の応急危険度判定

- 本部長は、地震により、被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により、被災建築物の応急危険度判定を行う。
- (1) 本部長の措置
 - 本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、次の措置を行う。
 - ア 本部長が判定実施を決定した時は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
 - イ 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ① 被災状況の把握
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 県本部長への報告
 - ④ 被災建築物応急危険度判定士の受け入れ
 - ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - ⑥ 住民への広報
 - ⑦ その他判定資機材の配布
- (2) 被災建築物応急危険度判定士の養成
 - 本部長は、県が主催する危険度判定に関する講習会に、町の建築士資格取得職員の受講を推進し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。
- (3) 被災建築物応急危険度判定士の業務
 - 被災建築物応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定を実施し、判定結果を表示する。

第 20 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

- 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講ずる。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画を基に、新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた物資の備蓄等、避難所整備を推進する。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県、他市町村等に対する感染症予防用資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
住民部	町民環境光課	ごみ及びし尿処理等の実施
保健福祉部	健康長寿課	1 感染症予防に関する指示及び指導 2 感染症予防用資機材の調達及びあっせん 3 被災地域の感染症予防業務の実施

第 3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

- 本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。
1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
班 長	1 名
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名
合 計	6 名

- 本部長は、町における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し、支援を要請する。

(2) 疫学調査協力班

- 本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、県が行う疫学調査に協力する。
1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
看護師又は保健師	1 名
助 手	1 名
合 計	2 名

(3) 感染症予防班

- 本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

(4) 専門家への支援の要請

- 県本部長は、感染予防活動の実施について、必要に応じ、いわて感染制御チーム（ICAT）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2 感染症予防用資機材の調達

- 本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
○ 本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- 本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、保健推進員、その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
○ 本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により、感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動事項

- 本部長は、県本部長の指示により、次に掲げる事項及び消毒その他の措置等を行う。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 清潔方法（消毒班）

- 本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施する。

(2) 消毒方法（消毒班）

- 本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、消毒班による消毒を実施する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）

- 本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(4) 生活の用に供される水の供給（消毒班）

- 本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 18 節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第 18 節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(5) 臨時予防接種（感染症予防班）

- 本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(6) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）

- 本部長は、週に 1 回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

ア 1 日 1 回以上の疫学調査を行う。

イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水については、消毒班又は盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

- 本部長は、避難所における過密抑制に配慮し、指定避難所における収容人数は、新型コロナウイルス感染症等の対策上、一人当たりの居住スペースを 4 m²とする。

[指定避難所一覧表 資料編 2-4-4]

第 21 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第 1 基本方針

- 1 災害によって、一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速、円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

[災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 資料編 3-21-1]

- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速、円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速、かつ、円滑に実施することができるよう、機関間の連携を図る。

第 2 実施責任者及び担当部・課

1 廃棄物処理

実施責任者	担 当 業 務
本部長	廃棄物の処理及び清掃全般

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	県、他市町村等に対する要員の派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請
住民部	町民環境光課	廃棄物の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害になっている障害物の除去

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県、他市町村等に対する要員の派遣要請並びに資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 災害救助法による障害物に係る費用支弁等の総括
建設部	道路住宅課	所管する道路、河川関係の障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- 本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- 本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所

- 本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、処理施設等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- 本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- 本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラックショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- 本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

- 本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場等の確保

- 本部長は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場等を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

- 本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分場の清潔保持に努める。
- 消毒方法については、第20節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- 本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
- 本部長は、NPO・ボランティア等の協力を得られる際は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、加えて地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- 本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより、環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所

- 本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し尿処理の方式
医療施設 福祉施設避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜め置きした風呂桶等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- 本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- 本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- 本部長及び道路、河川の管理者（以下本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による障害物除去班を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - 本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
 - イ 道路関係障害物の除去
 - 本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - 本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - ウ 河川関係障害物の除去
 - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

- 本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示し、近隣市町長又は盛岡地方支部福祉環境班長若しくは土木班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
- ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ、所有者との調整を行う。
- 本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 本部長等は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
- ア 臨時集積場所
- イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
- ウ 埋立予定地
- 本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、焼却処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措 置 内 容
本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止

建築物への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 22 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理及び埋葬を、迅速、かつ、円滑に行う。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬

[町本部の担当]

実施責任者	課	担 当 業 務
総務部	総務課	1 県、他市町村等に対する要員の派遣要請並びに資機材等の調達及びあっせん要請 2 行方不明者の搜索 3 自衛隊の災害派遣要請 4 災害救助法による遺体の搜索、処理及び埋葬に係る費用弁償等の総括
住民部	町民環境光課	遺体の埋葬

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

- 本部長は、災害により、行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、紫波警察署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を、盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- 本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- 本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。
- 県本部長は、行方不明者として把握したものが外国人であった場合には、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

(2) 捜索の実施

- 本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、警察官と協力して、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。
- 本部長は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。
- 本部長は、必要に応じて紫波警察署長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
- 捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、原則として現地において警察官が検視を行うものとする。
- 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、歯科医師の協力を得るものとする。

[災害時における協力に関する協定 資料編3-22-1]

2 遺体の収容

- 遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収

- 本部長は、災害によって、多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

- 本部長は、災害によって、多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

- 本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町において調達する。
- 本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請する。

4 遺体の埋葬

- 本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

5 遺体埋葬の広域調整

- 本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬できない場合にあっては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 遺体の一時安置

- 本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。
- 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を付して納棺し、台帳に記録するものとする。
- 前記の遺体の着衣、携帯品等は、遺体の番号と同一番号を付して梱包して別に保存するものとする。この場合において、現金、貴金属等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。
- 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。

- 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により、引き渡すものとする。
 - ア 検案書を交付すること。
 - イ 死体請書をとること。
 - ウ 着衣、携帯品等の受領書をとること。

7 遺体の埋葬

- 埋葬は、住民部及び遺体捜索班員等が協力して行うものとする。
- 身元の判明している遺体を先にし、火葬するものとする。
- 身元不明の遺体は、その状況相貌遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録した後、火葬するものとする。
- 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置の際に付した番号の順により、埋葬するものとする。

8 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

- 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を、迅速、かつ、円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

[矢巾町災害時支援ボランティアに関する協定 資料編3-23-1]

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
産業振興部	産業観光課	就労者及び技術者の要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

- 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。
 - ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
 - イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- 防災関係機関は、次の事項を明示して、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項
- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

- 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
本部長	災害応急対策 作業全般	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項
警察官			災害対策基本法第 65 条第 2 項 警察官職務執行法第 4 条
消防吏員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項
救急隊員		協力命令	消防法第 35 条の 10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第 24 条
水防団長又は 消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策 基本法による県本部長の従 事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放 射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急 救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基 本法による町長又は警察官の従 事命令）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあ る者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により 生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職 務執行法による警察官の従事 命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消するとき	災害対策基本法第 81 条第 1 項 災害救助法第 7 条第 4 項において準用する同法第 5 条第 2 項

(4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより、損害を賠償する。

(5) 従事できない場合の届け出

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により、作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、本部長に届け出る。
 - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
 - イ 負傷又は疾病以外による場合は、町長、警察官、その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 24 節 文教対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害により、通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により、教科書、学用品等（以下本節中「学用品等」という。）を喪失又はき損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	町立学校における応急教育の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	総務課	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括
教育部	学校教育課 文化スポーツ課 学校給食共同調理場	1 町立学校施設、設備の応急対策の実施 2 応急給食用物資の確保、調達 3 町立小中学校及び義務教育学校教職員の非常配置 4 被災児童、生徒に対する学用品等の給与 5 応急教育の実施 6 被災児童、生徒に対する授業料等の減免措置の実施 7 奨学金の緊急貸与 8 社会教育施設の応急対策の実施 9 文化施設及び文化財に対する応急対策実施 10 体育施設の応急対策の実施

第 3 実施要領

1 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

- 本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

- 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続

- 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続きにより、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。
- 町立学校が、隣接学校、その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより、当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
町内の施設を利用する場合	本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	本部長は、盛岡地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。

- 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあつせん要請は、次の事項を明示して行う。

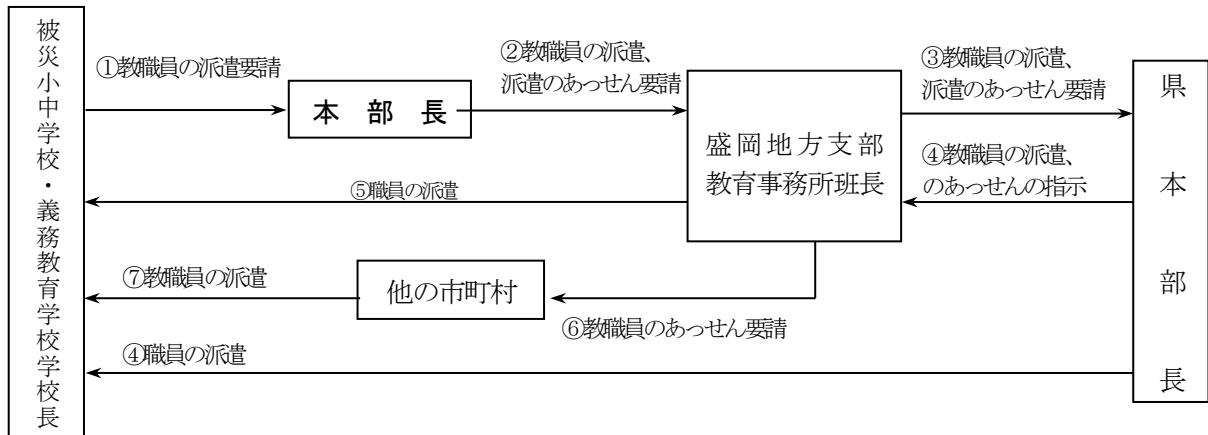
ア あつせんを求める学校名	エ 予定期間
イ 予定施設名又は施設種別	オ その他参考事項
ウ 授業予定人員及び室数	

2 教職員の確保

(1) 町立学校

- 災害により、被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により、教職員を確保する。
 - ア 校長は、本部長に対して教職員の派遣を要請する。
 - イ 本部長は、盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。
- 本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災した小中学校及び義務教育学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(2) 要請の手続

- 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業	オ その他必要な事項
ウ 教科別（小学校・中学校・義務教育学校）	
派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

- 応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
 - イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
 - ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
 - エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
 - オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
 - カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 町立学校

- 本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- 本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、盛岡地方支部教育事務所班を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- 本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- 被災生徒が授業料等の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

- 本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。
 - ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、食物アレルギーを有する児童、生徒へ配慮しながら、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
 - イ 本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

(2) 被害物資対策

- 本部長は、被害を受けた給食用原材料品を取りまとめ、県本部長から指示あるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

- 本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
 - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
 - イ 学校内において、特に伝染病又は中毒が発生した場合においては、校医又は盛岡地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
 - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
 - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

- 本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
 - ア 文化財の避難
 - イ 文化財の補修、修理
 - ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

- 本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第 25 節 農畜産物応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担 当 業 務
本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置

[町本部の担当]

部	課	担当業務
産業振興部	産業観光課 農業委員会事務局	1 病虫害防除に係る技術指導 2 畜産対策全般 3 栽培、管理に係る技術指導

第 3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- 本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- ア 防除時期
- イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
- ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 本部長は、防除に関する必要な指示及び指導について、盛岡地方支部農林班長を通じ、県本部長に要請する。

- 本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進及び防除技術等、防除全般について、積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

- 本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 県	エ 農業協同組合
イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部	オ 県獣医師会
ウ 県農業共済組合	

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- 本部長は、必要に応じて家畜診療班及び家畜防疫班を編成する。
- 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班		家畜防疫班		備考
区分	人員	区分	人員	産業振興課及び協力機関の職員により構成
班 長	獣医師 1 名	班 長	獣医師 1 名	
事務職員	2 名	事務職員	2 名	

(3) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
 - ア 家畜の診療は、本部長が実施するが、それが困難な場合は、盛岡地方支部農林班長に応援を要請する。
 - イ 診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣し応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。
 - ウ 家畜の健康診断の必要を認めたときは、被災地域に家畜診療班を派遣し、巡回し、健康診断に当たるものとする。

なお、家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り頻繁に診療を実施するものとする。
 - エ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療	② 薬剤又は治療用資器材の支給	③ 治療等の処置

(4) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎の消毒（家畜伝染病予防法第 9 条及び第 30 条）

- ① 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、盛岡地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。
- ② 必要な薬剤、器材等については、盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第 6 条及び第 31 条）

- ① 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、盛岡地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。
- ② 必要な薬剤、器材等について、盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

(5) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 本部長は、盛岡地方支部農林班長、その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 本部長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 本部長は、盛岡地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数量	③ その他必要事項
② 納品又は引継の場所及び時期	

(7) 青刈飼料等の対策

- 本部長は、風水害により、飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

- 本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により、集乳運搬ができない場合は、盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第 26 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第 1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	1 町道の道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 準用河川及び普通河川の河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
盛岡広域振興局 土木部	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
盛岡広域振興局 林務部	民有林内における保安林の治山施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手河川国道事務所	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地、地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
東北森林管理局	国有林内における保安林の治山施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施

[町本部の担当]

部	課	担当業務
建設部	道路住宅課	所管する公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
産業振興部	産業観光課	民有林内及び国有林内における保安林の治山施設の被害状況の調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施責任者は、被害の発生状況を把握し、県本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。
- 町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

- 実施責任者は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

〔災害時の応急措置に関する協定書（矢巾町建設業協議会） 資料編3-26-1〕

- 実施責任機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- 本部長は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施責任者は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路の応急復旧を重点的に実施する。
- 県は、町道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(3) 河川管理施設

- 洪水等により、堤防及び護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第2 鉄道施設の応急対策

鉄道施設は、災害時においても緊急物資の輸送や住民の避難に重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道の応急対策に協力する。

第 27 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 電力、ガス及び電気通信施設に係る被災状況の把握 4 被災地域における広報の実施

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 電力、ガス及び電気通信施設における被害状況並びに応急対策の実施状況に係る情報収集 2 自衛隊の災害派遣要請
	企画財政課	住民等に対する災害広報の実施
上下水道部	上下水道課	1 上下水道施設に係る被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 上下水道施設の復旧対策に係る県及び(公社)日本水道協会岩手県支部等に対する応援要請

第 3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- 本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を、迅速、かつ、円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら応急対策を実施する。

- 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し、及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。
- イ 動員体制の確立
 - 本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するものとし、あらかじめ動員計画を定める。
 - 職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合は、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。
- ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立
 - 本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、関係機関及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。
- (2) 情報連絡活動
 - 本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期及び内容等について、あらかじめ定める。
 - 本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- ア 通信手段
 - 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内の連絡は、次の通信手段を用いて行う。
 - ・ 防災行政無線
 - ・ 災害時優先携帯電話
- イ 通信時期及び内容等
 - 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。
- (3) 応急対策
 - ア 復旧対策用資機材の整備
 - 水道施設の被災により、資機材が不足した場合には、メーカー及び（公社）日本水道協会岩手県支部を通じて他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。
[日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書 資料編3-27-1]
 - 本部長は、必要な資機材を調達できない場合においては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。
- イ 施設の点検
 - 本部長は、災害が発生した場合は、次により、水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
 - ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。
 - ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

③ 次の管路等については、優先的に点検する。

- ・ 主要導送配水管路
- ・ 河川、鉄道等の横断箇所
- ・ 住民生活に重要な施設である医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

○ 本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、水道技術管理者と協議の上、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

- ① 取水施設、導水施設及び浄水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は断水を行う。
- ② 送・配水管路においては、漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を講ずる。また、管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。
- ③ 給水装置においては、倒壊、焼失又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水管の復旧

- 公道内の給水管の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などを優先して実施する。
- 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無に係わらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

- 本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、コミュニティFM、エリアメール、ホームページ、広報車及び報道機関等を通じて行う。
- 本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、必要に応じ、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

- 本部長は、本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- 本部長は、必要に応じて、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。
- 下水道施設の被災により、資機材が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- マンホールポンプ及び処理施設において、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態がおこらないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう、指示するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

- 本部長は、必要に応じて、第10節「県、市町村等応援協力計画」、「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定」及び「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

〔災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定 資料編3-27-2〕

〔災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目資料編 3-27-3〕

- 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、マンホールポンプ、処理施設、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠等の復旧を行う。

ア マンホールポンプ、処理施設

- マンホールポンプ及び処理施設において停電が発生した場合は、可搬式発電機及び汚水用水中ポンプ、エンジンポンプ等を手配して排水機能を確保し、電力の復旧とともに、すみやかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

- 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、コミュニティFM、エリアメール、ホームページ、広報車及び報道機関等を通じて行う。

3 電力、ガス、電気通信施設の応急対策

- 町は、二次災害の防止及び被災状況の復旧について、各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき、実施される応急復旧措置を支援する。
- 各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と、迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。
- 各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。
- 各事業者は、被害の状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、本部長及び防災関係機関に連絡する。

〔災害時の協力に関する協定書（東北電力㈱盛岡営業所 H20. 7. 1 現在）資料編3-27-4〕

第 28 節 危険物等施設応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における消防法で定める危険物、火薬類、高圧ガス及び毒物・劇物（以下本節中「危険物等」という。）による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物等施設について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本 部 長	1 被災状況の把握 2 防災関係機関への連絡 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
危険物施設責任者	
火薬類保管施設責任者	
高圧ガス保管責任者	
毒物・劇物保管施設責任者	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 危険物等施設の被害状況調査 2 危険物等災害の防除活動に係る指導及び連絡 3 消火薬剤及び応急対策資機材の調達及びあっせん 4 避難措置及び警戒区域の設定 5 自衛隊の災害派遣要請
住民部	町民環境課	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置の実施

第 3 実施要領

1 石油類等の保安

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、本部又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、自衛防火組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
 - ② タンクの破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 本部長

- 本部長は、危険物施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類の保安

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、本部又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

- 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
 - ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
 - ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
 - ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、本部には防火の措置を講ずる。
 - ⑤ 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
- 火薬庫が近隣の火災等により、危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちに、その旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 本部長

- 本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、本部又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
 - ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
 - ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
 - ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
 - ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により、放出し、又はその重点容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちに、その旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 本部長

- 本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、本部又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
 - ③ 毒物・劇物の盗難及び紛失がないよう監視措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 本部長

- 本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第 29 節 林野火災応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 消防機関は、林野火災発生時においては、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 町は、消防機関と相互に協力し、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」等に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては第 8 節「消防活動計画」に定めるところによる。

第 2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本 部 長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 本部長の命令又は要請により消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び担当区域への立入り制限等

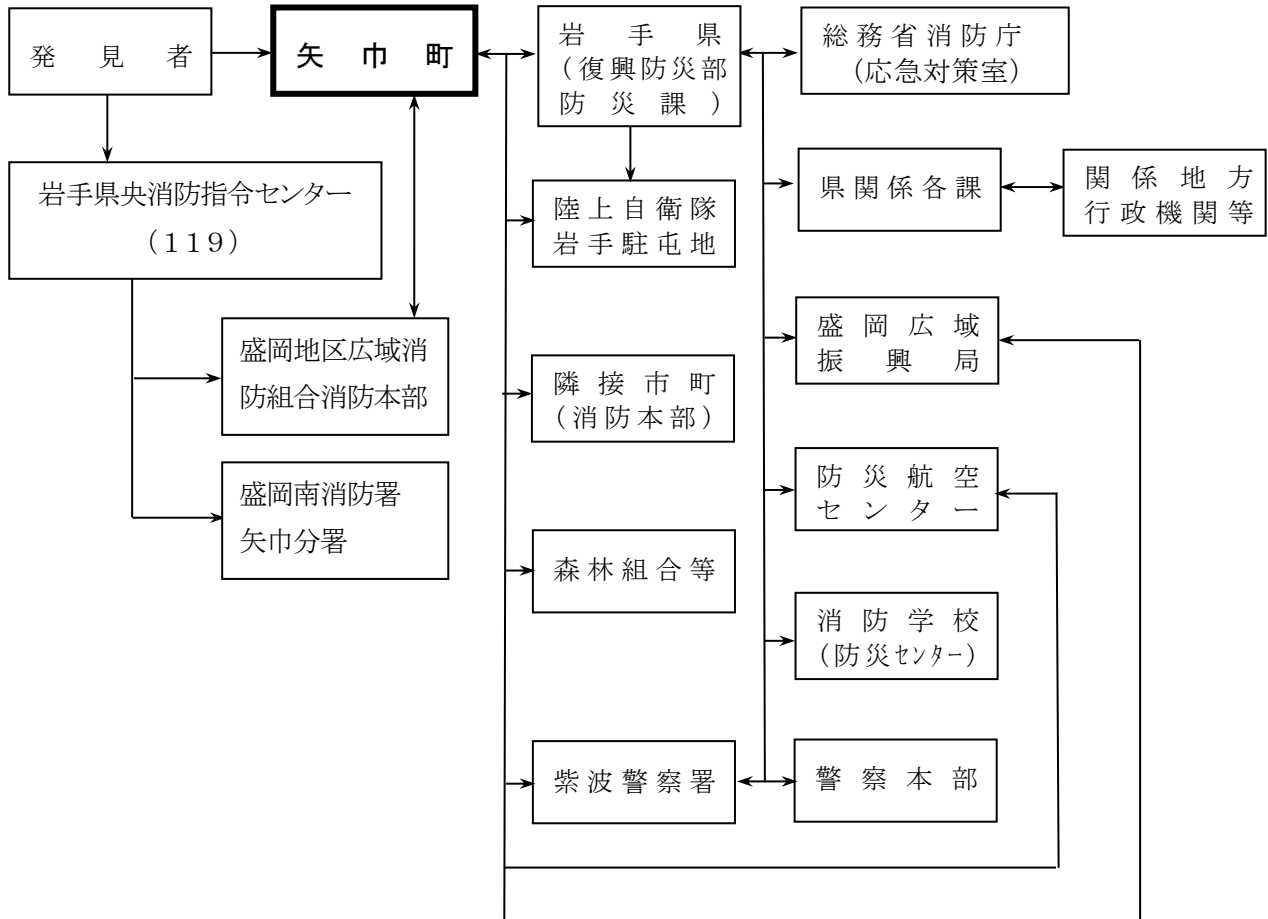
[町本部の担当]

部	課	担当業務
総 務 部	総 務 課	1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 防災ヘリコプターの派遣要請 4 自衛隊の災害派遣要請
	企画財政課	地域住民に対する災害発生 of 広報
	税 務 課	人的被害及び住家の被害情報の収集
産業振興部	産業観光課 農業委員会 事務局	1 農地農業用施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 林産施設・林産物関係被害情報の収集 4 森林関係被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集 6 農業用ダムの流量調整に係る連絡調整
建 設 部	道路住宅課	道路交通規制の情報収集及び交通規制の実施

第3 実施要領

1 通報連絡体制

- 防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 本部長の措置

- 本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により林野火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼阻止及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、空地、その地形、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

[消防相互応援協定 資料編 3-8-1]

- 本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第 30 節「防災ヘリコプター要請計画」に定める手続きにより、防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 本部長は、これらの養成を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のため要員を配備する。

[ヘリポート及び補給基地 資料編 3-8-2]

[ヘリポートの設置基準 資料編 3-8-3]

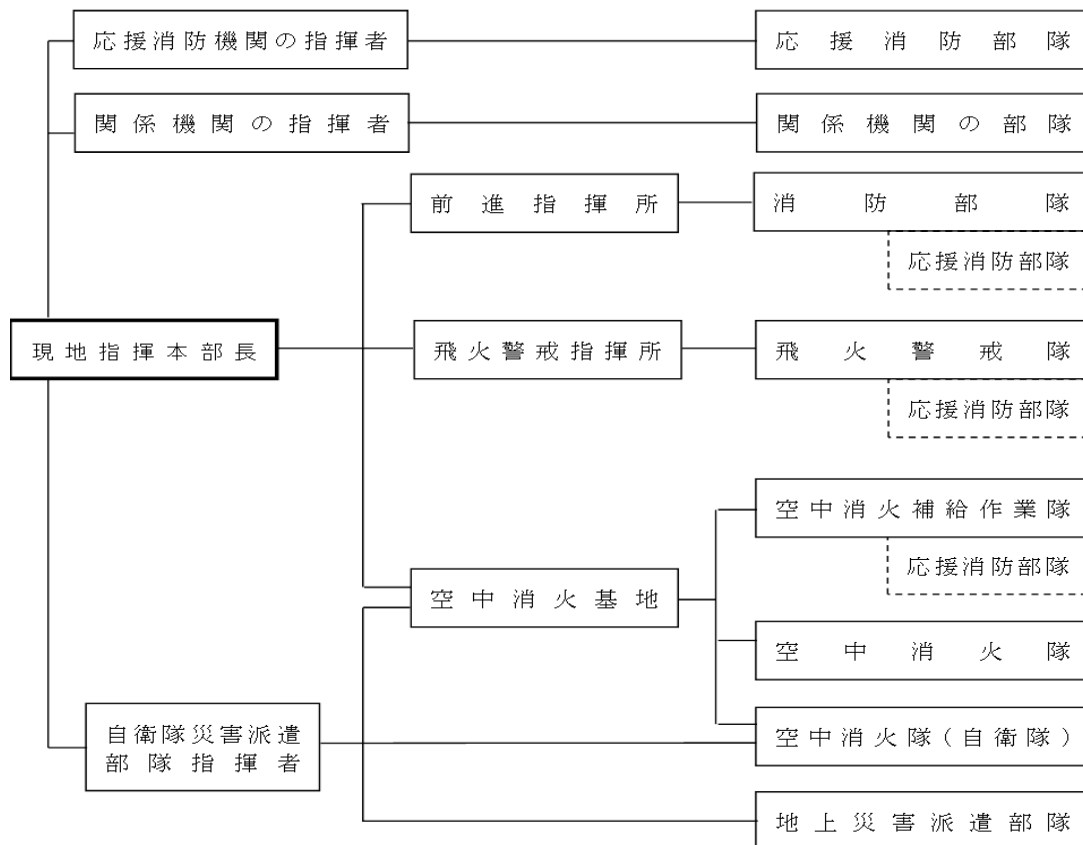
3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保及び調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員及び消防団員並びに消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を阻止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が他の市町区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要、かつ、消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急及び救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難指示等が発令された場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 要配慮者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等のコミュニティ組織等と連携を図り、その居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集及び広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防吏員又は消防団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第30節 防災ヘリコプター要請計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、広域的、かつ、機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受け入れ体制を整備する。

第2 実施責任者及び担当部・課

実施責任者	担当業務
本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に関する支援

[町本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総務課	1 防災ヘリコプターの応援要請等 2 臨時ヘリポートの設置

第3 実施要領

1 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター一運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下この節「本部長等」という。）の要請に基づき、活動する。

[岩手県防災ヘリコプター応援協定 資料編3-30-1]

- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

- 防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

- 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急 対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資及び人員等の搬送 ウ 災害に関する情報及び警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察及び情報収集 ウ 消防隊員及び資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- 本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

ア 災害の種別 イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ 災害発生現場の気象状況 エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ 飛行場外離着場の所在及び地上支援体制 カ 応援に要する資機材の品目及び数量 キ その他必要な事項

- 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	電 話 0198(26)5251 FAX 0198(26)5256

5 受入体制

- 本部長は、応援要請を行った場合は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア	飛行場外離着陸場所の確保及び安全対策
イ	傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ	その他必要な事項

[ヘリポート及び補給基地 資料編3-8-2]

[ヘリポートの設置基準 資料編3-8-3]

第4章 特殊災害対策計画

第1節 地震災害対策計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が、迅速、かつ、的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう、各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業種及び団体との協力体制の強化を図る。

第2 断層と地震活動

町内には、奥羽山脈の麓を通る北上低地西縁断層帯が存在し、本町から花巻市の間で、37 km区間を花巻断層帯と呼びこの断層が活動した場合、マグニチュード7.4程度、震度6弱と想定されている。

第3 地震被害の想定

- 1 過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震及び海溝型2地震について検討を行っている。

対象地震 パラメーター		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震 1 A, B】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震 2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震 3】 1968 年十勝沖地震をもとにした地震	【地震 4】 岩手県沿岸部空白域を考慮した地震
断層の原点	北緯	39° 64′	39° 35′	41° 80′	39° 50′
	東経	141° 13′	140° 99′	143° 04′	144° 00′
	深さ (km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		7.4	7.3	7.9	8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊	断層面下端南側から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊
		(1A)南側から破壊 (1B)北側から破壊			

2 想定結果

想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震 主な被害想定項目		【地震 1】 北上低地西縁断層群 北部地震		【地震 2】 北上低地 西縁断層 群南部地震	【地震 3】 十勝沖地震	【地震 4】 三陸沖空白 域地震	
		A 南側か ら破壊	B 北側か ら破壊	M=7.4	M=7.3	M=7.9	M=8.0
1 地震動	最大震度	震度 6 弱		震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 強	
	最大震度を 示した地域	滝沢市～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	奥州市～ 花巻市	洋野町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市	
2 建築物 被害 (現況棟数 686,116 棟)	大 破 壊 数	5,313 棟	1,599 棟	1,763 棟	11 棟	183 棟	
3 火災被害 (現況棟数 686,116 棟)	炎 上 出 火	19 点	1 点	4 点			
	延 焼 出 火	13 点		1 点			
	焼 失 棟 数	164 棟	1 棟	19 棟			

想定地震 主な被害想定項目		【地震１】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震２】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震３】 十勝沖地震	【地震４】 三陸沖空白域地震
		A 南側から破壊	B 北側から破壊			
４ 人的被害 (冬・夕方) (世帯数： ４５３，７２２世帯)	死者数	９７人	６人	１１人		
	負傷者数	１，４８４人	２３０人	３５０人		
５ 急傾斜地崩壊 (危険箇所： ６，９５９箇所)	り災世帯数	３，６０７世帯	１，０８４世帯	１，１３７世帯	７世帯	１０３世帯
	り災者数	１０，９４７人	３，５６８人	３，７４５人	２１人	３１９人
６ 道路被害 (対象路線延長： ３，３１０km)	危険度大	５３箇所	５２箇所	４９箇所	１２箇所	１１５箇所
	被害箇所	５３箇所	６７箇所	６２箇所	２９箇所	７４箇所
７ 橋梁被害 (対象橋梁数： １，２０１箇所)	危険度大	５箇所	７箇所	３箇所		

第４ 町の活動体制

１ 本部の設置及び活動

町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第３章第１節「活動体制計画」の定めるところにより、矢巾町災害警戒本部又は矢巾町災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

２ 通信連絡確保対策

- (１) 第３章第３節「通信情報計画」に定める無線通信施設の安全を確保するとともに、自家発電用装置の整備を図る。
- (２) 電気通信施設の利用及び電気通信施設が利用できない場合の通信確保対策については、第３章第３節「通信情報計画」に定める通信連絡方法による。

(3) 関係機関保有の移動無線及び携帯無線を活用して通信連絡体制を確保する。

ア 矢巾町役場

車載移動無線（陸上移動局） 15 台

携帯無線（携帯局） 22 台

[防災行政用無線設備配置一覧 資料編 2-4 の 2-2]

イ 盛岡地区広域消防組合 盛岡南消防署矢巾分署

車載消防用移動無線 3 台

携帯無線 4 台

ウ 矢巾町消防団

車載消防用移動無線 14 台

可搬無線 1 台

携帯無線 3 台

[矢巾町役場公用車 資料編 3-6-3]

3 広報活動

地震及びこれに伴う災害に対する住民の不安を解消し、社会秩序を図るため、町本部長は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるもののほか、必要により、次の事項について、広報活動に努めるものとする。

(1) 広報内容

ア 地震に関する情報

イ 避難場所等について(避難位置、経路等)

ウ 交通通信情報(道路交通状況、不通箇所、開通見込み状況、通話可能区域等)

エ 電気、上下水道の状況(被害状況、復旧状況、注意事項等)

オ 医療救護所の開設状況

カ 給食及び給水実施状況(給食日時、場所、量、対象者等)

キ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、種類、対象者等)

ク その他の状況(公共土木施設等の被害、復旧状況等)

ケ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序のため必要な事項

(2) 広報の方法

コミュニティFMや車両を利用して広報を行うほか、必要に応じ、報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）に資料を提供し、迅速、かつ、適切な広報を行うものとする。

第5 ため池防災対策

町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を行うものとする。

第 1－2 節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号、以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 岩手県内の推進地域

法第 3 条の規定に基づき指定された岩手県の推進地域の区域は、次のとおりである。
(令和 4 年 10 月 3 日内閣府告示第 99 号)

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、矢巾町、本町の区域内の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この節において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 章第 5 節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第 4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

1 整備方針

- (1) 町は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 町は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

2 整備計画の策定に当たって留意する事項

- (1) 具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地の特性を踏まえて策定する。
- (4) 施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

3 整備すべき施設等

町が所有する施設について、地震防災対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

(1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

(2) 避難場所

ア 積雪寒冷地の特性を踏まえ、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。

イ 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。

(3) 避難経路

必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設、その他の消防用施設

ア 消防団による避難誘導のための拠点施設

イ 盛岡南消防署矢巾分署庁舎等

ウ 消防の用に供する自家発電設備

エ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材

オ 消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）

カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路

(6) 通信施設

町及び防災関係機関は、本節第4に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

ア 町防災行政無線

イ その他の防災機関等の無線

(7) その他の事業

第5 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の配備手配

第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」及び同章第16節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによる。

(2) 人員等の配備手配

第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

(3) 他機関に対する応援要請

ア 他の市町村への応援要請

第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

イ 自衛隊の派遣要請

第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

ウ 消防及び警察関係機関との連携

第3章第7節「公安警備計画」、同章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

- (4) 町は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、被災状況等に応じ災害対策本部が定める。
- (5) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

2 物資の備蓄・調達

- (1) 町は、被害想定等を踏まえ、第3章第16節「食料・生活必需品等供給計画」に基づき、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達を計画的かつ継続的に行う。この際、ローリングストック法により備蓄品の管理を適切に行う。
- (2) 物資の備蓄・調達に当たって留意する事項
 - ア 要配慮者のニーズや男女及びLGBT等のニーズの違い等に配慮する。
 - イ 積雪寒冷地の特性を踏まえ、積雪や凍結等により物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

- (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

 - ア 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制

第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。
 - イ 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

第3章第4節「情報の収集・伝達計画」及び同章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。
 - ウ 情報伝達に当たって留意する事項
 - 町職員の勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
 - 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。
 - 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
 - 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。

- 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。
- (2) 市町村の災害に関する会議等の設置
災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」及び同章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

- (1) 町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。
また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。
- (2) 後発地震に対して注意する措置
 - ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
 - イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
 - ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
 - エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第7 防災訓練に関する事項

1 訓練の重点

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

2 防災訓練の実施に当たって留意する事項

- (1) 積雪寒冷地の特性を踏まえた訓練や、県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びLGBT等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第8 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 町職員等に対する教育

- (1) 町は、職員等に対する地震防災上果たすべき役割等に相応した教育については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。
- (2) 職員等に対する教育に含める事項
 - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

- (1) 町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。
- (2) 地域住民等に対する教育・広報に含める事項
 - ア 地震に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- (3) 教育・広報の実施に当たって留意する事項
- ア 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
 - イ 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びLGBT等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
 - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - エ 教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
 - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第2節 火山災害対策計画

第1 基本方針

火山災害は、噴火に伴って発生する現象が多岐にわたり、長期化するおそれがあるほか、被害や影響が多方面にわたるといった特徴を有する。

町は、火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、情報収集、伝達体制及び避難体制等の整備を進めるとともに、住民等に対する防災知識の普及を図る。

第2 岩手山の概要

本町に影響を与える火山は、岩手山である。岩手山は、測地学審議会の分類では、「活動的火山及び潜在的爆発活力を有する火山」とされている。

1 岩手山の状況

玄武岩、安山岩の西岩手及び東岩手の2成層火山から成る火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所ですばい噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も硫気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが、溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に、初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には、盛岡地方気象台から今後、さらに、火山活動が活発化した場合には、噴火のおそれもあるものとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は、減少したものの、通常の状態に比べ、高いレベルにあり、低周波地震及び単色地震の発生、黒倉山及び大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

[岩手山の活動状況 資料編4-2-1]

[岩手山の噴火史 資料編4-2-2]

2 予想される火山災害（岩手山）

岩手山の火山活動に伴い、予想される噴火規模及び現象は、次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成31年改訂）による。）

(1) 噴火規模・態様

区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約3,200年前の噴火と同程度（噴火量1,000万m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686年の噴火と同程度（噴火量8,500万m ³ ）

(2) 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 火砕流とは、火山灰、火山れき及び岩塊などが、火山ガス及び空気とともに、流動状態になって斜面を移動する現象である。

(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として、高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。

(注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが、水とともに、高速度で流下する現象である。

(注4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山の噴出物とその熱により、大量の雪や氷が溶け、水とでできる泥流である。

3 火山活動の記録

1686 年（貞享 3 年） 3 月 26 日～11 月噴火：溶岩流、泥流、降灰、家屋破損

1687 年（貞享 4 年） 4 月噴火：噴石、地震群発、噴煙。

1732 年（享保 16-17 年）噴火：北東山麓に溶岩流出（焼走り溶岩流）。享保 16 年 12 月 25 日（1732 年 1 月 22 日）噴火開始。最盛期は初期数日で、その後約 1 カ月活動が続いた。

1823 年 9 月～1824 年 4 月（文政 6 年～文政 7 年）地震群発（岩手・秋田県境付近？）。

1919 年（大正 8 年） 7 月大地獄で水蒸気爆発（山頂西 3 km）、新火口生成、降灰。

1934 年 9 月～1935 年（昭和 9 年～昭和 10 年）噴気活発化。

1939 年（昭和 14 年） 7 月～9 月噴火活発化及び小爆発。

1972 年（昭和 47 年） 4 月 10 日噴煙：妙高岳から白色噴煙 300m。

1995 年（平成 7 年） 9 月・10 月低周波地震・微動。

〔参考文献：日本活火山総覧・気象庁編 平成 8 年 3 月〕

第 3 町の活動体制

1 情報収集の推進

(1) 火山情報の収集

町は、防災関係機関と連絡を密にし、火山関連情報の収集に努める。

(2) 火山に関する予報、警報及び情報の種類と内容

〔本編・第3章 第2節 気象予報・警報等の伝達計画 第3・1・(1)・オ参照〕

(3) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合

(備考) 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

2 広報

住民への広報は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

第3節 原子力災害対策計画

第1 基本方針

- 1 岩手県内には、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。

しかしながら、原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）は、立地県のみならず、近隣の地方公共団体に対しても、大きな影響を与えることが認識されたことから、町は、隣接県に立地する原子力事業所又は原子力事業所外において発生した原子力災害を想定して、あらかじめ計画を定める。

- 2 町は、災害応急対策の総合的、かつ、円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関との連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 3 町は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

- 4 町は、県と相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。
- 5 町は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。

第2 災害の想定

1 原子力事業所内

- 原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。
 - ア 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。
 - イ 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
 - ウ 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき。

第3 隣接県に立地する原子力事業所

- 隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地
東北電力㈱	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃㈱	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

第4 防災知識の普及

1 職員に対する防災教育

- 町は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
 - イ 防災対策及び防災活動に関する事項
 - ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
 - カ 原子力災害とその特性に関する事項
 - キ 住民に対する防災知識の普及方法
 - ク 災害時における業務分担の確認

2 住民等に対する防災知識の普及

- 町は、広報紙及びインターネット等あらゆる広報媒体を活用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ア 矢巾町地域防災計画並びに各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の意味及び内容
 - ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識

カ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

3 児童、生徒等に対する教育

- 町は、児童、生徒に等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

4 相談体制の整備等

- 町は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5 町の活動体制

1 本部の設置及び活動

- 町は、原子力災害の発生による影響が、町の地域に及ぶ場合又はおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に定めるものをいう。以下同じ。）を実施するため、第3章第1節「活動体制計画」の定めるところにより、矢巾町災害警戒本部又は矢巾町災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。
- 本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 通信連絡確保対策

- 第3章第3節「通信情報計画」に定めるところによる。
- 町は、県及び関係機関等と平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

第6 特定事象発生情報等の伝達

1 町の措置

町は、原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生の情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は岩手県の区域が含まれるものに限る。以下「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

2 実施機関及び責任者

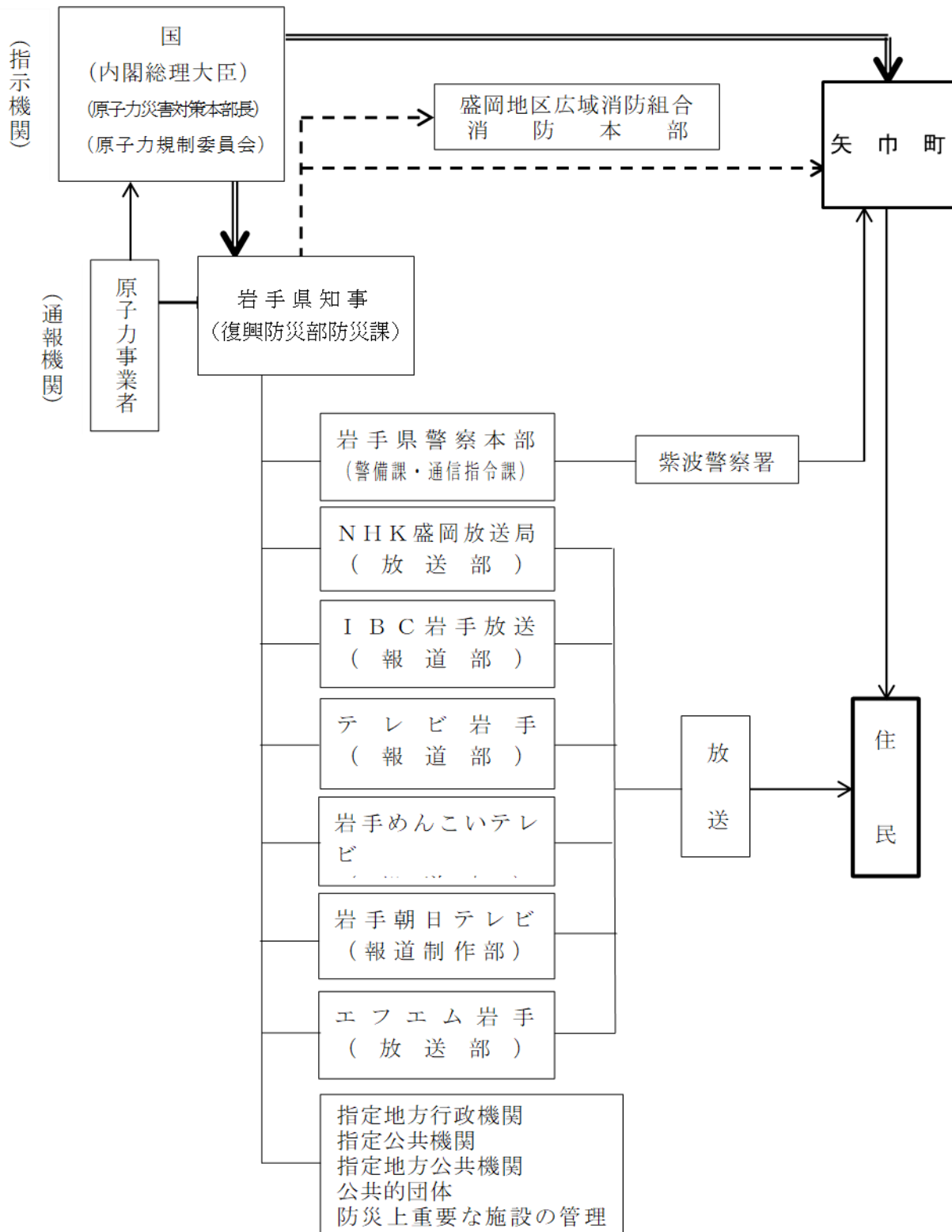
実施機関及び責任者	活動の内容
本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
県本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の市町村等に対する伝達
日本放送協会盛岡放送局	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
原子力事業者	特定事象発生情報等の県への通報

3 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、別図のとおりである。

別図

特定事象発生情報等伝達系統図



(注) 1 〰〰〰 は、原災法の規定による内閣総理大臣等の指示
2 - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

第7 住民等への情報提供

1 県による情報提供

- 県は、住民等に対し情報提供を行う場合には、提供の時期、方法、内容を町及び防災関係機関に対し通知するものとする。
- 住民等への情報提供に当たっては、町と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。

ア 特定事象発生情報等の概要	エ 県等の防災関係機関の対策状況
イ 災害の現況	オ 住民等のとるべき措置、注意事項
ウ 緊急時モニタリングの結果等	カ その他必要と認める事項

2 町による情報提供

- 町は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、コミュニティFM、携帯端末の緊急速報メール機能、広報車など多様な手段を活用し、情報提供を行う。その際、要配慮者への配慮をする。
- 住民等への情報提供は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

第8 モニタリング体制の整備

- 町は、県が実施するモニタリングに協力する。ただし、給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）にあっては、町がモニタリングを実施する。
- 町は、町内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示及び広報紙へ掲載等を通じ、住民等に提供する。

第9 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等

1 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告

- 実施責任者は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合において、本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
- 本部長及び県本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、本部長及び県本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容

第3章第14節「避難・救出計画」第3・1に定めるところによる。

3 地域住民等への周知

第3章第14節「避難・救出計画」第3・1に定めるところによる。

4 関係機関相互の連絡

- 本部長等は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県本部長及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）
県本部長	公示及び原子力災害対策本部長への報告	災害対策基本法第60条第7項（原災法第28条第2項による読替適用）
警察官	本部長	災害対策基本法第61条第2項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

第10 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

- 本部長は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、第3章第14節「避難・救出計画」第3・2に定めるところにより警戒区域を設定する。

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	本部長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）

- 本部長は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 地域住民等への周知

第3章第14節「避難・救出計画」第3・1に定めるところによる。

3 関係機関相互の連絡

- 本部長は、警戒区域を設定した場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。（本部長以外の者が警戒区域を設定した場合の、法令に基づく報告又は通知義務）

第11 避難誘導等

1 避難誘導

- 本部長は、内閣総理大臣等から指示があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、第3章第14節「避難・救出計画」第3・1に定めるところにより避難誘導等を実施する。特に、避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

2 指定避難所の開設

- 本部長は、第3章第14節「避難・救出計画」第3・4に定めるところにより指定避難所を設置運営する。
- 本部長は、町外の避難者等の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第12 健康管理活動の実施

1 避難退域時検査及び簡易除染

- 本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（町外から町内に避難した者も含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- 本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長（盛岡地方支部保健医療班長を経由）に通知する。

2 初動医療体制

- 本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、原子力災害医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、原子力災害医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- 本部長は、県本部長の通知に基づき、原子力災害医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。

第 13 低減措置・廃棄物等の処理等

- 町は、住民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除く被ばく線量をいう。）の低減を図るための措置の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国の定める指針等に基づき適正に管理又は処理するよう指導する。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度及び被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模及び難易度等を勘案して、迅速、かつ、円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 公共施設等の災害復旧事業計画は、おおむね、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 砂防施設災害復旧事業計画 ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画 ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画
(4) 上水道施設災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(8) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下本節中「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 町は、県が実施する調査等に協力する。

[激甚災害指定基準 資料編5-1-1]

[局地激甚災害指定基準 資料編5-1-2]

第4 緊急災害査定の促進

- 町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

1 国際負担又は補助

- 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年 8 月 14 日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 障害者総合支援法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (18) 水道法
- (19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成 2 年 3 月 31 日厚生省事務次官通知）
- (20) 下水道法
- (21) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領

2 地方債

- 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

(1) 補助災害復旧事業債	(5) 火災復旧事業債
(2) 直轄災害復旧事業債	(6) 小災害復旧事業債
(3) 一般単独災害復旧事業債	(7) 歳入欠かん債
(4) 公営企業等災害復旧事業債	

3 交付税

○ 被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置(2) 普通交付税の繰上交付措置(3) 特別交付税による措置 |
|--|

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により、被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

- 町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ及び要望等に的確、迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機関名	措置事項
町	1 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県及び防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 （公財）岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。
警察	警察署、交番及び駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置し、安否確認及び治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関指定 地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- 町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元化に集約した被災者台帳を作成する。
- 町は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するため、被災者に関する情報の提供を県に要請することができる。

3 罹災証明の交付

- 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

〔矢巾町罹災証明書等交付要綱 例規編 8〕

- 罹災証明書の申請窓口は、税務課に窓口を設置して対応し、火災等に関しては関係消防署を紹介する。
- 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

4 災害弔慰金等の支給

- 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び矢巾町災害弔慰金の支給に関する条例（昭和 49 年条例第 28 号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250 万円以内	125 万円以内

5 被災者生活再建支援制度の活用

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
小 災 害 見 舞 金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害により被災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った場合	災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。 ただし、町が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救助見舞金		災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	

- 町は、災害により、その居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下本節中「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に、相談及び指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活支援法人に指定された公益財団法人都道府県センター委託し実施する。
- 町は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
 - カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(生活の安定確保計画)

○ 支援金の支給の対象となる世帯は、次のとおりである。

ア 居住する住宅が「全壊」した世帯

イ 居住する住宅が「半壊」し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

カ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であろうと認められる世帯（中規模半壊世帯）

○ 支援金の支給対象

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

- 支援金の申請から支給まで
 - ア 住宅の被害程度を確認する。
 - イ 住民票を取得する。
 - ウ 申請書を作成する。
 - エ 必要書類を用意する。
 - オ 町役場に申請する。
 - カ 支給金の支給

- 支援金申請期間

区 分	基 礎 支 援 金	加 算 支 援 金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- 町は、災害により住居及び家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

〔災害復興住宅に対する融資一覧表 資料編 5-2-1〕

〔災害復興住宅資金 資料編 5-2-2〕

〔生活福祉資金 資料編 5-2-3〕

〔災害援護資金 資料編 5-2-4〕

7 住宅の再建

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び矢巾町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

- 災害により、居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

町は、り災者が災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた、求人の開拓を行うものとする。

9 租税の徴収猶予及び減免等

- 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

第3 中小企業への融資

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう、県が行う措置に積極的に協力するものとする。

(県が行う措置)

- ア 政府系中小企業金融機関(株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫)の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関への要請
- イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡素迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- オ 中小企業の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- キ 市町村及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業への広報、相談窓口の設置

第4 農林業関係者への融資

- 町は、災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧費支金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- エ 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

町は、大規模な災害により、甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針及び計画の作成

1 計画作成組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画作成の目標

- 被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実施する。

3 復興計画の作成

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する
- 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

- 激甚災害に対する特別な措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業

項目	事業名
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 医療施設等災害復旧事業 (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (13) 感染症予防事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4 災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害等の状況や災害、それに伴う防災対策について、正確に記録を残し、とりまとめる。

例 規 編 目 次

○ 例規編目次	1
○ 矢巾町防災会議条例（昭和 38 年条例 14 号）	2
○ 矢巾町災害対策本部条例（昭和 38 年条例 15 号）	4
○ 矢巾町災害警戒本部設置要領（平成 12 年告示 19 号）	5
○ 矢巾町火入条例（昭和 60 年条例 5 号）	7
○ 矢巾町火入条例施行規則（昭和 60 年規則 4 号）	8
○ 矢巾町避難行動要支援者の台帳登録等に関する要綱（平成 24 年告示第 74 号）	12
○ 矢巾町罹災証明書等交付要綱（平成 30 年告示第 87 号）	15

矢巾町防災会議条例

昭和38年8月29日

条例第14号

改正 昭和61年7月1日条例第13号

平成12年1月31日条例第1号

平成24年12月13日条例第23号

平成29年2月21日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項に基づき、矢巾町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矢巾町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次のとおりとする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (2) 岩手県知事部局の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから町長が指名する者 16人以内
 - (5) 教育長及び議会事務局、教育委員会事務局、教育機関、農業委員会事務局並びに公営企業の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
 - (6) 盛岡地区広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (7) 消防団員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 10人以内

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 10人以内
6 前項の規定により委員となった者が、その職責又は団体を離れたときはその資格を失うものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月23日から適用する。

附 則(昭和61年7月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年1月31日条例第1号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月21日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

矢巾町災害対策本部条例

昭和38年 8 月 29 日
条例第15号

改正 平成12年 6 月 19 日 条例第25号

平成24年12月13日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、矢巾町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年 8 月 23 日から適用する。

附 則 （平成12年 6 月 19 日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年12月13日 条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

矢巾町災害警戒本部設置要領

平成 12 年 3 月 30 日

告示第 19 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日

第 1 この告示は、気象予報警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、矢巾町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置基準）

第 2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- （1）気象警報又は洪水警報が発表された場合
- （2）北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報（洪水警報）が発表された場合
- （3）町内の地域に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合
- （4）長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、副町長が必要と認めるとき。
- （5）大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合において、副町長が必要と認めるとき。
- （6）その他副町長が特に必要と認めるとき。

（所掌事項）

第 3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）気象予報警報等の受領及び関係各課への伝達
- （2）気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課への伝達
- （3）被害発生状況の把握
- （4）応急措置の実施
- （5）その他情報の収集等

（組 織）

第 4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は副町長を、副本部長は総務課長を、本部員は総務課員をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(設置場所)

第7 災害警戒本部は、総務課に置く。

(廃止基準)

第8 本部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により災害警戒本部の存続の必要がないと認めるときは、これを廃止するものとする。

(矢巾町災害対策本部との関係)

第9 災害による被害が相当規模を越えると見込まれるときは、矢巾町災害警戒本部を廃止し、矢巾町災害対策本部を設置するものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

矢巾町火入条例

昭和 60 年 3 月 12 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条に規定する火入れの許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が法第 21 条第 2 項各号に該当するものであること。

(2) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通し、その他の状況により火入れ地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

(許可の条件)

第 4 条 町長は、火入れの適正な実施を確保するため火入れの許可に条件を付することができる。

(許可の取り消し等)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は火入れ行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

(1) 火入れの許可をした後において第 3 条第 2 号に該当しなくなったとき。

(2) 火入れの許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例にもとづく規則又は、この条例に基づく処分に違反したとき。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

矢巾町火入条例施行規則

昭和 60 年 3 月 22 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、矢巾町火入条例（昭和 60 年矢巾町条例第 5 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第 2 条 条例第 2 条の規定による火入れの許可の申請は、火入れをしようとする期間の初日の 10 日前までに火入許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という）及び火入地の周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す図面
- (2) 火入地が火入れの許可を受けようとする者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、当該土地の所有者又は管理者の承諾書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第 3 条 条例第 2 条の規定による火入れの申請に係る許可は火入許可証（様式第 2 号）の交付をもってする。

(火入れの期間)

第 4 条 火入れの期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(火入地の面積)

第 5 条 火入地の面積は 1 件につき 1 ヘクタール以内とする。ただし、1 区画（火入地を 1 ヘクタール以下の面積に区画したものをいう。以下同じ。）の火入れが終了した後引き続き他の 1 区画に火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による火入地の面積は 5 ヘクタールを限度とする。

(防火帯の設置)

第 6 条 火入れは、火入地（前条第 1 項ただし書の規定により火入地を区画した場合は、当該区画した火入地。以下同じ。）に接する部分に幅 5 メートル（当該接する部分が傾斜地にある火入地に接する部分で町長が指定する部分及び火入れをする日に一定以上の風勢がある場合のその風下に当たる部分にあつては、幅 10 メートル）以上の防火帯を設置し、その防火帯の中にある立木その他の可燃物を除去するなど延焼のおそれがないようにして行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の防火帯と同等以上の効果があると町長が認める河川、湖沼、用水路、溝等があるときは、同項の防火帯を設置しないことができる。

(火入責任者等)

第 7 条 火入れは、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）及び次の各号に掲げる火入地の面積に応じ、当該各号に定める人数以上の火入れの作業に従事

する者（以下「火入従事者」という。）を置いて行わなければならない。

（１） ０.５ヘクタール以下の面積 ５人

（２） ０.５ヘクタールを超える面積 ５人に ０.５ヘクタールを超える ０.１ヘクタールごとに １人を加えた人数

（火入れの通知）

第 8 条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は許可を受けた火入れの期間内において火入れをする日を定め、その日の前日までに火入れをする日及び時間を町長に通知しなければならない。

（火入れの実施）

第 9 条 火入れは、次に掲げるところにより実施しなければならない。

（１） 日の出後に開始し、日没までに終了すること。

（２） 風勢、湿度その他の気象状況を十分に考慮して行うこと。

（３） 風下から行うこと。ただし、火入地が傾斜地であるときは、当該火入地のもっとも高い部分から行うこと。

（４） 消火に必要な器具を備えて行うこと。

（５） 前各号に掲げるもののほか、町長の指示に従って行うこと。

２ 火入者は、火入れをするときは、火入許可証を携行しなければならない。

（火入れの中止）

第 10 条 火入者は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときその他火入地の周囲に延焼するおそれが生じたときは、直ちに火入れを中止しなければならない。

（火入許可証の返納）

第 11 条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの期間を経過したときは、町長に火入許可証を返納しなければならない。

（緊急連絡体制）

第 12 条 火入者は、火入れをするときは、町長及び盛岡地区広域消防組合の消防長（以下「消防長」という。）に連絡することができる体制を整えておかなければならない。

（消防長への通知）

第 13 条 町長は、火入れの許可をしたとき、及び第 8 条の規定による火入れの通知があったときは、消防長にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

年 月 日

殿

住所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号



次のとおり火入の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

火 入 目 的		地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼畑 採草地改良
火 入 期 日		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
火 入 地	所 在 地	
	所有者又は管理者の住 所 及 び 氏 名	
	地 種 区 分	保安林（ ） 普通林 原野 採草地 その他（ ）
	所 有 区 分	国有林（ ） 公有地（ ） 私有地（ ）
	面 積	ヘクタール
火 入 責 任 者 氏 名		
火 入 従 事 者		男 人 女 人 計 人
防 火 帯		別添図面のとおりに
消 火 器 具		
備 考		（添附書類 通）

記入上の注意事項 地種区分の保安林は保安林種を、その他は土地の現況を記入のこと。

様式第 2 号（第 3 条関係）

火 入 許 可 書 第 号 住 所 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 火 入 に つ い て 、 次 の と お り 許 可 し ま す 。 年 月 日 矢巾町長	
火 入 目 的	地 ご し ら え 開 墾 準 備 害 虫 駆 除 焼 畑 採 草 地 改 良
火 入 期 日	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で （ 日 間 ）
火 入 地	所 在 地 所 有 者 又 は 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名 面 積 ヘクタール
火 入 責 任 者 氏 名	
火 入 従 事 者	人
指 示 事 項	
備 考	

矢巾町避難行動要支援者の名簿登録等に関する要綱

平成 24 年 12 月 26 日

告示第 74 号

改正 平成 26 年 11 月 28 日告示第 78 号

平成 27 年 9 月 1 日告示第 80 号

令和 3 年 2 月 1 日告示第 19 号

令和 3 年 10 月 1 日告示第 143 号

令和 3 年 12 月 1 日告示第 177 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 49 条の 10 及び矢巾町地域防災計画に基づき、災害時等に避難行動要支援者が、迅速かつ的確に避難することができるようにするため、名簿の整備、情報の収集手続、提供方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名簿)

第 2 条 町長は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備するものとする。

(登録対象者)

第 3 条 名簿に登録する対象者は、現に町内に住所及び生活の本拠を有し、次の要件のいずれかに該当する者で災害から自らを守るために、安全な場所へ避難するためなどの一連の行動をとるのに支援を必要とするもの（以下「要支援者」という。）とする。

(1) 75 歳以上の者だけで構成される世帯の構成員

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める区分が要介護 3 以上の居宅で生活する者

(3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が視覚障害 1 種 1 級若しくは 2 級、肢体不自由 1 種 1 級若しくは 2 級又は聴覚障害 1 種 2 級の者

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和 49 年岩手県規則第 57 号）第 2 条に規定する療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の級別が A である者

(5) その他町長が災害時の避難に支援を必要と認める者

(名簿に登録する情報)

第 4 条 名簿に登録する情報（以下「登録情報」という。）は、次の事項とする。

(1) 行政区

(2) 住所

(3) 氏名

(4) 生年月日

(5) 性別

(6) 電話番号

(7) 第 3 各号の該当区分

- (8) 本人の状況
- (9) 地域支援者
- (10) 緊急時の連絡先
- (11) 町指定避難場所
- (12) 地域で定めた避難場所
- (13) 避難所への移動手段
- (14) 避難時の留意事項
- (15) 災害時等に必要な支援

(登録申請)

第5条 名簿に登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）又はその代理人は、矢巾町避難行動要支援者名簿登録（新規・変更・抹消）申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、代理人が申請書を提出できる場合は、登録希望者が障害等の状態により自ら申込みをすることが困難なとき、かつ、代理人が本人の扶養義務者若しくは法定代理人又は町長が特に認めた者であるときに限る。また、登録変更及び抹消の申請についても同様の扱いとする。

(登録)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、登録希望者が要支援者に該当することを確認し、名簿に登録するものとする。登録変更及び抹消の申請についても同様の扱いとする。

(避難行動要支援者同意者名簿の提供)

第7条 町長は、毎年1回定期に名簿に基づき行政区域ごとに避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、登録情報を当該要支援者の自治会長、行政区長コミュニティ会長、担当民生委員、自主防災組織、消防団、消防署、警察、社会福祉協議会、その他その他町長が認める者（以下「同意者名簿受領者」という。）に提供するものとする。

2 同意者名簿受領者は、同意者名簿の提供を受けるときは、登録情報の適切な管理及び運用のため、あらかじめ名簿の取扱いに関する協定を締結しなければならない。ただし、法令等の規定による守秘義務の適用を受けている場合は、この限りでない。

(登録情報の保護)

第8条 同意者名簿受領者は、第7の規定により登録情報が提供されたときは、登録情報を保護するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秘密を保持すること。
- (2) 同意者名簿を適正に管理すること。
- (3) 登録情報を目的外に利用しないこと。
- (4) 同意者名簿の複製及び転写をしないこと。
- (5) 受領した同意者名簿は翌年度、町長が指定する日までに町長へ返還すること。

2 町長は、登録情報の保護のため、同意者名簿受領者に対し必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

3 町長は、同意者名簿受領者が登録情報を保護しがたいと認めたとき、又は第1項の規定に違反したと認めたときは、同意者名簿を返還させることができる。

(抹消)

第9条 町長は、名簿登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消するものとする。

- (1) 要支援者に該当しないと認めたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所又は生活の本拠を町内に有しなくなったとき。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日告示第78号)

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日告示第80号)

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月1日告示第19号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の本則に掲げるそれぞれの告示(次項において「各旧告示」という。)の規定により提出されている様式は、この告示による改正後の本則に掲げるそれぞれの告示の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現に各旧告示の様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年12月1日告示第177号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の本則に掲げる告示(次項において「旧告示」という。)の規定により提出されている様式は、この告示による改正後の本則に掲げるそれぞれの告示の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧告示の様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

矢巾町罹災証明書等交付要綱

平成 30 年 8 月 7 日

告示第 86 号

改正 令和 2 年 8 月 1 日告示第 149 号

令和 3 年 2 月 1 日告示第 18 号

令和 4 年 9 月 1 日告示第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づく罹災証明書及び被災証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 建物のうち、災害の発生時において居住の用に供していたものをいう。
- (3) 非住家 病院、公民館、神社、仏閣、事務所、倉庫、工場等の住家以外の建物をいう。
- (4) 動産等 自動車、家財道具等であつて、住家及び非住家以外のものをいう。
- (5) 罹災証明書 法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書（盛岡地区広域消防組合が共同処理する罹災証明書を除く。）をいう。
- (6) 被災証明書 災害により、人的被害、非住家及び動産等が被災したことについて届け出たことを証明するものをいう。

(罹災証明書の区分)

第 3 条 町長が罹災証明書（様式第 1 号）で証明する被害の種類及び程度の区分は、別表に定めるとおりとする。

(罹災証明書の交付の申請)

第 4 条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第 2 号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(罹災証明書の交付申請の期間)

第 5 条 前条の申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して 3 月とする。ただし、災害による被害が大きく申請に時間を要すると認められるとき、申請者が災害発生後に長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるときその他町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(罹災証明書の申請者の範囲)

第 6 条 罹災証明書の申請者は、罹災した住家の居住者、所有者及びこれらの者から委任を受けた者とする。

2 前項に規定する委任を受けた者は、申請時に委任状を提出しなければならない。

(住家の調査)

第7条 町長は、第4条の申請があったときは、住家に係る被害の調査を行うものとする。

(罹災証明書の交付)

第8条 町長は、第4条の規定により提出された書類及び前条の調査に基づき、罹災証明書を交付するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により罹災証明書を交付したときは、罹災証明書交付簿（様式第3号）を交付年度ごとに作成しなければならない。

(再調査)

第9条 前条の規定により交付された罹災証明書の内容に不服がある者は、住家再調査申請書（様式第4号）により町長に再調査の申請をすることができる。ただし、再調査の申請は2回を限度とする。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付の決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

(被災証明書の交付の申請)

第10条 被災証明書（様式第5号）の交付を受けようとする者は、被災届出書兼被災証明書交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 被災状況が分かる写真
- (2) 被災状況が分かる資料
- (3) 申請者の身分証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により行われる申請の期間は、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第10条第1項」と、「3月」とあるものは「6月」と読み替えるものとする。

(被災証明書の申請者の範囲)

第11条 被災証明書の申請者は、非住家及び動産等の所有者、被災者及び被災者の家族並びにこれらの者から委任を受けた者とする。

- 2 前項に規定する委任を受けた者は、申請時に委任状を提出しなければならない。

(被災証明書の交付)

第12条 町長は、第10条の規定による申請があったときは、遅滞なく、被災証明書を交付するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により被災証明書を交付したときは、被災証明書交付簿（様式第7号）を交付年度ごとに作成しなければならない。

(様式の特例)

第13条 第4条又は第10条第1項の規定にかかわらず、様式第2号又は様式第6号による申請書に代えて、必要な要件を備えたものを第4条又は第10条第1項に規定する申請書とみなすことができる。

(手数料)

第14条 罹災証明書及び被災証明書（以下「証明書等」という。）の交付に係る手数料は、災害による被害状況に係る証明書であること及び生活に支障をきたしていること等の状況に鑑み、矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）第4条第3号の規定により免除する。

(庶務)

第 15 条 証明書等の交付の庶務は、税務課において処理する。

(補則)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、証明書等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 1 日告示第 149 号)

この告示は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 1 日告示第 18 号)

この告示は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 1 日告示第 130 号)

この告示は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

被害種類		認定基準
全壊		住家全部が倒壊、流失、埋没し、住家の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの
大規模半壊		損壊部分がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの
中規模半壊		損壊部分がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもので、住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの
半壊		損壊部分がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
準半壊		損壊部分がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもので、住家が半壊に準ずる程度の損壊を受けたもの
一部損壊		準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの
浸水	床上	住家の土台部分が浸水し住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積のため一時的にその住家を使用することができない程度のもの
	床下	床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの

備考

- 1 「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 2 「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 3 「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

様式第1号（第3条関係） 〔略〕

様式第2号（第4条関係） 〔略〕

様式第3号（第8条関係） 〔略〕

様式第4号（第9条関係） 〔略〕

様式第5号（第10条関係） 〔略〕

様式第6号（第10条関係） 〔略〕

様式第7号（第12条関係） 〔略〕

※各様式については、「様式編・第2項その他」を参照

資 料 編 目 次

資料編目次	1
第1章 総 則	
1-6-1 地目別面積	5
1-6-2 岩手県の断層帯の概略位置図	5
1-6-3 気象状況	6
1-7-1 町における主な災害発生記録	8
第2章 災害予防計画	
2-1-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定 (株式会社ラデオ・もりおか)	9
2-2-1 自主防災組織の現況	13
2-4-1 災害時における避難所施設利用に関する協定書(岩手医科大学)	16
2-4-2 災害時における避難所施設利用に関する協定書 (岩手トラックターミナル株式会社)	18
2-4-3 指定緊急避難場所一覧表	21
2-4-4 指定避難所一覧表	23
2-4-5 指定福祉避難所一覧表	27
2-4-6 矢巾町避難行動要支援者の支援に関する協定書	28
2-4の2-1 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社) (災害時用公衆電話(特設公衆電話))	31
2-4の2-2 防災行政用無線設備配置一覧表	35
2-7-1 消防力一覧表	37
2-7-2 防災資機材設備状況	38
2-8-1 文化財指定状況	40
2-12-1 河川の状況	42
2-12-2 河川改修事業の状況	42
2-12-3 浸水想定区域内の福祉施設等の状況	43
2-12-4 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難指示等の発令に着目した タイムライン(防災行動計画)	45
2-13-1 雪崩危険箇所一覧表	47
2-13-2 除雪機械設備状況	47
2-14-1 土石流危険渓流箇所一覧表	48
2-14-2 治山事業の実施状況	49
2-14-3 崩壊土砂流出危険地区一覧表	51
2-14-4 土石流危険区域内の福祉施設等の状況	51

第3章 災害応急対策計画

3-1-1	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	52
3-1-2	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書 (みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)	55
3-1-3	災害時における支援協力に関する協定 (株式会社サンデー)	57
3-1-4	災害時における物資の供給に関する協定書(株式会社ユニバース)	61
3-1-5	災害時における物資 (ユニットハウス等) の供給に関する協定書 (三共フロンテア株式会社)	64
3-1-6	緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書 (サントリービバレッジサービス株式会社)	66
3-3-1	災害時における放送要請に関する協定 (岩手県)	68
3-4-1	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省)	69
3-4-2	無人航空機活用等に係る連携協力協定書 (一般社団法人ドローン操縦士協会)	71
3-5-1	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	73
3-6-1	緊急通行車両事前届出状況一覧表.....	76
3-6-2	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社).....	78
3-6-3	矢巾町役場公用車.....	80
3-6-4	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (岩手三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)	83
3-6-5	災害時における応急対策支援に関する協定書 (損害保険ジャパン株式会社岩手支店・トヨタL&F岩手株式会社)	87
3-8-1	消防相互応援協定.....	91
3-8-2	ヘリポート及び補給基地.....	94
3-8-3	ヘリポートの設置基準.....	94
3-10-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定.....	96
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目.....	102
3-10-3	矢巾町と普代村の友好交流に関する協定書.....	109
3-14-1	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書 (ルートインジャパン株式会社)	115
3-15-1	矢巾町内医療機関一覧表.....	116
3-16-1	支給物資の種類・支給基準数量等.....	119
3-16-2	災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書 (株式会社モリレイ)	120

3-16-3	災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書 (株式会社グリーンデリカ)	122
3-16-4	災害時における飲料の確保に関する協定 (みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)	125
3-16-5	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書.....	127
3-16-6	災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに 応急対策要員確保の要請に関する協定書.....	129
3-16-7	災害時における応急対策用燃料(エルピーガス)等の供給に関する協定 (東邦岩手株式会社)	131
3-16-8	大規模災害発生時における支援協定書(岩手県生活衛生同業組合)	133
3-16-9	地方創生の推進及び災害時における協力に関する連携協定書 (株式会社薬王堂)	135
3-16-10	災害時の物資の供給に関する協定書(東北紙器株式会社)	137
3-16-11	災害における飲料の確保に関する協定(株式会社ミチノク)	139
3-16-12	災害時における災害対応用自動販売機の使用に関する協定書 (株式会社ミチノク)	141
3-18-1	社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画.....	143
3-18-2	矢巾町水道施設災害別対応計画.....	146
3-18-3	災害時の人工透析液用水道水提供に関する協定書 (三愛病院附属矢巾クリニック)	148
3-18-4	災害等緊急時の相互応援給水に関する協定(盛岡市)	149
3-18-5	災害時における優先的な給水に関する協定書(学校法人岩手医科大学)	151
3-18-6	災害等緊急時の相互応援給水に関する協定(岩手中部水道企業団)	153
3-21-1	災害時における廃棄物の処理等に関する協定.....	155
3-22-1	災害時における協力に関する協定((一財)全日本冠婚葬祭互助協会)	157
3-23-1	矢巾町災害時支援ボランティアに関する協定 (矢巾町職員退職者の会)	162
3-23-2	矢巾町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書 (社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会)	165
3-26-1	災害時の応急措置に関する協定書(矢巾町建設業協議会)	169
3-26-2	災害時における石綿測定調査に関する協定書(株式会社大東環境科学)	172
3-27-1	日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書.....	174
3-27-2	災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定.....	179
3-27-3	災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目...	183

3-27-4	災害時の協力に関する協定書 (東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター)	187
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定.....	189
3-31-1	盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書.....	191
3-31-2	矢巾町と日本郵便株式会社との包括的連携協定.....	193
3-31-3	災害時における支援協力に関する協定(岩手県行政書士会)	196
3-32-1	矢巾町と北良株式会社との包括連携協定書(北良株式会社)	199
3-33-1	地域連携協定書(古里 FIC エネルギー合同会社)	201
3-33-2	災害発生時における電力供給に関する覚書(古里 FIC エネルギー合同会社) ..	205
3-34-1	災害時等における施設の提供協力に関する協定(株式会社プロロジス)	208

第4章 特殊災害対策計画

4-2-1	岩手山の活動状況.....	212
4-2-2	岩手山の噴火史.....	217

第5章 災害復旧・復興計画

5-1-1	激甚災害指定基準.....	219
5-1-2	局地激甚災害指定基準.....	223
5-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧表.....	226
5-2-2	災害復興住宅資金.....	228
5-2-3	生活福祉資金.....	230
5-2-4	災害援護資金.....	231

資料編 1 - 6 - 1

地 目 別 面 積

(令和 5 年1月1日現在 税務課資料)

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面 積 (㎡)	24,263,736	4,398,071	8,712,406	5,536,009	1,265,124	1,224,061	21,920,593	67,320,000
構成比 (%)	36.04	6.53	12.94	8.23	1.88	1.82	32.56	100.0

資料編 1 - 6 - 2

岩手県の断層帯の概略位置図



活断層の長期評価（地震調査推進本部公表）

断層帯の名称	起震断層 最新活動時期 (歴史地震)	断層帯の 長さ	断層帯の位置	予想されるマグニ チュード
北上低地西縁断層帯	16000年-26000 4500年前頃	62km	紫波（しわ）郡矢巾（やはば）町西方 から胆沢（いさわ）郡胆沢町南部にか けてほぼ南北に延びている	7.8程度
雫石盆地西縁－真昼 （まひる）山地東縁 断層帯>真昼山地東縁 断層帯>北部	約6300年-31000 年 1896年（明治29 年）の陸羽地震	約14-21km	岩手県雫石町から和賀郡沢内村に至る	6.7～7.0 程度
雫石盆地西縁－真昼 （まひる）山地東縁 断層帯>真昼山地東縁 断層帯>南部	不明 不明	約17-23km	岩手県和賀郡沢内村から秋田県平鹿郡 山内村に至る	6.9～7.1 程度
雫石盆地西縁－真昼 （まひる）山地東縁 断層帯>雫石盆地西縁 断層帯	不明 約2800年以後－ 17世紀	約17km	岩手郡雫石町玄武洞付近から同町鶯宿 （おうしゅく）付近に至る	6.9程度

資料編 1 - 6 - 3

気象状況（盛岡市）※盛岡地方気象台調べ

風 速 (m/sec)

年	月別 区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15 年	平均風速	2.8	2.6	3.5	3.5	3.6	3.2	3.1	2.9	2.8	2.5	2.6	3.2
	最大瞬間 風速	22.2	18.5	23.2	23.3	18.6	22.1	17.1	22.2	27.9	22.6	23.4	23.8
平成 20 年	平均風速	2.4	3.3	3.1	4.0	3.3	3.3	3.1	2.9	2.4	2.3	2.7	2.6
	最大瞬間 風速	18.2	21.3	16.1	21.3	18.9	17.9	12.7	14.2	20.6	16.8	18.6	19.4
平成 25 年	平均風速	2.7	3.1	3.5	3.5	3.4	3.1	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6
	最大瞬間 風速	14.8	19.2	24.6	21.3	19.4	15.0	16.3	13.4	22.5	24.4	19.2	13.8
平成 30 年	平均風速	2.6	2.8	3.1	3.2	3.2	3.2	2.7	3.0	2.5	2.4	2.1	2.6
	最大瞬間 風速	21.8	16.3	21.5	19.3	17.3	19.3	17.6	18.0	27.5	21.1	15.9	17.4

湿 度 (%)

年	月別 区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 15 年	平均湿度	76	71	67	68	66	74	81	82	79	74	75	71
	最小湿度	37	29	16	16	17	19	48	45	37	27	26	27
平成 20 年	平均湿度	70	66	65	57	65	68	77	77	76	76	78	80
	最小湿度	34	28	11	7	21	24	28	34	31	32	29	37
平成 25 年	平均湿度	75	73	68	69	73	76	88	79	80	83	79	80
	最小湿度	37	27	24	12	20	19	41	33	36	34	28	39
平成 30 年	平均湿度	75	77	68	68	69	74	81	80	84	80	80	76
	最小湿度	37	39	17	18	14	28	43	35	34	21	34	36

雨 量 (mm)

年	月別 区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
平成 15 年	月別総雨量	100.0	32.5	60.5	105.0	38.0	84.5	188.0	250.5	120.5	62.5	103.5	67.0
	最大日量	28.0	12.0	16.5	19.0	18.5	26.5	57.5	67.0	42.0	29.5	27.5	16.0
平成 20 年	月別総雨量	31.0	24.5	53.0	38.0	71.0	50.0	176.5	242.5	82.5	97.0	92.0	62.5
	最大日量	15.0	11.5	32.0	15.0	32.5	21.5	51.0	39.5	33.0	27.5	23.0	15.5
平成 25 年	月別総雨量	61.5	41.0	70.5	100.0	47.5	50.5	461.0	225.0	202.5	252.5	82.5	48.5
	最大日量	22.5	8.5	24.0	26.0	12.5	24.0	53.5	121.0	65.5	63.0	16.5	13.0
平成 30 年	月別総雨量	36.5	58.5	133.5	108.5	186.0	103.0	109.5	211.0	206.0	72.5	38.5	58.5
	最大日量	8.0	37.0	59.5	21.5	92.5	46.5	31.0	88.0	35.5	30.0	9.5	14.5

気 温 (°C)

年	月別 区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
平成 15 年	平均気温	-2.2	-0.9	1.7	9.3	15.1	18.8	18.8	21.8	18.5	11.7	7.1	2.9
	最高気温	4.5	9.8	16.0	25.0	29.0	31.0	28.2	31.2	28.3	22.2	21.3	11.0
	最低気温	-13.8	-11.0	-9.4	-1.9	1.1	8.2	13.7	13.2	6.1	0.5	-4.6	-3.4
平成 20 年	平均気温	-2.7	-1.9	4.6	9.9	14.2	18.0	22.9	22.2	19.4	13.1	5.8	2.0
	最高気温	4.8	5.8	19.4	24.1	27.6	31.3	32.5	33.9	30.3	23.5	17.1	12.8
	最低気温	-11.4	-11.1	-5.0	-0.7	2.5	8.6	14.6	12.0	5.0	2.4	-3.7	-5.8
平成 25 年	平均気温	-2.9	-2.3	2.5	7.8	13.8	20.4	22.1	24.2	19.9	13.9	5.9	1.4
	最高気温	4.5	9.6	16.9	19.9	28.2	31.2	30.7	33.8	30.4	26.4	16.3	10.0
	最低気温	-11.8	-11.7	-6.8	-2.0	-0.3	9.6	14.1	14.2	6.9	1.4	-3.4	-6.2
平成 30 年	平均気温	-1.8	-2.7	4.0	9.8	15.4	19.2	24.7	23.3	19.2	13.6	7.0	0.8
	最高気温	8.0	4.9	21.0	26.3	29.2	31.6	35.5	36.3	30.8	24.3	17.9	13.7
	最低気温	-11.4	-12.2	-8.7	0.2	4.5	9.1	14.3	10.6	9.7	3.1	-3.7	-7.3

資料編 1 - 7 - 1

町における主な災害発生記録

発 生 年 月 日	災害名	災 害 内 容
明治29年 7 月 21 日	洪 水	北上川、徳田村に被害甚大
43年 9 月 4 日	洪 水	北上川、岩崎川流域
大正 2 年 3 月 30 日	火 災	煙山小学校、煙山村役場焼失
昭和20年 8 月 25 日	火 災	徳田小学校
22年 9 月 15 日	暴風雨	カサリン台風、北上川堤防決壊家屋半壊20戸
23年 6 月 30 日	火 災	矢幅駅前、煙山農協他 4 戸
23年 9 月 16 日	暴風雨	アイオン台風、浸水家屋80戸
39年 6 月 16 日	地 震	新潟沖地震、震度 5
43年 5 月 16 日	地 震	十勝沖地震、震度 5
51年 夏 季	冷 害	異常低温による冷害
53年 6 月 12 日	地 震	宮城県沖地震、震度 4
56年 8 月 23 日	暴風雨	台風15号、被害額約18億円
57年 夏 季	冷 害	異常低温による農作物冷害
58年 4 月 27 日	強 風	フェーン現象による、育苗ハウス倒壊
63年 8 月 29 日 ～30 日	水 害	集中豪雨による田畑の埋没冠水
平成元年 9 月	水 害	長雨による稲の倒伏、農業施設に被害
2 年 7 月 18 日 ～19 日	洪 水	道路施設に被害（稲の流出）
3 年 8 月 31 日	洪 水	台風14号による田畑の冠水
5 年 7 ～ 8 月	冷 害	異常低温、日照不足による農作物冷害
6 年 9 月 29 日 ～30 日	水 害	台風26号による道路の決壊（南昌トンネル線）
7 年 7 月 26 日	火 災	流通センター南地内倉庫 損害額2億7千万円
14年 7 月 10 日 ～11 日	洪 水	台風 6 号による家屋等の浸水28件
15年 5 月 26 日	地 震	宮城県沖地震 震度5弱 家屋等一部損壊25件
19年 9 月 17 日 ～20 日	洪 水	低気圧による大雨、洪水による家屋等の浸水20件
23年 3 月 11 日	地 震	東北地方太平洋沖地震 震度6弱 損害額2億4千万円
25年 8 月 9 日	洪 水	大気不安定（線状降水帯の発生）による大雨、洪水による家屋等の浸水587件

災害時における災害情報等の放送に関する協定

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社ラヂオもりおか（以下「乙」という。）は、災害時における災害情報等の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢巾町に災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害情報等の放送を迅速に行い、もって災害による被害の軽減及び町民生活の安全確保に寄与することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他これらに類する原因により生じる非常の状態をいう。
- （2） 災害情報等の放送 災害時における、避難勧告等、避難所の開設状況、災害の状況、水・食料等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報に関する放送をいう。
- （3） 緊急割込み放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
- （4） 大災害 矢巾町地域防災計画第3章第1節第2項第1号に規定する2号非常配備に該当する大災害をいう。
- （5） 臨時災害放送局 放送法第3条の5に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」（臨時目的放送）のうち、「暴風、暴雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則第7条第2項第1号）を目的とする放送を行う放送局をいう。

（災害情報等の放送の要請）

第3条 甲は、矢巾町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、災害情報等の放送を放送要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は他の手段を持って行い、後日放送要請書を持って処理するものとする。

乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し、可能な限り災害情報等を放送

するものとする。

(緊急割込み放送の運用)

第4条 甲は、緊急割込み放送が必要と判断したときは、矢巾町防災情報配信システムを使用し、乙の放送に割り込んで緊急放送を行うものとする。

2 前項に掲げる方法により緊急割込み放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を乙に通知するものとする。ただし、急を要し、あらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込み放送実施後、速やかに乙に報告することができる。通知することなく緊急割込み放送を実施することができる内容については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

3 甲は、既に他の自治体による緊急割り込み放送が行われている場合は、既に放送している緊急割り込み放送の終了後、甲による緊急割り込み放送を実施するものとする。

(緊急割込み放送内容)

第5条 緊急割込みの内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報や大規模な被害情報等で、住民への早急な伝達が必要な災害関連情報
- (2) 大規模テロ、航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ等による攻撃等の国民保護情報

(緊急割込み放送用機器)

第6条 甲は、次に掲げる緊急割込み放送用機器を乙の放送スタジオに設置するものとし、必要に応じ当該機器の更新を行う。

- (1) 音声合成サーバー 1台
- (2) 主音声用割り込み装置 1台
- (3) 副音声用割り込み装置 1台
- (4) 無停電装置 1台

2 乙は、前項の緊急割込み放送用機器について管理するものとし、当該機器をのぞいた緊急割込み放送に必要な機器を準備するものとする。

(臨時災害放送局開設の判断)

第7条 臨時災害放送局の開設は、大規模災害発生時において甲が判断する。

(臨時災害放送局開設の主体)

第8条 臨時災害放送局の開設主体は甲又は乙とし、いずれかが開設主体となるかは甲の判断による。

(臨時災害放送局の運用手法)

第9条 甲は、甲が主体となって臨時災害放送局を開局した場合は、乙に対しこれを文書で通知する。

- 2 乙は、前項の通知を受け取った場合は、直ちに甲が指定する場所に放送機材の搬入と人員の派遣を行うものとする。
- 3 甲が開設主体となった臨時災害放送局を閉局した場合は、甲は、速やかに実施日時及び内容を文書で乙に報告する。
- 4 甲は、臨時災害放送局の開設主体を乙とする判断した場合は、乙に対しこれを文書で要請するものとする。
- 5 乙は、甲から前項の要請文書を受け取った場合は、直ちに臨時災害放送局の開設に取り組むとともに、甲が指定する場所に放送機材の搬入と人員の派遣を行うものとする。
- 6 甲は、放送内容等を乙に文書に提示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭での伝達を可とする。

(連絡責任者)

第10条 災害時における放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(相互協力)

第11条 町民が自発的かつ速やかに災害時における放送による情報を取得し、身の安全を守るための行動等ができるよう、甲及び乙は、平時より行政及びまちづくり情報等の放送を通じ、町民への周知に努めるものとする。

- 2 前項の規定による行政及びまちづくり情報等の放送並びに災害情報等の放送に関し、甲及び乙は、必要な人員の配置等、放送が円滑に実施されるための措置に努めるものとする。

(費用負担等)

第12条 この協定に関する費用負担等は次に掲げる通りとする。

- (1) 災害情報等の放送に係る放送料は無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。
- (2) 緊急割込み放送に係る費用は、乙が負担するものとし、緊急割込み放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときの損害は、乙の負担とする。
- (3) 本協定に基づく臨時災害放送局を開設した場合は、甲乙協議のうえ、甲が負担すべき費用を決めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、平成30年3月1日から当該協定日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙から申し出がない時は1年間を延長し、以後この例による。

(協議)

第 14 条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 30 年 1 月 31 日

甲	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
	矢 巾 町
	代表者 矢巾町長 高橋 昌造
乙	盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番 21 号
	株式会社ラヂオもりおか
	代表取締役社長 晴山 登

資料編 2 - 2 - 1

自 主 防 災 組 織 の 現 況

(令和 5 年 4 月 1 日)

号	名 称	世帯数	結成年月日
1	土橋防災推進会	1 6 0	平成 3 年 4 月 1 日
2	さくらや自主防災	7 2	平成16年 4 月10日
3	南矢幅 4 区自主防災会	3 6 6	平成18年 4 月 1 日
4	南矢幅 5 区自主防災会	2 0 7	平成18年12月 1 日
5	矢巾 1 区自主防災会	4 5 4	平成18年12月 1 日
6	矢巾 3 区自主防災会	5 3 4	平成18年12月 1 日
7	煙山自主防災会	1 1 1	平成20年 3 月23日
8	南矢幅第 2 行政区自主防災会	6 9 9	平成20年10月 1 日
9	矢巾 2 区自主防災会	3 9 4	平成20年11月26日
10	下北自主防災会	1 6 0	平成20年12月 1 日
11	矢次地区自主防災会	2 4 8	平成21年 3 月22日
12	南煙山自主防災会	1 1 8	平成22年 3 月22日
13	広宮沢 2 区自主防災会	2 7 9	平成22年 4 月 1 日
14	太田自治会自主防災会	1 7 7	平成23年 3 月20日
15	南昌自主防災会	3 4 2	平成23年 4 月 1 日
16	舘前自治会自主防災会	5 3	平成23年 8 月 1 日
17	城内コミュニティ自主防災会	6 6	平成23年 9 月 1 日
18	西徳田二区自治会自主防災会	3 3 0	平成23年10月23日
19	南矢幅第 7 行政区自治会	2 4 7	平成23年12月 1 日
20	高田第 1 区自主防災会	4 1 3	平成24年 3 月 1 日
21	間野々自主防災会	1 8 8	平成24年 3 月18日
22	流通センター自主防災会	2 5 9	平成24年 3 月25日
23	西徳田一区自治会自主防災会	5 2 7	平成24年 4 月 1 日
24	東徳田 2 区自主防災会	9 5	平成24年 4 月 1 日
25	高田第 2 行政区自主防災会	5 5 0	平成24年10月 1 日
26	南矢幅第 6 区自治会自主防災会	3 3 3	平成25年 4 月 1 日
27	東徳田 1 区自主防災会	2 0 6	平成25年12月 2 日
28	白沢住民自治会自主防災会	2 0 1	平成26年 3 月23日

番号	名 称	世帯数	結成年月日
29	南矢幅 1 区自主防災会	2 9 2	平成26年 4 月 1日
30	高田第三行政区自治会自主防災会	3 6 3	平成26年 4 月 1日
31	新田 1 区自主防災会	5 0 0	平成26年 6 月 1日
32	新田 2 区自主防災会	2 1 2	平成26年 7 月 1日
33	南矢幅三区自主防災会	2 8 6	平成26年 8 月23日
34	広宮沢 1 区自治会自主防災会	1 9 5	平成27年 4 月 1日
35	室岡自治会自主防災会	1 8 0	平成27年 4 月 1日
36	和味自主防災会	1 1 8	平成27年 8 月 1日
37	岩清水自主防災会	8 7	平成28年 3 月28日
38	北郡山自治会自主防災会	1 1 3	平成28年 4 月 1日
39	上赤林自主防災会	9 3	平成29年 3 月 5日
40	下赤林自主防災会	8 5	平成29年 3 月25日
41	藤沢自主防災会	7 0 3	平成29年 4 月 1日

矢巾町自主防災会連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、矢巾町自主防災会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(組 織)

第2条 協議会は、矢巾町の自主防災会各会の会長をもって組織し、顧問として矢巾町消防団長、矢巾町消防団副団長、矢巾町消防団本部長、盛岡南消防署矢巾分署長を置く。

(目 的)

第3条 協議会は、地域防災の確立に寄与するとともに、矢巾町の防災業務及び矢巾町消防団の事業に側面から協力し、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(役 員)

第4条 協議会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

2 役員の選任は、自主防災会各会の会長の中から総会において互選する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長に事故あるときには職務を代行する。

(会 議)

第6条 協議会の総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は会議を開催することができる。

2 会議の議長は、会長があたる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会議において定める。

附 則

1 この規約は、平成26年8月19日から施行する。

2 この規約施行後の最初の役員の任期は平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

災害時における避難所施設利用に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と学校法人 岩手医科大学（以下「乙」という。）は、矢巾町内に発生した災害において、民間協力避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢巾町内において災害が発生し、または、発生する恐れがある場合において、甲が乙の所有する施設を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定・周知）

第2条 甲は、この協定により乙が提供する施設について、民間協力避難所として位置付け、町民に周知する。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙が甲に対し、避難所として提供する施設及び範囲は、以下のとおりとする。

【施設住所】 岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第一地割、第二地割他

【施設名称】 附属病院エネルギーセンター

【提供範囲】 会議室、男子トイレ、多目的トイレ（女子トイレ）、シャワー室

（運営上の確認事項）

第4条 乙が甲に提供する避難所の運営上の確認事項については、別に定めるものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害の発生、または発生する恐れがある場合において、避難所を開設する必要がある時、甲の要請により乙は提供する施設、範囲を避難所として開設することができる。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、甲に提供する避難所への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（開設の通知）

第7条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する時は、乙に対して、事前に通知書により通知するものとする。

2 甲は、避難所開設に緊急を要する時には、前項の規定にかかわらず電話による連絡等の方法により乙に連絡した後、乙の提供する施設を避難所として利用できるものとする。

3 乙は、甲からの連絡が無く、かつ緊急速報（エリアメール）等により災害情報を受けた場合、自発的に避難所の開設準備を行うものとする。

4 乙は、前項の規定により避難所の開設準備を完了した時、その旨を甲に連絡することとする。

(避難所の管理)

第 8 条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所における避難者及び第三者が受ける損害については、甲が負担するものとする。

(費用負担)

第 9 条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。また、避難所として使用した場合の施設の人的破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第 10 条 避難所の開設期間は、気象警報並びに災害警報等により甲が避難所の開設を必要と判断した時から、それら警報の解除等により被害の恐れが無くなり甲が不要と判断した時までの間とする。

(避難所の閉鎖)

第 11 条 甲は、乙が提供する施設の避難所を閉鎖する時は、乙に対し閉鎖の届けを行うとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(協定の解除)

第 12 条 乙の提供する施設が、避難所として機能しない状況に至った場合、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、平成 28 年 2 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、または変更の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 14 条 この協定締結の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 1 月 27 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県盛岡市内丸 19-1
学校法人 岩手医科大学
理事長 小 川 彰

災害時における避難所施設利用に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と岩手トラックターミナル株式会社（以下「乙」という。）は、矢巾町内に発生した災害において、民間協力避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢巾町内において災害が発生し、または、発生する恐れがある場合に、甲が乙の所有する施設を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定・周知）

第2条 甲は、この協定により乙が提供する施設について、民間協力避難所として位置付け、町民に周知する。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙が甲に対し、避難所として提供する施設及び範囲は、以下のとおりとする。

【施設住所】 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目4番35号

【施設名称】 岩手トラックターミナル荷扱いホーム第1棟東館2階第1会議室

【提供範囲】 会議室、男子トイレ、女子トイレ、湯沸室

（運営上の確認事項）

第4条 乙が甲に提供する避難所の運営上の確認事項については、別に定めるものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害の発生、または発生する恐れがある場合において、避難所を開設する必要がある時、甲の要請により乙は提供する施設、範囲を避難所として開設することができる。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、甲に提供する避難所への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（開設の通知）

第7条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する時は、乙に対して、事前に通知書により通知するものとする。

- 2 甲は、避難所開設に緊急を要する時には、前項の規定にかかわらず電話による連絡等の方法により乙に連絡した後、乙の提供する施設を避難所として利用できるものとする。
- 3 乙は、甲からの連絡が無く、かつ緊急速報（エリアメール）等により災害情報を受けた場合、自発的に避難所の開設準備を行うものとする。
- 4 乙は、前項の規定により避難所の開設準備を完了した時、その旨を甲に連絡することとする。

（避難所の管理）

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 避難所における避難者及び第三者が受ける損害については、甲が負担するものとする。

（物資の調達及び医師、介護支援者等の確保）

第9条 甲は、避難者に係る日常生活用品、飲料、食糧及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、避難者が傷病等の手当て、介護等を必要とする場合には、医師、看護師、保健師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 3 乙は、避難者に対し、乙の備蓄する日常生活用品、飲料、食糧を供給することができるものとする。

（費用負担）

第10条 避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。また、避難所として使用した場合の施設の乙の責によらない物的破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

- 2 前条において乙が供給した備蓄品についての負担は、甲乙協議して行うものとする。

（開設期間）

第11条 避難所の開設期間は、気象警報並びに災害警報等により甲が避難所の開設を必要と判断した時から、それら警報の解除等により被害の恐れが無くなり甲が不要と判断した時までの間とする。

（避難者の移送）

第12条 避難者の移送については、乙はこれを行わない。

(避難所の閉鎖)

第 13 条 甲は、乙が提供する施設の避難所を閉鎖する時は、乙に対し閉鎖の届けを行うとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(協定の解除)

第 14 条 乙の提供する施設が、避難所として機能しない状況に至った場合、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 29 年 3 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、または変更の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 16 条 この協定締結の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南 2 丁目 4 番 35 号
岩手トラックターミナル株式会社

代表取締役社長 佐久間 啓 文

資料編 2 - 4 - 3

指 定 緊 急 避 難 場 所 一 覧 表

番号	名 称	所在地	管理担当 連絡先	対象とする異常現象					A E D	指 定 避 難 所 と の 重 複	想 定 収 容 人 員 ※
				洪水	崖崩 れ、 土石 流 及 び 地 滑り	地震	大規 模 な 火 事	内水 氾濫			
1	徳田小学校	西徳田6-53	697-3138	○	○	○	○	○	○	○	1,968
2	矢巾東小学校	医大通2-3-1	698-1588	○	○	○	○	○	○	○	3,298
3	煙山小学校	北矢幅1-2	697-3163	○	○	○	○	○	○	○	2,808
4	不動小学校	室岡12-50	697-3160	○	○	○	○	○	○	○	2,000
5	矢巾中学校	白沢5-220	697-3164	○	○	○	○	○	○	○	8,190
6	矢巾北中学校	上矢次7-115	697-1921	○	○	○	○	○	○	○	3,780
7	矢巾町保健福祉 交流センター	南矢幅14-78	697-2111	○	○	○	○	○	○	○	2,911
8	ゆうゆう広場	室岡9-55-6	697-2232		○	○	○				2,250
9	広宮沢公園	流通センター 南1丁目1番	638-6025	○	○	○	○	○			4,275
10	鹿妻公園	流通センター 南2丁目1番	638-6025	○	○	○	○	○			1,225
11	高田運動公園	高田18-37-2	697-6361		○	○	○				400
12	東徳田1区コミュ ニティ広場	医大通1-1-94	697-2335	○	○	○	○	○			112
13	東徳田運動公園	西徳田12-186	697-4614		○	○	○				3,400
14	間野々農村公園	間野々12-95- 2	697-4836	○	○	○	○	○			462
15	土橋運動公園	土橋2-56外	697-6009		○	○	○				1,800
16	上赤林コミュニ ティ広場	赤林5-115-3	697-5642	○	○	○	○	○			7500
17	下赤林グラウン ド	赤林17-149	697-6284		○	○	○				1,200
18	矢巾町営キャン プ場	煙山3-14-2	697-2611	○	○	○	○	○			2,500
19	矢巾町屋外ゲー トボール場	煙山2-81-1	697-2310	○		○	○	○			1,250
20	きたがわ公園	流通センター 南4丁目7	638-1648	○	○	○	○	○			3,375
21	矢次農村公園	又兵工新田3- 122-12	697-2865		○	○	○				380

号	名 称	所在地	管 理 担 当 連 絡 先	対象とする異常現象					A E D	指 定 避難 所との重 複	想 定 収 容 人 員 ※
				洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫			
22	煙山保育園	上矢次6-45-1	697-3107		○	○	○		○		877
23	わいわい公園	南矢幅8-446	697-3553		○	○	○				2,800
24	なかよし広場	南矢幅6-350-2	697-3553		○	○	○				146
25	のびのび公園	南矢幅9-194-1	697-6809		○	○	○				742
26	和味コミュニティ 広場	和味10-42-1	697-2765	○	○	○	○	○			375
27	岩清水農村広場	岩清水5-109-1	697-5773			○	○				500
28	太田コミュニティ グラウンド	太田11-1-10	697-4832		○	○	○				812
29	白沢コミュニティ 広場	白沢7-201	697-2240		○	○	○				1,200
30	高田ふれあいラン ド	高田17-37-2	697-3968		○	○	○				1,182
31	祝咲喜公園	又 兵 工 新 田 3- 75	697-2623		○	○	○				3,189
32	さつき公園	北矢幅地内	697-2623		○	○	○				2,315
33	やはばアスレチックパ ーク ジャンパ [®] ラント [®] 南側駐車場	煙山第2地割内	697-2711	○	○	○	○	○			400
34	プロロジスパーク 盛岡	煙山第1地割内		○	○	○	○	○			当時の状況 による。

※ 想定収容人員は、有効避難面積を4㎡で除して算出した人員となる。

資料編 2 - 4 - 4

指 定 避 難 所 一 覧 表

番号	名 称	所 在 地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策令第20条の6第5に該当	想定収容人員	給水・炊飯施設の有無		発電機
							水給	炊飯	
1	徳田小学校	西徳田6-53	697-3138	○	○	148	○		○
2	矢巾東小学校	医大通2-3-1	698-1588	○	○	252	○		○
3	煙山小学校	北矢幅1-2	697-3163	○	○	187	○		○
4	不動小学校	室岡12-50	697-3160	○	○	147	○		○
5	矢巾中学校	白沢5-220	697-3164	○	○	506	○	○	○
6	矢巾北中学校	上矢次7-115	697-1921	○	○	362	○	○	○
7	矢巾町保健福祉交流センター	南矢幅14-78	697-2111	○	○	151	○	○	☀
8	矢巾町公民館	南矢幅13-123	697-2161	○	○	139	○	○	☀
9	高田コミュニティセンター	高田12-66	697-3968			67	○	○	○
10	藤澤自治会館	藤沢7-34-5	697-0339			28	○	○	○
11	西徳田1区公民館	西徳田4-9-27	697-4405			19	○	○	○
12	西徳田2区公民館	西徳田7-91-1	697-6413			29	○	○	○
13	三谷公民館	医大通1-1-94	697-4367	○		33	○	○	○
14	東徳田公民館	東徳田11-216	697-4425			31	○	○	○
15	間野々公民館	間野々12-95-1	697-6787	○		54	○	○	○

資 料 編

番号	名 称	所 在 地	管 理 担 当 連 絡 先	指 定 緊 急 避 難 場 所 と の 重 複	災 対 法 施 行 令 第 20 条 の 第 5 に 該 当	想 定 収 容 人 員	給 水 ・ 炊 飯 施 設 の 有 無		発 電 機
							水 給	炊 飯	
16	矢巾地区農業構造改善センター	土橋8-104	697-3482			140	○	○	☀
17	北郡山公民館	北郡山6-173-2	697-2346			30	○	○	○
18	上赤林公民館	赤林5-120	697-7191	○		24	○	○	○
19	下赤林集落センター	赤林16-13-23	697-4948	○		35	○	○	○
20	広宮沢1区公民館	広宮沢5-53	697-2079			16	○	○	○
21	広宮沢玉生会館	広宮沢10-501-29	639-3555			37	○	○	○
22	流通センター公民館	流通センター南 4丁目23	080-1804- 3856			15	○	○	○
23	矢巾勤労者共同福祉センター	流通センター南 1丁目2-7	638-1302			445	○	○	☀
24	南昌コミュニティセンター	広宮沢1-2-129	697-5137			27	○	○	○
25	城内公民館	煙山8-83-2	080-5573- 3159			22	○	○	○
26	煙山自治公民館	煙山18-11-3	697-2085			30	○	○	○
27	南煙山転作研修センター	煙山31-86	697-5709			135	○	○	○
28	矢次公民館	又 兵 工 新 田 3- 122-12	080-3191- 8666			42	○	○	○
29	下北公民館	北矢幅4-53-1	697-3224			32	○	○	○
30	煙山保育園	上矢次7-29-1	697-3107			86	○	○	☀
31	新田自治公民館	南矢幅6-558	697-2342			36	○	○	○
32	矢巾1区公民館	又 兵 工 新 田 6- 31-34	697-4075			21	○	○	○
33	矢巾2区公民館	又 兵 工 新 田 7- 143-3	697-7426			23	○	○	○

資 料 編

番号	名 称	所 在 地	管 理 担 当 連 絡 先	指定緊急 避難場所 との重複	防災法施行 令第20条 の6第5に該 当	想定収容 人 員	給水・炊飯 施設の有無		発 電 機
							水給	炊飯	
34	矢巾3区公民館	南矢幅9-194-2	697-3197			26	○	○	○
35	南矢幅公民館	南矢幅5-93-8	697-8316			19	○	○	○
36	南矢幅4区公民館	南矢幅14-15-196	601-2371			19	○	○	○
37	南矢幅5区公民館	南矢幅11-8-4	697-8843			9	○	○	○
38	矢巾町防災コミュニ ティセンター	南矢幅8-96-1	697-0119		○	65	○	○	☀
39	矢巾町民総合体育 館	南矢幅13-118	697-4646			351	○	○	☀
40	花矢巾公民館	白沢3-35-53	697-4883			28	○	○	○
41	森が丘公民館	南矢幅6-175-5	697-4168			15	○	○	○
42	和味公民館	和味10-40-4	697-5833			48	○	○	○
43	岩清水コミュニティ センター	岩清水5-199-1	697-5781			46	○	○	○
44	館前公民館	北伝法寺7-85-1	697-8301			34	○	○	○
45	桜屋公民館	北伝法寺15-51-5	697-5019			63	○	○	○
46	室岡公民館	室岡6-40-6	697-6714			48	○	○	○
47	矢巾町農村環境改 善センター	室岡11-132-1	697-3665			188	○	○	☀
48	太田農事交流セン ター	太田11-1-10	697-4489			45	○	○	○
49	白沢集落センター	白沢7-201-1	697-0301			61	○	○	○

資 料 編

番号	名 称	所 在 地	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	消防法施行令 第20条の6 第5に該当	想定収容 人員	給水・炊飯 施設の有無		発 電 機
							水 給	炊 飯	
50	清掃センターふれあい館	西徳田12-168-2	697-3835			68	○	○	☀
51	矢巾町活動交流センター「やはぱーく」	又兵エ新田 6-15-5	656-6610			83	○	○	☀
52	学校法人 岩手医科大学附属病院エネルギーセンター	医大通2-1-1	613-7111			15	○	○	○
53	岩手トラクターミナル株式会社	流通センター南 2-4-35	638-6533			30	○	○	○

- * 小中学校には、発電機（ヤマハE F 2800ise）、バルーン型投光器及びコードリールを各2機及び煙山保育園には、各1機配置している。
- * 各地区公民館には、発電機（新ダイワI E G 2800M）1機を配置している。
- * 想定収容人員は、ソーシャルディスタンスを踏まえ、有効避難面積を4㎡で除して算出した人員となる。
- * 発電機欄に☀印が記載されている避難所には、太陽光発電・蓄電システムが設置されている。

資料編 2 - 4 - 5

指 定 福 祉 避 難 所 一 覧 表

番号	施 設 名	所 在 地	収容可能人員	電話番号
1	介護老人福祉施設志和荘	広宮沢1-100	2 0	697-6355
2	介護老人福祉施設悠和荘	広宮沢1-2-312	1 0	698-1661
3	介護老人保健施設敬愛荘	広宮沢1-2-181	1 5	697-3288
4	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	土橋11-35-1	1 0	697-0066
5	小規模多機能型居宅介護 むつき	太田17-13-1	1 0	698-2501
6	ケアセンター南昌	又兵エ新田5-335	5 0	698-2015
7	デイサービスセンター 「百万石」矢巾口	西徳田5-200-12	2 0	698-3070
8	デイサービスセンター 「百万石」	和味2-106-5	3 0	698-3337
9	矢巾町南デイサービスセン ター	太田17-13-1	1 0	697-1613
10	ケアビレッジとくたんの郷	又兵エ新田7-212- 1	1 0	611-1711
11	老人デイサービスセンター 「百万石」矢幅駅西口	南矢幅6-606	3 1	611-2239
12	障害者支援施設新生園	室岡12-125	1 0	697-6831
13	障害者支援施設第二新生園	太田17-54	4	697-8011
14	共生型福祉施設地域交流パ レスいちご館	又兵エ新田5-339	5 8	698-2840

矢巾町避難行動要支援者の支援に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と別記法人名（以下「乙」という。）とは、災害発生時における避難行動要支援者の支援の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、次に掲げる者とする。

(1) 矢巾町避難行動要支援者の台帳登録等に関する要綱（平成25年告示第74号）第3に規定する者

(2) 前号に準じる者

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し次の事項について、協力を要請するものとする。

(1) 要支援者の搬送を行うため、乙の保有する車いすを使用したまま乗り込むことが可能な車両を提供し、運転手を派遣すること。

(2) 矢巾町地域防災計画で定める指定避難所に避難した要支援者のうち、指定避難所では対応が困難な者の二次的避難所として、乙の運営する施設を利用させること。

(3) その他、災害応急措置に必要な職員の派遣や資材物資の提供

（協力要請）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力をする施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 施設名

(2) 施設名

（要請手続）

第5条 甲は、前条の規定により乙に協力要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 協力の要請内容

（要請の受諾）

第6条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（状況報告）

第7条 乙は、要請を受けた事項について協力した場合は、その協力状況を甲に報告するものとする。

(協力体制の整備)

第8条 乙は、災害時の円滑な協力を図るため、情報連絡体制等の整備に努めるものとする。(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては矢巾町生きがい推進課長、乙においては施設長とする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後受入れ可能人員、支援可能人員、支援可能な職員数、必要物資等について、協議するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定の実施に際し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協力に係る費用負担)

第12条 この協定に基づき乙が協力に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成27年3月25日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間期間満了の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 矢巾町
矢巾町長 川 村 光 朗

乙 別記代表者名のとおり

別 記

施 設 名	所 在 地	代 表 者 名
介護老人福祉施設志和荘	矢巾町大字広宮沢第1地割100番地	社会福祉法人敬愛会 理事長 木村宗孝
介護老人福祉施設悠和荘	矢巾町大字広宮沢第1地割2番地312	社会福祉法人敬愛会 理事長 木村宗孝
介護老人保健施設敬愛荘	矢巾町大字広宮沢第1地割2番地181	社会福祉法人帰厚堂 理事長 木村宗孝
介護老人保健施設シェーンハイムやはば	矢巾町大字土橋第11地割35番地1	みちのくコカ・コーラ 健康保険組合 理事長 栗谷川 幸二
小規模多機能型居宅介護むつき	矢巾町大字太田第17地割13番地1	社会福祉法人睦喜会 理事長 見波永隆
ケアセンター南昌	矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地	社会福祉法人帰厚堂 理事長 木村宗孝
デイサービスセンター「百万石」矢巾口	矢巾町大字西徳田第5地割200番地12	株式会社ケナフ 代表取締役 水本キヨ
デイサービスセンター「百万石」	矢巾町大字和味第2地割106番地5	株式会社プレーゴ 代表取締役 水本 慶
矢巾町南デイサービスセンター	矢巾町大字太田第17地割13番地1	社会福祉法人睦喜会 理事長 見波永隆
敬愛会老人デイサービスセンター	矢巾町大字広宮沢第1地割2番514	社会福祉法人敬愛会 理事長 木村宗孝
ケアビレッジとくたんの郷	矢巾町大字又兵エ新田第7地割212番地1	株式会社いわて愛隣会 代表取締役 吉田壽徳
デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	矢巾町南矢幅第6地割72番地	株式会社プレーゴ 代表取締役 水本 慶
障害者支援施設新生園	矢巾町大字室岡第12地割125番地	社会福祉法人 新生会 理事長 阿部肇男
障害者支援施設第二新生園	矢巾町大字太田第17地割54番地	社会福祉法人 新生会 理事長 阿部肇男
共生型福祉施設地域交流パレスいちご館	矢巾町大字又兵エ新田第5地割339番地	社会福祉法人いちご会 理事長 水本 林

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

矢巾町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。) 第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第 5 条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第 4 条及び第 5 条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第 7 条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第 8 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 10 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第 11 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 2 に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第 12 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう、措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 1 3 地割 1 2 3 番地
矢 巾 町
代表者
矢巾町長
高 橋 昌 造 印

乙 岩手県盛岡市中央通 1 丁目 2 - 2
東日本電信電話株式会社
岩手支店長
佐 藤 善 通 印

資料編 2 - 4 の 2 - 2

防災行政用無線設備配置一覧表

番号	無線局種別	呼 出 名 称	配 置 ・ 管 理 場 所	備考
1	基 地 局	ぼうさいやはば 1	電話交換室	
2	半 固 定 局	ぼうさいやはば 1 0	総務課	
3	半 固 定 局	ぼうさいやはば 2 0	道路住宅課	
4	半 固 定 局	ぼうさいやはば 4 0	上下水道課	
5	半 固 定 局	ぼうさいやはば 5 0	保健福祉交流センター	
6	半 固 定 局	ぼうさいやはば 6 0	盛岡南消防署矢巾分署	
7	半 固 定 局	ぼうさいやはば 9 0	煙山ダム管理事務所	
8	陸上移動局	ぼうさいやはば 1 1	総務課プリウス α	
9	陸上移動局	ぼうさいやはば 1 2	総務課ハイエース	
10	陸上移動局	ぼうさいやはば 1 3	総務課プリウス	
11	陸上移動局	ぼうさいやはば 1 4	総務課サクシード	
12	陸上移動局	ぼうさいやはば 2 1	道路住宅課フォレスター	
13	陸上移動局	ぼうさいやはば 2 2	道路住宅課キャンター	
14	陸上移動局	ぼうさいやはば 2 3	道路住宅課ランドクルーザー	
15	陸上移動局	ぼうさいやはば 2 4	道路住宅課コマツグレーダー	
16	陸上移動局	ぼうさいやはば 2 5	道路住宅課ミツビシローダー	
17	陸上移動局	ぼうさいやはば 4 1	上下水道課エクストレイル	
18	陸上移動局	ぼうさいやはば 4 2	上下水道課プリウス	
19	陸上移動局	ぼうさいやはば 4 3	上下水道課アトレーワゴン	
20	陸上移動局	ぼうさいやはば 4 4	上下水道課サクシード	
21	陸上移動局	ぼうさいやはば 4 5	上下水道課トヨエース (給水車)	
22	陸上移動局	ぼうさいやはば 3 1	産業観光課プロボックス	
23	携 帯 局	ぼうさいやはば 1 6	総務課	
24	携 帯 局	ぼうさいやはば 9 6	総務課	
25	携 帯 局	ぼうさいやはば 1 7	企画財政課	
26	携 帯 局	ぼうさいやはば 2 6	道路住宅課	
27	携 帯 局	ぼうさいやはば 2 7	子ども課	
28	携 帯 局	ぼうさいやはば 2 8	学校給食共同調理場	
29	携 帯 局	ぼうさいやはば 3 6	産業観光課	
30	携 帯 局	ぼうさいやはば 3 7	産業観光課	
31	携 帯 局	ぼうさいやはば 3 8	福祉課	

番号	無線局種別	呼 出 名 称	配 置 ・ 管 理 場 所	備考
32	携 帯 局	ぼうさいやはば 4 6	上下水道課	
33	携 帯 局	ぼうさいやはば 5 6	税務課	
34	携 帯 局	ぼうさいやはば 5 7	住民課	
35	携 帯 局	ぼうさいやはば 5 8	健康長寿課	
36	携 帯 局	ぼうさいやはば 5 9	煙山保育園	
37	携 帯 局	ぼうさいやはば 6 6	学校教育課	
38	携 帯 局	ぼうさいやはば 6 7	文化スポーツ課	
39	携 帯 局	ぼうさいやはば 7 6	矢巾中学校	
40	携 帯 局	ぼうさいやはば 7 7	矢巾北中学校	
41	携 帯 局	ぼうさいやはば 8 6	煙山小学校	
42	携 帯 局	ぼうさいやはば 8 7	矢巾東小学校	
43	携 帯 局	ぼうさいやはば 8 8	徳田小学校	
44	携 帯 局	ぼうさいやはば 8 9	不動小学校	

〈備考〉無線局種別

- 1 基 地 局 半固定局、陸上移動局及び携帯局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- 2 半 固 定 局 基地局、陸上移動局及び携帯局と通信を行うため、適正に運用管理できる場所に固定し、又は必要に応じ移動して運用する無線局をいう。
- 3 陸上移動局 町の所有する自動車に装備した無線設備で、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- 4 携 帯 局 携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。

消防力一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	消 防 車 両 等							消 防 水 利		無線通信施設	
	消 防 ポンプ 自動車	水槽付 消防ポンプ自 動 車	救急車	指令車	広報車	防災学 習車	小型動 力ポン プ	消火栓	防火 水槽	消防救 急移動 局	携帯
矢巾町 消防団	13	1		1		1	4	414	193	15	28
盛岡南 消防署 矢巾分 署		1	1		1		1			3	4

資料編 2 - 7 - 2

防災資機材設備状況

(令和5年4月1日現在)

○ 保管場所 矢巾町防災倉庫：矢巾町大字南矢幅13-123

資 機 材 名	数量	資 機 材 名	数量	資 機 材 名	数量
段ボールベッド	70	発電機（小）	1	バスタオル	200
段ボール製パーティション	140	バルーン投光器	3	タオル	
一輪車	10	コードリール		完全車椅子対応型札幌式ユバーサルトトイレ	
スコップ	37	エンジンカッター		仮設トイレ用便座	
つるはし		小型動力ポンプ		仮設トイレ用カイソクカイテキtent	
おの		背負式ポンプ		組み立てトランク型自動ラップ式トイレ	
唐くわ（唐鍬）		簡易水槽		ラップポン・トレッカー	
ハンマー		バケツ		簡易トイレ用品	
のこぎり		ロープ（12mm）100m	10	凝固・衛生袋セット	
チェーンソー		ライフジャケット	25	テント（白）	20
土のう製造機		簡易担架		キャビンtent（8人）	
スーパー土のう袋	95	簡易ベッド		ワンタッチパーティーションファミリールーム	40
土のう袋（黒）	2,250	毛布	120	災害対策用プライバシールーム	15
土のう袋（白）	400	救急品セット		遺体収納セレモバック（10セット入り）	50
土のう	1,000	災害用移動炊飯器		携帯用ウォーターバッグ非常用給水袋	500
吸水土のう袋（20枚入り）	280	ブルーシート	42	防護服（ガウンタイプ）	400
発電機（大）	4	災害用ウェットティッシュ（21個入り）	588	飛沫感染防止パーティション	50
マスク	4,500	拡声器	8	ゴム製手袋（厚手）	200
防護服（タイベックスーツⅢ型）	200	フェイスシールド	150		
N95 防塵マスク	200	シューズカバー	200		
ニトリル製手袋	50	ゴーグル	200		
		手指用消毒液	110		

○ 保管場所 防災コミュニティセンター防災倉庫：矢巾町大字南矢幅8-96-1

資 機 材 名	数量	資 機 材 名	数量	資 機 材 名	数量
段ボールベッド		発電機（小）		バスタオル	
段ボール製パーティション		投光器（サーチライト2個含む）	7	タオル	
		コードリール	1	完全車椅子対応型札幌式ユバーサルトトイレ	6
一輪車	7	エンジンカッター	3		
スコップ	14	小型動力ポンプ	4	仮設トイレ用便座	4
つるはし	7	背負式ポンプ		仮設トイレ用テント	4
おの	3	簡易水槽	2		
唐くわ（唐鍬）	6	バケツ	10	組み立てトランク型自動ラップ式トイレ	16
				ラップポン・トレッカー	
				簡易トイレ用品	1,736
ハンマー	3	ロープ（12mm）200m	6	凝固・衛生袋セット	10,000
のこぎり	3	ライフジャケット		テント（白）	4
チェーンソー	2	簡易担架	3	キャビンテント(8人)	7
土のう製造機	2	簡易ベッド	6	ワンタッチパーティションファミリールーム	
スーパー土のう袋		毛布	386		
土のう袋（黒大）	430				
土のう袋（黒）	1250	救急品セット	2	災害対策用プライベートルーム	
土のう袋（白）	1750	災害用移動炊飯器	2		
土のう		ブルーシート		遺体収納セレモバック	
吸水土のう袋		災害用ウェットティッシュ			
発電機（大）	3	拡声器		携帯用ウォーターバッグ非常用給水袋	
マスク		フェイスシールド		防護服(ガウタイブ)	
防護服(タイベックスーツⅢ型)		シューズカバー		飛沫感染防止パーティション	
N95 防塵マスク		ゴーグル		ゴム製手袋(厚手)	
ニトリル製手袋		手指用消毒液			

1 国指定

区分	名称	所在地	指定年月日
史 跡	徳丹城跡	西徳田・東徳田地内	昭和44年 8月 5日

2 県指定

区分	名称	所在地	指定年月日
史 跡	藤沢狄森1号墳	藤沢字畑中地内	昭和32年 7月19日
考 古 資 料	藤沢狄森古墳群出土品	西徳田地内	平成21年10月 2日
考 古 資 料	徳丹城跡出土品	西徳田地内	平成25年11月 5日

3 町指定

区 分		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
史 跡		赤林一里塚跡	赤 林	昭和54年 9月17日
		和味一里塚跡	煙 山	昭和54年 9月17日
		煙山館跡	煙 山	昭和54年 9月17日
		岩清水館跡	岩清水	昭和54年 9月17日
		釈迦堂跡	和 味	昭和54年 9月17日
		伝法寺館跡	北伝法寺	平成 7年10月 2日
有 形	工 芸 品	岩清水不動明王像	岩清水	昭和54年 9月17日
		昆家の石塔婆	高 田	昭和54年 9月17日
		佐々木家曲家	西徳田	昭和61年 1月27日
		刀（新藤国義作）	太 田	昭和62年 5月 1日
		金銅千手観音座像懸仏	煙 山	昭和62年 5月 1日
有 形	民 俗	岩清水不動尊堂奉納額	岩清水	平成 7年1月 20日
		鉄造菩薩座像懸仏	北伝法寺	平成 7年 7月 3日
		まいりのほとけ	白 沢	平成 7年 7月 3日
無 形	民 俗	耳取獅子踊	煙 山	昭和54年 9月17日
		矢次獅子踊	下矢次	昭和54年 9月17日
		徳丹獅子踊	東徳田	昭和54年 9月17日
		煙山鹿踊	煙 山	昭和54年 9月17日

区 分		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
無形	民俗	室岡獅子踊	室 岡	昭和54年 9月17日
		煙山田植踊	煙 山	昭和54年 9月17日
		広宮沢田植踊	広宮沢	昭和54年 9月17日
		矢次剣舞	上矢次	昭和54年 9月17日
		高田念仏剣舞	高 田	昭和54年 9月17日
		白沢神楽	白 沢	昭和54年 9月17日
		南矢巾さんさ踊	南矢幅	昭和54年 9月17日
		広宮沢念仏剣舞	広宮沢	昭和58年 1月11日
		白沢さんさ踊	白 沢	昭和58年 1月11日
		下赤林さんさ踊	赤 林	昭和58年 1月11日
		高田さんさ踊	藤 沢	昭和62年 5月 1日
		桜屋獅子踊	北伝法寺	昭和62年 5月 1日
		舘前南部七軒丁大神楽	北伝法寺	平成 3年 8月20日
		西徳田伝承さんさ踊	西徳田	平成16年 3月23日
記念物	植物	森の栃の木	白 沢	昭和54年 9月17日
		本浄寺の杉	室 岡	昭和54年 9月17日
		白沢のハコネウツギ	白 沢	昭和54年 9月17日
		白沢のイチイ	白 沢	昭和54年 9月17日
		和味のイチイ	和 味	昭和54年 9月17日
		和山のハコネウツギ	広宮沢	昭和54年 9月17日
		小白沢のヤマクワ群	北伝法寺	平成 8年 8月 1日

資料編 2-12-1

河 川 の 状 況

国 1 級河川

1	北 上 川	5, 7 5 0 m

県 1 級河川

1	見 前 川	2, 3 0 0 m
2	芋 沢 川	7, 1 0 0 m
3	岩 崎 川	1 8, 0 0 0 m
4	大 白 沢 川	7, 9 0 0 m
5	太 田 川	8, 4 0 0 m

普通河川

1	湯 沢 川	7 5 0 m
2	北 川 堰	1, 2 5 0 m
3	向 田 川	5, 7 5 0 m
4	新 川	5, 0 0 0 m
5	小 白 沢 川	2, 5 0 0 m
6	北 谷 地 堰	1, 7 0 0 m
7	下 川	2, 0 0 0 m
8	太 田 堰	1, 8 0 0 m
9	中 谷 地 堰	1, 6 0 0 m
10	宮 手 川	1, 9 0 0 m
11	逆 堰	5, 2 5 0 m

資料編 2-12-2

河川改修事業の状況

事 業 名	施行箇所	事業期間	事業概要
基幹河川改修事業 (岩崎川) (芋沢川) (太田川)	土橋～又兵エ新田	平成4年～令和8年	全体延長11,940m 整備済延長約7,220m (60.5%延長ベース)

浸水想定区域内の福祉施設等の状況

番号	施 設 名	所 在 地	建 物 構 造 (階)	収容 定員	電 話 番 号	浸水深 レベル 上段L1 下段L2
1	介護老人保健施設 博愛荘	又兵エ新田5-335	鉄筋コンクリート造	93名	698-2015	— L2:1
2	グループホーム 太陽荘	又兵エ新田5-28-2	鉄骨造 2 階	25名	697-9400	— L2:1
3	有料老人ホーム 鶴亀	高田15-28-14	鉄骨造 2 階	22名	697-0804	L1:1 L2:2
4	敬寿荘	又兵エ新田5-335 ケアセンター南昌 5 階	鉄筋コンクリート造 5 階	18名	697-9002	— L2:1
5	SMILE HOUSE にこ nico	東徳田9-4-1	木造 2 階	10名	613-9737	L1:1 L2:1
6	児童発達支援事業所 とくたん	西徳田6-147-6	鉄骨造 1 階	10名	656-6727	L1:1 L2:1
7	社会福祉法人土淵朗親 会徳田保育園	東徳田10-150	木造・鉄骨造 1 階	110名	697-3169	— L2:2
8	社会福祉法人吉祥会 北高田こども園	高田9-5-1	鉄筋コンクリート造 2 階	159名	697-7054	L1:1 L2:2
9	煙山保育園	上矢次6-45-1	木造 1 階	150名	697-3107	— L2:1
10	矢巾中央幼稚園・中央 保育園	南矢幅6-127-27	木造 1 階	200名	697-6728	— L2:1
11	こずかたこども園	又兵エ新田5-335 ケアセンター南昌 1 階	鉄筋コンクリート造 5 階	106名	698-3008	— L2:1
12	やはばこども園	南矢幅6-13-1	木造 2 階	80名	698-2600	— L2:1

※ L 1 浸水深レベル（計画規模降雨による浸水想定区域）

- ・ レベル 1 浸水深が0.5m未満
- ・ レベル 2 浸水深が0.5m～3.0m未満
- ・ レベル 3 浸水深が3.0m～5.0m未満
- ・ レベル 4 浸水深が5.0m～10.0m未満
- ・ レベル 5 浸水深が10.0m～20.0m未満

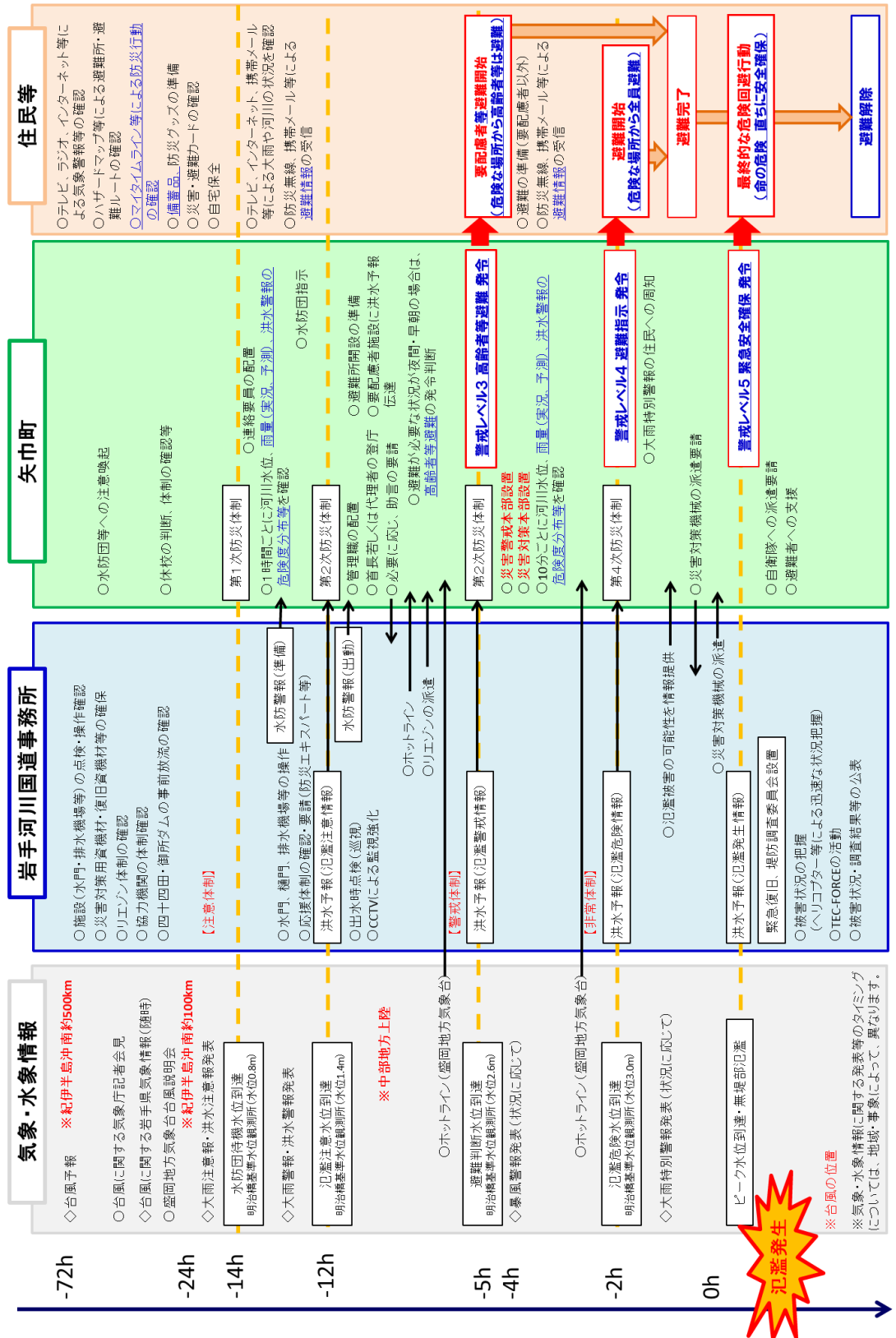
※ L 2 浸水深レベル（想定最大規模降雨による浸水想定区域）

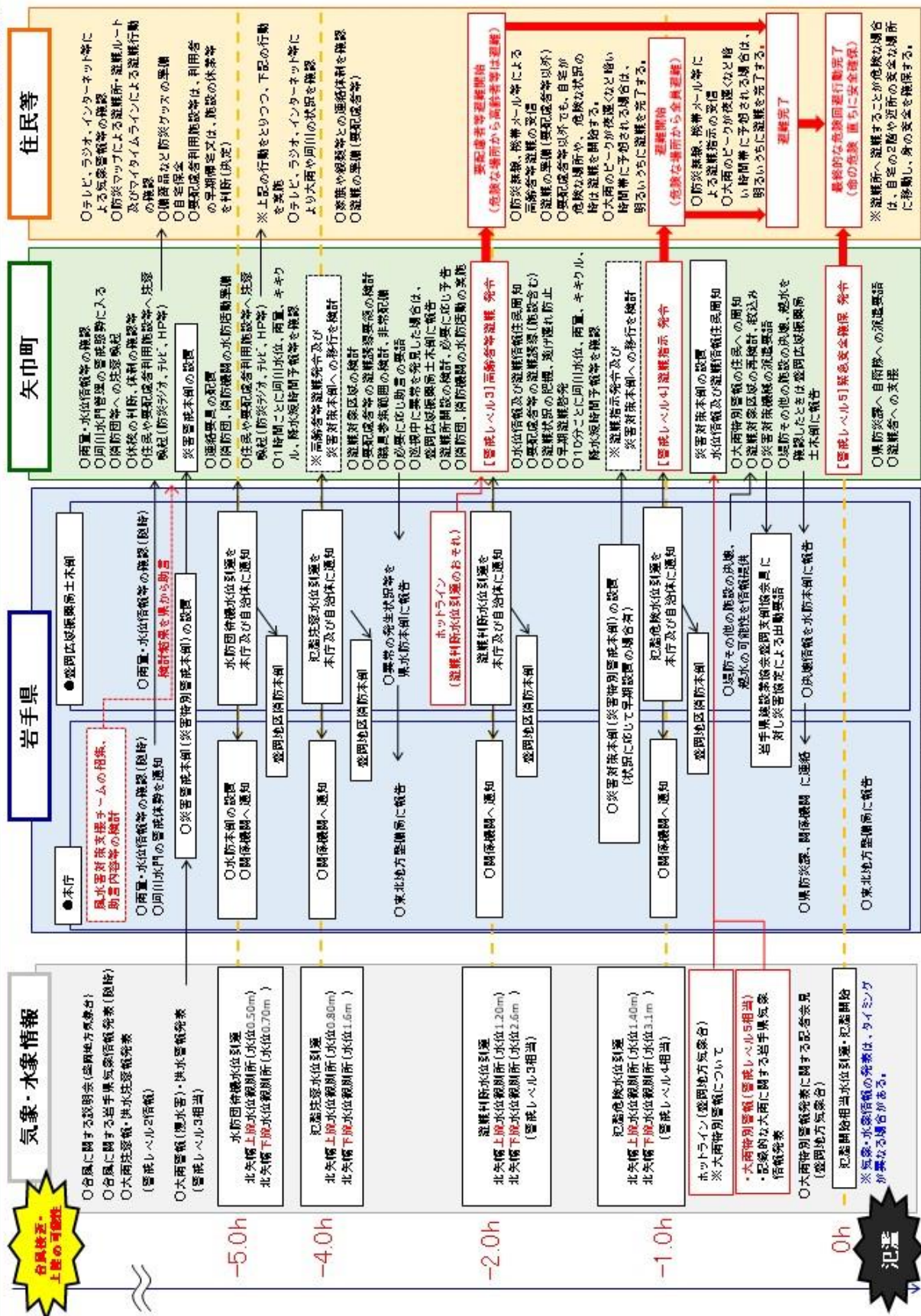
- ・ レベル 1 浸水深が0.5m未満
- ・ レベル 2 浸水深が0.5m～3.0m未満
- ・ レベル 3 浸水深が3.0m～5.0m未満
- ・ レベル 4 浸水深が5.0m～10.0m未満
- ・ レベル 5 浸水深が10.0m～20.0m未満

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象としたタイムライン(防災行動計画)

北上川
明治橋観測所

※避難情報に関するガイドライン(内閣府:令和3年5月)を参考に作成。また、県からの情報もあるが、割愛している。





資料編 2-13-1

雪 崩 危 険 箇 所 一 覧 表

番号	危 険 箇 所	地 区 名	雪崩発生斜面面積	区域世帯数	避 難 所
1	矢巾温泉	煙 山	1 5 6 , 6 0 0 m ²	————	————
2	畜産団地	和 味	2 5 6 , 1 0 0 m ²	————	————

資料編 2-13-2

除雪機械設備状況（役場直営）

（令和 5 年 1 2 月 1 日現在）

機 種 名	台 数	配 置 場 所 等	備 考
グレーダー	4		
除雪ローダー	4		
ミニローダー	3		
ロータリー除雪車	1		
排雪用ダンプ	1		
道路パトロール車（スノープラウ無）	3		
凍結防止剤散布車	2		
小型歩道除雪機（ハンドガイド）	10		

除 雪 機 械 民 間 委 託 状 況

機 種 名	台 数	機 種 名	台 数
除雪ローダー	3 4	小型ロータリー除雪車	9
ミニローダー	2 8	除雪ジープ	1
グレーダー	8	凍結防止剤散布車	2
ロータリー除雪車	1		

土石流危険渓流箇所一覧表

番号	危険箇所	渓流区分	地区名	区域家屋等数	避難場所
1	鳶ヶ平の沢（1）	土危Ⅰ	煙山	10	特別養護老人ホーム悠和荘
2	鳶ヶ平の沢（2）	土危Ⅱ	煙山	4	特別養護老人ホーム悠和荘
3	早稲屋敷の沢	土危Ⅱ	広宮沢	2	南昌コミュニティセンター
4	早稲屋敷の沢（1）	土危Ⅰ	煙山	12	特別養護老人ホーム悠和荘
5	早稲屋敷の沢（2）	準ずる	広宮沢		
6	六串田	準ずる	煙山		
7	大白沢の沢（1）	準ずる	和味		
8	大白沢の沢（2）	準ずる	和味		
9	不動畜産団地の沢	準ずる	和味		
10	和山の沢	土危Ⅰ	煙山	14	特別養護老人ホーム悠和荘

（岩手県土木部資料）

※ 土石流危険渓流区分

土危Ⅰ： 保全人家5戸以上

土危Ⅱ： 保全人家1～4戸

準ずる： 人家はないが新規立地が見込まれる箇所

資料編 2-14-2

治 山 事 業 の 実 施 状 況

年度	工事名	工事内容	沢河川名	工事場所所有
元年	白根沢治山工事	山腹工	白根沢	国有林内
〃	柳沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	柳沢	国有林内
〃	白根沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	白根沢	国有林内
2年	芋沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	芋沢	国有林内
3年	芋沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	芋沢	国有林内
〃	カナツボ沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	カナツボ沢	国有林内
〃	上トヘ沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	とへ沢	国有林内
4年	白根沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	白根沢	国有林内
〃	ブドウ沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	ブドウ沢	国有林内
〃	北の沢治山工事	山腹工	北の沢	国有林内
5年	北の沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	北の沢	国有林内
〃	小岩目沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	小岩目沢	国有林内
〃	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート堰堤工)	田沢	民有林内
6年	カナツボ沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	カナツボ沢	国有林内
〃	北の沢第一治山工事	山腹工	北の沢	国有林内
〃	白根沢治山工事	山腹工	白根沢	国有林内
〃	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート堰堤工)	田沢	民有林内
〃	和味地区予防治山事業	山腹工(コンクリート土止工)	田沢	民有林内
7年	北の沢第二治山工事	溪間工(土留工)	北の沢	国有林内
〃	北の沢第二治山工事	山腹工	北の沢	国有林内
〃	北の沢第一治山工事	溪間工(コンクリート床固工)	北の沢	国有林内
〃	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート堰堤工)	田沢	民有林内
〃	和味地区予防治山事業	山腹工(コンクリート土止工)	田沢	民有林内
8年	大岩目沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	大岩目沢	国有林内
〃	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート堰堤工)	田沢	民有林内
9年	日暮沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	日暮沢	国有林内
〃	白根沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工嵩上)	白根沢	国有林内

年度	工事名	工事内容	沢河川名	工事場所所有
10年	大白沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	大白沢	国有林内
11年	北の沢第一治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	北の沢	国有林内
〃	北の沢第二治山工事	山腹工(コンクリート土止工)	北の沢	国有林内
15年	北の沢治山工事	山腹工	北の沢	国有林内
18年	北の沢第二治山工事	溪間工(鋼製砕土留工)	北の沢	国有林内
〃	矢巾地区治山工事	山腹工	—	国有林内
〃	北の沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	北の沢	国有林内
19年	北の沢治山工事 〃	溪間工(コンクリート谷止工)	北の沢	国有林内
21年	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート谷止工、床固工)	田沢	民有林内
22年	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート水叩工)	田沢	民有林内
23年	和味地区予防治山事業	溪間工(コンクリート床固工)	田沢	民有林内
24年	北の沢治山工事	山腹工	北の沢	国有林内
25年	ヒバツル沢治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	ヒバツル沢	国有林内
26年	矢巾温泉治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	—	国有林内
27年	ぬさかけ治山工事	溪間工(鋼製砕床固工)	岩崎川	国有林内
27年	前山地区予防治山事業	溪間工(コンクリート谷止工)	—	民有林内
27年	城内地区県単治山事業	溪間工(カゴ土止工)	—	民有林内
28年	前山地区県単治山工事	溪間工(コンクリート谷止工)	—	民有林内

資料編 2-14-3

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号	位 置
8-10-1	矢巾町広宮沢字諏訪
8-10-2	矢巾町広宮沢字諏訪
8-10-3	矢巾町煙山字前沢

※ いわてデジタルマップ治山GISコンテンツ

https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/map?theme=th_69# 参照

資料編 2-14-4

土石流危険区域内の福祉施設等の状況

番号	施 設 名	所在地	危険箇所 番号 (沢名称)	建 物 構 造 (階)	収容 定員	電話番号
1	有料老人ホーム つりがねの郷	煙山 1-4-2	A086002 (鳶ヶ平の沢)	木造モルタル造 2 階	15名	697-5147
2	桜の園	煙山 1-57-8	A086002 (鳶ヶ平の沢)	木造 1 階	49名	697-0022
3	介護老人福祉 施設 悠和荘	広宮沢 1-2-312	A086001 (和山の沢)	鉄筋コンクリート造 1 階	29名	698-1661
4	悠和荘 短期入所生活 介護事業	広宮沢 1-2-312	A086001 (和山の沢)	鉄筋コンクリート造 1 階	8名	698-1661
5	悠和荘 介護予防短期入 所生活介護事業	広宮沢 1-2-312	A086001 (和山の沢)	鉄筋コンクリート造 1 階		698-1661
6	特別養護老人 ホーム 志和荘	広宮 1-100	A086102 (早稲屋敷 の沢(1))	鉄筋コンクリート造 3 階	97名	697-6355
7	介護老人保険 施設 敬愛荘	広宮沢 1-2-181	A086001 (和山の沢)	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 2 階	95名	697-3288

※ 土砂災害特別警戒区域内に、該当施設は存在しない。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、次の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定においての用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、矢巾町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、矢巾町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別紙細目に定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
 - 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

- 第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。
- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やか

に従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月17日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町

矢巾町長 川 村 光 朗

乙 岩手県盛岡市中央通3丁目7番18号 ラ・ベルヴィ中央1F
株式会社ゼンリン 第一事業本部 東北第二エリア統括部
部 長 南 雅 広

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書

矢巾町（以下「甲」と称す）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」と称す）は災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 災害救援ベンダーとは、災害停電時において飲料供給ができる自販機をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害時の災害救援ベンダー使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害救援ベンダーの使用）

第3条 次の場合、甲は乙により貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

町内に震度4以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害警戒本部または災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合

2 飲料製品の提供は、災害警戒本部または災害対策本部設置時点での災害救援ベンダー機内在庫のみとし、無償提供とする。

3 災害救援専用キーは乙より甲へ2ヶ貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

（管理）

第4条 災害救援ベンダーの管理は、甲と乙が締結した「自動販売機フルサービス協定書」に基づき、乙が行う。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとし、以後これに準ずる。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年9月18日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 川村 光朗

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢1地割279番
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
取締役営業統括部長
工藤 進

災害時における支援協力に関する協定

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う支援協力の要請の手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急な物資等を調達する必要がある場合において、乙に対して、物資の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって報告することができるものとし、事後に速やかに書面を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は、職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(物資の価格)

第8条 前条に規定する物資の対価は、災害が発生する直前における適正な価格により算定するものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲の要請に基づく物資の供給に要した費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。但し、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払方法について定めるものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、平常時において広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、協定の期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月17日

(甲) 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町

代表者 矢巾町長 高橋 昌造

(乙) 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー

代表取締役社長 川村 暢朗

別表（第4条関係）

災害時要請物資

災害発生直後に必要な物資 (概ね災害発生から3日間程度)	その後に必要な物資
毛布 紙おむつ 生理用品 哺乳瓶 ラジオ 乾電池 懐中電灯 割箸 使い捨てスプーン 使い捨て食器類 ラップ アルミホイル 固定燃料 ティッシュ ゴミ袋 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季） など	タオル 肌着 履物 作業服 軍手 鍋 やかん 炊飯用具 簡易コンロ カセットボンベ（カセットガスを含む。） 石鹼 歯ブラシ ティッシュペーパー トイレットペーパー 簡易トイレ 防水シート 石油ストーブ（灯油を含む。） 雨具 常備薬 救急セット など

※その他調達可能な物資を含む。

災害時における物資の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （趣旨）

本協定は、地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者への物資の速やかな供給を図るため、甲の乙に対する物資の供給要請及び当該要請に基づき乙が行う物資の受け渡しに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 （物資の種類）

甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用雑貨
- （4）その他前各号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

第3条 （供給の要請）

甲は、災害時等において、被災者への物資の供給を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって報告することができるものとし、事後に速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び供給を要請する理由
- （2）供給を要請する物資の品名、規格及びその数量
- （3）その他連絡事項

第4条 （供給の実施）

乙は、前条の規定による要請を受けたときは、第2条に規定する物資の供給について、速やかに応じるものとする。

- 2 乙は、前条の規定による要請に基づく物資を供給したときは、直ちにその内容について納品報告書をもって甲に報告するものとする。

第5条 （引渡し等）

物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議により定めた運送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

第6条 （費用の負担）

第4条第2項の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上決定する。

第7条 （請求及び支払）

乙は、前条の規定に基づく物資の供給に要した費用に係る請求があったときは、速やかに支払うものとする。但し、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払方法について定めるものとする。

第8条 （情報交換）

甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

第9条 （協議事項）

本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

第10条 （協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが書面による本協定の解除又は変更の申し入れをしないときは、協定の期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月7日

(甲) 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町

代表者 矢巾町長 高橋 昌造

(乙) 青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1
株式会社ユニバーズ

代表取締役社長 三浦 紘一

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に救援物資の要請をするときは、書面により通知するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日書面を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(費用の負担等)

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高橋昌造

乙 柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻貴嗣

緊急時における飲料提供ベンダー使用に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という）は緊急時における飲料提供ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 飲料提供ベンダーとは、災害停電時において飲料供給ができる自動販売機をいう。

2 緊急時とは、町内に震度4以上の地震または、同等以上の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、甲の災害警戒本部または、災害対策本部が設置された場合をいう。

（目的）

第2条 この協定は、緊急時の飲料提供ベンダー使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（飲料提供ベンダーの使用）

第3条 甲は、緊急時において、乙により貸与された飲料提供専用キーを使用し、飲料提供ベンダーを使用できる。使用については、甲の責任者により、飲料提供が必要と判断された場合とする。

2 飲料製品の提供は、災害警戒本部または、災害対策本部設置時点での飲料提供ベンダー機内在庫のみとし、無償提供とする。

3 飲料提供専用キーは乙より甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

（管理）

第4条 飲料提供ベンダーの管理は、乙において行うものとし、緊急時に使用できるよう、整備に努めることとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとし、甲または乙から解約の意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一条件をもって継続するものとし、以後これに準ずる。

2 前項の解約の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月29日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番
地

矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 宮城県仙台市泉区明石南三丁目2番1
サントリービバレッジサービス株式会社
東北営業本部長 三 上 文 俊

資料編 3 - 3 - 1

3-3-6 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岩手県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岩手県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岩手県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送)

第4条 NHKは、岩手県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑をはかるため、岩手県消防防災課長および日本放送協会盛岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、岩手県知事および日本放送協会盛岡放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和40年1月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

締結月日	協定の相手方	連絡責任者	締結月日	協定の相手方	連絡責任者
39.12.15	日本放送協会 盛岡放送局 日本放送協会 釜石放送局	盛岡放送局 放送部長	60.10.1	(株)エフエム岩手	報道部長
40.4.1	岩手放送(株)	報道部長	3.4.1	(株)岩手めんこいテレビ	報道制作部長
46.2.1	(株)テレビ岩手	報道部長	8.10.1	(株)岩手朝日テレビ	報道制作部長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、矢巾町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 矢巾町内に重大な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合
- 二 矢巾町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年3月23日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省東北地方整備局長
青山 俊行

乙 紫波郡矢巾町大字南矢幅13地割123番地
矢巾町長 川村 光朗

無人航空機活用等に係る連携協力協定書

矢巾町（以下「町」という。）と一般社団法人いわてドローン操縦士協会（以下「協会」という。）は、無人航空機活用等に係る連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町と協会が相互かつ緊密に連携することにより、無人航空機の活用等により地域の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

（内容）

第2条 町及び協会は、目的の実現を図るため、次に掲げる内容について協働するものとする。

- （1）無人航空機の活用に係る次世代育成支援に関すること。
- （2）無人航空機活用分野での調査・研究に関すること。
- （3）町職員等への無人航空機操縦等の指導に関すること。
- （4）その他先進的な情報通信技術の活用が貢献できる地域活性化及び町民サービスの向上に関すること。

（方法）

第3条 町及び協会は、平常時から調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、無人飛行機活用等の具体的な活動を行うものとし、協会による対応等が円滑に行えるよう、町は平常時から可能な範囲で協会に協力するものとする。

2 実証・実践活動を行うための費用負担、責任負担等その他必要な事項を確認する場合、文書にて明記するものとする。

（守秘義務）

第4条 町及び協会は、本協定に基づく活動より知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）について、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は本協定に定める目的のために使用してはならない。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし期間満了の1か月前までに、町、協会いずれからも何ら申し出のないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又この協定に関して疑義が生じたときは、その都度、町及び協会が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、町及び協会が記名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成30年8月17日

矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

盛岡市上厨川字横長根52番1号

一般社団法人 いわてドローン操縦士協会

代表理事 石 川 啓

災害に係る情報発信等に関する協定

矢巾町（以下、「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、矢巾町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が矢巾町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフー乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、矢巾町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、矢巾町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の矢巾町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、矢巾町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフー乙が、乙の提供するブログサービスにおいて矢巾町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクを乙サービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

- (7) 甲が、矢巾町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提供する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフー乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙サービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 28 年 10 月 24 日

甲：岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高橋 昌造

乙：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

資料編 3 - 6 - 1

緊急通行車両事前届状況一覧表

(令和 5 年12月 1 日現在)

所 属	自動車の種別	車 名	用 務 別	交付年月日
総務課	普通乗用車	プリウスアルファ	応急復旧用務	平成 27.3.12
	普通乗用車	ハイエース	応急措置用務	平成 27.3.12
	普通乗用車	プリウス	応急復旧用務	平成 30.1.15
	マイクロバス	コースターR	緊急輸送の確保用務	平成 27.3.12
	普通乗用車バン	サクシード	警報発令・伝達等用務	平成 31.1.23
	軽貨物車	ハイゼット	応急復旧用務	平成 27.3.12
	交通安全指導車	アリオン	社会秩序維持用務	平成 18.8. 2
	交通安全指導車	アリオン	社会秩序維持用務	平成 24.9.24
	普通乗用車	エスティマ	緊急輸送の確保用務	令和 3.9.1
	マイクロバス	エリッセⅡ	緊急輸送の確保用務	令和 3.9.1
	マイクロバス	エリッセⅡ	緊急輸送の確保用務	令和 3.9.1
企画財政課	軽乗用車	パジュロミニ	応急復旧用務	平成 27.3.12
税務課	普通乗用車	プリウス	応急復旧用務	令和 2.1.22
	軽貨物車	ミニカ	被災者の保護用務	平成27.3.12
健康長寿課	軽乗用車	ミライース	保健衛生用務	平成 27.3.12
	軽乗用車	ミライース	保健衛生用務	平成 27.3.12
	マイクロバス	トヨタ	緊急輸送の確保用務	平成 27.3.12
	軽貨物車	ミニキャブ	被災者の保護用務	平成 27.3.12
	普通乗用車	マーチ	被災者の保護用務	平成 27.3.12
	軽乗用車	ミライース	保健衛生用務	平成 27.3.12
福祉課	軽乗用車	ムーブ	被災者の保護用務	平成 29.2.9
	軽乗用車	キャスト	被災者の保護用務	平成30.1.15
町民環境課	軽貨物車	ミニキャブ	被災者の保護用務	平成 29.2.9
	軽貨物車	キャリー	応急復旧用務	平成 30.1.15
子ども課	軽乗用車	トッポBJ	被災者の保護用務	平成 27.3.12
産業観光課 (農林振興係)	小型貨物車	プロボックスバン	応急復旧用務	平成 27.3.12

所 属	自動車の種別	車 名	用 務 別	交付年月日
産業観光課 (観光振興係)	軽貨物車	ハイゼットトラック	応急復旧用務	平成 30.1.15
道路住宅課 (地域整備係)	特殊自動車	ランドクルーザー	応急復旧用務	平成 18.8. 2
	特殊自動車	フォレスター	応急復旧用務	平成29.2.9
	普通貨物自動車	キャンター	応急復旧用務	平成18.8. 2
	グレーダー	コマツ	応急復旧用務	平成 8.5.22
	ローダー	コマツ	応急復旧用務	平成 30.1.15
	ローダー	ミツビシ	応急復旧用務	平成 8.5.22
	グレーダー	コマツ	応急復旧用務	平成 18.8. 2
	グレーダー	ミツビシ	応急復旧用務	平成 30.1.15
道路住宅課 (まちづくり推進室)	軽貨物車	ハイゼットカーゴ	応急復旧用務	平成 30.1.15
	軽乗用車	EKワゴン	応急復旧用務	令和 3.9.1
上下水道課	普通乗用車	プリウス	応急復旧用務	平成 27.3.12
	軽乗用車	アトレーワゴン	応急復旧用務	平成 27.3.12
	小型貨物車	サクシード	応急復旧用務	平成 27.3.12
	普通乗用車	レガシィ	応急復旧用務	平成27.3.12
	軽貨物車	ハイゼットカーゴ	応急復旧用務	平成 29.2.9
学校教育課	軽貨物車	ハイゼット	応急教育用務	令和 3.9.1
文化スポーツ課	小型貨物車	ハイエース	応急復旧用務	平成 27.3.12
	軽貨物車	クリッパーバン	応急復旧用務	平成 27.3.12
社会福祉協議会	小型貨物車	ハイエース	被災者の保護用務	平成 27.3.12

＊ 大規模災害時緊急通行車両として使用する場合は、紫波警察署又は検問中の警察職員に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」と「標章」の交付を受けること。

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。以下「食材等」という。）の支援協力の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続き等に定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（要請の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な範囲内で、対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 第1号又は第2号に規定する配送において、乙が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と甲が認めたもの

（支援要請の手続）

第4条 前条に定める甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

(報告)

第5条 乙は、要請を受けて実施した支援内容について、災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する実績報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

(連絡責任)

第6条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票（様式第3号）により報告するものとし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する協力内容の実施に要した費用（以下「費用」という。）の負担については、災害発生直前における価格を基準として、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

(請求及び支払)

第8条 甲及び乙の協議の結果、甲が負担すべき費用については、乙は、費用を集計し、甲に対し一括請求するものとし、甲は、災害発生時の混乱が沈静化した後、速やかに乙に対して当該費用を支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、可能な範囲で情報の交換を行うものとする。

(免除)

第10条 乙が被災した場合は、甲及び乙は、協議のうえ第3条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町
矢巾町長 川 村 光 朗

乙 宮城県北上市流通センター17番3
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店
主管支店長 富 田 芳 正

資料編 3 - 6 - 3

矢 巾 町 役 場 公 用 車

(令和 5 年12月 1 日現在)

所 属	用 途	車 種	登 録 番 号	登 録	拡声器	無 線
総務課 (管財係)	普通乗用車【事前】	トヨタエスティマHV	盛岡 300 さ 853	H21		
	普通乗用車【事前】	トヨタプリウス α	盛岡 300 さ 11	H26		防災用
	普通乗用車【事前】	トヨタハイエースワゴン	盛岡 300 さ 876	H12		防災用
	普通乗用車【事前】	トヨタプリウス	盛岡 300 せ 1315	H29		防災用
	普通乗合車 (マイクロバス)【事前】	トヨタコースター	岩手200さ1730	H23		
	普通乗用車【事前】	トヨタサクシード	盛岡 400 さ 7150	H31		防災用
	軽貨物車【事前】	ダイハツハイゼット	岩手 480 く 6126	H22		
	普通乗合車【事前】	トヨタリエッセ II	盛岡 200 さ 171	R3		
	普通乗合車【事前】	トヨタリエッセ II	盛岡 200 さ 172	R3		
総務課 (防災安全室)	特殊自動車 (消防)【緊急】	日産セレナ	岩手 800 ほ 888	H25	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(1部配車)	岩手 800 す 6836	H24	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(2部配車)	岩手 830 せ 102	H26	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(3部配車)	盛岡 810 せ 103	H31	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	日野レンジャー (4部配車・水槽付)	岩手 800 さ 666	H10	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(5部配車)	岩手 800 す 7600	H24	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(6部配車)	岩手 800 す 5989	H23	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(7部配車)	岩手 830 せ 27	H26	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(8部配車)	盛岡 810 さ 208	H27	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(9部配車)	岩手 830 た 39	H25	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(10部配車)	盛岡 810 さ 310	R3	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(11部配車)	盛岡 810 さ 311	R2	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(12部配車)	岩手 810 さ 312	H29	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	トヨタランドクルーザー (13部配車)	岩手 88 す 9467	H9	○	消防用
	特殊自動車 (消防)【緊急】	いすゞエルフ(予備車)	岩手 800 す 4955	H22	○	消防用

資 料 編

所 属	用途	車 種	登録番号	登録	拡声器	無 線
総務課 (防災安全室)	特殊自動車 (消防)【緊急】	トヨタハイエース (防災学習車)	盛岡 810 さ 8880	H28	○	消防用
	普通乗用車【事前】	トヨタアリオン	岩手 501 む 593	H24	○	交通指 導車両
	普通乗用車【事前】	トヨタアリオン	岩手 501 た 6989	H18	○	交通指 導車両
企画財政課 (情報係)	軽乗用車【事前】	三菱パジェロミニ	岩手 580 あ 647	H20		
税務課 (収納係)	普通乗用車【事前】	トヨタプリウス	岩手 300 そ 8640	R1		
税務課 (資産係)	軽貨物車【事前】	三菱ミニカ	岩手 480 あ 8780	H17		
健康長寿課	軽乗用車【事前】	ダイハツミライース	岩手 580 の 5040	H24		
	軽乗用車【事前】	ダイハツミライース	岩手 580 の 5041	H24		
	普通乗合車 (マイクロバス)【事前】	トヨタコースター	岩手 200 さ 1730	H23		
	軽貨物車【事前】	三菱ミニキャブ	岩手 41 え 8699	H13		
	普通乗用車【事前】	日産マーチ	岩手 501 せ 2227	H17		
	軽貨物車【事前】	ダイハツミライース	岩手 580 は 2974	H17		
福祉課	軽乗用車【事前】	ダイハツムーブ	岩手 580 ふ 7952	H17		
	軽乗用車【事前】	ダイハツキャスト	盛岡 580 い 3296	H27		
町民環境課 (環境係)	軽貨物車【事前】	三菱ミニキャブ	盛岡 480 あ 1966	H17		
	軽貨物車【事前】	スズキキャリー	盛岡 480 あ 7437	H25		
子ども課 (子どもあんしん係)	軽乗用車【事前】	三菱トッポBJ	岩手 580-5883	H17		
産業観光課 (農林振興係)	小型貨物車【事前】	トヨタプロボックスバン	岩手 400 ち 3726	H21		
産業観光課 (観光振興係)	小型貨物車【事前】	ダイハツハイゼットトラック	盛岡480あ7558	H29		
道路住宅課 (地域整備係)	特殊自動車【事前】	トヨタランドクルーザー	岩手 88 す 8524	H9	○	防災用
	特殊自動車【事前】	スバルフォレスター	盛岡 800 さ 497	H28	○	防災用
	普通貨物車【事前】	三菱キャンター	岩手 100 さ 7393	H14	○	防災用
	特殊自動車(除雪)【事前】	小松グレーダー	岩手 00 る 2141	H2		防災用
	特殊自動車(除雪)【事前】	小松ローダー	岩る 00-900			
	特殊自動車(除雪)【事前】	三菱ローダー	岩手 99 る 4804	S61		防災用
	特殊自動車(除雪)【事前】	小松グレーダー	岩る 00-1246	S58		
	特殊自動車(除雪)【事前】	三菱グレーダー	岩手 00 る 2510	S57		防災用
	特殊自動車(除雪)	ニッセキロータリー車	矢巾町え-341	H30		
	特殊自動車(融雪)	日野レンジャー	岩手 800 は 102	H29		
道路住宅課 (まちづくり推進 室)	軽貨物車【事前】	ダイハツハイゼットカーゴ	盛岡 480 あ 7281	H29		
	軽貨物車【事前】	EKワゴン	盛岡 580 き 3950	H31		
上下水道課 (上水道係)	普通乗用車【緊急】	日産エクストレイル	岩手800す9438	H25	○	防災用
	軽乗用車【事前】	ダイハツアトレーワゴン	岩手580に9398	H23		
	小型貨物車【事前】	トヨタサクシードバン	岩手400て4168	H26	○	防災用
	特殊自動車(給水車)【緊急】	トヨタトヨエース	岩手800さ4018	H12		防災用
	軽貨物車【事前】	ダイハツハイゼットカーゴ	盛岡480あ5129	H28		
上下水道課 (下水道係)	普通乗車【事前】	スバルレガシィ	岩手500そ1325	H11		
	普通乗用車【事前】	トヨタプリウス	岩手 301 せ 3470	H26	○	
学校教育課 (総務係)	軽貨物車【事前】	ダイハツハイゼット	盛岡480う597	R3		
文化スポーツ課 (生涯学習係)	軽貨物車【事前】	日産クリッパーバン	岩手480い6994	H18		

資 料 編

所 属	用途	車 種	登録番号	登録	拡声器	無 線
文化スポーツ課 (文化財係)	軽貨物車 【事前】	スズキキャリー	盛岡 480 あ 3319	H20		
文化スポーツ課 (生涯学習係)	小型貨物車 【事前】	トヨタハイエースバン	岩手 400 て 3768	H26		
社会福祉協議 会(貸出)	小型貨物車 【事前】	宝くじ号 (トヨタハイエースバン)	岩手 46 ち 4567			

※ [緊急]～「緊急自動車」登録車両

※ [事前]～「緊急通行車両事前届出済」車両

資料編 3－6－4

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、矢巾町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第 2 条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第 3 条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第 2 条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式 1 号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第 2 項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、矢巾町内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式 3 号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 3 月 2 9 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町

町長 高橋 昌造

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目 24 番 8 号

岩手三菱自動車販売株式会社

代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号

三菱自動車工業株式会社

取締役 代表執行役社長 加藤 隆雄

資料編 3－6－5

災害時における応急対策支援に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社岩手支店（以下「乙」という。）及びトヨタL&F岩手株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢巾町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲乙丙が相互に連携し、円滑な災害時応急対策を実施することを目的として、電動車両およびフォークリフト等の貸与について必要な事項を定める。

（電動車両およびフォークリフト等の種類）

第2条 乙及び丙が甲に対して貸与する電動車両およびフォークリフト等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) ハイブリッド車（プラグインハイブリッド含む。）
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 前三号に掲げるもののほか、電動車両等からの外部給電に必要な機器
- (5) フォークリフト等丙が所有する災害対応に関する機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙及び丙が保有する電動車両およびフォークリフト等（第2条に規定する「電動車両およびフォークリフト等」をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙及び丙に対し電話等により種類、規格及び数量等を連絡し、乙及び丙は、貸与可能な電動車両およびフォークリフト等を確認、調整の上、甲に結果を連絡する。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙及び丙に対し、電動車両およびフォークリフト等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合及び要請書を提出できない場合にあっては、要請書の内容を口頭又は電話等で伝達し、後日要請書を提出するものとする。

- 3 乙及び丙は、前項の規定による要請があったときは、緊急性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、電動車両およびフォークリフト等を甲に貸与するよう努めるものとする。

(電動車両およびフォークリフト等の引渡し等)

第4条 乙及び丙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電動車両およびフォークリフト等を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両およびフォークリフト等の種類・数量について確認の上で、引渡しを行うものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の規定により、電動車両およびフォークリフト等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定により、電動車両およびフォークリフト等の引受を行った場合は、乙又は丙に対して受取書(様式第3号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両およびフォークリフト等の貸与期間は、電動車両およびフォークリフト等の引渡し日から起算して1週間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両およびフォークリフト等の返却)

第6条 乙及び丙が甲に貸与した電動車両およびフォークリフト等の返却時期及び返却場所については、甲乙及び丙協議の上、決定する。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両およびフォークリフト等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用等)については、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両およびフォークリフト等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙及び丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙及び丙は、電動車両およびフォークリフト等の貸与に当たり乙及び丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙及び丙にその旨を連絡し、乙及び丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙及び丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた電動車両およびフォークリフト等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、矢巾町内で使用する。
- (3) 第2条第5号に規定するフォークリフト等丙が所有する災害対応に関する機器については、甲が災害応急対策に必要と認める場合、甲以外の災害応急対策に従事するものが使用することができるものとする。
- (4) 故障又は何らかの原因により電動車両およびフォークリフト等を使用できなくなったときは、第12条第3項の規定により、乙及び丙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第11条 甲乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第4号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両およびフォークリフト等の情報提供)

第12条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両およびフォークリフト等の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両およびフォークリフト等の使用状況に関する情報を乙及び丙に報告する。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両およびフォークリフト等に不調が生じた場合には、速

やかに乙及び丙に連絡し、甲乙及び丙で対応を協議するものとする。

(訓練)

第 13 条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じ
て、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙及び丙
協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、
この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面に
よる異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効
期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙及び丙記名押印の上、各 1
通を保有する。

令和 4 年 6 月 1 5 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県盛岡市中央通二丁目 11 番 17 号
損害保険ジャパン株式会社 岩手支店
岩手支店長 井 上 健

丙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目 10 番 10 号
トヨタ L & F 岩手株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 仁

資料編 3－8－1

消 防 相 互 応 援 協 定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町、（以下「協定市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

(1) 近隣区域に火焰を認めたとき 2 隊

(2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3 隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、又は同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、又は要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 応援隊の数並びに必要な人員及び機械器具

(4) 応援隊受領（誘導員配置）場所

(5) その他必要な事項

第3条 応援の要請した協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村（以下「受援市町村」という。）の長及び消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行うものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村（以下「応援市町村」という。）が負担するものとする。

(1) 応援隊員の手当に係る費用

(2) 機械器具に破損または故障が生じた場合の修理費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。

(3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

(1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む）の災害補償に要する費用

(2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援市町村と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路および帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側がその賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

(1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾村及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定

(2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防応援協定

上記協定の締結を証するため、本書8通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年3月30日

盛 岡 市 長
八 幡 平 市 長
雫 石 町 長
葛 巻 町 長
岩 手 町 長
滝 沢 村 長
紫 波 町 長
矢 巾 町 長

別 表

市町村名	指 定 場 所	局 名	番 号
盛 岡 市	消 防 本 部	盛 岡	019－622－0119
八 幡 平 市	市 役 所	八 幡 平	0195－76－2111
雫 石 町	役 場	雫 石	019－692－2111
葛 巻 町	分 署	葛 巻	0195－66－2709
岩 手 町	役 場	岩 手	0195－62－2111
滝 沢 村	役 場	滝 沢	019－684－2111
紫 波 町	役 場	紫 波	019－672－2111
矢 巾 町	役 場	矢 巾	019－697－2111

資料編 3－8－2

ヘリポート及び補給基地

施 設 名	場 所	大 き さ		町庁舎か らの距離 (km)	避難場所 の指定	大型ヘリ の離発着
		縦 (m)	横 (m)			
岩手県消防学校	医大通 2 丁目 2－1	200	100	3.5	有	可
矢巾町総合グラウンド	煙山第 6 地割 1 5 2	160	120	7.0	無	可

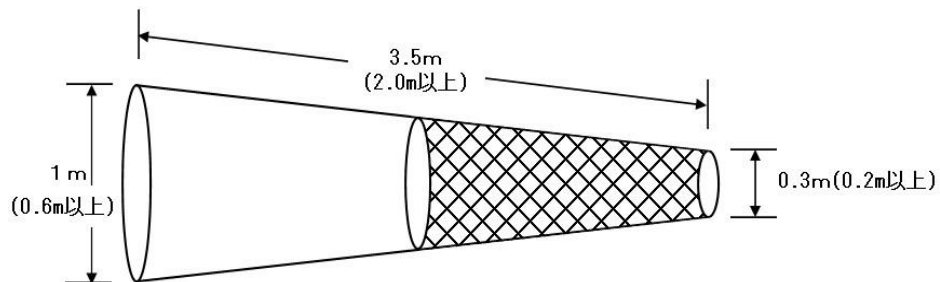
資料編 3－8－3

ヘリポートの設置基準

(1) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し又は旗をたてること。

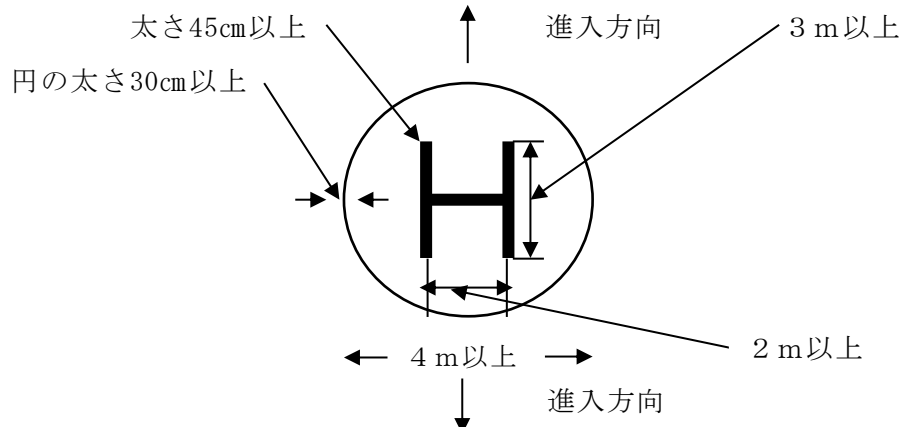
吹流しの基準



(2) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(3) 危険予防の措置

- ア 離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。
- イ 表土が砂塵の発生するところでは、散水等、積雪時においては、除雪又は転圧の措置を講ずること。
- ウ ヘリコプターの風圧により、巻き上げられる物は、あらかじめ、撤去すること。

相互応援協力計画
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名・数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村から応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘竹 勝郎

水沢市

水沢市長 後藤 晨

花 卷 市

花 卷 市 長 渡 邊 勉

北 上 市

北 上 市 長 高 橋 盛 吉

久 慈 市

久 慈 市 長 久 慈 義 昭

遠 野 市

遠 野 市 長 菊 池 正

一 関 市

一 関 市 長 佐々木 一 朗

陸前高田市

陸前高田市市長 菅 野 俊 吾

釜 石 市

釜 石 市 長 野 田 武 義

江 刺 市

江 刺 市 長 及 川 勉

二 戸 市

二 戸 市 長 小 原 豊 明

雫 石 町

雫 石 町 長 川 口 善 彌

葛 卷 町

葛 卷 町 長 遠 藤 治 夫

岩 手 町

岩 手 町 長 田 中 幸 平

西 根 町

西 根 町 長 工 藤 勝 治

滝 沢 村

滝 沢 村 長 柳 村 純 一

松 尾 村

松 尾 村 長 佐々木 正四郎

玉 山 村

玉 山 村 長 工 藤 久 徳

紫 波 町

紫 波 町 長 鷹 木 壯 光

矢 巾 町		
矢 巾 町 長	高 橋 隆 三	
大 迫 町		
大 迫 町 長	畠 敏	
石鳥谷町		
石 鳥 谷 町 長	大 竹 義 文	
東 和 町		
東 和 町 長	小 原 秀 夫	
湯 田 町		
湯 田 町 長	菅 原 信 夫	
沢 内 村		
沢 内 村 長	内 記 正 志	
金ヶ崎町		
金 ヶ 崎 町 長	高 橋 紀 雄	
前 沢 町		
前 沢 町 長	鈴 木 一 司	
胆 沢 町		
胆 沢 町 長	千 田 明	
衣 川 村		
衣 川 村 長	佐々木 秀 康	
花 泉 町		
花 泉 町 長	小野寺 亮 助	
平 泉 町		
平 泉 町 長	穂 積 昭 慈	
大 東 町		
大 東 町 長	小 原 伸 元	
藤 沢 町		
藤 沢 町 長	佐 藤 守	
千 厩 町		
千 厩 町 長	藤 野 光 男	
東 山 町		
東 山 町 長	松 川 誠	
室 根 村		
室 根 村 長	名 取 涉	

川 崎 村

川 崎 村 長 千 葉 莊

住 田 町

住 田 町 長 菅 野 剛

三 陸 町

三 陸 町 長 佐々木 菊 夫

大 槌 町

大 槌 町 長 黒 澤 友 吉

宮 守 村

宮 守 村 長 照 井 春 雄

田 老 町

田 老 町 長 竹 花 達 雄

山 田 町

山 田 町 長 黒 澤 孝

岩 泉 町

岩 泉 町 長 八重樫 協 二

田野畑村

田 野 畑 村 長 早 野 仙 平

普 代 村

普 代 村 長 岩 澤 義 雄

新 里 村

新 里 村 長 山 口 通 男

川 井 村

川 井 村 長 原 眞

軽 米 町

軽 米 町 長 平 澄 芳

種 市 町

種 市 町 長 関 根 重 男

野 田 村

野 田 村 長 中 川 正 勝

山 形 村

山 形 村 長 小笠原 寛

大 野 村

大 野 村 長 柏 木 幸 夫

九 戸 村

九 戸 村 長 伊保内 昭 一

浄法寺町

浄 法 寺 町 長 砂子田 一 男

安 代 町

安 代 町 長 北 舘 義 一

一 戸 町

一 戸 町 長 稲 葉 暉

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用

(2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

（訓練の実施）

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村	応援調整市町村	
		正	副
二 戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市、普代村、野田村、	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市、北上市、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市、釜石市、大槌町、	遠野市	江刺市
両 磐	一関市、花泉町、平泉町、	水沢市	陸 前 高田市
気 仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	水沢市

別表第 2 (第 7 条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有線電話	
二戸	二戸市	庶務課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	晋代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
			×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
宮古	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562

備考 1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有線電話	
岩 手 中 部	花巻市	消防防災課	×－495－ 1	0198－24－2119	24－0259
	北上市	消防防災課	×－20－502－ 1	0197－64－1122	63－7023
	湯田町	福祉課	×－506－ 1	0197－82－2111	82－3111
	沢内村	総務課	×－507－ 1	0197－85－2111	85－2119
胆 江	水沢市	生活環境課	×－521－ 1	0197－24－2111	24－1991
	金ヶ崎町	生活環境課	×－522－ 1	0197－42－2111	42－4474
釜 石	釜石市	総務課	×－451－ 1	0193－22－2127	22－2686
	遠野市	消防防災課	×－563－ 1	0198－62－4311	62－2271
	大槌町	総務課	×－20－452－ 1	0193－42－2111	42－3855
両 磐	一関市	企画調整課	×－531－ 1	0191－21－2111	21－2164
	花泉町	総務課	×－532－ 1	0191－82－2211	82－2210
	平泉町	総務課	×－533－ 1	0191－46－2111	46－3080
気 仙	大船渡市	総務課	×－551－ 1	0192－27－3111	26－4477
	陸前高田市	総務課	×－552－ 1	0192－54－2111	54－3888
	住田町	総務課	×－20－553－ 2	0192－46－2111	46－3515
	三陸町	総務課	×－554－ 1	0192－44－2111	44－2110

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援調整市町村長） 殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一般破損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公 共 施 設 等 被 害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

職 種	活動内容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

3 応援の期間

年	月	日	～	年	月	日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路（ヘリポート等）	
水 路（港湾等）	

矢巾町と普代村の友好交流に関する協定書

矢巾町と普代村は、平成12年に交流を開始して以来、固い絆で結ばれています。その間、両町村はそれぞれの風土や地域性を互いに尊重しあいながら、さまざまな交流を続けてまいりました。

両町村が、将来にわたり相互の理解と友情を深めるとともに、地域の活性化に努め、互いの一層の繁栄と幸福に寄与し、末永く友好交流が保たれていくために、次の事項について協定を結びます。

- 1 両町村は、町民と村民が相互に活発な交流を進め、持続的な友好交流が行われるよう努める。
- 2 両町村は、教育、文化、スポーツ、産業、観光等さまざまな分野において相互協力をを行い、恒久的な地域の活性化に努める。
- 3 両町村は、互いの理解により、互いの繁栄と幸福がもたらされるよう努める。
- 4 両町村は、災害など有事の時は相互に助け合い、協力し合うよう努める

平成24年 2 月20日

矢巾町長 川 村 光 朗

普代村長 桵 屋 伸 夫

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

矢巾町（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症等の対策を目的として、妊産婦、乳幼児、高齢者その他避難所における集団生活による感染の危険を回避することが難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン矢巾 一岩手医大病院一
所 在 岩手県紫波郡矢巾町医大通2丁目1番7号

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

- （1）妊産婦
- （2）乳幼児
- （3）満75歳以上の高齢者
- （4）基礎疾患を持つ者、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルス感染症等の感染症にり患した場合に重症化が懸念される者
- （5）その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
- （6）前各号に規定する者の付添人

（客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

- 2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。
- 3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。
- 4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

(客室の確保)

- 第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。
- 2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。
 - 3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。
 - 4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

(キャンセル料)

- 第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

(客室の利用期間)

- 第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。
- 2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(利用料金の支払い)

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月15日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うこと

ができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

(3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊代金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(客室使用者に対する甲の援助措置)

第15条 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

2 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲

の職員が行うものとする。

3 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する必要があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 2 年 10 月 1 日

(甲) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町代表者 矢巾町長 高橋 昌造

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号

ルートインジャパン株式会社

代表取締役 永山 泰樹

矢巾町内医療機関一覧表

(令和4年4月1日現在)

【病 院】

施設名	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団 帰厚堂 南昌病院	矢巾町大字 広宮沢1-2-181	019-697-5211	神経内科・内科・外科・循環器内科・リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科
社会福祉法人 新生会 みちのく療育園 メディカルセンター	矢巾町大字 煙山24-1	019-611-0600	小児科・内科・リハビリテーション科・精神科・歯科・耳鼻咽喉科等
岩手医科大学附属病院	矢巾町医大通2-1-1	019-613-7111	消化管内科・肝臓内科・腎・高血圧内科・呼吸器・アレルギー・膠原病内科・脳神経内科・老年科・糖尿病・代謝・内分泌内科・血液腫瘍内科・臨床腫瘍科・外科・脳神経外科・呼吸器外科・整形外科・形成外科・産婦人科・臨床遺伝科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・放射線診断科・放射線治療科・精神神経科・麻酔科・救急科・緩和ケア科・臨床検査科・病理診断科・睡眠医療科・総合診療科・頭頸部外科・循環器内科・心臓血管外科・口腔総合診療科・高度先進保存科・高度先進補綴科・口腔インプラント科・口腔外科・矯正外科・小児歯科・歯科放射線科・歯科麻酔科・障がい者歯科

【一般診療所】

施設名	所在地	電話番号	診療科目
E 肌クリニック 不来方	矢巾町大字 南矢幅8-244	019-698-1152	皮膚科・アレルギー科・美容皮膚科
おぼない内科クリニック	矢巾町大字 南矢幅8-235	019-698-1190	内科・循環器内科
医療法人社団 帰厚堂 こずかた診療所	矢巾町大字 又兵衛新田5-335 (ケアセンター 南昌1階)	019-698-3033	内科・神経内科
あいのの皮膚科クリニック	矢巾町大字 間野々9-202	019-697-2150	皮膚科・小児皮膚科・アレルギー科
医療法人社団 恵仁会 三愛病院 附属 矢巾クリニック	矢巾町大字 高田11-25-2	019-697-1131	泌尿器科(腎臓・透析・性感染症)・内科

資 料 編

医療法人英せき内科胃腸クリニック	矢巾町大字西徳田5-1-4	019-698-4441	内科・胃腸科
社団医療法人緑風会高宮消化器科内科医院	矢巾町大字西徳田2-106-3	019-697-7030	消化器科・内科
医療法人泰三会徳永整形外科	矢巾町大字南矢幅9-320	019-697-1101	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・外科
医療法人知恵会成田内科胃腸科医院	矢巾町大字又兵ヱ新田8-101	019-698-1212	内科・胃腸科・糖尿病科・肝臓内科・胃・大腸がん精密検査
堀江医院	矢巾町大字西徳田6-143	019-681-8868	外科・内科・呼吸器科・整形外科・小児科・麻酔科・心臓血管外科
いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	矢巾町大字南矢幅7-455	019-611-0133	耳鼻咽喉科
南矢巾ハートクリニック	矢巾町大字南矢幅6-143-31	019-698-1010	内科・循環器内科・呼吸器内科
医療法人正和会やはば眼科	矢巾町大字南矢幅9-196	019-698-3003	眼科
やはば産婦人科	矢巾町医大通2-4-6	019-698-1122	産科・婦人科
けんたろうこどもクリニック	矢巾町大字西徳田5-2-4	019-656-1012	小児科
岩手県立療育センター	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777	小児科・整形外科・児童精神科・眼科・耳鼻咽喉科・神経内科・泌尿器科・歯科

【歯科診療所】

施設名	所在地	電話番号	診療科目
煙山歯科医院	矢巾町大字上矢次7-126	019-697-7900	歯科
矢巾歯科診療所	矢巾町大字又兵ヱ新田7-189	019-697-7220	歯科・小児歯科
医療法人潤心会神の前歯科医院	矢巾町大字南矢幅13-29-1	019-697-6995	歯科・小児歯科・矯正歯科
医療法人慧和会流通センター歯科診療所	矢巾町流通センター南一丁目2-15	019-638-5165	歯科
平野歯科クリニック	矢巾町流通センター南三丁目1-7	019-637-3788	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
佐藤歯科医院	矢巾町大字高田11-1-3	019-697-7250	歯科

資 料 編

染井デンタル クリニック	矢巾町大字南矢幅8- 250	019-698-1111	歯科・小児歯科
むらた歯科	矢巾町大字又兵エ新 田8-169 T T M不來 方西号室	019-611-0602	歯科・矯正歯科・小児歯科
鈴木歯科医院	矢巾町大字又兵エ新 田8-143	019-698-2525	歯科・小児歯科
神の前キッズ デンタルパー ク	矢巾町大字南矢幅13- 30-6	019-601-5058	小児歯科
エストエスト デンタルケア	矢巾町大字南矢幅8- 100-10	019-681-2299	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯 科口腔外科
むらやま 歯科 医院	矢巾町医大通2-4-74	019-601-9242	歯科・小児歯科
星と虹 歯科ク リニック	矢巾町大字南矢幅14- 23-16 ディアス花やはば 2 階	019-698-1360	歯科

【介護老人保健施設】

施設名	所在地	電話番号
医療法人社団帰厚堂介護老人保健施設 敬愛荘	矢巾町大字広宮沢1-2-181	019-697-3288
医療法人社団帰厚堂介護老人保健施設 博愛荘	矢巾町大字又兵エ新田5-335 (ケアセンター南昌3階・4階)	019-698-2015
社会福祉法人爽生会介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	矢巾町大字土橋11-35-1	019-697-0066

資料編 3-16-1

支給物資の種類、支給基準数量等

(供給食料の種類)

区分	供給食料
主 食 用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副 食 物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調 味 料	味噌、醤油、塩、砂糖等

(1人当たりの供給数量)

区分	供給基準数量
米 穀	被災者1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり精米換算300グラム以内

区分	支給物資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身 回 品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という）と株式会社モリレイ（以下「乙」という）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙は甲が指定する施設に対する緊急対策用食材等の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、矢巾町内における保育施設、学校施設、医療施設、福祉施設、介護施設に入所又は入院等を行う住民の生命の維持のため、甲が乙に対して緊急対策用食材等供給に係る協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、前条に掲げる矢巾町内の施設において、食材等の供給を必要と認めたときは、乙に対してその調達及び確保並びに供給の協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 供給先施設名及び施設担当者
- (2) 食材等の商品名及び数量
- (3) 食材等の納品日又は乙への来社取引日及び時間

2 甲は、事前に食材等輸送に係る緊急車両の事前届出書を岩手県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が食材等の調達及び確保並びに供給に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び車両燃料代）は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が供給した食材等費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定する。乙は、納品実績の施設ごとに月単位の請求書を作成し、甲へ請求するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定により供給した食材等の実績は速やかに甲に対して、次の事項を文書により報告するものとする。

- (1) 供給先施設名及び荷受担当者
- (2) 食材等の商品名及び数量及び単価
- (3) 食材等の納品日又は乙への来社引取日

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する窓口は、甲においては総務課、乙においては商品部とするものとする。

(期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとし、以後これに準ずるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議し定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅13地割123番地
矢 巾 町
矢巾町長 川 村 光 朗

乙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目5番12号
株式会社 モリレイ
代表取締役社長 岡 村 弥

災害時における緊急対策用食材等の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社グリーンデリカ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が指定する施設に対する緊急対策用食材等（「弁当」、「おにぎり」及び「惣菜」をいう。以下「食材等」という。）の乙からの供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に支援を必要とする住民の生活の維持のため、甲が乙に対し食材等の供給に係る協力要請に必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、食材等の供給が必要と認めたときは、乙に対してその調達及び供給の協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に前条の協力を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書の提出により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 供給先施設名及び当該施設担当者名
- (2) 食材等の商品名及び数量
- (3) 食材等の納品日又は乙への来社引取日及び時間

（食材等の取扱い並びに危険負担）

第4条 食材等の取扱いに際しては、甲、乙ともに食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）その他関係諸法規を遵守し、製造及び供給先施設における食材等の配布及び喫食に適した衛生を保つものとする。

2 甲は、乙が甲に対し納入した食材等について、乙が指定する時間内に食材等を供給先施設等に配布するものとし、乙が食材等に表示した消費期限内に食されるよう指示を行うものとする。

3 甲は、乙が提供した食材等を配送並びに保管する場合、直射日光を避けた場所かつ乙が別途指定する温度以上とならないことを厳守するものとする。

- 4 前3項の定めに違反して生じた事故については、乙の責に帰すべき理由が明確な場合を除き乙はその責を負わないものとする。

(費用負担)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が供給した食材等の費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定する。
- 2 乙は、納品実績の施設ごとに月単位の請求書を作成し、甲へ請求するものとする。
- 3 乙が食材等の調達及び確保並びに供給に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び車両燃料代をいう。）は、甲が負担するものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、甲に対して第2条第2項の規定により供給した食材等の実績について、次の事項を記載した文書により速やかに報告するものとする。
- (1) 供給先施設名及び荷受担当者
- (2) 食材等の商品名及び数量及び単価
- (3) 食材等の納品日又は乙への来社引取日

(連絡担当部署)

- 第7条 この協定に関する担当部署は、甲においては総務課とし、乙においては商品開発営業部とするものとする。

(期間)

- 第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかからか協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとし、以後これに準ずるものとする。

(協議)

- 第9条 この協定の実施に関し、別に必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議し定めるものとする。

(補則)

- 第10条 この協定は、平成25年12月3日から適用するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月 3 日

- 甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 1 3 地割 1 2 3 番地
矢 巾 町
矢巾町長 川 村 光 朗
- 乙 宮城県黒川郡富谷町成田 9 丁目 3 番 4 号
株式会社グリーンデリカ
代表取締役社長 由 利 陽 助

別紙 (略)

災害時における飲料の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、矢巾町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生
の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、矢巾町（以下「甲」という。）
がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保に
ついて協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本
法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置
し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時においては、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に
掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊
急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料調達)

第4条 乙は、前条による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工
場など飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙
は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及び搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては矢巾町総務課、又は矢巾町企画財政課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社盛岡営業部とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成26年6月16日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年6月16日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月16日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町
矢巾町長 川 村 光 朗

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 広 和

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部（以下「乙」という）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）に、甲が乙に対して避難場所や仮設住宅等のライフラインであるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材（以下「資機材」という）調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

2 前項の甲の要請があったときは、乙は甲に対しプロパンガス、資機材等の調達に協力するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し、プロパンガス、資機材等の調達を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出ことができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) プロパンガス、資機材等の品名及び数量
- (2) プロパンガス、資機材等の供給日時及び場所
- (3) その他必要事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この規定に基づき乙がプロパンガス、資機材等の調達に要した費用及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は災害発生前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

(事故報告)

第8条 乙は、プロパンガス、資機材等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、プロパンガス、資機材等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用者が第三者（同伴者も含む）に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(状況報告)

第10条 甲は、この規定に基づく調達要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の数量等について、報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第11条 この規定に関する連絡責任者は、甲においては矢巾町総務課防災交通係、乙においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部長とする。

(被災した他市町村への応援)

第12条 甲が、被災した他の市町村に対するプロパンガス、資機材等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めがない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を有する。

平成18年10月1日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町代表者 矢巾町長 川 村 光 朗

乙 盛岡市東安庭三丁目3番6号

社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部

代表者 支部長 長 野 壽 美

災害時における応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに
応急対策要員確保の要請に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、矢巾町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、矢巾町（以下「甲」という。）が岩手県石油商業協同組合盛岡支部（以下「乙」という。）に応急対策用燃料及び応急対策用資機材（以下「燃料等」という。）の調達並びに応急対策要員（以下「要員」という。）の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達・確保要請)

第2条 甲は、燃料等の調達及び要員の確保の必要があると認めたときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の品名及び数量
- (2) 燃料等の搬入日時及び場所
- (3) 要員の必要人員数
- (4) 要員の動員日時及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、事前に燃料等を及び要員の輸送に係る緊急通行車輛の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車輛確認証明書を受理したうえで、これを乙に交付するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が燃料等の調達及び要員の確保に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と燃料供給業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

ただし、単価契約を結んでいない燃料等及び資機材については、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定により燃料等の供給及び要員の動員を実施した場合は、速やかに甲に対して、次の事項を文書により報告することとする。

- (1) 供給した品目とその数量
- (2) 供給した日時及び場所
- (3) 動員した要員の人数
- (4) 動員した日時及び場所
- (5) その他必要な事項

第6条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、燃料等及び要員の輸送中に、乙の責めに帰する理由により、緊急輸送車両の使用（同伴者も含む）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(状況報告)

第8条 甲は、この協定に基づく調達及び確保の要請が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、乙又は乙に加盟する会員等が保有する燃料油等の品名、数量及び要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、総務課、乙においては岩手県石油商業協同組合盛岡支部事務局とする。

(被災市町村の応援)

第10条 甲が、被災した市町村への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成20年2月25日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年2月25日

甲 矢 巾 町
矢巾町長 川 村 光 朗

乙 岩手県盛岡市清水町14番12号
岩手県石油商業協同組合盛岡支部
支部長代行 宮 田 謙

災害時における応急対策用燃料（エルピーガス）等の供給に関する協定

岩手県矢巾町（以下「甲」という。）と東邦岩手株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用燃料（エルピーガス）等の供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が矢巾町内に発生したとき（以下「災害時」という。）、甲が開設する避難所等の応急対策用燃料としてのエルピーガス及びエルピーガス用燃焼器具の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において、避難所等の応急対策用燃料としてのエルピーガス及びエルピーガス用燃焼器具の確保を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式1）をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給を必要とする品目名とその数量
- (2) 供給を必要とする場所
- (3) その他参考となる事項

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、可能な範囲において優先的に供給を実施するものとする。

（供給の報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、次に掲げる事項を書面（別記様式2）をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した場所
- (3) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 第2条の規定による供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲及び乙は連絡調整、指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれに報告しておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定満了の1か月前までに甲及び乙いずれからも何らの申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年3月11日

紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

甲 矢 巾 町

矢巾町長 高 橋 昌 造

紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割136番地

乙 東邦岩手株式会社

代表取締役社長 竹 内 久 司

大規模災害発生時における支援協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会（以下「乙」という。）及び盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙及び丙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他甲が特に必要と認めるとき。

2 乙及び丙は、甲からの協力要請があった場合は、乙及び丙の会員である組合（別表1及び別表2）の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙及び丙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供（ただし、通常提供されるサービスのすべての提供を求めないものとする。）
- (2) 食材の提供及び炊き出し
- (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅するものに対する次に掲げる支援
 - ア 水道水、トイレ等の提供
 - イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他甲乙丙が協議し必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 第2条第1項による協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前条第3号の乙及び丙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な

範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙丙協議の上別途定めるものとする。なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

（取消料）

第6条 乙及び丙は、協力要請後に取消しがあった場合でも、甲に対し損害賠償は請求しないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙及び丙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月26日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高橋昌造

乙 岩手県盛岡市志家町3丁目13番
岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長 澤田克司

丙 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目4番18号
盛岡地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長 坂本弘幸

地方創生の推進及び災害時における協力に関する連携協定書

株式会社薬王堂（以下「甲」という。）と矢巾町（以下「乙」という。）は、地方創生の推進及び災害時における協力に関する取組みについて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、地方創生の推進及び災害時における協力について、甲及び乙が第2条第1項各号に掲げる事項に連携して取り組むことにより、地域活性化及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次に掲げる事項について、連携・協力をする。

- （1）矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及びその実施に関すること
- （2）災害発生時の物資の調達及び供給に関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項について、情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に推進するため、随時協議を行うものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た秘密について、これを第1条に定める目的のためのみに使用するものとし、当該情報を提示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供、開示、又は漏洩しないものとする。なお、本協定にかかる守秘義務については、本協定が終了した場合においても存続するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。

ただし、本協定終了の1か月前までに甲及び乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第5条 本協定に定めのない条項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙相互に誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月4日

(甲) 紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1
株式会社薬王堂
代表取締役社長 西 郷 辰 弘

(乙) 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

災害時の物資の供給に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と、東北紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため次条に定める物資を甲の要請に応じて乙が供給することについて必要な事項を定め、もって矢巾町内における災害被災者の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給の要請をすることができる物資は、次のとおりとする。

- （1）段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- （2）段ボール製簡易ベッド
- （3）段ボール間仕切り
- （4）その他、乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は災害対策本部を設置した場合等において、必要があると認めた場合は、乙に対して前条に定める物資の供給を要請するものとする。

- 2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、災害物資供給要請書（以下「要請書」という。）を、乙に交付してこれを行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請書を交付するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。
- 4 乙は、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に申し出るとともに、要請のあった物資の供給見込みについて通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項の要請書により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の運搬終了後、支援物資納品報告書をもって、速やかに、甲にその旨を報告するものとする。

(代金及び費用負担)

第5条 前2条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、乙からの請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(連絡先)

第6条 この協定に関する甲乙の連絡先は次のとおりとする。

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町役場 総務課防災安全室
電話 019-611-2708

乙 岩手県岩手郡雫石町西安庭第10地割31番地1
東北紙器株式会社
電話 019-692-0333

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、協定の期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月16日

(甲) 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町
代表者 矢巾町長 高橋 昌造

(乙) 岩手郡雫石町西安庭10地割31番地1
東北紙器株式会社
代表取締役社長 鳥越 範夫

災害時における飲料の確保に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社ミチノク（以下「乙」という。）とは、矢巾町において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙へ飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項の規定は、原則として甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき矢巾町災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請の手続き）

第3条 災害時において甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合、文書によることが難しい場合、その他やむを得ないものと甲が認める場合は、電話その他の文書以外の方法により行うことができる。

（1）納入を希望する日時

（2）納入を希望する場所

（3）協力を要請する飲料の品名、規格、数量

（4）その他飲料の確保について必要な事項

（飲料の確保）

第4条 乙は、前条の規定による協力の要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、支店などの飲料の在庫を確認し、可能な限り確保し甲に協力するものとする。

（飲料の搬送）

第5条 飲料の搬送は、第3条の規定により甲が乙に協力を要請した内容に基づき、乙が配送を行う。この際に乙は、搬送先から別紙様式第2号により受領書を受け取るものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づき乙が甲に提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。又、飲料の価格については、市場価格を上まわらないこととし、その都度協議のうえ決定するものとする。

(物資の確保)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の確保を円滑に行われるように、必要と認めた場合は飲料の確保可能数量等について協議するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定業務に関する連絡窓口は甲においては矢巾町総務課とし、乙は株式会社ミチノク営業部とする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、令和3年7月21日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに甲乙ともに異議申し出ない場合は、有効期限満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了のときも同様とする。

(協議)

第10条 この協定について異議が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び実施に関して必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本通を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和3年7月21日

(甲) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高橋 昌造

(乙) 岩手県奥州市水沢工業団地三丁目84番地
株式会社ミチノク
代表取締役社長 上野 昭則

災害時における災害対応用自動販売機の使用に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社ミチノク（以下「乙」という。）は、矢巾町活動交流センターに設置した災害対応用自動販売機の災害時における使用に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合において、乙の設置した災害対応用自動販売機の飲料強制排出機能を使用し、飲料提供を行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害時とは、甲の災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合をいう。

2 災害対応用自動販売機とは、乙が設置し、災害停電時であっても飲料強制排出機能を有する自動販売機をいう。

3 飲料強制排出機能とは、鍵を用いて災害対応用自動販売機を稼働させ、庫内の飲料製品を取り出すことのできる機能をいう。

（飲料強制排出機能の使用）

第3条 甲は、災害時に甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合において、飲料強制排出機能を使用することができる。

2 甲は、乙に対して飲料強制排出機能の使用について事前に連絡し、承認を得なければならない。ただし、乙への連絡が不可能な場合、又は緊急を要する場合は、この限りでない。

3 飲料強制排出機能を用いて提供することのできる飲料製品は無償とする。ただし、飲料強制排出機能により取り出す際の自動販売機内在庫に限るものとする。

（災害対応用自動販売機及び鍵の管理）

第4条 乙は、災害時に飲料強制排出機能が使用できるよう日頃から災害対応用自動販売機及び飲料製品の維持管理に努めることとする。

2 甲は、災害時に飲料強制排出機能を使用して飲料製品の提供を受けることを目的に、災害対応用自動販売機を開錠するための鍵を乙から1つ借り受け、甲の責任において厳重に管理することとする。

3 本協定が解除、又は期間満了により終了した場合、甲は乙に対し、直ちに前項の鍵を返却する。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出が無い場合、同一条件をもってこの協定が1年間更新されるものとし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保持する。

令和3年12月6日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町

代表者 矢巾町長 高橋 昌造

乙 岩手県奥州市水沢工業団地三丁目84番地
株式会社ミチノク

営業部長 渡辺 英二

社団法人日本水道協会岩手支部水道施設の災害に伴う相互応援計画

(目的)

第1条 この要綱は、日本水道協会岩手支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が非常災害等の発生により水道に被害（以下「災害」という。）を受けた場合に給水能力の早期回復ができるようにするため、会員の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援体制)

第2条 会員に災害が発生した場合は、県支部長の要請に基づき、各会員は当該被災した会員（以下「被災会員」という。）の水道復旧に全面的に協力するものとする。

2 前項の相互応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に8地区に分け、各地域に幹事（以下「所属地区幹事」という。）を置く。

3 前項の規定に基づく組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

(連絡担当部課)

第3条 県支部長都市及び所属地区幹事都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 所属地区幹事都市が被災したときは、近隣の所属地区幹事都市が被災所属幹事都市の被害状況等必要な情報収集に努め、県支部長に連絡するものとする。

3 被災会員の地区に属する会員（所属地区幹事都市を除く）及び被災会員に隣接する会員は、当該被災会員の被害状況等必要な情報の把握に協力し、所属地区幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の連絡内容)

第4条 被災会員は、県支部長及び所属地区幹事に対し応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは電話、口頭及び防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害発生の場所及び状況

(2) 必要とする救援作業の内容等

(3) 必要とする職種別所要人員、機械器具、水道資材の種類及びその数

(4) 応援隊の集合場所及びその経路

(5) 被災会員の水道災害対策責任者及び連絡担当者の職、氏名、連絡場所、電話番号

(応援の方法)

第5条 県支部長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、その被害の状況、

地区等を考慮して所属地区幹事と協議し、応援を行う会員を定めるものとする。

2 前項の規定により応援隊を派遣するときは、直ちにその出発時刻、出動人員、機械器具の種類、数及び予定到着時刻等を被災会員の水道災害対策責任者、若しくは連絡担当者に連絡するものとする。

3 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部に対して応援の要請を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当所属地区幹事都市、応援要請を受けた会員の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、東北地方支部等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援支部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者等の斡旋
- (6) その他必要と認められる応援活動

(応援要員の派遣等)

第8条 第5条第1項の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、被災会員に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、所属会員名を表示した腕章を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(指針)

第11条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月16日から適用する。

矢 巾 町 水 道 施 設 災 害 別 対 応 計 画

災害名	発生場所	被害予想 区域	水道施設 等被害予 想	対応策	対応人員 等	給 水 基 地
水害	逆堰	東 徳 田 2 区、 間野々	冠水区域 給水停止	給水基地開設 給水区域制限	課 職 員対 応	避難所
	徳田橋以南 堤防決壊	西 徳 田 2 区、 東 徳 田 2 区 間野々、 土橋	冠水区域 給水停 止	給水基地開設 給水区域制限	他 課 応援 要請	避難所
	徳田橋以北 堤防決壊	高 田 3区 藤沢 西徳田2 区、 東徳田2 区 間野々、 土橋	取水井、 浄水場冠 水、冠水 区域給水 停止	給水基地開設 水道施設復旧 作業 水質検査 西部浄水場開 設 給水区域制限 操作	他 課 応援 要請 (株)富士電 業社 施 工 業 者 依 頼	避難所
	岩崎川	矢巾1～ 3 区 南矢幅2 区	冠水区域 給水停止	給水基地開設 給水区域制限	他 課 応援 要請	避難所
土砂崩れ	矢巾温泉	南昌 和味 湯沢団地	高区配水 管及び送 水管	給水基地開設 施設復旧作業 被害調査	他課応 援 要 請 施 工 業 者 依 頼	西部浄水場
停電	浄水場	全域	断水 水压低下 受水槽以 降の断水	自家発電稼働 施設復旧作業 情報収集 広報活動 手動稼働時 給水基地開設 医療福祉施設 移動給水	自動稼働 他課応援 要請 手動稼働 他 課 応援 要 請 (株)富士 電業社	西部浄水場 東部浄水場 徳田小学校 矢巾北中学校 矢巾町役場 矢巾ショッピ ングセンター 不動小学校 JA徳田出張所

災害名	発生場所	被害予想 区 域	水道施設 等被害予 想	対応策	対応人員 等	給水基地
停電凍結	浄水場	全域	施設凍結	指定業者の地区 指定 苦情受付 広報活動	指定業者 要請	
配水管 破損	破損箇所	配水管破 損下流域	配水管破 損 断水	情報収集 広報活動 復旧作業 給水活動 苦情受付	指定業者 要請 課職員対 応	必要に応じて 設置する。
地震	全域	全域	断水 施設倒壊	給水基地開設 広報活動 施設被害調査 施設復旧作業 漏水調査 給水区域の調整 資材調達 ボランティア対 応 給水装置点検 (社)日本水道協会 岩手県支部等へ の応援要請	(社)日本水 道協会岩 手県支部 等への応 援要請 課職員対 応 OB職員応 援要請	西部浄水場 東部浄水場 徳田小学校 矢巾北中学校 矢巾町役場 矢巾ショッピ ングセンター 不動小学校 JA徳田出張所

災害時の人工透析液用水道水提供に関する協定書

第1条（目的）

この協定は、岩手県紫波郡矢巾町地区が大災害に見舞われた時、矢巾町（以下「甲」という）が、医療法人師綾団恵仁会 三愛病院附属矢巾クリニック（以下「乙」という）に人工透析治療に不可欠な透析液作成用水道水を優先的に支援提供することを目的とする。

第2条（支援要請）

乙が人工透析治療に使用する透析液作成用水道水を必要とする場合、甲に対して文書により、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し後日、文書を提出することとする。

第3条（支援の種類）

甲は、前項の要請があったときには、次の各号について可能な限り、乙に協力するものとする。

- (1) 甲は乙に対して、人工透析液作成用水道水を、優先して支援供給するものとする。
- (2) 甲は乙に対して、水道管等復旧工事を、優先して行うものとする。
- (3) 甲は乙に対して、支援要請がある場合、給水車を優先して支援供給するものとする。

第8条 （協議）

この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙において協議決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成18年10月13日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町

代表者 矢巾町長 川 村 光 朗

乙 紫波郡矢巾町大字高田第11地割25番地 2
医療法人社団恵仁会 三愛病院附属矢巾クリニック

代表者 院 長 藤 島 幹 彦

災害等緊急時の相互応援給水に関する協定

盛岡市と矢巾町とは、岩手流通センター区域における災害等緊急時の相互応援給水に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岩手流通センター区域における盛岡市及び矢巾町の災害等による断水に備え、緊急時用連絡管施設（以下「連絡施設」という。）を整備し、相互に災害等における飲料水その他の水道水の応援給水を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡施設の整備)

第2条 盛岡市及び矢巾町は、応援給水の実施のために必要な連絡施設を整備するものとする。

2 盛岡市及び矢巾町は、配水管の末端に互いに設置する仕切弁以降に連絡施設を整備するものとする。

3 連絡施設の整備箇所については盛岡市と矢巾町とが協議して決定し、連絡方法、施工方法等を明記した実施計画を策定するものとする。

(連絡施設の費用負担)

第3条 連絡施設の工事費用及び維持管理費用については、盛岡市及び矢巾町それぞれ2分の1を負担するものとする。

2 盛岡市及び矢巾町は、それぞれの区域内の連絡施設について、盛岡市及び矢巾町それぞれの財産として帰属させるものとする。

(応援給水の開始)

第4条 盛岡市及び矢巾町は、被災した本協定の当事者（以下「被災事業体」という。）において災害発生等により緊急に水道水の確保が必要となる事態が発生し、被災事業体から要請があった場合は、当該被災事業体と協議の上、速やかに応援給水を開始するものとする。

(応援給水の水量)

第5条 応援給水を行う水道水の水量は、応援給水を行う本協定の当事者（以下「応援事業体」という。）の水道施設の供給能力の範囲内の水量とし、盛岡市と矢巾町とが協議して決定するものとする。

2 応援事業体は、前項の水道水の水量を把握するため連絡施設に計量設備を設置するも

のとし、双方が立ち会ってその水量を確認するものとする。

(応援給水の費用負担)

第6条 応援給水に要する費用の負担については、公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱（平成27年4月15日第140回役員会決定）第12条の例によるものとし、応援給水に要した水道水に係る費用についても被災事業体が負担するものとする。

2 応援給水に要した水道水に係る費用は、応援事業体における供給を開始した日の直近の給水原価に供給した水道水の水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して算定するものとする。ただし、盛岡市と矢巾町とが協議して、災害等の程度に応じて当該水道水に係る費用の額を軽減し、又は免除することができるものとする。

(供給期間)

第7条 盛岡市及び矢巾町は、被災事業体において災害等で損傷した水道施設が復旧するまでの間は、応援給水を行うものとし、被災事業体の申出により供給を中止するものとする。

(疑義等の処理)

第8条 この協定により難い事由が生じたとき及びこの協定について疑義が生じたときは、盛岡市と矢巾町とが協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、盛岡市及び矢巾町が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年 12月 11日

盛岡市

盛岡市上下水道事業管理者 古 山 裕 康



矢巾町

矢巾町上下水道事業

矢巾町長

高 橋 昌 造



災害時における優先的な給水に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と学校法人 岩手医科大学（以下「乙」という。）は、災害時の優先的な給水に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の給水区域において水道施設の損傷等を原因とする断水が発生し、乙の特定の施設に対し通常の方法による給水ができなくなった場合において、同施設に対し優先的に給水を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 乙は、前条に規定する断水が発生した場合において、甲に対し優先的な給水を要請することができる。この場合において、甲は可能な範囲で要請に応えるものとする。

（断水の予告・報告）

第3条 甲は、災害等が発生し第1条に規定する断水が予見された場合において、乙に対し速やかに予告を行うものとする。

2 乙は、断水が発生した場合において、甲に対し速やかに断水の報告を行うものとする。

（対象となる特定の施設）

第4条 優先的に給水を行う乙の特定の施設は、以下のとおりとする。

- （1） 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号
岩手医科大学附属病院
- （2） 岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目1番1号
災害時地域医療支援教育センター

（優先給水の要請）

第5条 乙は、優先的な給水の要請を、甲に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではないが、事後速やかに提出するものとする。

（優先給水の開始）

第6条 甲は、前条に規定する要請を受理したのち、乙に対し速やかにその可否及び開始時期を文書により通知し、給水を開始するものとする。

（優先給水の方法）

第7条 優先給水の方法は、給水車によるものとする。ただし、甲乙協議の上その他の方法を定めた場合にあってはこの限りではない。

（優先給水の水質）

第8条 優先給水の水質は、水道法第4条に定める水質基準に基づいたものとし、乙に供給されるまでは甲が、供給されたのちは乙が、それぞれの責任により管理するものとする。

（優先給水の期間）

第9条 優先給水の期間は、断水が解決し通常の方法による給水が可能となるまでの間とし、

優先的な給水の中止するにあたっては、甲は乙に対し文書をもって通知するものとする。

(優先給水の費用負担)

第10条 乙の水道メーターを経由しない給水の従量料金については、甲の給水記録に基づく給水量をその検針月のメーター使用水量に加えたものをその検針月の使用水量と認定し、算定するものとする。

2 前項に規定するもの以外の優先給水に係る費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定により難い事由が生じたとき及びこの協定について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2 年 1 月 8 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町上下水道事業

矢巾町長 高 橋 昌 造



乙 岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目1番1号

学校法人 岩手医科大学

理事長 小 川



災害等緊急時の相互応援給水に関する協定

岩手中部水道企業団と矢巾町とは、災害等緊急時の相互応援給水に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岩手中部水道企業団及び矢巾町における災害等による断水に備え、緊急時用連絡管施設（以下「連絡施設」という。）を整備し、相互に災害等における水道水の応援給水を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡施設の整備)

第2条 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、応援給水の実施のために必要な連絡施設を整備するものとする。

2 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、配水管の末端に設置する仕切弁以降に連絡施設を接続するものとする。

3 連絡施設の整備箇所については岩手中部水道企業団と矢巾町とが協議して決定し、連絡方法、施工方法を明記した実施計画を策定するものとする。

(連絡施設の費用負担)

第3条 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、その区域内に設置する連絡施設の設置費用をそれぞれ負担する。

2 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、その区域内に設置した連絡施設をそれぞれ管理し、維持管理に要する費用をそれぞれ負担する。

(応援給水の開始)

第4条 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、被災した本協定の相手方（以下「被災事業体」という。）において災害発生等により緊急に水道水の確保が必要となる事態が発生し、被災事業体から要請があった場合は、当該被災事業体と協議の上、速やかに応援給水を開始するものとする。

(応援給水の水量)

第5条 応援給水を行う水道水の水量は、応援給水を行う本協定の当事者（以下「応援事業体」という。）の水道施設の供給能力の範囲内の水量とし、岩手中部水道企業団と矢巾町とが協議して決定するものとする。

2 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、前項の水道水の水量を把握するため連絡施設に計量設備を設置するものとし、双方が立ち会ってその水量を確認するものとする。

(応援給水の費用負担)

第6条 応援給水に要する費用の負担については、公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱の例によるものとし、応援給水に要した水道水に係る費用についても被災事業体が負担するものとする。

2 応援給水に要した水道水に係る費用は、応援事業体における供給を開始した日の直近の給水原価に供給した水道水の水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して算定するものとする。ただし、岩手中部水道企業団と矢巾町とが協議して、災害等の程度に応じて当該水道水に係る費用の額を軽減し、又は免除することができるものとする。

(供給期間)

第7条 岩手中部水道企業団及び矢巾町は、被災事業体において災害等で損傷した水道施設が復旧するまでの間は、応援給水を行うものとし、被災事業体の申出により供給を中止するものとする。

(疑義等の処理)

第8条 この協定により難い事由が生じたとき及びこの協定について疑義が生じたときは、岩手中部水道企業団と矢巾町とが協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、岩手中部水道企業団及び矢巾町が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年2月12日

岩手中部水道企業団
企業長 北上市長

高橋敏彦



矢巾町
矢巾町上下水道事業
矢巾町長

高橋昌造



災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）、一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部（以下「乙」という。）及び盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「丙」という。）は、矢巾町内（以下「町内」という。）で発生した災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）における廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、迅速かつ適正に処理を行うため、甲が乙及び丙に協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に建物等の損壊により発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等をいう。ただし、解体によるものを除く。）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活系ごみ及び粗大ごみをいう。）等の廃棄物をいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、次に掲げる災害廃棄物の処理等（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、次条の手続きにより乙及び丙に協力を要請するものとする。ただし、第 1 号に掲げる規定については、丙へは要請しない。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集及び運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第 4 条 甲は、乙及び丙への協力要請に当たっては、原則として次に掲げる要請内容等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- （1）協力の要請内容
- （2）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第 5 条 乙は、前条の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙及び丙は災害廃棄物の処理等に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化に努めるものとする。

3 災害廃棄物の性質により、丙で処理が困難な災害廃棄物については、甲、乙及び丙で協議して処理するものとする。

（実施報告）

第 6 条 乙は、前条の規定により、甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を書面で甲に報告するものとする。

- （1）実施内容
- （2）その他必要な事項

（情報の提供）

第 7 条 甲は、第 3 条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙及び丙に町内の地域の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第 3 条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力が可能な乙の会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 乙が、第 3 条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その金額については甲と乙が協議して決定するものとする。

(補償)

第 9 条 第 3 条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令等によるものとする。

(協会の状況の報告等)

第 10 条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を、あらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第 11 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては矢巾町住民課、乙においては一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部事務局、丙においては盛岡・紫波地区環境施設組合事務局とする。

(協議)

第 12 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がない時は、当該有効期間の翌日から起算して 1 年間継続するものとし、以降また、同様とする。

この協定を証するため本書 3 通を作成し、記名押印の上、各自各 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 4 日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

矢巾町

矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 盛岡市乙部 5 地割 105 番地

一般社団法人岩手県産業廃棄物協会県央支部

支部長 藤 原 正 基

丙 紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造

災害時における協力に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合に、「岩手県地域防災計画」及び「岩手県広域火葬計画」に基づき、甲が乙に対して支援協力を要請すること、及び乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に葬祭用品・遺体搬送手段等を確保する必要があるときは、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（様式第1号）をもって行なうものとする。ただし、急を要する場合には、事前に電話等による要請を行なうことができるものとする。

- （1）要請担当者の職・氏名
- （2）要請理由
- （3）要請内容
- （4）履行の期日又は期間
- （5）履行の場所
- （6）その他必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示に従い、要請事項について速やかに協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) 履行の場所
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が甲の要請により実施した協力業務に係る経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を、請求額の算出根拠を明示した資料を添付した請求書により、甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合には、この部分に要した経費は、乙が当該要請を行なった遺族等に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合には、乙に対し速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体搬送に関する経費の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

- 2 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 3 本条第1項または第2項の経費以外の経費の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び災害の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域的な応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会東北ブロック長と

する。

(災害時の情報提供)

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に情報提供するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(会員名簿の提供)

第 14 条 乙は、協力業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を甲に提供するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定を解約しようとする場合には、解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより解約することができるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 30 年 2 月 14 日

甲 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県知事 遠増 拓也



乙 東京都港区西新橋 1 丁目 18 番 12 号 COMS 虎ノ門 6 階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 齋藤 資



様式第1号

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長

様

岩手県知事

印

災害時協力要請書

災害時における協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
履 行 の 場 所	
備 考	

様式第2号

年 月 日

岩手県知事

様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長

災害時要請業務報告書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり業務実施を報告します。

報告担当者	電話番号
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
履行の場所	
備 考	

矢巾町災害時支援ボランティアに関する協定

岩手県矢巾町（以下「甲」という。）と矢巾町職員退職者の会（以下「乙」という。）は、災害時における矢巾町支援ボランティアに関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲における災害時の業務を円滑に行うための支援を行う矢巾町災害時支援ボランティア（以下「災害ボランティア」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害ボランティアとは、矢巾町内において、地震等の大規模災害が発生又は発生が予想される場合（以下「大規模災害等」という。）に、乙の会員で、大規模災害等の発生時における支援に従事することを目的として登録した者をいう。

（対象者）

第3条 災害ボランティアの対象者は、原則として、矢巾町内に居住する乙の会員で健康な者とする。

（参集）

第4条 甲は、大規模災害等の場合に、乙に対し災害ボランティアの要請を行い、災害ボランティアは、乙の指示により参集するものとする。

（活動内容）

第5条 災害ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。また、活動に当たっては、安全管理に十分配慮するなど事故の未然防止に努めるものとする。

- (1) 矢巾町防災マップに記載された避難所の支援
- (2) 災害情報の収集及び伝達の支援
- (3) 矢巾町施設等の運営管理の支援
- (4) その他必要な支援

（登録）

第6条 甲は、乙の会員から災害ボランティアの登録を希望する旨の申し出を受けたときは、当該申し出をした者に対し、当該ボランティアの趣旨及び活動内容等を十分に説明するとともに、当該者の意思を確認したのち、矢巾町災害時支援ボランティア登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を提出させるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による登録申込書を受理したときは、矢巾町災害時支援ボランティア登録者名簿（様式第2号）に登録するとともに、災害ボランティアに対し、矢巾町災害時支援ボランティア登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。ただし、登録を辞退する旨、本人から申し出があった場合は、申し出があった日までとし、当該年度の3月31日までに登録の辞退の申し出がない場合は、翌年度に自動的に更新するものとする。
- 4 災害ボランティアは、登録申込書の記載内容に変更を生じた場合又は登録証の破損等により再交付を受ける必要がある場合には、矢巾町災害時支援ボランティア登録証異動等届（様式第4号）を町長に提出するものとする。
- 5 甲は、災害ボランティアが災害ボランティアとしてふさわしくないと認めた場合は、矢巾町災害時支援ボランティア登録取消通知書（様式第5号）により、登録を取り消すことができる。その場合、登録を取り消された者に登録証を返却させるものとする。
- 6 第3項の規定により災害ボランティアでなくなった者は、矢巾町災害時支援ボランティア返納届（様式第6号）に登録証を添えて甲に提出するものとする。

（登録等の事務）

第7条 災害ボランティアに関する登録等の事務は、矢巾町総務課において処理する。

- 2 登録申込書などの関係書類の受理並びに登録証及び支援活動に必要な物品の貸与等については矢巾町総務課が行う。

（秘密の保持）

第8条 災害ボランティアは、支援活動中において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定満了の1か月前までに甲及び乙いずれからも何らの申し出がないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 28 年 11 月 4 日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

矢 巾 町

矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 紫波郡矢巾町大字土橋第 10 地割 83 番地

矢巾町職員退職者の会

会長 女 鹿 春 夫

矢巾町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における矢巾町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢巾町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲、乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部は、乙が使用する事務所とする。ただし、乙が使用する事務所に最適な場所が無い場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室が必要であるときは、甲、乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、乙以外の社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲

に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
 - (2) ボランティアニーズの把握
 - (3) 災害ボランティアの募集、受付
 - (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 矢巾町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）
 - ⑤その他災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
 - (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - (11) その他センターの活動に必要な業務
- (資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費及び応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第 11 条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第 12 条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第 13 条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第 14 条 乙は、平常時から災害時に備えたセンターの機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲、乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 11 月 17 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会

代表者 会長 藤 原 義 一

災害時の応急措置に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と矢巾町建設業協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢巾町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が管理する公共施設等の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て災害応急措置を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（情報の交換）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく災害応急措置が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡責任者等の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資器材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

（対象となる災害）

第3条 本協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 地震発生により、災害が発生した場合
 - (2) 甲において災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた風水害その他により、災害が発生した場合
- 2 前項に定める災害以外の災害が発生する恐れがある場合の公共施設等のパトロール及び災害が発生した場合の災害応急措置の実施に関しては、甲の指示によるものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、災害応急措置を実施する必要があると認められたときは、乙に対して、次条に定める災害応急措置の実施を文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（災害応急業務の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う応急復旧作業
- (2) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(災害応急措置の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により災害応急措置作業の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を提供し、災害応急措置を実施するものとする。

(災害応急措置作業の監督)

第7条 災害応急作業を行う施工業者は、現地に派遣された町職員の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 災害応急措置作業の現地に町職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき業務を実施する。

(報告)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の作業に係る建設資機材等の内訳
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第9条 業務に要する費用は、甲が負担するものとし、経費の算出方法については、甲が別に定める基準によるものとする。

(工事契約の締結及び経費の支払い)

第10条 業務に係る工事請負契約の締結及び支払いについては、業務を実施した施工業者と甲との間において処理するものとする。

2 甲は、前条の規定に基づき経費の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 第6条の規定による業務により第三者に対して及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第12条 この規定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 業務施行により生じた建設機械の損傷に係る負担については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この締結は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、期間満了までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年5月15日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢 巾 町
代表者 矢巾町長 川 村 光 朗

乙 紫波郡矢巾町
矢巾町建設業協議会
会 長 伊 藤 多巳夫

資料編 3－26－2

災害時における石綿測定調査に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と株式会社大東環境科学（以下「乙」という。）とは、災害時における石綿（アスベスト）飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害に伴う建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿の飛散状況を把握するための測定調査（以下「調査」という。）に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）甲が指定する大気試料の採取
- （2）甲が指定する大気試料中の石綿濃度の分析
- （3）甲が指定する建材試料の採取
- （4）甲が指定する建材試料中の石綿の含有の分析
- （5）前4号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該業務の実施を中止し、その旨を甲へ報告する。

（調査結果の報告）

第5条 乙は、第3条第2号及び第4号に規定する調査の結果について、速やかに甲へ報告する。

(業務実施報告)

第6条 乙は、第4条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年8月22日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
代表者 矢巾町長 高橋昌造

乙 盛岡市津志田西1丁目2番23号
株式会社 大東環境科学
代表取締役 小山克也

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会の東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、東北地方支部内の災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則」第7条に基づき、会員が相互に行う応援について必要な事項を定めるものである。

(責務)

第2条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合は、可能な限り応援活動に協力する。

2 地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）長は、県支部内の会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な県支部内の相互応援体制を確立する。

3 地方支部長は、本協定の実施に必要な総合調整を行い、地方支部内の相互応援体制を確立する。

(情報連絡)

第3条 地方支部長及び県支部長は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生のおそれがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

(情報連絡調整)

第4条 地方支部長及び県支部長は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長は、県支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を県支部内から決定する。

3 前項において情報連絡調整を行うことができる会員が県支部内にいない場合に、地方支部長は、県支部長等と協議のうえ情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

- 4 地方支部長は、地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

(地方支部現地救援本部の設置)

第5条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認めた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする地方支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 災害規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援要請)

第6条 被災県支部長は、被災した会員（以下「被災会員」という。）からの応援要請について県支部内での対応が困難であると認めた場合に、地方支部長に応援要請を行う。

- 2 前項により応援要請を受けた地方支部長は、効果的な応援活動が期待できる県支部長に応援要請を行う。
- 3 前項により地方支部長から応援要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に応援要請を行い、県支部内からの応援活動について調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告する。
- 4 前項により県支部長から報告を受けた地方支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災県支部長に通知する。
- 5 第1項により応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会本部に応援要請を行う。

(応援活動)

第7条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援隊の派遣)

第8条 第6条により応急給水や応急復旧の応援要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

(応援隊の受け入れ)

第9条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。

2 応援隊の受け入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

(中継会員)

第10条 地方支部長は、地方支部内で水道の被害が発生し、被災県支部以外の県支部からの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員(「中継会員」という。)を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(支援拠点会員)

第11条 地方支部長は、災害の規模が大きく、県域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員(「支援拠点会員」という。)を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(応援活動の終了)

第12条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、被災県支部長にその内容を報告する。

2 前項により報告を受けた被災県支部長は、その内容を地方支部長に報告する。

3 前項により報告を受けた地方支部長は、当該応援会員の所属する応援県支部長に応援活動の終了を通知する。

4 前項により通知を受けた応援県支部長は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第13条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人権費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

第14条 地方支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的を開催する。

- 2 防災協議会は、地方支部及び各県支部の連絡担当責任者を含む必要な者で構成するものとする。

(合同訓練)

第15条 地方支部長及び県支部長は、本協定を円滑に実施するため、応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の受け入れ等に関する合同訓練を計画し、実施することができる。

- 2 地方支部長は、合同訓練の実施に関する要綱を別に定める。

(地方支部区域外の正会員に対する応援)

第16条 日本水道協会本部より地方支部区域外の正会員に対する応援要請があった場合に、地方支部長は、応援要請の受諾等について日本水道協会本部と調整を行う。

- 2 前項の応援要請を地方支部長が受諾した場合に、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。
- 3 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(正会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対する応援)

第17条 県等の行政機関から正会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対する応援要請があった場合、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

- 2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(指針)

第18条 地方支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

(協議)

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

(その他)

第20条 本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名、押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月11日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長

奥 山 恵美子

日本水道協会青森県支部長

青森市長

鹿 内 博

日本水道協会秋田県支部長

秋田市長

穂 積 志

日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長

谷 藤 裕 明

日本水道協会山形県支部長

山形市長

市 川 昭 男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長

亀 山 紘

日本水道協会福島県支部長

郡山市長

品 川 萬 里

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲1」という。）、盛岡市（以下「甲2」という。）、宮古市（以下「甲3」という。）、大船渡市（以下「甲4」という。）、花巻市（以下「甲5」という。）、北上市（以下「甲6」という。）、久慈市（以下「甲7」という。）、遠野市（以下「甲8」という。）、一関市（以下「甲9」という。）、陸前高田市（以下「甲10」という。）、釜石市（以下「甲11」という。）、二戸市（以下「甲12」という。）、八幡平市（以下「甲13」という。）、奥州市（以下「甲14」という。）、滝沢市（以下「甲15」という。）、雫石町（以下「甲16」という。）、岩手町（以下「甲17」という。）、紫波町（以下「甲18」という。）、矢巾町（以下「甲19」という。）、西和賀町（以下「甲20」という。）、金ヶ崎町（以下「甲21」という。）、平泉町（以下「甲22」という。）、住田町（以下「甲23」という。）、大槌町（以下「甲24」という。）、山田町（以下「甲25」という。）、岩泉町（以下「甲26」という。）、田野畑町（以下「甲27」という。）、軽米町（以下「甲28」という。）、野田村（以下「甲29」という。）、九戸村（以下「甲30」という。）、洋野町（以下「甲31」という。）及び一戸町（以下「甲32」という。）、（以下甲1から32までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、入孔、ポンプ等の付属施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- （1） 地震・津波による災害
- （2） 豪雨・洪水による災害
- （3） 大規模な事故等による災害
- （4） その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の対象施設)

第3条 乙の復旧支援の対象とする施設は、甲の所管する下水道管路施設とする。

(復旧支援の内容)

第4条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の要請)

第5条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、第11条第1号に規定する甲の事務局が甲1から甲32までの支援の要請をとりまとめた上で、次条に定める手続により、第11条第2号に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、実態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第7条 乙は、第5条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第8条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに、第11条第1号に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域災害)

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

(事務局)

第11条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水環境課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲32までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙の双方から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに1年間継続されるものとし、次年度以降も同様とする。

2 乙は、協定の有効期間を継続された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲32までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第14条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とするものとする。

この協定を証するため、本書33通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月28日

甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達 増 拓 也

甲 2 岩手県盛岡市愛宕町 6－8

盛岡市上下水道事業管理者

平 野 耕一郎

甲 3 岩手県宮古市長町 1－2－1

宮古市長 山 本 正 徳

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1 この実施細目は、災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理協会（以下「管路協」という。）より発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考にするものとする。

(復旧支援の対象施設)

第2 協定による復旧支援は、岩手県内の下水道管路施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震、豪雨等の災害で被害を受け、被災した岩手県及び県内市町村（以下「被災自治体」という。）から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、本協定を準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、以下のとおりとする。ただし、被災自治体より他の業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

- (1) 緊急調査：重要な施設を中心に地上から下水道管路施設の被害状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調整。
- (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が道められる被害箇所に対して緊急に行う措置。
- (3) 応急復旧工事：構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う復旧工事。
- (4) 一次調査：応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。

(5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等生じないよう管路協は被災自治体の指示に従って行うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサル等が別途業務委託を受託している場合は、報告書の作成に際し調査が必要となることに留意すること。

(復旧支援の要請)

第4 被災自治体の下水道管路施設管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第4条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第5条、第6条及び第11条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口（事務局）となっている岩手県県土整備部下水環境課の総括課長（以下「下水環境課総括課長」という。）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請するものとする。

2 前項の規定に基づき被災自治体より要請を受けた下水環境課総括課長は、管路協の窓口（事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会（以下「岩手県部会」という。）に対し、支援要請をとりまとめた文書（様式第2）により復旧支援要請をするものとする。

3 前2項の規定に関わらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができないときは、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとする。ただし、事後においては、速やかに文書を提出するものとする。

4 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援に要する費用)

第5 被災自治体は、第3第1項の規定に基づく復旧支援業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。

2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償)

第6 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。

2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議のうえ、対処するものとする。

(連絡窓口)

第7 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年3月28日から施行する。

別紙 連絡窓口（第7関係）

令和3年4月現在

整理番号	自治体等名	部等	課等
甲1	岩手県	県土整備部	下水環境課
甲2	盛岡市	上下水道局	総務課
甲3	宮古市	上下水道部	施設課
甲4	大船渡市	都市整備部	下水道事業所
甲5	花巻市	建設部	下水道課
甲6	北上市	都市整備部	下水道課
甲7	久慈市	建設部	下水道課
甲8	遠野市	環境整備部	水道事務所
甲9	一関市	上水道部	下水道課
甲10	陸前高田市	建設部	都市計画課
甲11	釜石市	建設部	下水道課
甲12	二戸市	建設整備部	下水道課
甲13	八幡平市		上下水道課
甲14	奥州市	都市整備部	下水道課
甲15	滝沢市	上下水道部	下水道課
甲16	雫石町		上下水道課
甲17	岩手町		水道事業所
甲18	紫波町	建設部	下水道課
甲19	矢巾町		上下水道課
甲20	西和賀町		上下水道課
甲21	金ヶ崎町		水処理センター
甲22	平泉町		建設水道課
甲23	住田町		建設課
甲24	大槌町	復興局	環境整備部
甲25	山田町		上下水道課
甲26	岩泉町		上下水道課
甲27	田野畑村		建設第一課
甲28	軽米町		地域整備課
甲29	野田村		地域整備課
甲30	九戸村		農林建設課
甲31	洋野町		水道事業所
甲32	一戸町	建設部	水環境課
甲33	葛巻町		建設水道課
甲34	普代村		建設水産課
乙	（公社）日本下水道管路管理業協会	岩手県部会	（株）伊藤組

災害時の協力に関する協定書

矢巾町（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、迅速に必要な災害情報を提供及び共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（矢巾町災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪，なだれ，土砂災害，倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり，乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は，甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場，駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては，甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（災害復旧時の生活用水等の確保に対する協力）

第7条 災害時において，乙の電力復旧作業に必要な生活用水等の確保にあたっては，甲は乙の要請に応じ，確保に協力するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は，甲においては矢巾町総務課，乙においては，東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター総務課とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は，甲，乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため，甲，乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年 4月 1日

甲 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 盛岡市紺屋町1番25号
東北電力ネットワーク株式会社 盛岡電力センター
所 長 内 藤 剛 彦

岩手県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害等による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、原則として、次の掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生
の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場にお
ける防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生時の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災
害発生時の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、
消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」とい
う。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互
応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県
及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のう
え、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書

(目的)

第1条 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「8市町」という。）は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市又は町が備蓄し、又は調達する物資だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に備蓄物資を融通することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この覚書を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 8市町は、あらかじめ備蓄物資の相互融通に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(融通の要請)

第3条 融通を要請する市又は町（以下「要請市町」という。）は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により融通を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 要請市町は、次の事項を明らかにする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資の品名、数量等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(相互融通する備蓄物資)

第4条 相互融通する備蓄物資は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資
- (2) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資

(物資の輸送)

第5条 物資の輸送は、要請市町が行うものとする。ただし、要請市町による輸送が困難な場合には、融通の要請を受けた市又は町（以下「融通市町」という。）が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 融通に要する経費は、要請市町が負担するものとする。

2 要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、融通市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定により難い場合は、双方協議するものとする。

(情報等の交換)

第7条 8市町は、この覚書に基づく相互融通が円滑に行われるよう、毎年、備蓄物資の情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書の実施に関し必要な事項については、8市町の協議により定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月11日

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

八幡平市

八幡平市長 田 村 正 彦

滝沢市

滝沢市長 主 濱 了

雫石町

雫石町長 猿 子 恵 久

葛巻町

葛巻町長 鈴 木 重 男

岩手町

岩手町長 佐々木 光 司

紫波町

紫波町長 熊 谷 泉

矢巾町

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙 1」のとおり。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙 2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安心・安全な暮らしの実現に関すること
- （2）地域経済活性化に関すること
- （3）未来を担う子どもの育成に関すること
- （4）その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第 4 条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第 2 条第 2 項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2020年12月15日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町長 高橋昌造

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割373番地
日本郵便株式会社
矢幅郵便局長 小笠原 富雄

「別紙 1」

協定対象局一覧

局名	住所	電話番号
矢幅郵便局	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 7 地割 3 7 3 番地	019-697-2433
岩手流通センター内郵便局	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目 2 番 1 5 号	019-637-2100
徳田郵便局	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 6 地割 5 5 番地	019-697-2924
不動郵便局	岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第 1 1 地割 2 番地 4	019-697-2925
紫波郵便局	岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 6 8 番地	019-672-1527 (総務部)

災害時における支援協力に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と岩手県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 矢巾町に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請に基づき乙が実施する支援業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3に係る業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- （1）甲の依頼による乙の会員の派遣
- （2）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- （3）その他甲が必要と認める業務

（連絡体制の整備）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるように必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（要請）

第4条 甲は、災害時において災害応急支援業務のため必要があると認める場合は、書

面により乙に対して協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに提出するものとする。

2 甲は、第1条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、同様に乙に対して協力を要請することができるものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、甲から業務の要請を受けたときは、速やかに業務を実施するとともに、実施後は書面により乙に対して実施内容を報告する。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、後日速やかに提出するものとする。

(費用負担)

第6条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第7条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。

(災害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した協力に伴って、第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月21日

- 甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町
矢巾町長 高 橋 昌 造
- 乙 岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号
岩手県行政書士会
会長 田 村 格

矢巾町と北良株式会社との包括連携協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と北良株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策技術を用いた環境・防災まちづくり及び災害時の対応等について、甲及び乙が双方の資源を有効に活用し協働することで、安全・安心かつ持続可能なまちづくり、地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 環境と防災に配慮したまちづくりに関すること
- (2) 災害時の対応に関すること
- (3) 情報提供及び広報活動に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

3 連携事項の詳細については、甲乙合意のうえ、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た個人情報その他

の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の
全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期限内にかかわらず、解約予定日の1ヵ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月5日

(甲) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町長 高 橋 昌 造

(乙) 岩手県北上市和賀町後藤二地割106番160

北良株式会社
代表取締役社長 笠 井 健

地域連携協定書

矢巾町（以下「甲」という。）と古里FICエネルギー合同会社（以下「乙」という。）は、乙が紫波郡矢巾町煙山地内に建設する木質バイオマス発電所（以下「本発電所」という。）において行う発電事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり協定（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携を図るにより、地域に根差した本事業の運営を実現することを目的とする。

（連携強化）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次条以降に定める事項について、誠実に協議し、連携強化に努める。

（剪定枝の活用）

第3条 乙は、矢巾町内で発生する剪定枝について、別途甲乙間で合意する受入基準を満足することを前提とし、本事業の運営上受入可能な範囲内において、バイオマス燃料として有効利用することに協力する。

（災害被災木の活用）

第4条 乙は、災害発生時に矢巾町内で発生する災害被災木について、別途甲乙間で合意する受入基準を満足することを前提とし、本事業の運営上受入可能な範囲内において、バイオマス燃料として有効利用することに協力する。

（災害発生時における電力供給）

第5条 乙は、甲または乙が手配する可搬型蓄電池を本発電所に常時配備し、本事業で発電された電気により充電するものとする。

2 災害発生時には、甲は乙に対し、可搬型蓄電池による電力供給について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合及び要請書を提出できない場合にあっては、要請書の内容を電話等で伝達し、後日要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、充電された可搬型蓄電池を指定された場所に配達し、蓄電された電力を提供するものとする。

4 本発電所の概要及び災害発生時における電源供給の細部については、別紙に定めるものとする。

(有効期間)

第 6 条 本協定書の有効期間は、本協定書締結日を開始日とし、本事業が終了する日までとする。なお、第 3 条ないし第 5 条については、本事業において商業運転を開始した日をもって発効するものとする。

(協議)

第 7 条 本協定書に定めのない事項または本協定書に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 12 月 12 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町
矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県盛岡市東見前 6 地割 37-1
古里 FIC エネルギー合同会社
代表社員 株式会社古里木材物流
職務執行者 畠 山 正

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

災害時における可搬型蓄電池による電力供給要請書

古里 FIC エネルギー合同会社
代表社員 株式会社古里木材物流
職務執行者 畠山 正 様

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町と古里 FIC エネルギー合同会社との地域連携協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり要請します。

役場事務担当者	〔所 属〕 〔氏 名〕 〔連絡先〕
電話等による要請の日 時	年 月 日 時 分
要請理由	
供給を必要とする可搬 型 蓄電池の数量	台
供給を必要とする場所 (配達先)	〔住 所〕 〔施設名〕
供給を必要とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他参考となる事項	

(別紙)

1 本発電所の概要

事業会社	古里 FIC エネルギー合同会社
発電設備出力	1,990.0 k W
発電設備の名称	矢巾発電所（仮称）
発電設備の設置場所	〒028-3623 岩手県紫波郡矢巾町煙山第 2 地割 78 番 1

2 災害発生時における電源供給

可搬型蓄電池の配達先等	甲は、矢巾町地域防災計画に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所を対象として、当該蓄電池の配達先を指定する。

災害発生時における電力供給に関する覚書

矢巾町（以下「甲」という。）と古里FICエネルギー合同会社（以下「乙」という。）は、乙が木質バイオマス発電所（以下「本発電所」という。）において行う発電事業（以下「本事業」という。）に関して締結した地域連携協定（令和4年12月12日締結。以下「本件協定」という。）第5条に基づき、災害時における電力供給について、以下のとおり覚書を（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、矢巾町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲乙が相互に連携し、円滑な災害時応急対策を実施することを目的として、可搬型蓄電池の貸与について必要な事項を定める。

（可搬型蓄電池の配達先）

第2条 乙は、災害時に本件協定第5条第2項に従って甲から要請があった場合には、当該甲からの要請に基づき、可搬型蓄電池を矢巾町役場敷地内防災倉庫に配達するものとする。

（可搬型蓄電池の配達手段）

第3条 前条における可搬型蓄電池の配達手段については、乙が定めるものとする。

（可搬型蓄電池の配達日時）

第4条 第2条における可搬型蓄電池の配達日時については、乙が定めるものとする。

（可搬型蓄電池の再充電）

第5条 甲は、乙から貸与された可搬型蓄電池が電力消費により再度充電が必要となった場合は、当該蓄電池を甲が回収して乙の指定する場所に配達し、乙に対して再充電を依頼するものとする。

2 乙は、前項に規定する再充電が完了した場合は、甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項に規定する乙からの連絡があった場合は、乙の指定する場所で当該蓄電池を受領するものとする。

- 4 本条に定める可搬型蓄電池の再充電は、本発電所において発電した電力を用いて可搬型蓄電池の再充電を行うことができる状態にあることを前提とし、かかる状態にない場合、乙は再充電を行う義務を負うものではない。

(可搬型蓄電池の返却)

第6条 乙が甲に貸与した可搬型蓄電池の返却場所は、乙が指定する場所とする。

- 2 前項に規定する当該蓄電池の返却時期については、甲が当該蓄電池の使用を終了した時点で乙に対して通知し、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 第2条に規定する可搬型蓄電池の配達に係る費用については、乙が負担するものとする。

- 2 第4条及び第5条に規定する可搬型蓄電池の再充電に係る配達及び可搬型蓄電池の返却に係る費用については、甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第8条 甲は、貸与された可搬型蓄電池の使用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 使用の条件を遵守し、安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、矢巾町内で使用すること。
- (3) 故障又は何らかの理由により可搬型蓄電池が使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡すること。
- (4) 可搬型蓄電池が第2条に基づき甲に対して配達された後、第6条に基づき乙が指定する場所に返却されるまでの間、可搬型蓄電池について実務上合理的な注意義務をもってその管理を行うこと。
- (5) 乙が甲に貸与する可搬型蓄電池の故障、充電不足、本発電所からの一時的な当該蓄電池の取り外しその他の理由の如何を問わず、甲が当該可搬型蓄電池を使用することができなかったとしても、乙は何らの責任を負わないこと。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者を相互に定め報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練への協力)

第10条 乙は、この覚書に基づく地域連携体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する合理的な費用は、原則として乙の負担とする。

(協議事項)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年6月27日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 岩手県盛岡市東見前6地割37-1

古里FICエネルギー合同会社

代表社員 株式会社古里木材物流

代表者 職務執行者 畠 山 正

災害時等における施設の提供協力に関する協定書

矢巾町（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）及び南関東特定目的会社（以下「丙」という。）は、矢巾町内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙及び丙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第 2 条 乙及び丙の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした提供施設（本条第 2 項に定義する。以下本項において同じ。）の提供及び車中泊避難者への支援

(2) 町内で豪雨等による土石流・地滑りが想定される場合又は大規模な浸水が想定される場合において、土砂災害警戒区域等又は浸水想定区域等から避難する車両（以下「退避車両」という。）の受け入れを目的とした提供施設の提供

2 前項の協力は、以下の施設内の外構駐車場のうち、乙及び丙が災害時等に指定した区画（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在地
プロロジスパーク盛岡	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 279 番地、280 番地

（車中泊避難者の受け入れ場所としての施設の提供）

第 3 条 乙及び丙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、車中泊避難者の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を車中泊避難者の受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙及び丙は、前項に基づき、提供施設の全部又は一部を提供する場合、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を可能な範囲で行うよう努めるものとする。

する。

(1) トイレ設備及び水道設備の提供

(2) 甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める車中泊避難者への提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、車中泊避難者の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

4 提供施設の全部又は一部を車中泊避難者の受け入れ場所として使用することになったときは、甲は、職員等を提供施設に派遣し、車中泊避難者の受付、案内、ルールの説明を行うとともに、車中泊避難者によるルールの徹底を図るものとする。

(退避車両の受け入れ場所としての施設の提供)

第4条 乙及び丙は、甲の要請に基づき、提供施設の安全点検を実施し、提供施設において、退避車両の受け入れが可能と判断したときは、提供施設の全部又は一部を、退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

2 退避車両の受け入れ期間は、原則として、退避車両の受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

3 提供施設の全部又は一部を退避車両の受け入れ場所として使用することになったときは、甲は、職員等を提供施設に派遣し、退避車両の受付、案内、ルールの説明を行うとともに、退避車両によるルールの徹底を図るものとする。

(被害情報の収集・伝達)

第5条 甲、乙及び丙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲、乙及び丙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(協力の要請)

第6条 甲は、災害時等において、乙及び丙に対し、第2条に掲げる協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後、速やかに文書を提出する。

(提供施設の閉鎖)

第 7 条 乙又は丙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙及び丙に連絡した場合
- (2) 乙又は丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙又は丙が甲に連絡した場合
- (3) 第 3 条又は第 4 条に基づき提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙又は丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく車中泊避難者及び退避車両の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第 8 条 甲の要請に基づき乙及び丙が行った協力活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第 9 条 本協定に基づき提供された提供施設又は備品が破損したときは、甲は当該提供施設又は備品の復旧にかかる費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 10 条 乙及び丙は、提供施設における車中泊避難者及び退避車両に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲、乙及び丙は、本協定に関する連絡責任者を相互に定め報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練への協力)

第 12 条 乙及び丙は、本協定に基づく地域連携体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する合理的な費用は、原則として乙及び丙の負担とす

る。

(協議)

第 13 条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、令和 6 年 2 月 14 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、本協定は、期間満了の日の翌日から同様の内容でさらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書を 3 通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 2 月 14 日

甲 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町

代表者 矢巾町長 高 橋 昌 造

乙 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号

東京ビルディング

株式会社プロロジス

代表取締役 山 田 御 酒

丙 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号

東京ビルディング

南関東特定目的会社

取締役 稲 田 秀

岩手山の活動状況（平成7年以降）

年	事 項
平成7年～ 9年(1995～ 1997年)	○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測、東北大学の傾斜計等のデーターにも変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。ホ面付近の地震が急増。 ○ 5月モホ面付近の地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回（1ヶ月）を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号（今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある）。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。 大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ（4～8km）で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.1（震度6弱）の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震（M2.0～2.5）が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○ 山頂付近でM2.9の地震発生。
平成11年 (1999年)	○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山、姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6（震度4）の地震発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動（振り切れ微動継続時間約4分）を観測、臨時火山情報第4号。

平成12年 (2000年)	○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8（震度4）の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヵ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年 (2001年)	○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5月モホ面付近を震源とする低周波地震が15回観測。
平成14年 (2002年)	○ 4月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ10km前後）を震源とする低周波地震活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成15年 (2003年)	○ 東岩手山のやや深いところ（深さ10km）震源とする低周波地震活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は認められなかった。
平成16年 (2004年)	○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6月1999年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成17年 (2005年)	○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地殻変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。

平成 18 年 (2006年)	○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山付近噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復がみとめられる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年 (2007年)	○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8月以降東岩手山のやや深いところ（深さ10km）震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7月に継続時間が短い、振幅のやや大きな微動を1回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル1（平常）〔12月1日～ 〕（12月1日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年 (2008年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 1月と12月に東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6月には継続時間が短く振幅の小さい微動を1回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年 (2009年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 22 年 (2010年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 23 年 (2011年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近（山頂の西北西約10km）を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震回数は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 24 年 (2012年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も2回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動も特段の変化はなかった。

平成 25 年 (2013年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は3月から5月にかけてやや多い状況になり、5月には岩手山西側を震源とする最大震度2の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 26 年 (2014年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 6月1日に岩手山西側を震源とするマグニチュード3.0の地震が発生した。また、10月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 27 年 (2015年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 7月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 28 年 (2016年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年 (2017年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 10月25日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。 噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 30 年 (2018年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 6月と10月の現地調査では、噴気や地熱域の状況に特段の変化は認められなかった。 地殻変動も特段の変化は見られなかった。

平成31年 (令和元年) (2019年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。地殻変動も特段の変化は見られなかった。 ○ 2月、5月及び10月の現地調査では、噴気や地熱域の状況に特段の変化は認められなかった。 ○ 火山性地震は少ない状況で推移し、火山性微動は観測されなかった。また、火山活動による地殻変動も認められなかった。
令和2年 (2020年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。地殻変動も特段の変化は見られなかった。 ○ 2月及び8月の現地調査では、噴気や地熱域の状況に特段の変化は認められなかった。 ○ 火山性地震は少ない状況で推移し、火山性微動は観測されなかった。また、火山活動による地殻変動も認められなかった。
令和3年 (2021年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。地殻変動も特段の変化は見られなかった。 ○ 6月及び9月の現地調査では、噴気や地熱域の状況に特段の変化は認められなかった。 ○ 火山性地震は少ない状況で推移し、火山性微動は観測されなかった。また、火山活動による地殻変動も認められなかった。

※ 噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に、噴火警戒レベル4におけるキーワード「避難準備」の表現を、令和3年12月16日より「高齢者等避難」に改める。

岩 手 山 の 噴 火 史

岩手山は、25個以上の小火山から構成され、東西約13kmの長さに配列し、正確には「岩手山火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳（2,038m）、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山、東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経141度の線である。

岩手山火山群は、約70万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約13kmの範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に7回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約6,000年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1立方km程度以下である。これに対して、西岩手山は約7,400年前以降、水蒸気噴火のみ繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は0.01立方km程度以下である。

約6,000年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約6,000年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。（平笠岩屑なだれ堆積物）

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約3,200年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰（火口から約3.5kmで10cmの厚さで堆積）火山灰は熱水変質した岩石片（噴石）と岩粉、粘土からなり、火山灰量は0.01立方km以下と概算される。

西岩手山では、7,400年前以降現在まで少なくとも8回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

(3) 1686年前（貞享3年） 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰、火山泥流が繰り返し発生した。玉山村、滝沢村、盛

岡市、花巻方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山流が繰り返し発生し、玉山村、滝沢村、西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732年（享保16～17年） 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の5個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919年（大正8年） 水蒸気爆発

大地獄谷において、直径9mの火口から、強い音響とともに水蒸気とガスが噴出した。後に崩壊により火口の直径が約50mに拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出、火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ3～15cmの変質粘土からなる火山灰が堆積した。

火山灰は、網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動（1934～35年、1960年、1972年） 水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸、塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また、一方で、この時期においては大地獄谷、黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。

出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか

激 甚 災 害 指 定 基 準

昭和37年12月 7日
中央防災会議決定

改正 昭和40年 2月17日
昭和47年 8月11日
昭和56年 4月10日
昭和56年10月14日
昭和57年 9月10日
昭和58年 7月 9日
平成12年 3月24日
平成19年 2月27日
平成21年 3月10日
平成28年 2月 9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
 - B 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が、全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの。
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - (2) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。

2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの。

3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が、農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおおむねその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの。

- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
 - B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が、当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの。
- 6 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害
 - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が、1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの。

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害
 - B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

 - (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、
1 市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共
土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災
害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災
害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおとど被害の実情に応じて個別に考慮するもの
とする。

局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日
中央防災会議決定

改正 昭和46年10月11日
昭和56年10月14日
昭和58年 6月11日
平成12年 3月24日
平成19年 2月27日
平成19年 4月19日
平成20年 7月 3日
平成21年 3月10日
平成23年 1月13日
平成28年 2月 9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1） 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査

定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

- (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）
 - (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村
 - (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する災害
- ① 当該市町村の区域における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が、当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haをこえる市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被災額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害

ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が、おおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年 1月 1日以後に発生した災害について適用する。

災害復興住宅等に対する融資一覧表

(平成27年12月1日現在)

種 目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概 要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、購入又は補修に要する資金の貸付 (独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第5項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)	宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事に要する資金の貸付 (同左法第13条第6項)
融 資 の 対 象	1 住宅の建設 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令に基づく 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去を含む)
融 資 要 件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書が交付されていること ・ 建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書を交付されていること ・ 補修の場合は、住宅に10万円以上の被害が生じ、り災証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修する方であること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人 (日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方) 又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内に申込むこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等する方であること 5 個人の方 (日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方) 又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けた方であること 2 勧告を受けた日から2年以内又は改善命令を受けた日から1年以内に申込むこと 3 住宅金融支援機構の資金以外に必要となる資金を用意できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、原則として79歳未満であること 6 個人の方 (日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方) であること

一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること（建設・購入の場合のみ） 3 敷地の権利が転貸借でないこと 4 住宅部分の床面積が、建設の場合は13㎡以上175㎡以下であること、購入の場合は50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下であること（被災前の住宅部分が175㎡超の場合は、その床面積が上限）	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として13㎡以上、購入の場合は50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ） 4 敷地の権利が転貸借でないこと 5 建築基準法その他関係法令に適合していること	

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
貸付金の限度	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170万円又は工事費の9割のいずれか低い額
利率	個人向け0.55%、事業者向け0.35% (平成28年12月19日現在)	個人向け1.49%、事業者向け1.22% (平成27年12月1日現在)	個人向け1.18%、事業者向け0.91% (平成27年12月1日現在)
期間	20年、25年又は35年以内	25年又は35年以内	15年以内

災害復興住宅資金

(平成27年12月17日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 住宅が流出したなどで新たに宅地住宅を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 建設資金 1,650万円 2 整地資金 440万円 3 土地取得資金 970万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 償還期間 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は貸借権を取得する場合		1 新築購入資金 2,620万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,620万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じ罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 730万円 2 引方移転資金 440万円 3 整地資金 440万円 ※ 2と3を併せて利用する場合は、合計で440万円が限度	1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

資料編 5 - 2 - 3

生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることができない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1 世帯150万円以内	1 据置期間 6 か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1 世帯250万円以内	

災害援護資金

(平成27年4月1日現在)

貸 付 対 象	根拠法令	貸付金額	貸 付 条 件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合は5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

様 式 編 目 次

様式編目次	1
1 県への報告関係	
報告担当機関等一覧表	4
(初期情報報告専用様式)	
水道施設被害状況報告	様式B 6
火葬場等被害報告	様式C 7
観光施設被害報告	様式D 8
商工関係被害報告	様式E 9
農林水産関係被害報告	様式F 10
土木施設等被害報告	様式G－1 11
教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）	様式H 12
被害発生等報告	様式1 13
避難の指示・勧告等の状況報告	様式1－1 14
人的及び住家被害報告	様式2 15
人的被害内訳	様式2－1 16
住家被害内訳	様式2－2 17
庁舎等被害報告	様式3 18
社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告	様式4 19
医療衛生施設被害報告	様式5 20
医療衛生施設被害内訳	様式5－1 21
消防施設被害報告	様式6 22
観光施設被害報告	様式7 23
商工関係被害報告	様式8 24
高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	様式9 25
農業施設被害報告	様式12 26
農作物等被害報告	様式13 27

農作物被害内訳	様式13－1	28
家畜等関係被害報告	様式14	29
農地農業用施設被害報告	様式15	30
林業関係被害報告	様式16	31
土木施設等被害報告	様式17	32
公営住宅等被害報告	様式18	33
児童・生徒及び教員等被害報告	様式19	34
学校被害報告	様式20	35
文化財被害報告	様式21	36

2 その他

消防庁報告 災害状況即報(第4号様式(その1))	様式1	38
消防庁報告 被害状況即報(第4号様式(その2))	様式2	39
自衛隊災害派遣要請依頼書	様式3	40
自衛隊災害派遣隊撤収要請書	様式4	41
矢巾町避難行動要支援者名簿登録(新規・変更・抹消)申請書	様式5	42
罹災証明書	様式6	44
罹災証明書交付申請書	様式7	46
罹災証明書交付簿	様式8	47
住家等再調査申請書	様式9	48
被災証明書	様式10	49
被災届出書兼被災証明書交付申請書	様式11	50
被災証明書交付簿	様式12	51

1 県への報告関係

報告担当機関等一覧表

様式	報 告 種 別	報 告 区 分	調 査 収 集 担 当 部	報告受領機関 (盛岡地方支部)
1	被 害 発 生 等 報 告		総 務 部	総 務 班
1-1	避難指示・勧告等の状況報告		総 務 部	総 務 班
2 2-1 2-2	人 的 及 び 住 家 被 害 報 告		総 務 部	福 祉 環 境 班
3	庁 舎 等 被 害 報 告		総 務 部	総 務 班
4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告	社会福祉施設	保 健 福 祉 部 教 育 部	福 祉 環 境 班
		社会教育施設	教 育 部	教育事務所班
		文 化 施 設	教 育 部	教育事務所班
		体 育 施 設	教 育 部	教育事務所班
B C 5 5-1	医 療 衛 生 施 設 被 害 報 告	医 療 施 設	保 健 福 祉 部	保 健 医 療 班
		上 水 道 施 設	上 下 水 道 部	福 祉 環 境 班
		衛 生 施 設	住 民 部	福 祉 環 境 班
6	消 防 施 設 被 害 報 告		総 務 部	総 務 班
D 7	観 光 施 設 被 害 報 告	自然公園施設	産 業 振 興 部	福 祉 環 境 班
		観 光 施 設	産 業 振 興 部	総 務 班
E 8	商 工 関 係 被 害 報 告		産 業 振 興 部	総 務 班
9	高 圧 ガ ス ・ 火 薬 類 施 設 及 び 鉱 山 関 係 被 害 報 告		総 務 部	総 務 班
F 12	農 業 施 設 被 害 報 告		産 業 振 興 部	農 林 班
F 13 13-1	農 作 物 等 被 害 報 告		産 業 振 興 部	農 林 班
F 14	家 畜 等 関 係 被 害 報 告		産 業 振 興 部	農 林 班
F 15	農 地 農 業 用 施 設 被 害 報 告		産 業 振 興 部	農 林 班

注 様式欄の英文字は、初期情報報告専用紙を示す。

様 式 編

様式	報 告 種 別	報 告 区 分	調 査 収 集 担 当 部	報告受領機関 (盛岡地方支部)
F 16	林 業 関 係 被 害 報 告		産 業 振 興 部	農 林 班
G-1 17	土 木 施 設 等 被 害 報 告	道路・河川・橋り ょう	建 設 部	土 木 班
		都 市 公 園	建 設 部	土 木 班
		下 水 道 施 設	上 下 水 道 部	土 木 班
G-1 18	公 営 住 宅 等 被 害 報 告		建 設 部	土 木 班
H 19	児童、生徒及び教員等被害報告		教 育 部	教育事務所班
H 20	学 校 被 害 報 告		教 育 部	教育事務所班
H 21	文 化 財 被 害 報 告		教 育 部	教育事務所班

注 様式欄の英文字は、初期情報報告専用用紙を示す。

様式B 【市町村本部⇒地方支部（保健環境班）⇒ 県関係課 ⇒ 防災課】

宛先 岩手県 保健所長／県民くらしの安全課総括課長 殿	発信： 年 月 日 差出人：

水道施設被害状況報告書（速報 第 報）

		年 月 日 時 分現在の状況
1	災害の日時及び原因 年 月 日 時 分発生	
2	災害水道事業の概要 (1) 市町村名 (2) 水道事業名〇〇上水道 (3) 給水人口現在給水人口 (4) 給水量 (5) 水源	
3	被災施設の概要（箇所数、施設名等） (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 導水施設 (5) 送水施設 (6) 配水施設	
4	断減水の状況 ・ 断水 〇〇地区 〇〇世帯（〇〇〇人） 〇月〇日〇時～ ・ 減水 〇〇地区 〇〇世帯（〇〇〇人） 〇月〇日〇時～ 〇〇%制限	
5	応急給水の状況 〇月〇日〇時～ 〇〇地区へ給水車〇台で運搬給水	
6	復旧状況及び見込み 〇月〇日〇時 〇〇地区一部（〇〇世帯）給水開始	
7	被害金額 〇〇〇千円（又は未定）	
報告者 所属・職・氏名	矢巾町上下水道課 職 氏名 Tel	

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様 式 編

様式C 【市町村本部⇒地方支部（保健環境班）⇒ 県関係課 ⇒ 防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

2 墓 地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

[illegible]

様-8

様 式 編

様式E 【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒ 県関係課 ⇒ 防災課】

商 工 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

事 業 所 名	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式8を使用するものであること。

注2 事業所名は、原則公表しないものであること。

様式 F 【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班）⇒ 県関係課 ⇒ 防災課】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

被 害 項 目	調 査 結 果
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ー ル	

注 1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G－1 【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒ 県関係課】

土 木 施 設 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

施 設 区 分	被 害 状 況	対 応 状 況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式 15・様式 16・様式 17 及び様式 18 を使用するものであること。

様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】

【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課】

【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課】

県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災害名	第 報（ 月 日 時 分現在）		
施設名		施設発信者	
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年齢・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

（1）全体

市町村名	学校名	休校等の理由

（2）その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

5 児童生徒の被災状況(教科書等の学用品の滅失がある場合)、児童生徒の登下校の大きな障害(通学路や公共交通機関等)

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、様式19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

様 式 編

(様式1) 【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

被 害 発 生 等 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害

区 分	人 数	氏 名	年 齢
死 者			
行方不明者			
重 傷 者			
軽 傷 者			

4 その他の被害

区 分	数 量	被 害 の 状 況

2 住家被害

区 分	棟 数	世 帯 数	人 員
全 壊			
半 壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状況	設置	月 日 時 分	
	廃止	月 日 時 分	
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を添付すること。		
応援要請の状況			
消防機関の 活動状況	消 防 職 員		人
	消 防 団 員		人
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時 分	
	閉鎖箇所		箇所
	解除時間	時 分	
その他の 措置状況			

3 非住家被害

区 分	棟 数	被 害 の 状 況
公共建物		
そ の 他 の 建 物		

- 注 1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。
 2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。
 3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

(様式1-1)【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	【計】	世帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	【計】	世帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

人的及び住家被害報告

[illegible]

注 1 人的及び住家被害については、当該市町村の区域内の全部の被害を記載すること。

2 発生報告・応急対策報告(様式1)により報告した人的被害及び住家被害の記載内容と異なる場合は、人的被害内訳(様式2-1)及び住家被害内訳(様式2-2)を添付するものとする。

3 人的被害については、他市町村に居住するものであっても、現に被災した市町村の被害として記載すること。

4 非住家被害については、倉庫、土蔵、車庫、納戸等について、全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記載すること。ただし、他の報告書記載したものは含めないこと。

(様式2-1)
人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						
イ 行 方 不 明 者						
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

(様式 2-2)
住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世帯数	人 員
ア 全壊（流失）				
イ 半 壊				
ウ 一 部 破 損				
エ 床 上 浸 水				
オ 床 下 浸 水				

【県有財産】 地方支部各班又は県立各施設等
⇒ 県関係課⇒総合防災室
【市町村有財産】 市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒ 防災課

注1 様式4～22に該当しない行政財産及び普通財産について記載すること。

2 公舎については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、（ ）をもって記載すること。

【県立】各施設⇒県関係課⇒総合防災室
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（福祉・
 教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課

告
報
害
被

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

(様式 5)

【国立病院等】地方支部(保健医療班) ⇒ 県関係課
⇒ 防災課
【県立病院等】地方支部(県立病院班) ⇒ 医療局経営管理課
⇒ 防災課
【その他】市町村本部 ⇒ 地方支部(保健医療班)

医療衛生施設被害報告

市町村名 (支部等名)	課等名 (班名)	発信者		第	報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%									
区 分	医療施設						衛生施設											
	病院等						上水道											
	国立	県立	市町村立	日赤等	法人立	民間	母子健 康セン ター	上水道	簡易 水道	し尿 処理 施設	ごみ 処理 施設	火葬場	死亡獣畜 取扱場	と畜場	墓地			
市町村名	被害額合計																	
	施設 数		被害 額		施設 数		被害 額		施設 数		被害 額		施設 数		被害 額			
	棟		千円		棟		千円		棟		千円		棟		千円			
	千円		千円		棟		千円		棟		千円		棟		千円			
計							棟		千円		棟		千円		棟		千円	

(様式 5-1)
医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

注1 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所の別を記載すること。
2 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。
3 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。
4 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

消防設施被害報告

[illegible]

(様式7) 市町村本部⇒地方支部 (総務班・保健環境班) 観光施設被害報告
⇒県関係課⇒防災課

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)	発信者		第	報	報告時点	月 日 時 分現在				調査率	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	種 別	公 共 施 設										民 営 施 設				計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		被害額合計	千円	箇所	道路		索道		野営場		宿泊		船舶		その他		計	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害

注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。

2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害 (様式17) とは重複しないものであること。

3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害 (様式2) の住家被害とは重複しないものであること。

4 上下水道被害は、医療衛生施設被害 (様式5) とは重複しないものであること。

5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害 (様式2) の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では () をもって記載すること。

〔市町村本部⇒地方支部（総務班）
⇒県関係課⇒防災課〕

[illegible]

店舗については専用のものについて記載すること。
なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害とは重複しないものであること。

工場については、専用のものについて記載すること。

なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。

【高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係】
市町村本部⇒地方支部（総務班・保健環境班）
⇒（関係係課）⇒防災課
盛岡ガス（株）、（社）岩手県高圧ガス保安協会
⇒防災課

盛岡ガス(株),(社)岩手県高圧ガス保安協会
⇒ 防災課

注1 盛岡ガス(株)及び(社)岩手県高圧ガス保安協会によるガス関係施設の被害報告については、この様式を準用すること。

〔市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課〕

和 報 害 被 等 物 作 農

[illegible]

〔市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課〕

農作物被害内訳

[illegible]

(樣式 14)

[市町村本部⇒地方支部 (農林班) ⇒農林水產企畫室⇒ 防災課]

家 畜 等 関 係 被 害 報 告

[illegible]

(様式15)

【県管理】地方支部（海岸保全施設以外：農林班、海岸保全施設：土木班）⇒県関係課⇒防災課
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（海岸保全施設以外：農林班、海岸保全施設：土木班）⇒県関係課

農地農業者使用施設被害報告

[illegible]

【綠島縣政府】綠島縣政府
 (上記以外)市町村本部⇒地方支部(林道以外)農林班、林道、土木班)⇒県関係課⇒防災課

扣

※ 県有林には県有地を含む
※ 国有林被害はこの様式を準用する
※ 被害内訳が不明な場合は小計欄に記載。
【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

(様式18)

【市町村営住宅】市町村本部⇒地方支部(土木班)
⇒県関係課⇒防災課

【県営住宅等】地方支部(土木班)⇒県関係課
⇒防災課

公當住宅等被害報告

[illegible]

注 「被害状況」欄には、具体的な状況を記載すること。

- 【国立】国立学校⇒防災課
- 【県立】県立学校⇒県関係課⇒防災課
- 【市町村立】市町村本部⇒地方支所(教育事務所)⇒県関係課⇒防災課
- 【私立】私立学校⇒学事振興課⇒政策推進室⇒防災課
- 【県立大学】県立大学⇒学事振興課⇒政策推進室⇒防災課

兒童、生徒及び教員等被害報告

[illegible]

注 この報告は、人的及び住家被害報告（様式2）の再掲として記載すること。

(様式20)

- 【国立】国立学校⇒防災課
- 【県立】県立学校⇒県関係課⇒防災課
- 【市町村立】市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課
- 【私立】私立学校⇒総務室⇒防災課
- 【県立大学】県立大学⇒総務室⇒防災課

告 報 告 被 校 学

[illegible]

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）
⇒県関係課⇒防災課

文 化 財 被 害 報 告

[illegible]

注1「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

2 その他

様 式 編

(様式 1)

第 4 号様式 (その 1)

(災害概況即報)

消防庁受信者名
災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者	

災害の概況	発生場所					発 生 日 時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死 者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不 明		人					一部 破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)							
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 3 9 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確認のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

[illegible]

「**母監護**」
 母が未成年の子を養育し、その子の利益のために必要と認められる範囲で、子の財産を管理し、処分する権利をいう。

(様式3)

自衛隊災害派遣要請依頼書

矢 総 第 号
年 月 日

岩 手 県 知 事 殿

矢巾町長

自衛隊派遣要請依頼について

このことについて、自衛隊法第83条の規定に基づく派遣を下記のとおり依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他の参考事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

(様式4)

自衛隊災害派遣隊撤収要請書

矢 総 第 号
年 月 日

岩 手 県 知 事 殿

矢巾町長

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により災害派遣を要請しましたが、災害復旧も概ね終了したことから下記のとおり撤収を要請いたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 () 時
- 2 派遣要請日時 年 月 日 () 時
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容
- 5 連絡責任者

(様式5)

別記様式(第5条関係)

(表)

矢巾町避難行動要支援者名簿登録(新規・変更・抹消)申請書					
矢 巾 町 長 様		申請日 年 月 日			
私は、災害発生時の避難に際し、地域の支援を受けたいので、矢巾町避難行動要支援者同意者名簿への登録を申請します。					
この申請書に記載した内容は、コミュニティ会長、担当民生委員、自主防災組織、消防団、消防署、警察、社会福祉協議会、その他町長が認める者へ提供されることを承諾します。					
○登録申請者(登録を希望する方ご本人の氏名等をご記入ください。)					
ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	大 昭 平 令	年 月 日	
住 所	矢巾町 (行政区：)	電話番号	(自宅) (携帯)	— — — —	
○代筆者(ご本人以外が代筆する場合、代筆者の氏名等をご記入ください。)					
ふりがな 氏 名	(続柄：)	電話番号	— —		
1 該当区分(登録申請者の該当項目全ての数字に○印を付けてください。)					
1	75歳以上の者のみの世帯	2	在宅で要介護度3以上の者	3	身体障害者手帳1級・2級 (肢体・視覚・聴覚)
4	知的障がい者 (療育手帳A)	5	その他 ()		
2 緊急時の連絡先(緊急時の連絡先となる方を1名以上ご記入してください。)					
ふりがな 氏 名		電話番号	— —		
住 所		続柄			
ふりがな 氏 名		電話番号	— —		
住 所		続柄			
3 地域支援者(地域支援者となる方の同意を得てご記入ください。) 地域支援者の記載は必須ではありません。					
ふりがな 氏 名		電話番号	— —		
住 所	矢巾町	登録申請者 との関係			
ふりがな 氏 名		電話番号	— —		
住 所	矢巾町	登録申請者 との関係			
町記入欄(新規/変更/抹消 登録年月日 年 月 日 システム入力者) 世帯No.					

(裏)

4 本人の状況(医療・福祉に関する各項目をご記入ください。) <u>必ずしも、全ての項目を記入する必要はありません。</u> <u>情報提供に同意する項目のみご記入ください。</u> <u>記入欄が不足する場合は、備考欄にご記入ください。</u>											
① かかりつけの病院						② 治療中の病気又は障害					
病院名： 担当医：						治療内容： 使用薬：					
病院名： 担当医：						治療内容： 使用薬：					
③ 医療・福祉のチェック項目(該当する項目全ての数字に○印を付けてください。)											
1	車いす	2	歩行器	3	人工呼吸器	4	在宅酸素	5	ペースメーカー	6	インスリン注射
7	経管栄養	8	点滴	9	ストマ	10	人工透析	11	たん吸引	12	補聴器
④ ③以外で使用している補装具、医療・介護に必要な器具があればご記入ください。											
5 町指定避難場所 (例) ○○公民館、××小学校						6 地域で定めた避難場所					
7 避難情報の伝達方法(該当する項目全ての数字に○印を付けてください。)											
1	エリアメール			2	テレビまたはラジオ			3	地域支援者等からの電話連絡		
4	地域支援者等による訪問			5	その他 ()						
8 支援時の留意事項(自由記述) 避難時や安否確認時に参考になる情報があれば、ご記入ください。											
9 避難所への移動手段(該当する項目全ての数字に○印を付けてください。)											
1	徒歩 (杖・手引き・歩行器)			2	車いす (自力走行・介助走行)			3	自動車 (自家用車・介護車両)		
4	その他 ()										
10 備考欄(他の記入欄が不足していた場合などは、こちらにご記入ください。)											

(様式6)

様式第1号(第3条関係)

罹 災 証 明 書																																										
						第 号																																				
						年 月 日																																				
世帯主住所 (被災者住所)																																										
世帯主氏名 (被災者氏名)																																										
追 加 記 載 事 項 ①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">構成員氏名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 25%;">構成員氏名</th> <th style="width: 10%;">続柄</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢																														
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢																																				
罹災原因																																										
被災住家※の所在地																																										
住家※の被害の程度																																										
追加記載事項②																																										
※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）																																										
追加記載事項③																																										
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 矢巾町長 印																																										

[illegible]

(様式 7)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日

罹災証明書交付申請書

矢巾町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

○太線部分をご記入ください。

罹 災 の 日 時	年 月 日 時 分頃		
被災住家※の所在地	矢巾町		
申請者と罹災物件との関係	☐ 居住者 ☐ 所有者 ☐ その他 ()		
災 害 の 種 類	☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()		
罹 災 物 件	☐ 住 家 (☐ 持 家 ☐ 借 家 ☐ 貸 家)		
申 請 部 数	部	受 付 欄	
申 請 者 確 認 欄	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ 基礎年金番号通知書又は国民年金手帳 ☐ その他 ()		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考

- 1 申請者の住所には、現在住んでいる場所を記入してください。
- 2 代理人の場合には、委任状を提出してください。
- 3 申請書の提出時には、申請者の身分証明書を提示願います。

(様式8)
様式第3号 (第8条関係)

罹災証明書交付簿							年度						
交付番号	受付年月日	申請者住所		申請者氏名		交付枚数	交付年月日	申請者と罹災物件との関係	災害の種類	罹災日時	罹災物件種別	罹災内容	備考
		被災住家の所在地		所有者氏名									
								☐ 居住者 ☐ 所有者 ☐ その他 ()	☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分頃	☐ 住家 ☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他 ()	
								☐ 居住者 ☐ 所有者 ☐ その他 ()	☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分頃	☐ 住家 ☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他 ()	

(様式 9)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

住家再調査申請書

矢巾町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

住家の再調査を次のとおり申請します。

○太線部分を記入ください。

被災住家の所在地	矢巾町
罹 災 者 氏 名	
罹 災 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()
罹 災 物 件	☐ 住 家 (☐ 持 家 ☐ 借 家 ☐ 貸 家)
再 調 査 を 申 請 す る 理 由	
事 務 処 理 欄	交付済証明書番号 第 号
	調査回数 回目 前回の調査日 年 月 日

(様式10)

様式第5号(第10条関係)

被災証明書

矢巾町長様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

被災の日時	年 月 日 時 分頃
被災の場所	矢巾町
災害の種類	☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他()
被災内容	人的被害【 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 相続人 ☐ その他()】 ☐ 死亡(氏名) ☐ その他(氏名 ☐ 行方不明 ☐ 重症) 物的被害【 ☐ 所有者 ☐ その他()】 ☐ 非住家() ☐ 動産等() ☐ その他()
備考	

第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

矢巾町長



(様式12)

様式第 7 号 (第12条関係)

被災証明書交付簿

____年度

(交付 番号)	受付年月日	申請者住所		申請者氏名		交付枚数	交付年月日	災害の種類	被災日時 年 月 日 時 分 頃	被災内容		備考
		被災住家の所在地	所有者氏名	所有者氏名	被災内容					被災内容		
								☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	人的被害 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 相続人 ☐ その他 () ☐ 死亡 (氏名) ☐ その他 (氏名) ☐ 行方不明 ☐ 重症)		
		矢巾町						☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	物的被害 ☐ 所有者 ☐ その他 () ☐ 非住家 () ☐ 動産等 () ☐ その他 ()		
								☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	人的被害 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 相続人 ☐ その他 () ☐ 死亡 (氏名) ☐ その他 (氏名) ☐ 行方不明 ☐ 重症)		
		矢巾町						☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	物的被害 ☐ 所有者 ☐ その他 () ☐ 非住家 () ☐ 動産等 () ☐ その他 ()		
								☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	人的被害 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ 相続人 ☐ その他 () ☐ 死亡 (氏名) ☐ その他 (氏名) ☐ 行方不明 ☐ 重症)		
		矢巾町						☐ 豪雨 ☐ 洪水 ☐ 暴風 ☐ 地震 ☐ その他 ()	年 月 日 時 分 頃	物的被害 ☐ 所有者 ☐ その他 () ☐ 非住家 () ☐ 動産等 () ☐ その他 ()		